

令和3年第6回小山町議会9月定例会会議録

令和3年8月25日(第1日)

召集の場所 小山町役場議場

開 会 午前10時00分 宣告

出席議員 1番 室伏 勉君 2番 室伏 辰彦君
3番 小林千江子君 4番 佐藤 省三君
5番 岩田 治和君 6番 池谷 弘君
7番 高畑 博行君 8番 渡辺 悦郎君
9番 藪田 豊造君 10番 米山 千晴君
11番 池谷 洋子君 12番 鈴木 豊君
13番 遠藤 豪君

欠席議員 なし

説明のために出席した者

| | | | |
|------------|--------|--------------------|--------|
| 町 長 | 池谷 晴一君 | 副 町 長 | 大森 康弘君 |
| 教 育 長 | 高橋 正彦君 | 理 事 | 増井 重広君 |
| 企画総務部長 | 小野 一彦君 | 危機管理局長 | 遠藤 正樹君 |
| 住民福祉部長 | 渡邊 啓貢君 | 経済産業部長 | 高村 良文君 |
| 都市基盤部長 | 湯山 博一君 | オリンピック・パラリンピック推進課長 | 池谷 精市君 |
| 教育次長 | 長田 忠典君 | 企画政策課長 | 勝又 徳之君 |
| 総務課長 | 池田 馨君 | 住民福祉課長 | 杉山 則行君 |
| 介護長寿課長 | 山本 智春君 | 商工観光課長 | 渡邊 辰雄君 |
| フロンティア推進課長 | 湯山 浩二君 | 農 林 課 長 | 前田 修君 |
| 建設課長 | 清水 良久君 | 上下水道課長 | 遠山 洋行君 |
| こども育成課長 | 大庭 和広君 | 人口政策推進室長 | 石田 洋丈君 |
| 総務課課長補佐 | 渡邊 徹君 | | |

職務のために出席した者

| | | | |
|---------|-----------|-----------|--------|
| 議会事務局長 | 後藤 喜昭君 | 議会事務局書記 | 池谷 孝幸君 |
| 会議録署名議員 | 3番 小林千江子君 | 4番 佐藤 省三君 | |

散 会 午後1時20分

(議 事 日 程)

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 町長提案説明
- 日程第4 報告第14号 令和2年度小山町一般会計予算継続費精算報告書について
- 日程第5 報告第15号 令和2年度小山町一般会計等健全化判断比率の報告について
- 日程第6 報告第16号 令和2年度小山町特別会計等資金不足比率の報告について
- 日程第7 同意第3号 小山町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第8 同意第4号 小山町教育委員会委員の任命について
- 日程第9 議案第68号 工事請負契約(変更)の締結について
(小山町上野工業団地造成工事)
- 日程第10 議案第69号 令和3年度小山町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第11 議案第70号 町道路線の認定について
- 日程第12 議案第71号 町道路線の変更について
- 日程第13 議案第72号 字の区域の変更について
- 日程第14 議案第73号 字の区域の変更について
- 日程第15 議案第74号 財産を支払手段として使用することについて(変更)
(小山町上野工業団地造成工事)
- 日程第16 議案第75号 小山町中小企業・小規模企業振興基本条例の制定について
- 日程第17 議案第76号 小山町手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第77号 令和3年度小山町一般会計補正予算(第5号)
- 日程第19 議案第78号 令和3年度小山町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第20 議案第79号 令和3年度小山町育英奨学資金特別会計補正予算(第1号)
- 日程第21 議案第80号 令和3年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第22 議案第81号 令和3年度小山町下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第23 議案第82号 令和3年度小山町土地取得特別会計補正予算(第1号)
- 日程第24 議案第83号 令和3年度小山町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第25 議案第84号 令和3年度小山町宅地造成事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第26 議案第85号 令和3年度小山町上野工業団地造成事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第27 議案第86号 令和3年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第28 議案第87号 令和3年度小山町温泉供給事業特別会計補正予算(第1号)

○議長（遠藤 豪君） 本日は御苦労さまです。

ここで報告いたします。場内では、当局の説明並びに議員の発言の際を含めて、マスクを着用することといたします。

議 事

午前10時00分 開会

○議長（遠藤 豪君） ただいま出席議員は13人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから、令和3年第6回小山町議会9月定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略します。

議事日程に先立ちまして、議長における諸般の報告をいたします。概要につきましては、お手元に配付しましたとおりでございます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（遠藤 豪君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第128条の規定により、3番 小林千江子君、4番 佐藤省三君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（遠藤 豪君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月27日までの34日間にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月27日までの34日間に決定しました。

なお、会期中の審議予定表を御手元に配付してありますので、これに御協力を賜りたいと存じます。

ただいま、町長から議案が提出されました。職員に議案を朗読させます。事務局長。

（事務局長 議案表朗読）

日程第3 町長提案説明

○議長（遠藤 豪君） 日程第3 町長提案説明を議題とします。

本定例会に提出されました報告第14号から議案第88号までの38議案について、町長から提案説明を求めます。町長 池谷晴一君。

○町長（池谷晴一君） 改めまして、おはようございます。令和3年第6回小山町議会9月定例会を開催するに当たり、議員の皆様には御出席をいただき、大変ありがとうございます。

今回提案いたしましたのは、報告3件、同意2件、工事請負契約（変更）の締結1件、町道路線の認定1件、町道路線の変更1件、字の区域の変更2件、財産を支払手段として使用することについて1件、条例の制定1件、条例の一部改正1件、補正予算12件、決算の認定12件、水道事業会計利益の処分及び決算の認定1件の合計38件であります。

初めに、報告第14号 令和2年度小山町一般会計予算継続費精算報告書についてであります。

令和2年度で継続費が終了しました事業の精算報告書について、地方自治法の規定に基づき、議会に報告するものであります。

次に、報告第15号 令和2年度小山町一般会計等健全化判断比率の報告について及び報告第16号 令和2年度小山町特別会計等資金不足比率の報告については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、それぞれ議会に報告するものであります。

次に、同意第3号 小山町固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。

本件は、本年9月30日をもって任期満了となります委員の選任について、地方税法の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

次に、同意第4号 小山町教育委員会委員の任命についてであります。

本件は、本年9月30日をもって任期満了となります委員の任命について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第68号 工事請負契約（変更）の締結についてであります。

小山町上野工業団地造成工事において変更契約を締結するもので、地方自治法及び小山町条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第69号 小山町一般会計補正予算（第4号）についてであります。

本案は、10月に予定される参議院議員補欠選挙費用及び新型コロナウイルス感染症対策として、町内経済の活性化を速やかに実施するため、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ6,244万5,000円を追加し、予算の総額を115億8,484万5,000円とするものであります。

次に、議案第70号 町道路線の認定についてであります。

本案は、大胡田地区宅地整備事業に伴い大胡田地先に新設する道路を町道に認定することについて、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第71号 町道路線の変更についてであります。

本案は、大胡田地先で実施している大胡田地区宅地整備事業に伴い、既存の町道路線を変更することについて、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第72号 字の区域の変更についてであります。

本案は、現在実施中であります県営中山間地域総合整備事業北郷南西部地区のうち一色工区の、ほ場整備事業区域内に存する大字一色地先の換地処分を行うに当たり、字の区域を変更するもの

で、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第73号 字の区域の変更についてであります。

今回変更いたします字の区域は、小山町上野工業団地造成事業の事業区域内に存する大字上野地先の土地の小字の区域を変更するもので、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第74号 財産を支払手段として使用することについて（変更）であります。

本町財産を上野工業団地造成工事の支払い手段とすることについて、工事請負契約の変更に伴い、地方自治法及び小山町条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第75号 小山町中小企業・小規模企業振興基本条例の制定についてであります。

本案は、本町における中小企業及び小規模企業の振興についての基本理念及び基本方針をはじめ、本町の実情に応じた企業の振興を図るため、条例を制定するものであります。

次に、議案第76号 小山町手数料条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の成立により、地方公共団体情報システム機構が個人番号カードを発行すると明確化されたことに伴い、個人番号カードを再発行する際の手数料について、町の条例により規定する必要がなくなるため、小山町手数料条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第77号から議案第87号までについては、一般会計のほか10の特別会計の補正予算であります。

初めに、議案第77号 令和3年度小山町一般会計補正予算（第5号）についてであります。

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ5億8,213万6,000円を追加し、歳入歳出総額を121億6,698万1,000円とするとともに、継続費、繰越明許費及び地方債の補正をするものであります。

次に、議案第78号 令和3年度小山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ7,780万6,000円を追加し、歳入歳出総額を19億7,930万6,000円とするものであります。

次に、議案第79号 令和3年度小山町育英奨学資金特別会計補正予算（第1号）についてであります。

令和2年度決算により、歳入の繰越金を9万円追加するとともに、同額を予備費で調整するもので、歳入歳出総額を609万円とするものであります。

次に、議案第80号 令和3年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。

令和2年度決算により、歳入の繰越金を579万1,000円追加するとともに、同額を出納整理期間中に納付された普通徴収保険料として広域連合に納付するもので、歳入歳出総額を2億5,570万8,000円とするものであります。

次に、議案第81号 令和3年度小山町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ38万5,000円を追加し、歳入歳出総額を2億3,446万5,000円とするとともに、地方債を補正するものであります。

次に、議案第82号 令和3年度小山町土地取得特別会計補正予算（第1号）についてであります。

令和2年度決算により、歳入の繰越金を1万6,000円追加するとともに、同額を土地開発基金に繰り出すもので、歳入歳出総額を22万2,000円とするものであります。

次に、議案第83号 令和3年度小山町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ9,226万3,000円を追加し、歳入歳出総額を20億9,226万3,000円とするものであります。

次に、議案第84号 令和3年度小山町宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

令和2年度決算により、歳入の繰越金を4,053万9,000円追加するとともに、同額を予備費で調整するもので、歳入歳出総額を2億3,342万1,000円とするものであります。

次に、議案第85号 令和3年度小山町上野工業団地造成事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

令和2年度決算により、歳入の繰越金を9万9,000円減額するとともに、同額を予備費で調整するもので、歳入歳出総額を5,350万1,000円とするものであります。

次に、議案第86号 令和3年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

令和2年度決算により、歳入の繰越金を12万6,000円減額するとともに、同額を予備費で調整するもので、歳入歳出総額を2億6,967万4,000円とするものであります。

次に、議案第87号 令和3年度小山町温泉供給事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

令和2年度決算により、歳入の繰越金を84万8,000円追加するとともに、同額を予備費で調整するもので、歳入歳出総額を329万9,000円とするものであります。

次に、認定第2号から認定第13号までと、議案第88号の令和2年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の13件について御説明申し上げます。

初めに、認定第2号 令和2年度小山町一般会計歳入歳出決算についてであります。

お手元の「主要な施策の成果と予算執行状況報告書」の3ページをお開きください。

令和2年度一般会計の決算額は、歳入総額163億9,936万7,000円で、前年度対比10.7%の減、歳出総額156億94万3,000円で、6.7%の減となり、歳入歳出差引額は7億9,842万4,000円となりまし

た。この差引額には、町道3975号線ほか1道路整備事業（用沢工区）ほか1件の逡次繰越しの充当財源、（仮称）すがぬまこども園整備事業ほか17件の繰越明許費の充当財源及び防衛施設道路整備事業ほか10件の事故繰越しの充当財源、合わせて5億3,761万4,000円が含まれており、これら翌年度に繰り越すべき財源を差引きすると、2億6,081万円が実質収支額となり純繰越金となりました。

これから前年度の実質収支額5億3,960万3,000円を差し引いた単年度収支額では、2億7,879万3,000円の赤字となりました。また、実質収支額を標準財政規模（56億7,359万1,000円）で除した実質収支比率は4.6%となりました。

歳入について、前年度と比較しますと、全体で19億5,530万7,000円減少しました。

減少した主なものは、ふるさと寄附金の減少により寄附金が4億7,108万5,000円、財政調整基金の繰入れ及びふるさと寄附金を原資とした各種基金からの繰入れの減少による繰入金が、29億8,337万5,000円などであります。

一方、増加した主なものは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が1億9,386万2,000円、特別定額給付金給付事業費補助金の18億1,380万円の増などによる国庫支出金23億7,962万8,000円などであります。

歳出について、前年度と比較すると、全体で11億2,287万6,000円の減少となりました。

目的別に見ると、商工労働費が新産業集積エリア造成事業特別会計への繰出金の減により20億3,752万5,000円の減、教育費が小中学校等空調設備整備事業の完了、小中学校ICT機器等備品購入事業の完了等による12億3,044万3,000円の減が主なものであります。

一方、増加したものは、総務費が財政調整基金及び特定目的基金への積立金の増額により2億1,332万3,000円、民生費が特別定額給付金給付事業により19億3,159万円、災害復旧費が令和元年台風19号による災害復旧事業の繰越しによる2億8,810万7,000円などが主なものであります。

また、性質別に見ると、義務的経費が41億6,791万5,000円で全体の26.7%、投資的経費が40億1,239万7,000円で全体の25.7%となりました。

なお、義務的経費のうち、人件費は22億4,317万円で、前年度対比で2億8,611万9,000円の増、扶助費が10億4,261万2,000円で、前年度対比4,354万4,000円の増、公債費は8億8,213万3,000円で、対前年度比887万9,000円の減となりました。

投資的経費では、普通建設事業費は34億6,134万6,000円で、前年度対比14億2,570万7,000円の減となり、災害復旧事業費が5億5,105万1,000円で、前年度対比1億4,743万8,000円の増となりました。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の世界的流行により、経済活動の抑制を余儀なくされ、多くの国々で大幅な景気後退を経験するに至りました。

日本経済においても、インバウンド需要の減少、国内の経済社会活動の抑制等、甚大な影響をもたらし、小山町においては、感染症拡大による企業収益の落ち込み及び税制改正により、町民

税法人税割が減少し、歳入の根幹である町税は減少に転じ、令和元年の台風19号による災害復旧への対応もある中で厳しい財政運営となりましたが、事業の見直しなどによる財源の創出に努めました。

歳出では、町道整備事業、こども園の整備事業、その他、定住促進を図るため、地域優良賃貸住宅整備などに取り組みました。加えて、地域共生社会を実現するため、新たに包括的支援体制構築事業に取り組み、断らない相談体制を整備しました。また、高齢者のフレイル対策に取り組むため、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施などにも取り組みました。

以上、令和2年度一般会計の決算の概要を説明いたしましたが、その細部につきましては、御手元の「主要な施策の成果」を御参照ください。

次に、認定第3号 令和2年度小山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算についてであります。歳入総額は19億7,458万1,000円で、前年度に比べ7,108万8,000円の減であります。歳出総額は18億2,677万4,000円で、前年度に比べ5,083万1,000円の減であります。

本会計の実質収支額は、1億4,780万7,000円となりました。

次に、認定第4号 令和2年度小山町育英奨学資金特別会計歳入歳出決算についてであります。歳入総額は565万2,000円、歳出総額は416万円となりました。

次に、認定第5号 令和2年度小山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入総額は2億4,916万8,000円で、前年度に比べ1,878万1,000円の増、歳出総額は2億4,237万7,000円で、前年度に比べ1,310万7,000円の増、実質収支額は679万1,000円となりました。

次に、認定第6号 令和2年度小山町下水道事業特別会計歳入歳出決算についてであります。歳入総額は2億1,785万4,000円、歳出総額は2億1,341万8,000円で、実質収支額は443万6,000円となりました。

次に、認定第7号 令和2年度小山町土地取得特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入総額は20万8,000円、歳出総額は19万1,000円で、実質収支額は1万7,000円となりました。

次に、認定第8号 令和2年度小山町介護保険特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入総額は20億4,279万4,000円で、前年度に比べ1億436万9,000円の増、歳出総額は18億9,064万1,000円で、前年度に比べ9,938万円の減、実質収支額は1億5,215万3,000円となりました。

次に、認定第9号 令和2年度小山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入総額は1億8,898万1,000円、歳出総額は1億471万2,000円で、実質収支額は5,753万9,000円となりました。

次に、認定第10号 令和2年度小山町上野工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入総額は9,300万7,000円、歳出総額は7,412万3,000円で、これから翌年度に繰り越すべき財源1,878万3,000円を差し引いた実質収支額は10万1,000円となりました。

次に、認定第11号 令和2年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入総額は1,467万3,000円、歳出総額は3,941万1,000円で、実質収支額は2,473万8,000円の赤字となりました。

次に、認定第12号 令和2年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入総額は2億2,462万4,000円、歳出総額は2億2,444万4,000円で、これから翌年度に繰り越すべき財源10万6,000円を差し引いた実質収支額は7万4,000円となりました。

次に、認定第13号 令和2年度小山町温泉供給事業特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入総額は336万1,000円、歳出総額は39万7,000円で、実質収支額は296万4,000円となりました。

次に、別冊になっております決算書の議案第88号 令和2年度小山町水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてであります。

収益的収入及び支出の収入額3億2,197万5,000円に対し、支出額は2億9,485万円となり、当年度の純利益は1,503万5,000円であります。また、資本的収入及び支出は、収入額1億9,602万8,000円に対し、支出額は2億8,508万7,000円となりました。なお、純利益につきましては、その処分案により処分をお諮りするものであります。

以上、今定例会に提案いたしました38議案につきましての提案説明を終わります。

なお、各議案の審議に際し、同意案件につきましては私から内容説明を、議案第79号 令和3年度小山町育英奨学資金特別会計補正予算(第1号)、議案第80号 令和3年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)、議案第82号 令和3年度小山町土地取得特別会計補正予算(第1号)、議案第84号 令和3年度小山町宅地造成事業特別会計補正予算(第1号)、議案第85号 令和3年度小山町上野工業団地造成事業特別会計補正予算(第1号)、議案第86号 令和3年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計補正予算(第1号)及び議案第87号 令和3年度小山町温泉供給事業特別会計補正予算(第1号)を除き、その他の案件は、関係部長等からそれぞれ補足説明をいたしますので、よろしく願いいたします。

以上であります。

日程第4 報告第14号 令和2年度小山町一般会計予算継続費精算報告書について

○議長(遠藤 豪君) 日程第4 報告第14号 令和2年度小山町一般会計予算継続費精算報告書についてを議題といたします。

報告を求めます。企画総務部長 小野一彦君。

○企画総務部長(小野一彦君) 報告第14号 令和2年度小山町一般会計予算継続費精算報告書についてであります。

本件は、令和元年度から令和2年度までの2か年にわたる継続費を設定し、実施いたしました

(仮称) すがぬまこども園園舎敷地造成事業と、平成29年度から令和2年度までの4か年にわたる継続費を設定し、実施いたしました森村橋修景・復原事業についてであります。

(仮称) すがぬまこども園園舎敷地造成事業は、総額1億6,271万6,400円、森村橋修景・復原事業は、総額4億999万7,600円を支出し、2件の継続事業が全て終了し継続費の精算をしたことから、地方自治法施行令第145条第2項の規定により調製しました報告書を提出するものであります。

以上であります。

○議長(遠藤 豪君) 部長の報告は終わりました。本報告は、地方自治法施行令第145条第2項の規定による報告ですので、御了承願います。

日程第5 報告第15号 令和2年度小山町一般会計等健全化判断比率の報告について

○議長(遠藤 豪君) 日程第5 報告第15号 令和2年度小山町一般会計等健全化判断比率の報告についてを議題とします。

報告を求めます。企画総務部長 小野一彦君。

○企画総務部長(小野一彦君) 報告第15号 令和2年度小山町一般会計等健全化判断比率の報告についてであります。

令和2年度の小山町の健全化判断比率についてであります。算定した基礎数値及び4指標について、7月29日に監査委員の審査を受けたところであります。

健全化判断比率に対する監査の審査意見につきましては、決算審査意見書の中に示されているとおりであります。後ほど代表監査委員から令和2年度決算審査の意見と併せて報告がございますので、御承知おき願います。

それでは、財政指標のうち、初めに実質赤字比率についてであります。

一般会計と育英奨学資金特別会計、そして土地取得特別会計を合わせた普通会計の歳入総額から歳出総額を差し引き、さらに翌年度に繰り越す財源を差し引きしますと、実質収支額が算出されます。

その実質収支額が赤字の場合に、地方公共団体の標準的な収入の規模を示す標準財政規模に対して何%であるかを示すものが実質赤字比率であります。

令和2年度の小山町の標準財政規模は56億7,359万1,000円で、令和2年度の実質収支額は、育英奨学資金特別会計、土地取得特別会計と合わせて2億6,231万9,000円の黒字でありますので、実質赤字比率は算定されないこととなります。

次に、連結実質赤字比率についてであります。

先ほどの実質赤字比率の対象となる普通会計に、国民健康保険特別会計をはじめ、町の全ての会計を対象とした実質収支額等の合計が赤字の場合、その実質赤字額の標準財政規模に対する割合であります。

令和2年度の実質収支額等の合計は8億1,994万3,000円の黒字でありますので、連結実質赤字比率も算定されないこととなります。

次に、実質公債費比率についてであります。

この比率は、標準財政規模等に対する実質的な公債費相当額の割合を、平成30年度から令和2年度まで年度ごとに算出し、3年間の平均値を表したものであります。

この実質的な公債費相当額とは、毎年度ごと支出している一般会計等の地方債の元利償還金のほかに、特別会計及び事業会計へ支出している一般会計からの繰出金並びに出資金のうち公債費に準ずるものと、債務負担行為のうち土地の購入費用などの公債費に準ずるものや、御殿場市小山町広域行政組合などの一部事務組合へ支出している負担金のうち、公債費に準ずるものなどを含めた合計額から、それらに充てた特定財源などの額を差し引いたものであります。

本町の実質公債費比率は8.0%であり、早期健全化基準の25.0%を下回っております。

最後に、将来負担比率についてであります。

この比率は、標準財政規模等に対する一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の割合であります。この一般会計等が将来負担すべき実質的な負債とは、一般会計の地方債残高84億6,518万3,000円や、公営企業債等繰入見込額3億8,104万5,000円のほかに、一部事務組合や御殿場市小山町土地開発公社などに関する負担見込額などを含めた、一般会計が負担するであろう負債の全体額から、町全体の基金残高54億4,037万8,000円や交付税に算入される公債費の見込額などを差し引いたものであります。

前年度に引き続き、令和2年度も、将来負担額よりも充当可能財源等が多いため、将来負担比率は算定されません。

以上、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により御報告いたします。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 部長の報告は終わりました。本報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定による報告ですので、御了承願います。

日程第6 報告第16号 令和2年度小山町特別会計等資金不足比率の報告について

○議長（遠藤 豪君） 日程第6 報告第16号 令和2年度小山町特別会計等資金不足比率の報告についてを議題とします。

報告を求めます。企画総務部長 小野一彦君。

○企画総務部長（小野一彦君） 報告第16号 令和2年度小山町特別会計等資金不足比率の報告についてであります。

本件は、さきの報告第15号と同様に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、令和2年度の決算数値を基に算定し、7月29日に監査委員の審査を受けたところであります。

この資金不足比率は、公営企業ごとに資金の不足額が事業の規模に対してどの程度あるのかを

表す指標であります。

個々の会計の状況ですが、初めに、下水道事業特別会計の実質収支額は443万6,000円で黒字となっておりますので、資金不足比率は算定されませんこととなります。

次に、宅地造成事業特別会計の実質収支額は、5,753万9,000円の黒字となり、土地の売払い収入見込額と地方債残高の差引きでも黒字でありますので、下水道事業会計と同様に、資金不足比率は算定されませんこととなります。

次に、新産業集積エリア造成事業特別会計につきましては、実質収支比率が算定されておられません。0円ということになっておりますので、資金不足比率も算定されませんこととなります。

次に、上野工業団地造成事業特別会計の実質収支額は、10万1,000円で黒字となっておりますので、資金不足比率は算定されませんこととなります。

次に、木質バイオマス発電事業特別会計の実質収支額は、2,473万8,000円の赤字となっており、前年度繰上充用金1,042万2,000円を除いた資金不足額は1,431万6,000円となり、売電収入から営業外収益を除いた1,417万6,000円で除した100.9%は資金不足比率として算定されます。この結果、国の定める経営健全化基準である20%を超えたため、今後、経営健全化計画を定めることとなります。

次に、小山PA周辺開発事業特別会計の実質収支額は、7万4,000円で黒字となっておりますので、資金不足比率は算定されませんこととなります。

次に、温泉供給事業特別会計の実質収支額は、296万4,000円の黒字となっておりますので、資金不足比率は算定されませんこととなります。

最後に、水道事業会計の資金不足比率であります。水道事業会計の資金不足比率は貸借対照表の流動資産総額から貸倒引当金を加えたものから、翌年度へ繰り越す財源を差し引いたものから流動負債総額、建設改良費等の財源に充てるための企業債及び引当金を差引きしますと、1億9,628万6,000円の黒字でありますので、資金不足比率は算定されませんこととなります。

以上、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、御報告申し上げます。

○議長（遠藤 豪君） 部長の報告は終わりました。本報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定による報告ですので、御了承願います。

日程第7 同意第3号 小山町固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（遠藤 豪君） 日程第7 同意第3号 小山町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

内容説明を求めます。町長 池谷晴一君。

○町長（池谷晴一君） 同意第3号 小山町固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。

現在、本町では、固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために、3人の委員による小山町固定資産評価審査委員会を設置しております。

この委員のうち、平成30年10月1日から委員をお願いしております藤曲弘幸さんが、本年9月30日で任期満了になります。

藤曲弘幸さんは、固定資産評価の知識が豊富で、人格、識見ともに優れた方であり、引き続き選任したく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

なお、任期は、本年10月1日から令和6年9月30日までの3年間であります。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（遠藤 豪君） 内容説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終了します。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 異議なしと認めます。したがって、本案は討論を省略し、直ちに採決することに決定しました。

これから採決します。

同意第3号は、これに同意をすることに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 起立全員です。したがって、同意第3号はこれに同意することに決定しました。

日程第8 同意第4号 小山町教育委員会委員の任命について

○議長（遠藤 豪君） 日程第8 同意第4号 小山町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

内容説明を求めます。町長 池谷晴一君。

○町長（池谷晴一君） 同意第4号 小山町教育委員会委員の任命についてを御説明申し上げます。

小山町教育委員会は、教育長と4人の委員で組織しております。その中で、保護者代表の相原正和委員が本年9月30日をもって任期満了となります。

相原さんは、平成28年4月1日に教育委員に就任され、以来5年6か月間にわたり、小山町の教育行政推進に御尽力をいただいております。ここに改めて心より感謝を申し上げるところであります。

後任には、北郷地区の下古城区にお住いの眞田拓史さんを保護者代表の委員として任命いたしたくお願いするものであります。

眞田拓史さんは、これまでPTA役員をはじめ体育指導委員として9年6か月間、スポーツ推進委員として6年6か月間活動され、また、下古城区区长として2年間務められております。

人格高潔で地域からの信望も厚く、教育、学術及び文化について高い識見を有しておられ、教育委員に適任の方でありますので、教育委員に任命したいため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めます。

なお、任期は本年10月1日から令和7年9月30日までの4年間です。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（遠藤 豪君） 内容説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終了します。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 異議なしと認めます。したがって、本案は討論を省略し、直ちに採決することに決定しました。

これから採決します。

同意第4号は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 起立全員です。したがって、同意第4号はこれに同意することに決定しました。

日程第9 議案第68号 工事請負契約（変更）の締結について（小山町上野工業団地造成工事）

○議長（遠藤 豪君） 日程第9 議案第68号 工事請負契約（変更）の締結について（小山町上野工業団地造成工事）を議題とします。

補足説明を求めます。経済産業部長 高村良文君。

○経済産業部長（高村良文君） 議案第68号 工事請負契約（変更）の締結についてであります。

本案は、令和2年3月定例会において議決をいただいた小山町上野工業団地造成工事について、設計の一部変更に伴う工事請負契約（変更）の議決案件でございます。

変更の内容は、工事進捗に伴う土配計画の再精査に基づく土工の変更と、発生土の土質試験結果に基づく盛土工の変更、さらに特別高圧線管路工の追加が主なものでございます。

変更による増額は5億710万円で総額48億4,000万円となり、うち消費税相当額は4億4,000万円です。

説明は以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませ

んか。

○9番(菌田豊造君) 今回とはちょっと関係がないかもしれませんが、今開発されている外周道路についてお伺いします。

外周道路が2,780メートルありますけれども、これについては道路法の第24条にのっとりであるのかどうなのか、それについてお伺いします。

以上です。

○議長(遠藤 豪君) 答弁を求めます。

○フロンティア推進課長(湯山浩二君) 菌田議員にお答えいたします。

現在外周道路につきましては、幅員12メートルで整備しているものでございますが、こちらの方は道路法第24条にのりつた道路ではございません。

以上でございます。

○議長(遠藤 豪君) ほかに質疑はありませんか。

なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第68号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立多数です。したがって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第69号 令和3年度小山町一般会計補正予算(第4号)

○議長(遠藤 豪君) 日程第10 議案第69号 令和3年度小山町一般会計補正予算(第4号)を議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長 小野一彦君。

○企画総務部長(小野一彦君) 議案第69号 令和3年度小山町一般会計補正予算(第4号)についてであります。

今回の補正は、10月に予定される参議院議員補欠選挙費用及び新型コロナウイルス感染症対策として、町内経済の活性化を速やかに実施するため、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ6,244万5,000円を追加し、予算の総額を115億8,484万5,000円とするものであります。

初めに、歳入の主なものについて御説明申し上げます。

6ページをお開きください。

16款2項9目新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を3,915万5,000円増額しますのは、新型コロナウイルス感染症対策事業に充当する財源として、地方創生臨時交付金を見込むものであります。

次に、16款3項1目総務費委託金を879万円増額しますのは、参議院議員選挙費委託金を見込むものであります。

次に、6ページから7ページにかけて、20款2項7目新型コロナウイルス感染症対策基金繰入金を1,450万円増額しますのは、新型コロナウイルス感染症対策事業における国庫補助金への上乗せ分の財源として繰り入れるものであります。

次に、歳出予算の主なものについて御説明いたします。

8ページをお願いいたします。

次のページにかけて、2款4項5目参議院議員選挙費のうち、説明欄(2)参議院議員補欠選挙費を879万円追加しますのは、10月24日に予定される参議院議員補欠選挙費用であります。

次に9ページ、6款1項1目商工業振興費のうち、説明欄(2)商工業振興費を5,365万5,000円増額しますのは、新型コロナウイルス感染症対策として、小山町商工会が実施するプレミアム商品券発行事業に対する地域活性化対策助成金を交付するものであります。

以上であります。

○議長(遠藤 豪君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

○9番(菌田豊造君) この補正予算の歳出について質問します。

9ページの6款1項1目に商工振興費として、5,365万5,000円が地域活性化に対する助成金として計上されています。歳入において、国庫補助金として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として3,915万5,000円、また、新型コロナウイルス感染症対策基金の繰入れとして、1,450万円がその財源です。

そこで質問します。

まず、国庫補助金がなかったら、この事業は行ったかどうか。

さらに、事業費は、新型コロナ感染拡大において大きな影響を受けた町内業者の宿泊、飲食、小売などを支援する目的としてプレミアム商品券を発行することになってはいますが、その落ち込みの具体的な数字をお示してください。

町内においても、数日置かずに罹患の発表がなされています。罹患された方はともかく、その濃厚接触者も2週間の外出禁止を余儀なくされています。買物や収入が途絶えることがあります。それらの対応について町は考えているのかどうか。また、プレミアム商品券を5割とした理由を併せてお伺いします。

以上です。

○議長(遠藤 豪君) 答弁を求めます。

○経済産業部長(高村良文君) 菌田議員の御質問にお答えいたします。

まず、国の国庫補助金がなかったらこの事業はどうだったのかという御質問に対しましては、当初から、昨年度行いましたプレミアム商品券の事業につきましては、かなりの町の事業者に対

しての支援になったということでした。

その後、第3次、第4次ということで、コロナの蔓延が出てきたところに着目いたしまして、やはりプレミアム商品券等の経済支援等を行っていかねば、今後、町も衰退する、一時的な衰退が見られるということ判断いたしまして、国庫の補助というものを最初からお願いしていたものでございましたので、まず、そういった政策について、国庫を充てるということを当初から計画しておりました。

また、なかったらということの御意見につきましては、町の基金もございましたので、何とか経済支援というものを当初から考えておりましたので、これを充当して充てたいと考えておりました。

次に、支援の目的の、落ち込みの数字を示してということですが、その目的の落ち込み率というものは、やはり商工会を通じてのアンケートによりまして、事業者がかなり収支が悪いということの情報をいただいております。

数字的には30%を下回るということで、そういった支援も行っておりましたので、やはり町の中でも支援をしなければならない、国では50%というのが多く示されているわけですが、30%の支援策でもかなり大きな企業がこれに応募してきているという状況の中で、落ち込んでいるということ把握しておりましたので、その30%の事業をもって、やはり支援が必要だということ判断しております。

それから5割とした理由でございますが、プレミアム率というものが、やはり使うときに大きな成果を現すと。一時的に短期間に支援をしなきゃならないということで、昨年度行いましたプレミアム率の50%というのはかなり効果があったという実績がありましたものですから、それを取り入れたものでございます。

それから、その他の質問につきましては、経済産業部のお話としては、ちょっとお答えできませんので、私からはこの3点についてお答えいたします。

以上でございます。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（小野一彦君） 藪田議員の4点目の御質問、これは生活支援一般に関することではないかと思いますが、それに対してお答えをいたします。

現状では、まずは経済対策ということ町としては考えておまして、この生活支援、いわゆる昨年、国の財源を使いまして特別定額給付金、また、子育て世代の臨時交付金のようなことをやりましたが、現状では町単費での同様の事業の実施というのは、具体的には検討はしておりません。

今後、国と県の動向、こちらを見極めながら、町として何ができるかということを検討していきたいというふうに現状では考えております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑はありませんか。

○9番（菌田豊造君） 小山町では、この事業を行うと一時的に活性化されています。それは去年も同じですし、今年も同じような傾向になってくると思います。

しかしながら、問題はその後で、今の状態というかずっと恒常化しているのは、小山町で町民が物を買わないという恒例的なことになっている。

これについて、商工観光課あるいは町を挙げて、いかにそのパーセンテージを増やすかしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

以上、これは質問じゃありません。

○議長（遠藤 豪君） 9番の菌田議員に申し上げます。質問以外の内容については、この席では御遠慮いただきたいと思います。

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第69号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 起立全員です。したがって、議案第69号は原案のとおり可決されました。それでは、ここで10分間休憩いたします。

午前11時08分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（遠藤 豪君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第11 議案第70号 町道路線の認定について

○議長（遠藤 豪君） 日程第11 議案第70号 町道路線の認定についてを議題とします。

補足説明を求めます。都市基盤部長 湯山博一君。

○都市基盤部長（湯山博一君） 議案第70号 町道路線の認定についてであります。

議案書は10ページからであります。

本案は、道路法第8条第1項に規定をします町道路線の認定をしようとするため、同条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

認定する路線となる町道5054号線は、小山町大胡田地先で本町が整備しております大胡田地区宅地整備事業に伴い区域内に新設をする道路で、延長は約58メートルであります。

説明は以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第70号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 異議なしと認めます。したがって、議案第70号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第12 議案第71号 町道路線の変更について

○議長（遠藤 豪君） 日程第12 議案第71号 町道路線の変更についてを議題とします。

補足説明を求めます。都市基盤部長 湯山博一君。

○都市基盤部長（湯山博一君） 議案第71号 町道路線の変更についてであります。

議案書は12ページからであります。

本案は、道路法第10条第2項に規定する町道路線の変更をしようとするため、同条第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

変更する路線となる町道3343号線は、小山町大胡田地先で本町が整備しております大胡田地区宅地整備事業に伴い、路線の整備区間が延伸したことから終点位置の変更を行うものであります。

また、起点部において地番の変更が判明したため、起点部分の地番の変更を併せて行うものであります。

説明は以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第71号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 異議なしと認めます。したがって、議案第71号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第13 議案第72号 字の区域の変更について

○議長（遠藤 豪君） 日程第13 議案第72号 字の区域の変更についてを議題とします。

補足説明を求めます。経済産業部長 高村良文君。

○経済産業部長（高村良文君） 議案第72号 字の区域の変更についてであります。

議案書は14ページからとなります。

本案は、平成26年度から実施しております県営中山間地域総合整備事業北郷南西部地区のうち、一色工区のほ場整備工事が完了いたしましたので、換地処分を行うに当たり、字の区域を変更するものであります。

この字の区域の変更は、地方自治法第260条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

概略を申しますと、大字一色小字古屋舗、小字舟久保、小字小丸、小字二枚畑、小字只水、小字大丸、小字箒畑の七つの区域につきまして、工事後の道路・水路の形状に合わせ、それぞれ字の区域を変更するものでございます。

説明は以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第72号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 異議なしと認めます。したがって、議案第72号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第14 議案第73号 字の区域の変更について

○議長（遠藤 豪君） 日程第14 議案第73号 字の区域の変更についてを議題とします。

補足説明を求めます。経済産業部長 高村良文君。

○経済産業部長（高村良文君） 議案第73号 字の区域の変更についてであります。

議案書は19ページからとなります。

今回変更いたします字の区域は、小山町上野工業団地造成事業の事業区域内の土地を、造成後の分譲区域や道路区域に合わせて整理するため、先ほどと同様、地方自治法第260条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

内容でございますが、本事業区域内に存する大字上野地先の土地の小字の区域を変更するものであり、変更する小字の区域の詳細は、大字上野小字西山1296番2ほか18筆の計19筆及びこれらの区域に介在する道路である公有地の全てを大字上野小字下ノ原に編入するものであります。

説明は以上でございます。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第73号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(遠藤 豪君) 異議なしと認めます。したがって、議案第73号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第15 議案第74号 財産を支払手段として使用することについて(変更)(小山町上野工業団地造成工事)

○議長(遠藤 豪君) 日程第15 議案第74号 財産を支払手段として使用することについて(変更)(小山町上野工業団地造成工事)を議題とします。

補足説明を求めます。経済産業部長 高村良文君。

○経済産業部長(高村良文君) 議案第74号 財産を支払手段として使用することについて(変更)であります。

議案書は24ページからとなります。

本案は、令和2年3月定例会において議決をいただきました財産を支払手段として使用することについての内容を一部変更するものであります。

変更の内容は、小山町上野工業団地造成工事請負契約額の変更に伴い、支払手段とする土地の面積を26万406.1平方メートルに変更するものであります。

説明は以上でございます。

○議長(遠藤 豪君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第74号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(遠藤 豪君) 異議なしと認めます。したがって、議案第74号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第16 議案第75号 小山町中小企業・小規模企業振興基本条例の制定について

○議長(遠藤 豪君) 日程第16 議案第75号 小山町中小企業・小規模企業振興基本条例の制定についてを議題とします。

補足説明を求めます。経済産業部長 高村良文君。

○経済産業部長(高村良文君) 議案第75号 小山町中小企業・小規模企業振興基本条例の制定についてであります。

議案書は27ページからとなります。28ページを御覧ください。

この条例は、中小企業及び小規模企業の振興について基本理念及び基本方針を定めるとともに、町の責務、各主体の役割等を明らかにし、相互に協力することで、その振興に資する施策を総合的に推進し、もって本町の経済の持続的発展及び雇用の創出を図り、豊かで活力ある地域社会の実現及び町民生活の向上に寄与することを目的とするものでございます。

条例は21か条から成っており、条文の主な内容について御説明いたします。

第1条では目的を、第2条では用語の意義を定義し、第3条では基本理念をそれぞれ定めております。

第4条では町の責務、第5条では中小企業者の取組、第6条では小規模企業者の取組をそれぞれ定めております。

第7条から第10条までは支援団体、金融機関等、教育機関等及び大企業の役割をそれぞれ定めております。

第11条では町民等の理解と協力を定めております。

第12条では中小企業及び小規模企業の振興に関する基本方針を定め、第13条及び第14条では小規模企業者及び商店街等の組織への施策を定めております。

第15条から第20条までは施策を推進するための措置を定めており、第21条の委任において、この条例の定めのほかの必要事項について町長が定めるとしております。

附則第1項では、本条例の施行日を公布の日からとして、また、附則第2項の改正では、本条例第18条において、基本計画の策定及び進捗管理に関し会議体を組織することから、中小企業・小規模企業振興推進会議委員を新たに設けるものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第75号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 異議なしと認めます。したがって、議案第75号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第17 議案第76号 小山町手数料条例の一部を改正する条例について

○議長（遠藤 豪君） 日程第17 議案第76号 小山町手数料条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長 渡邊啓貢君。

○住民福祉部長（渡邊啓貢君） 議案第76号 小山町手数料条例の一部を改正する条例についてであります。

議案書は37ページであります。

本案は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が成立し、同法律中の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、地方公共団体情報システム機構が個人番号カードを発行すると明確化されました。

これにより、個人番号カードを再交付する際の手数料について、町の条例で規定する必要がなくなるため、小山町手数料条例の一部を改正するものであります。

改正の内容ですが、条例改正資料新旧対照表、2、3ページを御覧ください。

別表中、個人番号カードの再交付の項を削除するものであります。

なお、条例の施行日は公布の日からとなります。

説明は以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第76号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 異議なしと認めます。したがって、議案第76号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第18 議案第77号 令和3年度小山町一般会計補正予算（第5号）

○議長（遠藤 豪君） 日程第18 議案第77号 令和3年度小山町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長 小野一彦君。

○企画総務部長（小野一彦君） 議案第77号 令和3年度小山町一般会計補正予算（第5号）についてであります。

今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ5億8,213万6,000円を追加し、予算の総額を121億6,698万1,000円とするものであります。

初めに、6ページの継続費の補正であります。

土木費、道路橋梁費の足柄S A周辺地区開発道路整備事業の年割額の変更であります。本事業は、開発事業者からの受託事業として進めておりますが、事業の進捗に合わせて令和3年度以降の年割額を変更するものであります。

次に、7ページの繰越明許費の設定であります。

土木費、道路橋梁費の道路構造物長寿命化事業は、過去に実施した舗装に関する点検調査業務について、年数の経過及び近年の異常な降雨による影響から再度点検調査を実施し、修繕計画を策定するものでありますが、年度内の完了が見込めないため、繰越明許費の設定をするものであります。

次に、8ページの地方債の補正であります。

公共道路整備事業は、社会資本整備総合交付金の国庫補助金の交付額に合わせて、事業費を減額することに伴い、限度額を変更するものであります。

臨時財政対策債につきましては、8月に決定しました発行可能額に合わせて限度額を増額するものであります。

次に、歳入の主なものについて御説明申し上げます。

10ページをお開きください。

初めに、11款1項1目地方特例交付金を494万2,000円増額、12款1項1目地方交付税を1億7,513万5,000円増額しますのは、8月3日に令和3年度普通交付税大綱が閣議に報告されるとともに、地方特例交付金と普通交付税の交付額が決定されたことによるものであります。

普通交付税の算定におきましては、昨年度と同様、基準財政需要額が基準財政収入額を上回ったため、普通交付税が交付されるものであります。

なお、収入額を需要額で除した単年度の財政力指数は、昨年度0.894でありましたが、今年度は0.018ポイント減少し、0.876となりました。

次に、11ページ、16款2項4目土木費国庫補助金を1,782万9,000円増額しますのは、足柄SA周辺地区開発道路整備事業等の社会資本整備総合交付金の交付額の決定に合わせて増額するものと、道路構造物長寿命化事業の道路メンテナンス事業補助金及び防災安全交付金の交付額の決定に合わせて減額するものであります。

次に、17款2項5目商工労働費県補助金を470万円増額しますのは、観光地ワーケーション受入促進事業費補助金の決定見込みに合わせて増額するものであります。

次に、12ページ、21款1項1目繰越金を1億6,080万9,000円増額しますのは、令和2年度の決算により、実質収支額が2億6,081万円になったことによるものであります。

次に、22款5項5目土木費受託事業収入を1,000万円増額しますのは、足柄SA周辺地区開発道路整備事業の社会資本整備総合交付金の交付額の決定に合わせて増額するものであります。

次に、13ページ、23款1項2目土木債を1,560万円減額しますのは、事業費を社会資本整備総合交付金等の交付額の決定に合わせて減額するものであります。

同じく、5目臨時財政対策債を2億2,348万5,000円増額しますのは、普通交付税の交付額とともに決定されました発行可能額に合わせて増額するものであります。

次に、歳出予算の主なものについて御説明いたします。

14ページをお願いします。

次のページにかけまして、2款1項4目財産管理費のうち、説明欄（2）財産管理費を435万円増額しますのは、公共施設等総合管理計画を改定するための費用であります。

次に、同じく説明欄（3）基金管理費を3億9,564万3,000円増額しますのは、災害や不測の事態に備えるため、財政調整基金に積み立てる2億5,000万円、総合計画推進基金積立金1億円及び庁舎建設基金積立金5,000万円の増額と、令和2年度の収入額の確定に伴う地域優良賃貸住宅基金積立金435万7,000円の減額であります。

次に、同じく説明欄（4）庁舎管理費を275万円増額しますのは、4階会議室の床等の修繕及び地下駐車庫のシャッター修繕等270万円が主なものであります。

次に、16ページ、2款1項6目自治振興費のうち、説明欄（2）自治振興費を1,101万円増額しますのは、足柄地区コミセン用地の購入費用であります。

次に、18ページ、2款7項4目広域行政組合管理費のうち、説明欄（2）広域行政組合管理費を1,010万1,000円増額しますのは、令和2年度決算に伴う負担金の精算と、諸施設整備等基金等に積立てを行う御殿場市小山町広域行政組合の補正予算（第1号）によるものであります。

次に、20ページ、3款3項3目こども園費のうち、説明欄（2）こども園管理運営費を319万4,000円増額しますのは、新型コロナウイルス感染症対策の管理備品の購入費用156万円が主なものであります。

次に、22ページ、4款3項2目塵芥処理費のうち、説明欄（3）広域行政組合塵芥処理費負担金を1,206万円減額、及び4款3項3目し尿処理費のうち、説明欄（2）広域行政組合し尿処理費負担金の381万3,000円減額しますのは、令和2年度決算に伴う負担金の精算を行う御殿場市小山町広域行政組合の補正予算（第1号）によるものであります。

次に、23ページ、5款1項10目農村活性化センター管理費のうち、説明欄（2）農村活性化センター管理費を507万6,000円増額しますのは、農村活性化センターのグリストラップの修繕を実施するものであります。

次に、6款2項1目観光費のうち、説明欄（3）富士山観光事業費を370万円増額しますのは、マイカー規制乗換駐車場の利用台数が減少することが見込まれるため、ふじあざみラインマイカー規制乗換駐車場運営協議会負担金を増額するものであります。

次に、24ページ、同じく説明欄（4）交流人口拡大事業費を370万円増額しますのは、ワーケーションの受入れに必要な整備等に係る経費について、県の補助金を活用し助成を行うものであります。

次に、6款2項3目道の駅管理費のうち、説明欄（2）道の駅地域振興センター管理費を1,580万円増額しますのは、道の駅ふじおやまにおいてインターロッキングの舗装改修工事を実施するものであります。

次に、25ページ、同じく説明欄（3）道の駅観光交流センター管理費を900万円増額しますのは、道の駅すばしりにおいて、レストラン部分の床改修及びインターロッキングの舗装改修工事を実

施するものであります。

次に、7款2項1目道路橋梁総務費のうち、説明欄（2）道路橋梁総務費を1,236万4,000円増額しますのは、県営事業により実施する町道桑木新柴線ほか1路線の農道保全対策事業及び県単独道路改築事業について、県事業費の追加内示により負担金を増額するものであります。

次に、7款2項2目道路維持費のうち、説明欄（3）公共施設地区対応事業費を3,000万円増額しますのは、町道の損傷補修を推進し車両事故等を未然に防ぐため、道路維持補修費を増額するものであります。

次に、26ページ、7款2項3目町道整備事業費のうち、説明欄（3）足柄SA周辺地区開発道路整備事業費を7,500万円増額しますのは、事業の進捗に合わせて事業費を増額するものであります。

次に、7款2項4目公共道路整備事業費のうち、説明欄（2）公共道路整備事業費を8,800万円減額しますのは、社会資本整備総合交付金の交付決定に合わせて、事業費を減額するものが主なものであります。

次に、同じく説明欄（4）道路構造物長寿命化事業費を4,420万3,000円増額しますのは、道路構造物長寿命化修繕計画策定に向けて点検調査業務等を実施する費用1,788万円及び過年度調査において、緊急に措置を講ずべき状態と判定された橋梁の補修工事費用2,632万3,000円でありま

す。

次に、27ページ、8款1項1目常備消防費、説明欄（2）広域行政組合常備消防費負担金を580万5,000円減額しますのは、令和2年度決算に伴う負担金の精算を行う御殿場市小山町広域行政組合の補正予算（第1号）によるものであります。

次に、28ページ、8款1項5目無線設備管理費のうち、説明欄（3）同報系無線設備管理費を303万7,000円増額しますのは、戸別受信機の電波受信状況を改善するため、ダイポールアンテナを設置する費用であります。

次に、31ページ、9款4項4目生涯学習センター管理費のうち、説明欄（2）文化会館等管理運営費を236万5,000円増額しますのは、受水槽の加圧ポンプを修繕するものであります。

次に、9款5項1目保健体育総務費、説明欄（2）保健体育総務費を100万円増額しますのは、小山町出身のプロ野球選手である鈴木大地選手から御寄附をいただき、おやまベースボールフェスティバル実行委員会へ交付するものであります。

最後に、12款1項1目予備費を5,001万9,000円増額いたしますのは、今回の補正により生じます歳入歳出の差額を調整するものであります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） それでは、ここで午後1時まで休憩します。

午前11時51分 休憩

午後 1 時00分 再開

○議長（遠藤 豪君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第18の補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第77号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会、文教厚生委員会に付託することにしたと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 異議なしと認めます。したがって、議案第77号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

それでは、ここで職員の入退室を許可します。議員の皆様はしばらくお待ちください。

日程第19 議案第78号 令和3年度小山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（遠藤 豪君） 日程第19 議案第78号 令和3年度小山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長 渡邊啓貢君。

○住民福祉部長（渡邊啓貢君） 議案第78号 令和3年度小山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

補正予算書2ページをお開きください。

今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ7,780万6,000円を追加し、歳入歳出の総額を19億7,930万6,000円とするものであります。

初めに、歳入から御説明します。

6ページをお開きください。

8款1項1目その他繰越金の7,780万6,000円の増額は、令和2年度の決算剰余金として確定した1億4,780万6,000円と、当初予算で見込んでおりました7,000万円との差額を増額するものであります。

次に、歳出について御説明いたします。

7ページの、3款1項1目一般被保険者医療給付費分の説明欄（2）18節医療給付費分納付金（一般分）を17万9,000円増額、その下、2目退職被保険者等医療給付費分の説明欄（2）18節医療給付費分納付金（退職者分）を8万3,000円減額、8ページの2項1目一般被保険者後期高齢者支援金等分の説明欄（2）18節後期高齢者支援金等分納付金（一般分）を311万9,000円増額、その下、2目退職被保険者等後期高齢者支援金等分の説明欄（2）18節後期高齢者支援金等分納付金（退職者分）を2万9,000円減額、9ページの3款3項1目介護納付金分の説明欄（2）18節介護納付金分納付金を160万8,000円減額しますのは、いずれも納付金の額が確定したことによるものであります。

9款1項1目予備費を7,622万8,000円増額しますのは、今回の補正により生じる歳入歳出の差額を調整するものであります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第78号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 異議なしと認めます。したがって、議案第78号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第20 議案第79号 令和3年度小山町育英奨学資金特別会計補正予算（第1号）

○議長（遠藤 豪君） 日程第20 議案第79号 令和3年度小山町育英奨学資金特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本議案につきましては、町長提案説明のほか補足説明はありませんので、直ちに質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第79号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 異議なしと認めます。したがって、議案第79号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第21 議案第80号 令和3年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（遠藤 豪君） 日程第21 議案第80号 令和3年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本議案につきましては、町長提案説明のほか補足説明はありませんので、直ちに質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第80号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 異議なしと認めます。したがって、議案第80号は、会議規則第39条第1項

の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第22 議案第81号 令和3年度小山町下水道事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（遠藤 豪君） 日程第22 議案第81号 令和3年度小山町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

補足説明を求めます。都市基盤部長 湯山博一君。

○都市基盤部長（湯山博一君） 議案第81号 令和3年度小山町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ38万5,000円を増額し、予算の総額を2億3,446万5,000円とするものであります。

それでは、補正予算書の3ページを御覧ください。

初めに、地方債の補正であります。

関係機関との協議の結果、下水道の管路に係るストックマネジメント実施方針策定業務が起債の対象外となったため、地方債の限度額を変更するものであります。

続いて、歳入について御説明をいたします。

7ページを御覧ください。

4款1項1目一般会計繰入金、説明欄1、一般会計繰入金を125万円減額いたしますのは、今回の補正による歳入歳出の差額を調整するものであります。

次に、5款1項1目繰越金、説明欄1、前年度繰越金を243万5,000円増額いたしますのは、令和2年度決算により前年度繰越金が確定したことによるものであります。

次に、7款1項1目下水道事業債、説明欄1、浄化センター長寿命化対策事業債を80万円減額いたしますのは、先ほど説明いたしましたとおり、起債協議の結果による減額であります。

続きまして、歳出の主なものについて御説明をいたします。

8ページを御覧ください。

1款2項1目公共下水道費、説明欄（2）公共下水道費、12節建設資材等価格特別調査業務委託を38万5,000円増額いたしますのは、令和4年度に社会資本整備総合交付金事業として実施予定の須走浄化センター長寿命化工事につきまして、対象電気設備の積算単価の決定に必要な特別調査を本年度内に実施をするため、業務委託費を増額するものであります。

説明は以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了したので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第81号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 異議なしと認めます。したがって、議案第81号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第23 議案第82号 令和3年度小山町土地取得特別会計補正予算（第1号）

○議長（遠藤 豪君） 日程第23 議案第82号 令和3年度小山町土地取得特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本議案につきましては、町長提案説明のほか補足説明はありませんので、直ちに質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第82号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 異議なしと認めます。したがって、議案第82号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第24 議案第83号 令和3年度小山町介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（遠藤 豪君） 日程第24 議案第83号 令和3年度小山町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長 渡邊啓貢君。

○住民福祉部長（渡邊啓貢君） 議案第83号 令和3年度小山町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

補正予算書2ページをお開きください。

今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ9,226万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を20億9,226万3,000円とするものであります。

初めに、歳入について御説明します。

6ページをお開きください。

2款2項5目介護保険事業費補助金を144万円増額いたしますのは、説明欄1の介護保険事業費補助金で、介護保険システムの改修費に対する国の補助金であります。

次に、7款1項1目繰越金を9,082万3,000円増額しますのは、説明欄1の令和2年度決算に伴う前年度繰越金であります。

次に、歳出について御説明します。

7ページをお開きください。

1款1項1目一般管理費を242万円増額いたしますのは、説明欄12、電算システム改修で、介護保険制度改正に対応するためのシステム改修費の委託費であります。

次に、3項2目認定調査費を12万2,000円増額いたしますのは、説明欄(2)認定調査費の11手数料11万5,000円と、自動車保険料7,000円で、認定調査費の外部依頼件数の増加分と公用車の切替えに伴う保険料の不足分を計上するものであります。

最後に、最終行から8ページにかけて、6款1項1目予備費を8,972万1,000円増額しますのは、今回の補正により生じる歳入歳出の差額を調整するものであります。

以上であります。

○議長(遠藤 豪君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第83号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(遠藤 豪君) 異議なしと認めます。したがって、議案第83号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第25 議案第84号 令和3年度小山町宅地造成事業特別会計補正予算(第1号)

○議長(遠藤 豪君) 日程第25 議案第84号 令和3年度小山町宅地造成事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本議案につきましては、町長提案説明のほか補足説明はありませんので、直ちに質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第84号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(遠藤 豪君) 異議なしと認めます。したがって、議案第84号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第26 議案第85号 令和3年度小山町上野工業団地造成事業特別会計補正予算(第1号)

○議長(遠藤 豪君) 日程第26 議案第85号 令和3年度小山町上野工業団地造成事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本議案につきましては、町長提案説明のほか補足説明はありませんので、直ちに質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第85号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総

務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(遠藤 豪君) 異議なしと認めます。したがって、議案第85号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第27 議案第86号 令和3年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計補正予算(第1号)

○議長(遠藤 豪君) 日程第27 議案第86号 令和3年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本議案につきましては、町長提案説明のほか補足説明はありませんので、直ちに質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第86号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(遠藤 豪君) 異議なしと認めます。したがって、議案第86号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第28 議案第87号 令和3年度小山町温泉供給事業特別会計補正予算(第1号)

○議長(遠藤 豪君) 日程第28 議案第87号 令和3年度小山町温泉供給事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本議案につきましては、町長提案説明のほか補足説明はありませんので、直ちに質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第87号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(遠藤 豪君) 異議なしと認めます。したがって、議案第87号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回は、8月26日木曜日 午前10時開議

認定第2号から認定第13号までの令和2年度会計決算12件と、議案第88号 令和2年度小山町水道事業会計利益の処分及び決算の認定1件の計13件を順次議題として、決算の補足説明及び決算監査報告を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後1時20分 散会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 議 長 遠 藤 豪
署 名 議 員 小 林 千江子
署 名 議 員 佐 藤 省 三

令和3年第6回小山町議会9月定例会会議録

令和3年8月26日(第2日)

召集の場所 小山町役場議場
開 議 午前10時00分 宣告
出席議員 1番 室伏 勉君 2番 室伏 辰彦君
3番 小林千江子君 4番 佐藤 省三君
5番 岩田 治和君 7番 高畑 博行君
8番 渡辺 悦郎君 9番 藪田 豊造君
10番 米山 千晴君 11番 池谷 洋子君
12番 鈴木 豊君 13番 遠藤 豪君
欠席議員 6番 池谷 弘君
説明のために出席した者
町 長 池谷 晴一君 副 町 長 大森 康弘君
教 育 長 高橋 正彦君 理 事 増井 重広君
企画総務部長 小野 一彦君 危機管理局長 遠藤 正樹君
住民福祉部長 渡邊 啓貢君 経済産業部長 高村 良文君
都市基盤部長 湯山 博一君 オリンピック・パラリンピック推進課長 池谷 精市君
教 育 次 長 長田 忠典君 企画政策課長 勝又 徳之君
総 務 課 長 池田 馨君 代表監査委員 池谷 浩君
総務課課長補佐 渡邊 徹君
職務のために出席した者
議会事務局長 後藤 喜昭君 議会事務局書記 池谷 孝幸君
会議録署名議員 3番 小林千江子君 4番 佐藤 省三君
散 会 午後3時13分

(議 事 日 程)

- 日程第 1 認定第 2 号 令和 2 年度小山町一般会計歳入歳出決算
- 日程第 2 認定第 3 号 令和 2 年度小山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- 日程第 3 認定第 4 号 令和 2 年度小山町育英奨学資金特別会計歳入歳出決算
- 日程第 4 認定第 5 号 令和 2 年度小山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- 日程第 5 認定第 6 号 令和 2 年度小山町下水道事業特別会計歳入歳出決算
- 日程第 6 認定第 7 号 令和 2 年度小山町土地取得特別会計歳入歳出決算
- 日程第 7 認定第 8 号 令和 2 年度小山町介護保険特別会計歳入歳出決算
- 日程第 8 認定第 9 号 令和 2 年度小山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算
- 日程第 9 認定第 10 号 令和 2 年度小山町上野工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算
- 日程第 10 認定第 11 号 令和 2 年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計歳入歳出決算
- 日程第 11 認定第 12 号 令和 2 年度小山町小山 P A 周辺開発事業特別会計歳入歳出決算
- 日程第 12 認定第 13 号 令和 2 年度小山町温泉供給事業特別会計歳入歳出決算
- 日程第 13 議案第 88 号 令和 2 年度小山町水道事業会計利益の処分及び決算の認定

議

事

午前 10 時 00 分 開議

○議長（遠藤 豪君） 本日は御苦労さまです。

ここで御報告します。池谷 弘君は本日の会議を欠席する旨、届出が出されておりますので、御報告いたします。

また、新型コロナウイルス感染防止のため、議場内ではマスクを着用することといたします。ただいま出席議員は 12 人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略します。

-
- 日程第 1 認定第 2 号 令和 2 年度小山町一般会計歳入歳出決算
 - 日程第 2 認定第 3 号 令和 2 年度小山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
 - 日程第 3 認定第 4 号 令和 2 年度小山町育英奨学資金特別会計歳入歳出決算
 - 日程第 4 認定第 5 号 令和 2 年度小山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
 - 日程第 5 認定第 6 号 令和 2 年度小山町下水道事業特別会計歳入歳出決算
 - 日程第 6 認定第 7 号 令和 2 年度小山町土地取得特別会計歳入歳出決算
 - 日程第 7 認定第 8 号 令和 2 年度小山町介護保険特別会計歳入歳出決算
 - 日程第 8 認定第 9 号 令和 2 年度小山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算
 - 日程第 9 認定第 10 号 令和 2 年度小山町上野工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算
 - 日程第 10 認定第 11 号 令和 2 年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計歳入歳出決算
 - 日程第 11 認定第 12 号 令和 2 年度小山町小山 P A 周辺開発事業特別会計歳入歳出決算
 - 日程第 12 認定第 13 号 令和 2 年度小山町温泉供給事業特別会計歳入歳出決算
 - 日程第 13 議案第 88 号 令和 2 年度小山町水道事業会計利益の処分及び決算の認定

○議長（遠藤 豪君） 日程第 1 認定第 2 号から日程第 12 認定第 13 号までの令和 2 年度会計決算 12 件と、日程第 13 議案第 88 号 令和 2 年度小山町水道事業会計利益の処分及び決算の認定 1 件の計 13 件を一括議題とします。

あらかじめ御了承願います。

令和 2 年度会計決算関係については、本日は当局からの補足説明及び代表監査委員から決算監査報告を受け、質疑、委員会付託については、9 月 7 日の本会議において行いますので御承知願います。

補足説明は、初めに一般会計を行い、終了後、特別会計及び水道事業会計を行います。

なお、補足説明順については、配付した資料のとおりですので御了承ください。

それでは、順次、各部長等から一般会計の補足説明を求めます。

初めに、理事 増井重広君。

○理事（増井重広君） 令和2年度一般会計決算の理事所管関係の補足説明を行います。なお、これからの補足説明につきまして、私を含めた各部長等は、決算額について1,000円未満を切り捨てて説明いたしますのでよろしくお願いいたします。

初めに、歳入の主な内容について御説明申し上げます。

決算書の23ページを御覧ください。23ページ中段、真ん中になります17款2項10目1節地域少子化対策重点推進交付金28万5,000円は、新規に結婚した世帯に対し住居費や引っ越し費用を30万円を上限に補助する結婚新生活支援補助金について、交付実績の57万1,000円に対し、その2分の1について県から補助金交付を受けたものであります。

続いて、歳出の主な内容について御説明申し上げます。

42ページを御覧ください。下段左側にあります2款1項6目自治振興費のうち、次ページの下段右側の備考欄（6）空家対策事業費の決算額は30万8,000円で、18節空家対策補助金30万円は、周辺環境に影響を及ぼす除却が必要な状態になった危険空き家の解体を行った場合に解体費用の3分の1を補助するもので、須走地区内の1件に対し上限額の30万円を交付したものであります。

次に、55ページを御覧ください。左側上段、2款7項3目定住移住促進事業費の決算額は1,715万8,000円で、執行率は77.3%であります。主なものは、中段右側の備考欄（2）定住促進事業費のうち、18節個人住宅取得資金利子補給金956万2,000円は、町内に個人住宅を新築した際の住宅ローンの利子補給として139件を交付したものであります。

次に、その下の（3）結婚支援事業費のうち、18節結婚新生活支援補助金は、歳入で御説明いたしました県の地域少子化対策重点推進交付金を財源に実施した事業であり、補助要件に該当した二組の新婚世帯に計57万1,000円を交付したものであります。

以上で、理事所管関係の決算補足説明を終わりにいたします。

○議長（遠藤 豪君） 次に、企画総務部長 小野一彦君。

○企画総務部長（小野一彦君） 令和2年度一般会計決算の企画総務部関係の補足説明を行います。

初めに、歳入から御説明申し上げます。

決算書の7ページをお開きください。1款町税であります。令和2年度の町税全体の収入済額は39億5,318万8,000円で、収納率は98.1%、一般会計の歳入に占める割合は24.1%となりました。前年度と比較しますと、町税全体で1億2,947万6,000円、3.1%の減となり、収納率も0.88ポイント下がりました。

項目ごとに見ますと、1項町民税の個人及び法人の現年と滞納繰越分を合わせた収入済額は13億2,109万3,000円で、前年度と比較し1億1,528万6,000円、8.0%の減となりました。

1目町民税個人の収入済額は10億9,713万円で、前年度より142万8,000円の減額となりました。主な要因は、1節現年課税分の納税義務者数が前年度より137人減の1万675人となったこととあります。1人当たりの調定額は10万2,588円で、前年度より1,166円増加しております。これは令和2年度の町民税の算定に用いる令和元年中所得が、コロナ禍以前の緩やかな景気回復による雇用環境の改善により増加していたためと考えております。

次に、2目町民税法人の収入済額は2億2,396万3,000円で、前年度より1億1,385万8,000円の減額となりました。法人は、設備投資等を行った場合、経費として控除することにより税額に影響が出る場合があります。令和2年度の減額の理由は、町内の主要企業について、設備投資の増額及びコロナ禍による売上の減が、町民税法人が大きく減額となったことの主な要因であると考えております。

次に、2項固定資産税の収入済額は24億3,238万8,000円で、前年度と比較し289万8,000円減、0.1%の減となりました。

1目1節現年課税分の収入済額は24億1,006万9,000円で、その内訳は、土地が7億1,318万4,000円、家屋が8億1,823万9,000円、償却資産が8億7,864万6,000円でした。土地は、標準宅地の評価額は下落傾向にありますが、令和元年度中に湯船原工業団地の一部の土地が売却されたことに伴い、約23万7,000平方メートルの課税地目が宅地に変更されたことなどから、1,901万4,000円、2.7%の増となりました。また、家屋につきましては、令和元年中に工場の増設や住宅の新築等が行われたため、前年度より404万円、0.5%の増となりました。償却資産では、設備投資より減価償却の割合が大きかったため、2,718万2,000円、3.0%の減となっております。

次に、3項軽自動車税の収入済額は5,973万8,000円で、前年度と比較し302万3,000円、5.3%の増になりました。これは自家用の四輪軽乗用車の課税台数が43台増え、4,488台となったことが主な要因であります。なお、1目の環境性能割は、自動車取得税の廃止に伴い、令和元年10月1日から新たに燃費性能に応じて取得価格の0～1%を課税するもので、228万4,000円の収入となりました。

次に、8ページをお開きください。4項町たばこ税の収入済額は1億3,728万円で、前年度と比較し446万5,000円、3.2%の減となりました。コロナ禍の影響による来町者の減少に伴い、販売本数が減少したことが原因と考えております。

次に、5項入湯税の収入済額は268万6,000円で前年度と比較し985万円、78.6%の減となりました。減額の主な要因は、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、課税対象となるホテルが休業したことに伴うものであります。

次に、2款地方譲与税の収入済額1億1,069万7,000円ではありますが、前年度に比べ4.6%の増額となっております。

次に、9ページの3款利子割交付金は258万3,000円で、前年度に比べ1.3%の減額となりました。減額の理由は、預金利子の下落により県全体の調定額が減少したことによるものです。

次に、4款配当割交付金は1,100万7,000円で、前年度に比べ9.4%の減額となりました。

次に、9から10ページにかけまして、5款株式等譲渡所得割交付金は1,494万1,000円で、前年度に比べ83%の増額となりました。増額の要因は、株価の上昇及び取引量の増によるものと考えられます。

次に、10ページ、6款法人事業税交付金は2,970万3,000円で、令和2年度から新設され、県が法人事業税の収入額に応じ、市町の従業員数で案分して交付したものです。

次に、7款地方消費税交付金は4億5,021万5,000円で、前年度に比べ21.1%の増額となっています。

次に、8款ゴルフ場利用税交付金1億7,586万9,000円は、前年度に比べ12.4%の減額で、利用者数は3万8,970人減り、31万1,675人でありました。

次の11ページ、9款環境性能割交付金1,166万2,000円は、前年度に比べ103.2%の増額となっております。令和元年度10月に、自動車取得税の廃止に伴い新規に創設されたもので、自動車を購入した年の自動車税に上乘せされ、県が徴収し、市町へ交付されるものです。

その下、10款国有提供施設等所在市町村助成交付金の3,353万7,000円ではありますが、国が所有する固定資産のうち、演習場内の施設、弾薬庫、燃料庫等に供する固定資産を対象に国から交付されるものであり、前年度に比べ1.5%の増額であります。

その下段の11款地方特例交付金の2,236万8,000円ではありますが、前年度に比べ72.8%の減額となりました。これは、幼児教育無償化のため、子ども・子育て支援臨時交付金がなくなったことによるものです。

次に、12ページの12款地方交付税5億8,028万6,000円ではありますが、前年度に比べ1.4%の減額となりました。減額の主な要因は、特別交付税において、令和元年度の算定には災害関連経費が算入されていましたが、令和2年度ではその分が減額された結果であります。なお、普通交付税は4億4,910万7,000円で、単年度財政力指数は0.894となり、前年度から0.008ポイント減少し、11年連続で普通交付税の交付団体となっております。

次に、18ページの16款2項9目特定防衛施設周辺整備調整交付金の3億3,155万6,000円は、いわゆる9条交付金と呼ぶもので、東富士演習場が存在することにより交付されるものです。前年度に比較し、84.9%の増額となりました。主な理由は、沖縄県道104号線越え実弾演習の分散・実施がなかった令和元年度に比較し、大幅に増えたことによる増額であります。

次に、23ページ、17款3項1目総務費委託金4,171万8,000円の主なものは、1節徴税费委託金3,395万7,000円で、県民税徴収に係る県からの委託金であります。

次に、24ページの18款1項1目財産貸付収入3億4,515万9,000円の主なものは、1節土地貸付収入、備考欄上段の東富士演習場貸付料3億2,109万7,000円で、約252ヘクタールの町有地を東富士演習場用地として国に貸し付けているものであります。

次に、25ページの18款2項1目不動産売払収入304万円の主なものは、1節土地売払収入、備考欄町有地売払収入で、企画総務部関係では、須走地区の未利用地を売却したことによるものです。

次に、19款1項2目総務費寄附金6,896万7,000円は、一般社団法人須走彰徳山林会様からの財産管理費寄附金6,800万円と、支所及びコミュニティ共用施設管理費寄附金96万7,000円であります。

その下の5目ふるさと寄附金3億1,906万4,000円は、ふるさと納税による寄附金で、その件数は1,600件余りでした。

次に、27ページの20款2項1目東富士演習場関連特定事業基金繰入金2億2,581万円ですが、これは先ほど御説明しました特定防衛施設周辺整備調整交付金の事業執行の手法として、基金を通じてこども園の運営に関する事業など、三つの特定事業を執行するために繰り入れたものであります。

その下、4目総合計画推進基金繰入金7億1,034万8,000円は、新産業集積エリア造成事業特別会計の廃止に伴う清算金を繰り入れたものが主なものです。

次に、31ページの22款6項1目の雑入のうち、備考欄の上から13行目、ミニポートピア富士おやま環境整備協力費1,990万3,000円は、協定に基づきミニポートピア富士おやまの売上額の1%を協力費として収入しているものです。

続いて、歳出について御説明申し上げます。

初めに、37ページをお開きください。2款1項2目財政管理費のうち、備考欄(3)行財政改革推進事業費の決算額は629万3,000円で、執行率は95.6%であります。7節行政アドバイザー謝礼61万円は、研修会の講師、審査委員会の委員など、延べ18人のアドバイザーへの謝礼であります。

次に、38から39ページにかけて、2款1項4目財産管理費のうち、備考欄(3)基金管理費の決算額は14億8,012万9,000円で、執行率は97.6%であります。主なものは、財政調整基金積立金2億3,000万円、9条交付金を充てる特定事業を実施するための東富士演習場関連特定事業基金積立金2億8,485万6,000円、須走地域振興事業基金積立金6,800万円、教育振興基金積立金7,411万6,000円、総合計画推進基金積立金6億8,886万円、庁舎建設基金積立金5,000万円、新型コロナウイルス感染症対策基金積立金8,361万7,000円であります。これらの積立てと取崩しにより、令和2年度末時点の町の積立基金の合計は、令和元年度末から11億9,139万1,000円ほど減少し、45億9,378万3,000円余りとなりました。

なお、積立基金の詳細につきましては、決算書の269ページに記載がございますので、後ほど御覧ください。

次に、その下の備考欄（4）庁舎管理費の決算額は4,117万4,000円で、執行率は99.8%であります。主なものは、下から4番目の修繕料749万9,000円で、本庁外来者駐車場防水修繕が主なものです。また、次のページ、備考欄の中ほど14節庁舎改修事業414万3,000円、こちらは役場本庁舎の2階男子トイレの改修が主なものであります。

次に、42、43ページを御覧ください。2款1項6目自治振興費のうち、備考欄（2）自治振興費の決算額は2,188万7,000円で、執行率は99.6%であります。主なものは、前年度まで区長交付金としてお支払いしていたものを変更した7節報償金656万5,000円と、18節の区運営交付金1,442万4,000円であります。

その下の備考欄（4）協働推進費の決算額は289万円で、執行率は91%であります。主なものは18節須走まちづくり推進協議会補助金200万円と、前年度まで金太郎計画2020事業交付金としてお支払いしていたものの制度を変更した地域まちづくり事業補助金88万9,000円で、須走の補助金は須走振興基金を財源に補助をしております。

次に、44ページを御覧ください。2款1項7目電算管理費の決算額は9,442万8,000円で、執行率は98.9%でありました。主なものは（2）電算管理費の11節通信運搬費の1,449万円、13節総合行政システム機器使用料他16件の機器及びシステムの使用料5,799万3,000円が主なものであります。

次に、45ページ、9目諸費のうち、備考欄（2）会計年度任用職員福利厚生費の決算額は5,226万4,000円で、執行率は98.6%でありました。主なものは、社会保険に加入する会計年度任用職員の社会保険料である4節会計年度任用職員社会保険料の4,507万8,000円であります。

続いて、46ページをお開きください。下段の2款2項2目賦課徴収費のうち、備考欄（2）課税事務費の執行率は99%であり、5,000万4,000円であります。こちらの主なものですが、町民税、固定資産税及び軽自動車税の課税事務に要する12節委託料の電算処理費等1,536万7,000円と、22節償還金利子及び割引料の過年度町税過誤納金還付金1,273万4,000円であります。この還付金の主なものは、町民税個人及び固定資産税の税額変更によるものと、町民税法人の確定申告に伴う予定納税分の還付であります。

続いて53ページを御覧ください。2款7項1目企画渉外総務費のうち、備考欄（2）企画調査費の決算額は563万4,000円で、執行率は95.7%であります。主なものは、12節委託料で、小山町第5次総合計画策定支援業務として499万4,000円を支出したものであります。

その下の備考欄（3）地域公共交通活性化事業費の決算額は9,013万6,000円で、執行率は99.5%であります。主なものは、備考欄18節自主運行バス負担金8,296万2,000円で、小山町コミュニティバスの運行业務を行っている事業者への負担金であります。

次に、56 ページ、7 項 4 目広域行政組合管理費の決算額は 4,596 万 8,000 円で、負担割合の見直しにより増額となっております。

その下、8 項 1 目広報広聴費のうち、備考欄（2）広報広聴費の決算額は 1,452 万 7,000 円で、執行率は 97.7%であります。主なものは、次のページ、10 節の印刷製本費 910 万 4,000 円で、広報おやま等の発行事業の経費であります。

58 ページをお開きください。備考欄（4）国際交流・姉妹都市交流費の決算額は 102 万 2,000 円で、執行率は 99%であります。

その下、備考欄（5）ふるさと振興事業費の決算額は 1 億 2,246 万 8,000 円で、執行率は 73%であります。これは、ふるさと納税の返礼品等に要する経費であります。主なものとして、7 節報償費、ふるさと納税返礼品 8,785 万 7,000 円は、返礼品購入等に係る経費であります。その下、13 節ポータルサイト利用料 2,999 万円は、ふるさとチョイスなどの利用料であります。

その下、備考欄（6）スタジオタウン小山推進事業費の決算額は 1,177 万 4,000 円で、執行率は 99.7%であります。主なものは、12 節指定管理料 900 万円で、NPO 小山フィルムコミッションに小山フィルムファクトリーの指定管理をお願いしている経費であります。

最後に、131、132 ページをお開きください。11 款 1 項公債費のうち、1 目元金の決算額は 8 億 4,266 万 1,000 円で、執行率は 99.9%であります。これは 218 本の借入れに対する償還金であります。

その下、2 目利子の決算額は 3,947 万 1,000 円で、執行率は 77.3%であります。233 本の借入れに対する利子の償還分であります。

以上で、令和 2 年度一般会計歳入歳出決算の企画総務部関係の補足説明を終わります。

○議長（遠藤 豪君） 次に、危機管理局長 遠藤正樹君。

○危機管理局長（遠藤正樹君） 小山消防署と危機管理局の令和 2 年度一般会計の決算につきまして、御説明をいたします。

初めに、歳入の主なものについてであります。

決算書の 18 ページを御覧ください。16 款 2 項 6 目消防費国庫補助金の備考欄、演習場周辺デジタル無線整備事業費補助金 8,465 万 3,000 円（繰越明許）は、令和元年度分の同報無線のデジタル化整備工事費に対する収入であります。

次に、22 ページを御覧ください。17 款 2 項 7 目 1 節消防費補助金の備考欄、地震・津波対策等減災交付金 1,644 万 1,000 円は、本町が策定いたしました地震・津波対策等の取組に関する計画に基づく事業の実施に要する経費に充てるため交付されるものであります。昨年度は、消防団第 4 分団ポンプ車整備、土砂災害ハザードマップの作成、災害対策本部、救護所及び消防団等の防災医療用資機材として、毛布、救急医療セット、消防用ホース、消防団活動服等を購入いたしました。

次に、歳出の主なものについて御説明をいたします。

110 ページを御覧ください。8 款 1 項 2 目非常備消防費の決算額は 1 億 2,341 万 6,000 円で、執行率は 96.9%であります。内容は、消防団の運営管理及び消防施設維持管理用の資機材の整備等に要した費用で、主なものといたしまして、備考欄（2）消防団運営費の 1 節消防団員報酬 655 万 9,000 円は、消防団員 175 人分の報酬であります。その 6 行下、8 節旅費の費用弁償 694 万 5,000 円は、消防団員が火災、警戒及び訓練等に出動した際の経費で、その内訳は、火災が 5 回、その他警戒が 20 回、手入れ作業・訓練等全てを含めた出動回数は 509 回で、年間出動団員数は延べ 4,405 人分であります。次に、その 4 行下の 10 節需用費消耗品費 480 万 6,000 円の内訳は、消防団員の活動服、防火服及び消防ホース等の購入費であります。

次に、111 ページを御覧ください。備考欄（3）消防団消防施設維持管理費 2,841 万 1,000 円の主なものは、17 節消防ポンプ自動車購入費 2,733 万 8,000 円であり、ポンプ車は第 4 分団に貸与をしてございます。

その下、（4）消防団福利厚生費のうち、7 節消防団員退職報償金 132 万 9,000 円は、昨年度をもって退団されました消防団員 3 人の方の退職報償金であります。

その下、備考欄（5）消防団施設整備事業費 5,917 万 8,000 円の内訳は、第 7 分団車庫・詰所・外構の各工事請負費、建設監理業務委託料及び分団車庫備品の購入費であります。

次に、112 ページを御覧ください。中段、4 目水防費の主なものは、令和元年 10 月の台風 19 号襲来時から対応しておりました、備考欄（12）の残土処分業務（繰越明許）の 440 万円であります。

次に、同ページの下段、5 目災害対策費の決算額は 5,625 万 9,000 円で、執行率は 98.7%であります。主なものは、次ページの備考欄（2）地震対策費 1,633 万 5,000 円で、避難所等の備蓄食料としてアルファ米等 1 万 3,250 食分、コロナ対策のための間仕切り段ボール等防災資機材の購入費であります。

次に、114 ページを御覧ください。備考欄（3）自主防災推進事業費のうち、18 節自主防災対策事業補助金 347 万 6,000 円は、計 23 区の自主防災会が購入あるいは実施くださいました防災資機材や防災倉庫の整備に対し、自主防災対策事業補助金交付要綱に基づき交付をさせていただいたものであります。

続いて、同ページ、6 目無線設備管理費の決算額は 1 億 3,238 万 8,000 円で、執行率は 69.2%であります。主なものは、備考欄（3）同報系無線設備管理費の 1,110 万 5,000 円で、菅沼中継局の直流電源装置電池交換及びアナログ戸別受信機の修繕費等であります。

最後に、115 ページを御覧ください。備考欄（4）同報系無線設備デジタル化整備事業費（繰越明許）1 億 1,286 万 4,000 円の主なものは、14 節工事請負費、同報無線設備工事 7,630 万 7,000 円、17 節備品購入費、遠隔制御装置 429 万円、戸別受信機 3,216 万 1,000 円等で、防衛省の補助を受けて実施した同報無線のデジタル化整備工事に伴うものであります。

以上で、小山消防署と危機管理局の令和 2 年度一般会計決算の補足説明を終わります。

○議長（遠藤 豪君） 次に、住民福祉部長 渡邊啓貢君。

○住民福祉部長（渡邊啓貢君） 令和2年度小山町一般会計歳入歳出決算のうち、住民福祉部関係について御説明いたします。

初めに、歳入の主なものについてであります。

決算書の15ページをお開きください。上段の15款2項1目2節戸籍住民基本台帳手数料、備考欄の戸籍住民票関係手数料800万3,000円は、戸籍や住民票等の交付手数料で、コンビニ交付分942件分を含む2万3,207件分の手数料であります。

次に、下段の16款1項1目1節社会福祉費負担金、備考欄の障害者自立支援給付費負担金1億7,091万1,000円は、歳出3款1項2目の障害福祉費の（5）自立支援給付費の約2分の1を国が負担するものであります。また、備考欄二つ下の国民健康保険基盤安定負担金1,379万7,000円は、低所得者が多い国保の保険者に対する支援分の2分の1を国が負担するものであります。

次に、16ページの中段、2項1目1節総務管理費補助金、備考欄の個人番号カード交付金事業費補助金786万4,000円、同事務費補助金424万3,000円、個人番号カード利用環境整備費補助金328万4,000円は、マイナンバーカードの交付事務等に要する経費に対する国の国庫補助金であります。同じ欄の一番下、戸籍システム整備費補助金889万9,000円は、戸籍法改正等に伴うシステム改修の経費に対する国庫補助であります。

次に、下段の2目1節社会福祉費補助金の備考欄、地域生活支援事業補助金600万7,000円は、地域活動支援センター事業等に対する補助金であります。また、備考欄二つ下の特別定額給付金給付事業補助金18億1,380万円、その下の同事務費補助金514万2,000円は、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策による家計への支援として実施した1人10万円の給付に対する国庫補助金であります。

次に、17ページ上段、2項3目1節保健衛生費補助金のうち、備考欄三つ目の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金870万円は、ワクチン接種の体制確保に要する費用に対する補助金であります。

次にその下、2節環境保全費補助金、備考欄の合併処理浄化槽設置奨励事業補助金598万7,000円は、合併処理浄化槽の設置に対する国の補助金であります。

次に、20ページをお開きください。17款1項1目1節社会福祉費負担金のうち、備考欄2番目の障害者自立支援給付費負担金8,545万5,000円は、先ほど国庫負担金で御説明しました自立支援給付費の約4分の1を県が負担するものであります。また、備考欄二つ下、国民健康保険基盤安定負担金3,897万8,000円は、国保軽減分の4分の3と保険者支援分の4分の1を県が負担するものであります。

次にその下、2節の老人福祉費負担金の備考欄、後期高齢者保険基盤安定負担金2,353万円は、後期高齢者医療保険料軽減分の4分の3を県が負担するものであります。

次に、下段の2項2目1節社会福祉費補助金のうち、備考欄3番目の重度障害者（児）医療費補助金の1,475万7,000円は、重度障害者（児）医療費扶助額の約2分の1を県が補助するものであります。

次に、21ページ中段の3目1節保健衛生費補助金のうち、備考欄こども医療費補助金1,447万円は、18歳までの子どもの入院、通院に係る医療費に対する県の補助金であります。

次に、30ページをお開きください。最上段の22款5項2目1節老人福祉費受託事業収入、備考欄の健康診査受託事業1,087万9,000円は、静岡県後期高齢者医療広域連合から健康診査1,276件分の受託料であります。

備考欄その下、保健事業と介護予防の一体的実施受託事業の710万2,000円は、高齢者のフレイル対策として、医療と介護を一体的に切れ目なく支援するため、令和2年度から後期高齢者医療広域連合からの受託事業として実施している事業の受託収入であります。

次に、31ページの6項1目2節雑入の備考欄、上から6番目のこども医療費助成返納金等500万5,000円は、高額療養費相当分などを受け入れたものであります。

次に、歳出の主なものについて御説明いたします。

43ページをお開きください。2款1項6目自治振興費のうち、備考欄（3）防犯推進費の決算額は1,076万9,000円で、執行率は94.6%であります。13節LED防犯灯リース料341万8,000円は、LED防犯灯2,065棟分のリース料で、14節防犯カメラ設置431万3,000円は、7か所に8台の防犯カメラを設置した工事請負費であります。

次に、48ページをお開きください。2款3項1目戸籍住民基本台帳費の決算額は7,631万5,000円で、執行率は97%であります。備考欄（2）戸籍住民基本台帳事務費の12節最下段の戸籍情報システム改修642万4,000円と、49ページ最上段の13節戸籍総合システム使用料950万4,000円は、戸籍に係るシステムの使用料と機器借上料であります。また、備考欄（3）個人番号カード関連事務費では、1節会計年度任用職員報酬が510万1,000円であり、18節通知カード・番号カード事務交付金791万1,000円は、地方公共団体情報システム機構へ支払ったものであります。

次に、58ページをお開きください。下段の2款9項1目交通安全対策費の決算額は1,261万2,000円で、執行率は93.8%であります。59ページの備考欄（2）交通安全推進費の18節、備考欄二つ目の交通安全指導員設置費負担金の348万円は、静岡県交通安全協会御殿場地区支部に在籍する4人の交通安全指導員の人件費等を、静岡県と御殿場市及び小山町で負担するものであります。

次に、60ページの3款1項1目社会福祉総務費の決算額は8,279万5,000円で、執行率は96%であります。備考欄下段の（3）社会福祉協議会運営費補助金の18節社会福祉協議会職員費交付金2,600万円は、社会福祉協議会の職員4人分の人件費に対する交付金であります。

次に、61 ページの2 目障害者福祉費の決算額は4 億 3,471 万円で、執行率は96.8%であります。備考欄の(3) 重度心身障害者(児) 援護費の19 節重度障害者(児) 医療費扶助の3,919 万 4,000 円は、重度心身障害者310 人の医療費の自己負担分を助成したものであります。

また、次の62 ページの備考欄(5) 自立支援給付費の19 節障害介護給付費の3 億 3,701 万 4,000 円は、障害者の施設入所支援、生活介護、就労継続支援などの扶助費であります。

また、備考欄(6) 自立支援医療費給付費の19 節自立支援医療費扶助の1,328 万 5,000 円は、更生医療や療養介護への扶助費であります。

また、(7) 地域生活支援事業費の12 節地域活動支援センター事業の1,333 万 4,000 円は、障害者総合支援法の規定により町が実施する障害者の活動の機会や、社会との交流を支援するための事業費であり、備考欄その下の障害者相談事業509 万 4,000 円は、障害者の相談に応じ、必要な情報の提供を行う事業を四つの社会福祉法人等に委託しているものであります。

次に、下段の3 目健康福祉会館管理費の決算額は3,581 万 7,000 円で、執行率は99.4%であります。備考欄(2) 健康福祉会館管理運営費の12 節健康福祉会館指定管理料の2,939 万 8,000 円は、指定管理者への指定管理料であります。コロナ禍ではありましたが、感染症対策を行った上でサービス向上を図るなど、指定管理者選定委員会において、健康福祉会館の管理運営に高い評価を得ております。

次に、63 ページ下段の6 目特別給付金費の決算額は18 億 4,514 万 8,000 円で、執行率は99.9%であります。備考欄(2) 特別定額給付金給付事業費、64 ページの18 節特別定額給付金の18 億 1,380 万円は、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策による家計への支援として、1 万 8,138 人に1 人当たり10 万円を給付したものであります。なお、給付率は99.8%でありました。

次に、下段の2 項1 目老人福祉総務費の決算額は9,212 万 1,000 円で、執行率は96.8%であります。

65 ページ、備考欄(2) 高齢者福祉推進費の18 節五つ目のシルバー人材センター運営補助金900 万円は、高齢者の就業により地域社会に貢献するシルバー人材センターの運営助成金であります。

また、備考欄四つ下の養護老人ホーム建設事業交付金920 万円は、養護老人ホーム「平成の杜」の建設に伴う借入金の元金及び利子に対する交付金であります。

また、66 ページ、備考欄(4) 老人保護措置費の19 節老人措置費3,361 万 3,000 円は、養護老人ホームへ入所している町民12 人に係る措置費であります。

次に、下段3 目後期高齢者医療費の決算額は2 億 2,995 万 4,000 円で、執行率は99.8%であります。

67 ページの備考欄(2) 後期高齢者医療事業費の12 節二つ目の健康診査事務1,643 万 5,000 円は、健康診査業務委託料で、検診受診者は1,276 人、受診率は51.7%でありました。

また、備考欄（３）後期高齢者医療負担金の 18 節静岡県後期高齢者医療広域連合負担金 808 万円と、その下、医療給付費負担金 1 億 6,263 万 7,000 円は、医療保険者である静岡県後期高齢者医療広域連合への負担金であります。

次に、74 ページをお開きください。4 款 1 項 1 目保健衛生総務費の決算額は 2 億 3,664 万 4,000 円で、執行率は 99.6%であります。

75 ページの上段、備考欄（２）保健衛生管理費の 18 節 5 番目の看護学校運営等負担金 658 万 8,000 円は、御殿場看護学校への運営費負担金であります。

また、（３）救急医療対策事業費の 18 節御殿場市救急医療センター負担金 6,628 万 6,000 円は、救急医療センターへの負担金で、令和 2 年度中にセンターを利用された方 8,074 人のうち、小山町民の利用者は 1,215 人で、利用者全体の 15%であります。

また、備考欄その下、御殿場市医師会 2 次救急医療業務負担金 917 万 2,000 円は、御殿場市医師会にお願いしている 2 次救急業務の小山町負担分であります。

また、備考欄二つ下の公的病院等運営補助金 5,000 万円は、過疎地等不採算地区に立地する公的病院の運営に対する市町村からの助成に対し、特別交付税措置がされることから、公益社団法人有隣厚生会富士小山病院へ助成し、地域医療の充実を図ったものであります。

次に、下段の 2 目予防費の決算額は 1 億 1,262 万 3,000 円で、執行率は 94.5%であります。76 ページの備考欄（２）感染予防費の 12 節二つ目の個別接種 4,896 万 4,000 円は、乳幼児や高齢者の予防接種費で、接種者は延べ 6,786 人でした。

また、備考欄（３）新型コロナウイルス感染症対策事業費の 10 節消耗品費 973 万 3,000 円は、75 歳以上の高齢者に配布したマスクや、医療機関に配布した感染予防のための消耗品購入によるものであります。

また、18 節 4 番目の医療機関院内感染防止対策整備費補助金 2,222 万 9,000 円は、新型コロナウイルス感染症対策として、町内三つの医療機関で行った施設整備、感染対策用備品購入に伴う補助金であります。また、その下、介護福祉施設感染拡大防止費交付金 790 万円は、新型コロナウイルス感染予防拡大防止対策を講じている町内の介護福祉事業所を運営する法人に対する交付金であります。

次に、77 ページ中段の 3 目健康づくり推進費の決算額は 5,072 万 7,000 円で、執行率は 94%であります。備考欄（３）生活習慣病予防費の 12 節保健事業 3,716 万 8,000 円は各種検診の委託料で、そのうち、がん検診に要した費用は 3,542 万 8,000 円、受診者数は延べ 7,182 人であります。

次に、78 ページ中段の 4 目母子保健事業費の決算額は 9,234 万 2,000 円で、執行率は 93.9%であります。備考欄（２）母子保健事業費の 12 節二つ目の保健事業 1,185 万 5,000 円は、妊婦健康診査や乳児健康診査、妊産婦新生児訪問指導や乳幼児を対象とする相談業務、産婦健診や産後ケア事業に要した費用であります。

また、79 ページ備考欄（3）こども医療費助成費、19 節こども医療費助成 6,817 万 9,000 円は、高校生相当の年代までを対象とし、通院、入院全ての医療費に係る自己負担分、延べ 2 万 8,490 件を助成したものであります。

次に、中段の 2 項 1 目環境保全総務費の決算額は 1 億 3,579 万 4,000 円で、執行率は 99.3% であります。80 ページの備考欄（6）浄化槽設置推進事業費の 18 節、二つ目の浄化槽設置事業補助金 1,778 万 4,000 円は、48 基の合併浄化槽の設置に対し補助金を交付し、生活排水の浄化を図ることにより、公共用水域の水質向上を目指したものであります。

また、備考欄（7）広域行政組合斎場負担金 1,469 万 9,000 円と（8）広域行政組合衛生センター負担金 7,887 万 4,000 円は、広域行政組合が運営している施設に係る小山町の負担分であります。

次に、下段の 2 目公害対策費の決算額は 223 万円で、執行率は 95.7% であります。81 ページの備考欄（2）公害対策費の 12 節河川や特定事業場、工場排水路などの水質測定業務が主なものであります。

次に、中段の 3 項 1 目清掃総務費の決算額は 7,392 万 4,000 円で、執行率は 98.2% であります。備考欄（2）塵芥収集事業費の 12 節塵芥収集運搬 5,893 万 5,000 円は、家庭から出されるごみについて、町内を 4 地区に分けて収集運搬を実施している経費であります。令和 2 年度の家庭ごみの収集量は 3,721 トン、町民 1 人当たりの収集経費は 3,252 円、町民 1 人 1 日当たりの収集量は 562 グラムとなりました。

次に、82 ページの 2 目塵芥処理費の決算額は 1 億 9,220 万 2,000 円で、執行率は 99% であります。備考欄（3）広域行政組合富士山エコパーク負担金 1 億 7,585 万 5,000 円は、広域行政組合が管理する富士山エコパークの焼却施設及び再資源化施設に係る小山町の負担分であります。

最後に、89 ページをお開きください。6 款 1 項 1 目商工業振興費の備考欄（4）消費者行政費の決算額は 295 万円で執行率は 95.2% であります。備考欄 1 節会計年度任用職員報酬 224 万 6,000 円は、消費生活センターに有資格者を配置することにより、消費生活に係る相談業務を実施し、消費トラブルの解決を図るものであります。

以上で、住民福祉部関係の決算補足説明を終わります。

○議長（遠藤 豪君） それでは、ここで 10 分間休憩します。

午前 11 時 04 分 休憩

午前 11 時 14 分 再開

○議長（遠藤 豪君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、経済産業部長 高村良文君。

○経済産業部長（高村良文君） 経済産業部関係の一般会計決算につきまして補足説明をさせていただきます。

初めに、歳入関係の主な内容について御説明いたします。

決算書の12ページをお開きください。14款1項1目1節農業費分担金3,425万3,000円の主なものは、備考欄、県営中山間地域総合整備事業、足柄金時地区及び北郷南西部地区と県営畑地帯総合整備事業、アグリふじおやま地区の分担金で、受益者から徴収したものであります。

次に、14ページをお開きください。15款1項4目1節農業水産業使用料146万2,000円は、足柄ふれあい公園内、パークゴルフ場、バーベキューガーデン、足柄ふれあい農園、3施設の使用料であります。

次に、17ページをお開きください。16款2項5目1節道路橋梁費補助金のうち、備考欄2行目、社会資本整備総合交付金、工業団地アクセス道路等1,589万5,000円、下から4行目、社会資本整備総合交付金、工業団地アクセス道路等（繰越明許）9,974万8,000円は、町道3078号線、町道3099号線の湯船原地区工業団地アクセス道路整備に係る国庫交付金であります。

次に、18ページをお開きください。16款2項8目1節農林水産施設災害復旧費補助金2億668万3,000円は、令和元年度発生のため台風19号により被災した農地・農業用施設災害復旧費（繰越明許）及び林地施設災害復旧費（繰越明許）に対する補助金であります。

次に、21ページをお開きください。17款2項4目1節農業費補助金8,661万5,000円の主なものは、備考欄上から3行目、中山間地域等直接払い交付金617万9,000円と、備考欄上から8行目、多目的機能支払交付金329万2,000円は、いずれも農業の多目的機能の維持や地域活動、営農活動に対する県補助金でございます。また、備考欄下から2行目、産地パワーアップ事業補助金6,826万5,000円は、株式会社サンファーム富士小山のトマトハウス増設に伴う県補助金であります。

続いて、その下、2節林業費補助金2,400万円は、県単治山事業として、新柴、須走2地区の実施に伴う県補助金であります。

次に、22ページをお開きください。17款2項5目1節商工費補助金1億309万円の主なものは、備考欄1行目、地域産業立地事業費補助金7,990万1,000円は、富士山麓フロンティアパーク小山への進出企業に交付した補助金に対する県負担分で、備考欄2行目、新型コロナウイルス感染症拡大防止支援交付金1,763万9,000円は、交付上限10万円の経営支援給付交付金に対する県補助金。3行目、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金交付事業補助金60万円は、休業要請協力金に対する県補助金。その下、新型コロナウイルス感染対策地域振興臨時交付金495万円は、交付上限30万円の地域振興臨時交付金に対する県補助金であります。

次に、17款2項5目2節観光費補助金3,740万円は、地域観光づくり整備事業費補助金繰越明許分で、足柄地区観光地域づくり整備計画のうち、足柄駅前交流センター及び誓いの丘公園整備事業に対する県補助金であります。

次に、24 ページをお開きください。18 款 1 項 1 目 1 節土地貸付収入の備考欄下から 3 行目、太陽光発電事業敷地貸付料 285 万 7,000 円は、湯船原地区のドリームソーラーふじおやまの事業地といたしまして町有地の貸付料であります。

次に、29 ページをお開きください。22 款 4 項 1 目 1 節勤労者住宅建設資金元利収入 730 万 2,000 円は、年度当初に静岡県労働金庫へ預託いたしました平成 22 年度から 23 年度までの貸付け 3 件分の償還金であります。

次に、30 ページをお開きください。22 款 5 項 4 目 1 節商工費受託事業収入のうち、備考欄 2 行目、足柄 S A 周辺地区用地事務受託事業 3,042 万 9,000 円は、用地事務委託契約に基づき開発事業用地の取得事務の受託に係る経費を開発事業者から受け入れたものであります。

次に、31 ページを御覧ください。22 款 6 項 1 目 2 節雑入のうち、備考欄上段、道の駅地域振興センター利用料 2,819 万 9,000 円と、道の駅観光交流センター利用料 2,000 万円は、各指定管理者施設における総販売額の 5%を指定管理者から施設使用料として収納したものであります。

以上が歳入関係でございます。

続きまして、歳出の説明をさせていただきます。

54 ページをお開きください。2 款 7 項 1 目企画渉外総務費のうち経済産業部関連の事業は、備考欄（5）官民連携推進事業費で、決算額は現年度分が 442 万 5,000 円、繰越明許費が 1,751 万 2,000 円で、主なものといたしまして、12 節駿河小山駅周辺活性化ビジョン策定支援業務費 440 万円は、駅周辺のにぎわい創出による地域活性化を図るため、対象拠点エリアの活用ビジョンを策定した業務費であります。

その下、駿河小山駅前再開発まちづくり検討支援繰越明許費 1,751 万 2,000 円は、駿河小山駅前周辺から国道 246 号白岩交差点までの道路交通網測量調査を行った業務であります。

次に、83 ページをお開きください。5 款 1 項 2 目農業振興費の決算額は 1 億 6,536 万 9,000 円で、執行率は 26.4%であります。主なものといたしまして、次のページ、備考欄（2）農業振興費のうち、18 節産地パワーアップ事業補助金 6,826 万 5,000 円は、先ほども説明いたしましたが、株式会社サンファーム富士小山のトマトハウス増設に伴う県補助金を支出したものであります。

次に、85 ページをお開きください。5 款 1 項 3 目土地改良事業費の決算額は 1 億 1,437 万 8,000 円で、執行率は 90.9%であります。主なものといたしまして、次のページ、備考欄（5）中山間地総合整備事業費 18 節県営中山間地域総合整備事業負担金 3,549 万 7,000 円は、足柄金時地区及び北郷南西部地区において静岡県が行いましたほ場整備等の工事、換地業務等の事業費 15%に相当する額を負担したものでございます。

次に、その下になります。備考欄（6）経営体育成基盤整備事業費 18 節県営畑地帯総合整備事業費負担金 4,480 万円は、フロンティア推進区域湯船原地区内のアグリインダストリーエリア

内に、静岡県において大規模施設園芸団地の農地造成工事を実施しており、事業費の20%に相当する額を町が負担したものでございます。

次に、5款2項1目林業総務費の決算額は1,410万7,000円で、執行率は83.1%であります。主なものといたしまして、備考欄(2)林業総務費のうち、備考欄下段、18節ナラ枯れ対策補助金259万4,000円は、町内16か所のナラ枯れ被害対策につきまして補助金を交付したものでございます。

87ページをお開きください。同じく備考欄(3)森林整備事業費のうち、12節森林経営管理事業491万7,000円は、森林の適切な管理を図るため、須走地区の森林所有者へ森林経営管理について意向調査を実施したものと、竹之下地区で間伐等を実施したものであります。

次に、5款2項2目林道費の決算額は2,098万2,000円で、執行率は97.9%であります。主なものといたしまして、備考欄(3)林道整備費のうち、18節山村道路網整備事業負担金1,552万円は、県営事業林道金時線の改良工事に伴う静岡県への負担金でございます。

次に、5款2項3目治山事業費の決算額は5,816万2,000円で、執行率は95.6%であります。主なものといたしまして、備考欄(3)県単独治山事業費のうち、次のページ、14節県単独治山事業4,029万3,000円、こちらは須走・足柄地区での工事費で、備考欄(4)町単独治山事業費(繰越明許)のうち、14節町単独治山事業(繰越明許)1,201万円は、小山他3地区の治山工事を実施したものであります。

その下になります。6款1項1目商工業振興費の決算額は1億9,982万円で、執行率は78.2%であります。主なものといたしまして、備考欄(2)商工業振興費のうち、次のページをお開きください。18節経営支援緊急交付金、休業要請協力交付金、3密対策交付金、地域経済活性化事業交付金及び地域振興臨時交付金を合わせ1億1,243万6,000円で、地方創生臨時交付金を活用し、新型コロナウイルス感染拡大により影響を受けた町内事業者に対し、対策を講じたものであります。

次に、6款1項2目企業立地推進費の決算額は2億4,268万1,000円で、執行率は94.3%であります。

次のページ、備考欄(2)企業立地推進費のうち、18節の上から5行目、小山町地域産業立地事業費補助金1億5,980万2,000円は、歳入でも説明いたしましたが、富士山麓フロンティアパーク小山に進出した企業に対する補助金であります。

備考欄(3)未来拠点事業費のうち、主なものといたしまして、次のページをお開きください。備考欄(4)27節上野工業団地造成事業特別会計繰出金5,790万円は、令和2年度上野工業団地造成事業特別会計予算に不足が生じたため、一時的に一般会計から繰り出したものであります。

備考欄(5)27節小山PA周辺開発事業特別会計繰出金1,120万円は、起債の対象とならない人件費等に充てるため、一時的に一般会計から繰り出したものであります。

次に、6款2項1目観光費の決算額は8,488万6,000円で、執行率は97.4%であります。主なものといたしまして、92ページ、備考欄(3)富士山観光事業費のうち、中段やや下、18節富士山須走口山小屋経営支援事業360万円は、昨年、富士山が開山されなかったことから、地方創生臨時交付金を活用し、須走口の山小屋12軒に対し、経営支援を行ったものであります。

次に、93ページをお開きください。中段の備考欄(5)観光施設管理運営費、下段18節小山町観光協会助成金250万円は、駿河小山駅前交流センターの試行的運用を図るため、小山町観光協会に助成し、施設の運営を行ってもらっているものであります。

次に、その下、備考欄(6)富士箱根トレイル等維持管理費、説明は94ページとなります。12節ハイキングコース維持・管理業務887万1,000円の主なものは、昨年の7月豪雨により金時山足柄ルートが崩壊したため、復旧に向けた測量設計業務を実施したものであります。

その下、自動車借上料160万8,000円は、昨年は富士山が開山されなかったことから、登る富士山から見る富士山への転換を促すため、足柄峠ハイキングバスとして地方創生臨時交付金を活用し、交通事業者への支援も兼ねてバスの借り上げを行ったものであります。

その下、18節、山のスタンプラリー導入負担金212万3,000円は、こちらも同様に富士山観光ができなかったことから、見る富士山への転換を図ると同時に富士箱根トレイルの活用を促すため、地方創生臨時交付金を活用し、スタンプラリーを実施したものであります。

次に、6款2項2目町民いこいの家管理費の決算額は1,963万6,000円で、執行率は31.2%であります。主なものといたしまして、備考欄(2)町民いこいの家管理費の18節町民いこいの家休業責任分担金315万9,000円は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、町の休業要請に応じ、基本協定に基づいた責任分担金を支出したものであります。

その下、感染症対策助成金1,564万4,000円は、指定管理者の新型コロナウイルス感染対策を支援するため、地方創生臨時交付金を活用し、支援を行ったものであります。

次に、6款2項3目道の駅管理費の決算額は397万8,000円で、執行率は81.5%であります。主なものといたしまして、備考欄(2)道の駅地域振興センター管理費10節修繕料81万9,000円は、給水ポンプユニットを交換したものであります。

95ページをお開きください。説明欄2行目、18節休業責任分担金85万7,000円は、あしがら温泉同様、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、町の休業要請に応じ、基本協定に基づき責任分担金を支出したものであります。

その下、備考欄(3)道の駅観光交流センター管理費18節休業責任分担金94万3,000円は、他の指定管理者施設同様、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い町の休業要請に応じ、基本協定に基づき責任分担金を支出したものであります。

次に、6款3項1目労働諸費の決算額は1,497万5,000円で、執行率は94.7%であります。主なものといたしまして、備考欄中段(2)勤労支援費のうち、20節勤労者住宅建設資金貸付

預託金 730 万 2,000 円は、先ほど歳入でも説明いたしましたとおり、過年度分貸付残高に対する預託金で、年度当初に静岡県労働金庫へ預託したものでございます。

その下、備考欄（3）雇用対策事業費のうち、主なものは、12 節雇用確保に向けたアクションプラン策定業務費 159 万 8,000 円で、リモートワークによる働き方への転換に対応するため、町内におけるテレワークやワーケーション、またサテライトオフィス誘致に適切な施設や環境調査を行った調査業務費 49 万 8,000 円と、町内企業及び進出企業の情報を求職者目線で紹介するガイドブックを新卒者等に配布するために作成した業務費 110 万円であります。

次に、100 ページをお開きください。7 款 2 項 3 目町道事業費のうち、経済産業部関連の事業は、備考欄（3）足柄 S A 周辺地区開発道路整備事業費で、決算額は、現年度分が 1 億 2,375 万円、繰越明許費が 3 億 611 万 1,000 円で、内容は、足柄 S A 周辺開発事業道路として町道 2416 号線他 1 路線の整備工事を実施し、開発事業者が受託し、これを実施したものであります。

次に、102 ページをお開きください。7 款 2 項 4 目公共道路整備事業費のうち、経済産業部関連の事業は、備考欄（5）工業団地アクセス道路整備事業費で、決算額は、現年度分 2,913 万 1,000 円、繰越明許費 1 億 8,462 万 5,000 円で、内容であります。14 節道路改良工事現年度分、繰越明許費とともに湯船原地区の上野工業団地アクセス道路となります町道 3078 号線、町道 3099 号線の道路改良工事、道路舗装工事を実施したものでございます。

次に、104 ページをお開きください。7 款 3 項 1 目河川費のうち、経済産業部関連の事業といたしまして、備考欄（3）緊急自然災害防止対策事業費で、決算額は、繰越明許費 7,700 万円で、内容は 14 節（普通河川）湯船排水路河川改修事業で、令和元年台風 19 号により被災いたしました湯船排水路におきまして、災害発生の予防と法面の荒廃拡大を防止するために改修工事を実施したものでございます。

次に、129 ページをお開きください。10 款 1 項 1 目農地農業用施設災害復旧費の決算額は 1 億 7,866 万 5,000 円で、執行率 76.2%であります。主なものといたしまして、備考欄（2）農地災害復旧費（繰越明許）のうち、14 節農地災害復旧事業（現年災分）（繰越明許）7,376 万 6,000 円と、次のページ（3）農業用施設災害復旧費（繰越明許）のうち、14 節農業用施設災害復旧事業（現年災分）（繰越明許）6,957 万 5,000 円は、令和元年度、台風 19 号により被災いたしました農地及び農業用施設の災害復旧工事を実施したものでございます。

次に、10 款 1 項 2 目林道施設災害復旧費の決算額は 1 億 2,054 万 4,000 円で、執行率は 67.4%であります。主なものといたしまして、備考欄（2）林道施設災害復旧費（繰越明許）のうち、12 節測量設計（繰越明許）1,469 万 1,000 円は、同じく台風 19 号により被災いたしました林道 2 路線の測量設計及び地質調査業務を実施したものでございます。

次に、備考欄上から 3 行目、14 節林道施設災害復旧事業（現年災分）（繰越明許）7,995 万円は、同じく令和元年度発生台風 19 号に被災いたしました林道 5 路線の災害復旧工事を実施したものでございます。

次に、131 ページをお開きください。10 款 2 項 1 目公共土木施設災害復旧費のうち、経済産業部関連といたしまして、備考欄（2）河川施設災害復旧費の決算額は、現年度分 678 万 9,000 円、繰越明許費 1 億 7,027 万 4,000 円で、主なものは 12 節設計業務、14 節公共土木施設災害復旧工事費、16 節事業用地費など、令和元年台風 19 号により被災いたしました。（普通河川）湯船排水路河川災害復旧工事に係るものでございます。

以上で、経済産業部関連の決算説明を終わりにします。

○議長（遠藤 豪君） 次に、都市基盤部長 湯山博一君。

○都市基盤部長（湯山博一君） 一般会計決算のうち、都市基盤部に関する決算について御説明をいたします。

初めに、歳入の主な内容について御説明をいたします。

決算書の 14 ページを御覧ください。15 款 1 項 6 目土木使用料のうち、3 節住宅使用料 6,066 万 3,000 円は、町営住宅 9 団地 396 戸の家賃収入と、令和元年度以前の滞納繰越分の家賃収入及び地域優良賃貸住宅の家賃収入であります。町営住宅家賃の現年度分の収納率は 99% 余りでしたが、滞納繰越分も含め収入未済額が 1,900 万円余と多額のことから、条例に基づく不納欠損処理も含め、適切な家賃管理を目指してまいります。

次に、15 ページを御覧ください。2 項 4 目 1 節計画調査手数料のうち、備考欄開発行為許可等申請手数料 47 万 3,000 円は、都市計画法に基づく開発行為等の許可手数料で、その処理件数は、開発行為の許可等合計 40 件でありました。

続きまして、16 ページを御覧ください。16 款 1 項 2 目 1 節公共土木施設災害復旧費国庫負担金 1 億 187 万 5,000 円は、台風 19 号により被災した道路河川等のうち、公共災害として採択をされ令和 2 年度に繰り越した災害復旧費に対する国庫負担金であります。

次に、17 ページを御覧ください。2 項 5 目 1 節道路橋梁費補助金の内容を順次説明いたします。備考欄の 1 行目、社会資本整備総合交付金（道路改築等）は、町道大胡田用沢線道路改良工事他 2 件に対する補助金であります。

次に、備考欄 4 行目、地方道事業費補助金（スマートインターチェンジアクセス道路等）は、小山パーキングエリアスマートインターチェンジのアクセス道路であります町道 3628 号線道路改良舗装工事等に対する補助金であります。

次に、その下の防災安全交付金（橋梁点検・橋梁補修）は坪入橋、上須川橋の橋梁補修工事や橋梁点検業務に対する補助金であります。

その下の防災安全交付金（道路構造物点検修繕）は、町道小山白岩線法面擁壁補修実施設計等に対する補助金であります。

その下の防災安全交付金（土砂災害対策）は、土砂災害ハザードマップ作成業務に対する補助金であります。

その下の防衛施設道路整備事業費補助金（事故繰越）及び同補助金（繰越明許）は、町道上野大御神線道路改良工事の繰越分に対する補助金であります。

その下の社会資本整備総合交付金（道路改築等）（繰越明許）は、町道大胡田用沢線舗装新設工事の繰越分に対する補助金であります。

その下2行空けまして、防災安全交付金（橋梁点検・橋梁補修）（繰越明許）は、繰越をいたしました南の原橋、新井丸橋など計3橋の橋梁補修工事等に対する補助金であります。

続いて、18ページを御覧ください。2節住宅費補助金の主なものは、備考欄3行目、社会資本整備総合交付金718万5,000円と、4行目、社会資本整備総合交付金（繰越明許）3億7,773万4,000円で、町営住宅新緑ヶ丘団地3号棟改修工事及び落合地域優良賃貸住宅整備事業に対する補助金であります。その他の補助金は、住宅の耐震補強等に対するものでありますが、件数等につきましては、歳出において説明をいたします。

続いて、4節の計画調査費補助金3,908万7,000円は、都市計画道路大胡田用沢線道路改良工事の繰越分に対する補助金であります。

次に、22ページを御覧ください。17款2項6目1節土木管理費補助金162万4,000円は、用沢地内の地籍調査業務に対する補助金であります。

その下の2節道路橋梁費補助金255万円は、茅沼の菅沼急傾斜地測量設計業務に対する補助金であります。

その下の3節住宅費補助金300万円は、住宅の耐震補強等に対する補助金であります。

歳入については以上であります。

続きまして、歳出の主なものについて御説明をいたします。

決算書の96ページを御覧ください。7款1項1目、備考欄（2）土木総務費の決算額は668万7,000円で、執行率は90.9%であります。ここでは、道路河川管理に関する庶務的な経費、設計積算システムや占有システムの経費、所属する団体の負担金などを決算しております。

次に、97ページの2目、備考欄（2）地籍調査事業費の決算額は500万9,000円で、執行率は84.8%であります。主なものは、次のページの備考欄5行目、12節委託料の地籍調査396万円で、一色その2、用沢その2の二つの地区の地籍調査を実施したものであります。

次に、2項1目備考欄（2）道路橋梁総務費の決算額は5,116万2,000円で、執行率は88.3%であります。主な内容を説明いたします。12節道路台帳修正759万円は、道路法に基づき整備をしている道路台帳について、改良工事等により変更された道路区域等の修正に要した経費であります。その下の道路整備事業検討業務949万3,000円は、国土交通省や静岡県等との協議資料の作成や、道路計画の技術的な検討などに要した経費であります。

次のページの1行目、県営事業負担金3,229万5,000円は静岡県条例及び協定に基づく負担金で、県道足柄停車場富士公園線及び沼津小山線の改築事業費と、町道桑木新柴線の舗装補修事業費の一部を町が負担をしたものであります。

次に、2目備考欄（2）町道維持管理費の決算額は1,336万8,000円で、執行率は96.4%であります。主なものは12節の除雪723万8,000円で、単価契約により実施をしております。

次に、備考欄（3）公共施設地区対応事業費の決算額は5,019万円で、執行率は95.6%であります。主なものは、14節道路維持補修事業3,924万9,000円及びその下の安全施設整備事業959万2,000円で、各地区からの要望により実施をしたもので、小規模修繕、舗装補修の単価契約の工事を含め合計10件、144か所の工事を発注したものであります。

次に、3目備考欄（2）町道整備事業費の現年分決算額は1億1,522万2,000円で、執行率は63.8%であります。主な内容を説明いたします。100ページを御覧ください。12節測量設計2,125万4,000円は、町道一色中日向線交差点改良測量設計など合計11件の委託業務を発注したものであります。

2行空けて14節道路改良舗装事業8,477万6,000円は、防衛9条交付金事業の町道原向本線他1路線舗装補修工事など合計4件の工事を発注したものであります。

同じく14節オリンピック・パラリンピック対策事業（事故繰越）462万円は、東京2020オリンピック自転車ロードレースのコースであります町道上野大御神線舗装補修工事であります。

次に、101ページを御覧ください。4目備考欄（2）公共道路整備事業費の現年分の決算額は1億5,432万8,000円で、執行率は42.3%であります。主な内容を説明いたします。12節調査業務220万円は、町道用沢大御神線物件調査業務であります。

14節町道整備1億4,397万6,000円は、町道大胡田用沢線道路改良舗装工事、町道用沢大御神線道路改良舗装工事など合計6件の工事を発注したものであります。

その下の町道整備（繰越明許）2億7,356万8,000円は、町道3975号線道路改良舗装工事、町道大胡田用沢線道路改良工事など合計4件の繰越しをした工事費であります。

その下の16節道路敷地622万3,000円は、町道用沢大御神線及び大胡田用沢線の道路用地購入費で、合計14筆、908.8平方メートルの用地を提供していただきました。

次に、備考欄（3）新東名関連町道整備事業費の現年分決算額は1億1,611万4,000円で、執行率は97.6%であります。主な内容を説明いたします。12節の橋梁及び道路整備事業2,258万7,000円は、町道3975号線や町道3628号線の改良工事のうち、中日本高速道路に工事施工を委託した工事の委託料であります。

その下の14節道路改良舗装事業9,296万1,000円は、小山パーキングエリアスマートインターチェンジアkses道路が接続するラウンドアバウトを設けた町道3628号線道路改良舗装工事など合計4件の工事を発注したものであります。

次に、備考欄（4）道路構造物長寿命化事業費の決算額は1億476万4,000円で、執行率は51.3%であります。主な内容を説明いたします。102ページを御覧ください。12節測量設計2,896万3,000円は、町道一色大胡田線など舗装補修設計や町道小山白岩線などの法面擁壁補修設計の業務委託料であります。その下の道路構造物点検1,980万円は、下野沢橋など57橋を点

検した業務委託料であります。次の測量設計（繰越明許）2,634万5,000円は、上野沢橋など10橋の補修実施設計の業務委託料であります。次のインフラ長寿命化計画策定（繰越明許）803万円は、橋梁長寿命化修繕計画の見直しに係る業務委託料であります。

その下の14節橋梁長寿命化修繕5,600万1,000円及び橋梁長寿命化修繕（繰越明許）4,659万2,000円は、町道1181号線坪入橋、町道足柄三保線上須川橋、町道1626号線滝沢橋、町道一色大胡田線新井丸橋など橋梁補修工事8件を発注したものであります。

次に、5目備考欄（2）急傾斜地崩壊防止事業費の決算額は1,225万2,000円で、執行率は89.6%であります。主なものは12節の測量設計874万5,000円で、菅沼急傾斜地測量設計の業務委託料であります。

次に、103ページを御覧ください。6目備考欄（2）防衛施設道路整備事業費（繰越明許）の決算額は5,517万2,000円で、執行率は23.7%。同じく（事故繰越）の決算額は1億4,158万円で、執行率は100%であります。繰越明許の執行率が非常に低い要因は、一部地権者との用地交渉等が難航したこと及び物件移転の対象の方の移転先の選定に時間を要したことから、補助対象事業として進めることが困難となり、一部を不用額とせざるを得なかったことにあります。

それでは、主な内容を説明いたします。12節物件調査（繰越明許）1,309万円は、町道上野大御神線の富士スピードウェイ西ゲートから富士霊園入り口までの物件調査業務委託料であります。

その下の14節道路改良舗装（繰越明許）3,554万3,000円及び道路改良舗装（事故繰越）1億4,158万円は、町道上野大御神線のラウンドアバウト付近から富士スピードウェイ西ゲートまでの道路改良舗装工事費であります。

その下の21節立竹木等物件移転補償費（繰越明許）37万6,000円と、電柱移設補償費（繰越明許）500万4,000円は、上野大御神線道路改良に伴う移転補償費であります。

続いて、104ページを御覧ください。3項1目備考欄（2）普通河川維持管理事業費の決算額は1,675万7,000円で、執行率は99.1%であります。主な内容を説明いたします。12節の測量設計495万円は、本年度から静岡県が施工を予定しております鮎沢川の親水護岸整備の設計業務委託料であります。

次の14節河川維持事業279万4,000円は、打越川及び滝沢川の河川維持工事費であります。その下の河川改修事業320万1,000円は、生土地内の頓沢川の取水口改修工事費であります。

続いて、105ページ中段を御覧ください。4項2目備考欄（2）都市計画費の決算額は168万円で、執行率は90.1%であります。主なものは12節の都市計画決定図書作成33万円で、定期見直しに伴う関連図書の作成委託料であります。

次のページにかけまして、備考欄（4）足柄地区拠点整備事業費の現年分決算額は498万3,000円で、執行率は95.6%であります。内容であります。繰越分1億1,951万5,000円と合わせて足柄駅交流センターの建設、附帯工事の実施、施設備品の購入などあります。

次に、その下の備考欄（５）都市計画道路整備事業費の現年分決算額は230万円で、執行率は30.1%であります。内容であります、繰越分1億497万9,000円と合わせて都市計画道路大胡田用沢線道路改良工事及び附帯工事等であります。

次に、ページの下段、3目備考欄（３）都市公園維持管理費の決算額は2,656万5,000円で、執行率は98.4%であります。主な内容を説明いたします。7節謝礼299万円は、都市公園の管理等をお願いしております集落支援員などへの謝礼であります。

次のページを御覧ください。12節の施設維持管理1,111万9,000円は、町内27か所の都市公園の管理に関する委託料で、清掃、浄化槽管理、機械警備など全部で33件の業務委託を発注したものであります。

次に、14節須走多目的広場トイレ棟シャッター設置工事48万4,000円は、冬場に閉鎖をしますトイレへの侵入防止のための工事費であります。その下の金時公園整備工事88万円は、公園内の水路の改修工事費であります。

次に、ページ中ほどの備考欄（６）誓いの丘公園整備費（繰越明許）の決算額は3,305万6,000円で、執行率は97.1%であります。資材の調達や天候不順により工期が延びてしまいましたが、昨年10月に竣工し、開園後、対応が必要な点が幾つかありましたので、本年2月から3月にかけて追加の外構工事を行ったところであります。

次に、4目下水道整備費の決算額は8,859万5,000円で、執行率は100%であります。これは下水道事業特別会計への繰出金で、金額は下水道事業の地方債の償還額を基準にしているところであります。

続きまして、108ページを御覧ください。5項1目備考欄（２）町営住宅維持管理費の決算額は7,755万9,000円で、執行率は97.2%であります。主な内容を説明いたします。12節の町営住宅管理代行1,713万3,000円は、町営住宅全般に係る管理を静岡県住宅供給公社に委託しているもので、平成30年度に基本協定を締結したところであります。

2行下の13節住宅用地借上料1,008万9,000円は、南藤曲団地など6団地の土地借上料であります。

その下の14節住宅整備事業1,936万円は、新緑ヶ丘団地3号棟の改修工事費であります。その下の町営住宅解体事業2,623万3,000円は、町営滝の台団地8棟25戸、湯船団地1棟4戸及び茅沼団地集会場の解体工事費であります。

次に、ページの下段、備考欄（３）地域優良賃貸住宅事業の現年分決算額は1,068万1,000円で、執行率は100%であります。内容であります、繰越分3億7,773万4,000円と合わせて地域優良賃貸住宅グランファミリア落合の購入費等であり、繰越分は社会資本整備総合交付金相当額、現年分は償還払分及び維持管理費であります。

次に、109ページを御覧ください。2目備考欄（２）建築指導費の決算額は1,047万6,000円で、執行率は87.1%であります。主なものは18節木造住宅耐震補強計画一体型事業補助金675

万円ではありますが、ブロック塀等耐震改修補助金についてもそれぞれ実績を報告いたします。ブロック塀補助金は2件、耐震補強補助金は6件でありました。

続きまして、131ページを御覧ください。備考欄(2)河川施設災害復旧費につきましては、都市基盤部関連の14節公共土木施設災害復旧事業(繰越明許)7,130万3,000円と、その下の町単独災害復旧事業(繰越明許)2,900万9,000円について説明をいたします。公共土木施設災害復旧事業は、一昨年の台風19号により被災をした小山地内の滝沢川、大沢川など合計9件の災害復旧工事費であります。町単独災害復旧事業は、金時川、滝沢川、西沢川などで、災害査定で採択をされなかった箇所合計14件の災害復旧工事費であります。

次に、備考欄(3)道路施設災害復旧費の現年分決算額は173万8,000円で、執行率は28.2%であります。主な内容について説明をいたします。12節の測量設計等(繰越明許)1,588万4,000円は、町道3975号線の法面復旧測量設計など3件の委託業務を発注したものであります。2行下の14節公共土木施設災害復旧事業(繰越明許)及び繰越明許を含めた町単独災害復旧事業は、町道奈良橋湯船線災害復旧工事など合計18件の工事を発注したものであります。

都市基盤部に関します一般会計決算の説明は、以上であります。

○議長(遠藤 豪君) それでは、ここで午後1時10分まで休憩いたします。

午後0時11分 休憩

午後1時10分 再開

○議長(遠藤 豪君) 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、オリンピック・パラリンピック推進局長 池谷精市君。

○オリンピック・パラリンピック推進局長(池谷精市君) 補足説明に入る前に、先月開催されました東京2020オリンピック自転車競技ロードにつきましては、多くの方の御協力の下、無事に開催され、成功を収めました。また、今月31日から開催されますパラリンピック自転車競技ロードは、万全の準備を整えて臨みますことを御報告させていただきます。

それでは、一般会計決算のうち、オリンピック・パラリンピック推進局関係の補足説明を行います。

初めに、歳入から御説明いたします。

決算書は31ページを御覧ください。

22款6項1目2節雑入、備考欄中ほど、おもてなし空間整備事業関連補助金65万円は、棚頭の富士小山工業団地付近に約2万株のマリーゴールドを植栽しました、花のおもてなし観戦ポイント整備に対する公益財団法人静岡県グリーンバンクからの補助金であります。

次に、歳出についてであります。

歳出につきましては、令和2年3月に新型コロナウイルス感染症の拡大から東京2020大会の1年延期が決まり、4月の臨時議会において大幅な減額補正を行いました。開催機運を維持する取組と本大会に向けた開催準備を中心に事業執行いたしました。

それでは、決算書57ページを御覧ください。

2款8項1目、備考欄(3)東京オリンピック・パラリンピック推進事業費の決算額は2,390万7,000円で、執行率は71.1%であります。

主なものとしまして、12節機運醸成事業360万8,000円は、開催300日前イベントの開催、令和3年3月に機運醸成事業として開催しました花火大会と、1964年の東京オリンピック記録映画の上映が主なものであります。

同じく12節シティドレッシング装飾業務780万7,000円は、棚頭に整備しました花のおもてなし観戦ポイントの装飾と、役場庁舎をはじめとした公式デザインによる都市装飾が主なものであります。

その下、オリンピック聖火リレー会場設営・運営業務148万5,000円は、翌年度の聖火リレー実施に必要な準備に要した費用であります。

決算書は58ページを御覧ください。

備考欄上段、12節大会専用ウェブサイト制作業務127万8,000円は、小山町が独自にオリンピック・パラリンピックの情報発信を行うために開設しましたが、小山町キャッチフレーズの募集など機運醸成事業にも活用の幅を広げて情報発信を行いました。

14節競技中継受信用光ケーブル敷設166万5,000円は、コミュニティライブサイト会場を計画しました道の駅「すばしり」に光ケーブルを敷設した工事費であります。

以上で、オリンピック・パラリンピック推進局の補足説明を終わります。

○議長(遠藤 豪君) 次に、教育次長 長田忠典君。

○教育次長(長田忠典君) 教育委員会関係決算の補足説明を行います。

初めに、歳入についてであります。

決算書の13ページをお願いいたします。

14款2項1目1節児童福祉費負担金、備考欄の受託児童保育負担金565万2,000円は、他市町の子ども達が町内保育園等に在園していたことに伴う他市町からの負担金であります。

実人数は10人で、対前年度4人の減になり、内訳は御殿場市が6人、裾野市が1人、開成町が2人、富士河口湖町が1人です。

次に、14ページ上段の15款1項2目2節児童福祉費使用料の主なものは、備考欄の1行目の保育所保育料1,856万2,000円であり、令和2年度末では町立こども園に512人が在園しておりました。対前年度で38人の減となりました。

なお、令和元年10月からの3歳児以上の幼児教育・保育の無償化により、昨年度より56.8%、2,448万1,000円減少しております。

次に、15 ページをお願いいたします。

下段の16 款1 項1 目3 節児童福祉費負担金は、備考欄の児童手当負担金1 億4,596 万9,000 円は、児童手当に対する国からの負担金と、その下、子どものための教育・保育給付費負担金7,048 万円は、私立保育園等に通園する園児の園運営費への国からの負担金であります。

また、その下、障害児施設措置費負担金3,359 万6,000 円は、児童発達支援や放課後等デイサービスなどの障害児利用施設支援に対する国からの負担金であります。

次に、16 ページ下段の16 款2 項2 目1 節社会福祉費補助金のうち、備考欄5 行目、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金2,374 万円と、その下、同じく給付事務費補助金306 万円は、国が新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として行った、児童手当受給世帯に対し、その対象児童1 人当たり1 万円を上乗せする臨時特別給付金とその事務費に対する国からの補助金であります。

次に、17 ページ一番上の16 款2 項2 目3 節児童福祉費補助金の主なものは、備考欄1 行目、子ども・子育て支援交付金2,648 万6,000 円で、地域子育て支援拠点事業や放課後児童健全育成事業等に対する国からの補助金であります。

次に、18 ページ中段の16 款2 項7 目1 節小学校費補助金の主なものは、備考欄6 行目、公立学校情報機器整備費補助金2,186 万2,000 円で、小学校1 年生から3 年生が使用するタブレット等の購入に対する国からの補助金であります。

次に、20 ページをお願いします。

中段の17 款1 項1 目3 節児童福祉費負担金は、備考欄の1 行目、児童手当負担金3,252 万6,000 円は、児童手当に対する県からの負担金と、その下、子ども・子育て支援給付費負担金3,016 万5,000 円は、私立保育園等に通園する園児の園運営費への県からの負担金であります。

また、その下、障害児施設措置費負担金1,679 万1,000 円は、児童発達支援や放課後等デイサービスなどの障害児利用施設支援に対する県からの負担金であります。

次に、21 ページ上段、17 款2 項2 目3 節児童福祉費補助金の主なものは、備考欄の2 行目、地域子育て支援拠点事業等に対する県からの交付金である子ども・子育て支援交付金948 万2,000 円と、次の行、放課後児童クラブ運営に対する県からの補助金である放課後児童クラブ補助金1,129 万3,000 円であります。

次に、飛びまして、30 ページをお願いします。

22 款6 項1 目2 節雑入の、次のページ、31 ページの備考欄下段、職員等給食代1,712 万4,000 円は、小中学校の教諭、こども園の保育教諭及び区域外就学の児童生徒などの給食代であります。

次に、歳出について説明いたします。

63 ページをお願いします。

初めに、3款1項6目特別給付金費のうち、次のページになります、64ページの備考欄
(3) 子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費の支出済額は2,620万5,000円で、執行率は99.9%です。

これは、国が新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として行った、児童手当受給世帯に対し、その対象児童1人当たり1万円を上乗せする臨時特別給付金2,374万円と、給付に係る電算システム処理の委託費194万6,000円が主なものであります。

次に、67ページをお願いします。

一番下の3款3項1目児童福祉総務費の支出済額は7,314万3,000円で、執行率は91.5%です。

主なものは、次のページ中段の備考欄(5)児童発達支援事業費で、そのうち、19節児童発達支援事業費2,781万4,000円と、その下の放課後児童通所支援事業費3,946万3,000円になります。

児童発達支援事業費は、幼児障害児施設への通所等に係る扶助として、国保連合会を通じて施設に支払うものであり、年間延べ171人が利用しております。延べ人数で、対前年度では57人の増となりました。

また、放課後等児童通所支援事業費は、就学児童の放課後デイサービスなどの利用に対して、同じく国保連合会を通じ施設に支払うものであり、年間延べ548人が利用しております。延べ人数で、対前年度では45人の減となりました。

次に、同じページ下段の3款3項2目児童手当費の支出済額は2億1,235万4,000円で、執行率は99.7%です。

主なものは、備考欄(2)児童手当費の、次のページ、19節児童手当2億1,091万5,000円で、年3回、延べ1万9,399人への児童手当の支給であります。延べ人数では、対前年度で253人の減となりました。

次に、69ページ、3款3項3目こども園費の支出済額は10億8,995万2,000円で、執行率は67.7%です。

執行率が低い理由は、支出済額の二つ横の欄に記載のある4億6,884万9,000円、すがぬまこども園建設等に係る予算額を翌年度に繰り越しているためであります。

この3目こども園費は、こども園等の管理運営及び施設整備などに係る経費であります。

主なものを事業別に四つ申し上げますと、一つ目に、備考欄(1)職員人件費2億9,422万円で、町立こども園4園の正職員の保育教諭等56人分の人件費であります。

二つ目には、備考欄(2)こども園管理運営費2億2,912万5,000円で、内訳の主なものは、町立こども園のパートタイム・保育教諭等の会計年度任用職員の43人分の報酬4,896万5,000円と、次のページの一番上、こども園のフルタイム・保育教諭等の会計年度任用職員17人分の

職員給 3,780 万 6,000 円と、同じページ中段、10 節給食の賄材料費 3,275 万 4,000 円と、同じページの下、他市町への委託保育に係る 19 節施設型給付扶助費 1,733 万 7,000 円であります。

三つ目には、72 ページ一番上、備考欄（5）民間こども園施設運営費 1 億 6,127 万 1,000 円は、町内の民間こども園 2 園の施設運営に係る補助金と扶助費として支出したものであります。

四つ目は、同じページ、備考欄（6）こども園整備事業費 3 億 8,116 万 8,000 円は、現在建設中の町立すがぬまこども園新園舎の造成工事費及び建設工事費が主なものであります。

次に、同じページ、3 款 3 項 4 目子育て支援事業費は 8,797 万 2,000 円で、執行率は 97.6% です。

主なものは、備考欄（1）子育て支援事業に従事する保育教諭等 4 人分の職員人件費 3,331 万 3,000 円その他、次の 73 ページ、備考欄（3）放課後児童クラブ費 3,798 万 1,000 円で、五つの放課後児童クラブに係る経費であります。令和 2 年度末の放課後児童クラブの利用者数は、合計で 203 人でありました。

また、同じページ下段、備考欄（4）子育て支援センター運営費 1,321 万 3,000 円は、子育て支援センター「きんたろうひろば」とぺんぎんランドに係る経費であります。

次に、ページ飛びまして、115 ページをお願いします。

ここからは、9 款教育費の説明をさせていただきます。

9 款 1 項 1 目教育委員会費は 105 万 1,000 円で、執行率は 87.5% で、備考欄 1 節、教育委員 4 人の報酬 96 万円が主なものであります。

次に、116 ページ、9 款 1 項 2 目事務局費は 1 億 1,270 万 8,000 円で、執行率は 98.5% です。

主なものは、教育委員会事務局に係る正職員等 9 人分の備考欄（1）職員人件費 9,173 万 2,000 円と、（2）事務局事務費 805 万 9,000 円であります。

次に、118 ページの中段をお願いします。

9 款 2 項小学校費の 1 目学校管理費は 3 億 3,237 万 3,000 円で、執行率は 96.3% です。

この目は、小学校の管理運営及び施設整備などに係る経費であります。

主なものを事業別に三つ申し上げますと、一つ目に、備考欄（2）小学校管理運営費 1 億 9,504 万円で、その中では、小学校で従事する会計年度任用職員 37 人分の、1 節報酬 4,758 万 4,000 円その他、10 節光熱水費 2,666 万 4,000 円と、次の 119 ページの中段、小学 1 年生から 3 年生までのタブレットを購入した、17 節教育用 I C T 備品 3,830 万 9,000 円であります。

二つ目には、次の 120 ページの備考欄上段、（4）小学校給食費 9,377 万 7,000 円で、中段の 10 節賄材料費 5,026 万 9,000 円が主なものであります。

三つ目には、同じページの備考欄（5）小学校施設整備費 3,878 万 3,000 円で、施設等の修繕に要した 10 節修繕料 955 万 8,000 円と、足柄小学校プール附属棟改修工事などの 14 節小学校整備事業 2,719 万円が主なものであります。

同じページ下段、9款2項2目教育振興費は、1,713万円で、執行率は93.5%、小学校の日常の教育活動に要した経費であります。

主には、備考欄(2)小学校教育振興費1,243万円のうち、12節、各小学校で5・6年生が週2時間、3・4年生が週1時間実施している外国人英語指導員派遣の委託費932万8,000円と、教材備品を購入している、次の121ページ、備考欄(3)小学校備品整備費302万1,000円であります。

同じページ中段、9款3項中学校費の1目学校管理費は1億8,000万6,000円で、執行率は72.7%です。

執行率が低い理由は、支出済額の二つ横の欄に記載のある5,650万6,000円、北郷中学校空調設備工事等に係る予算額を翌年度に繰り越しているためであります。この目は、中学校の管理運営及び施設整備などに係る経費であります。

主なものを事業別に三つ申し上げますと、一つ目に、備考欄(2)中学校管理運営費1億1,483万3,000円で、中学校で従事する会計年度任用職員14人分の、1節報酬2,200万5,000円と、次の122ページ上から2行目の光熱水費2,095万7,000円と、同じページの中段、13節土地借上料1,466万2,000円が主なものであります。

二つ目には、次の123ページの中段、備考欄(4)中学校給食費4,825万1,000円で、10節賄材料費2,875万円が主なものであります。

三つ目には、同じページの備考欄(5)中学校施設整備費1,154万3,000円で、施設等の修繕に要した10節修繕料567万7,000円と、網戸設置工事などの14節中学校整備事業305万円が主なものであります。

次に、124ページ、9款3項2目教育振興費は、4,339万2,000円で、執行率は97.5%、中学校の日常の教育活動に要した経費であります。

主には、備考欄(2)中学校教育振興費3,840万3,000円であり、その中で、各中学校週4時間実施している外国人英語指導員派遣の委託料1,471万8,000円と、各中学校単位で週1回3時間開設している放課後学習室の委託料2,150万円が主なものであります。

次に、9款4項1目社会教育総務費は9,068万7,000円で、執行率は98.4%です。

主なものは、備考欄(1)職員人件費4,185万3,000円をはじめ、次の125ページ上段、生涯学習課勤務の会計年度職員の報酬や社会教育指導員の謝礼などの備考欄(2)社会教育総務費698万2,000円と、同じページ最下段から次の126ページにかけて、森村橋修景・復原事業の工事を実施している、備考欄(4)文化財費2,110万3,000円と、同じく通次繰越し1,590万2,000円が主なものであります。

次に、126ページ、9款4項2目生涯学習推進費は198万8,000円で、執行率は77.4%です。

昨年11月に実施しました、おやま秋のアートビレッジに係る経費の、12節芸術文化振興事業85万円と、13節ピアノ借上げ47万3,000円が主なものであります。

次に、127 ページ、9 款 4 項 3 目図書館費は 152 万 1,000 円で、執行率は 96%です。

ブックスタート及びセカンドブックなど読書推進事業等に要した経費と、新型コロナ対策として購入した貸出し本を殺菌する消毒器購入費など管理用備品が主なものであります。

次に、同じページ、9 款 4 項 4 目生涯学習センター管理費は 1 億 9,094 万 5,000 円で、執行率は 99.5%です。

総合文化会館、総合体育館、パークゴルフ場など 11 施設の維持管理に係る経費であります。

主なものは、備考欄（2）文化会館等管理運営費、次の 128 ページ、12 節指定管理料 1 億 4,500 万円と、13 節敷地借上料 1,546 万 8,000 円と、総合文化会館屋根等改修工事 1,650 万円であります。

最後に、同じページ、9 款 5 項 1 目保健体育総務費は 2,374 万 7,000 円で、執行率は 98.9%です。

主なものは、備考欄（2）社会体育振興費の、このページの一番下、18 節の小山町体育協会助成金 950 万円と、次の 129 ページ、備考欄（3）体育施設管理費の 10 節修繕料 569 万 2,000 円が主なものであります。

以上で、教育委員会関係の補足説明を終わりにいたします。

○議長（遠藤 豪君） 次に、特別会計及び企業会計の補足説明を求めます。なお、補足説明は、各部長等の所管の会計順に行います。

それでは、初めに、認定第 9 号 宅地造成事業特別会計の 1 件について補足説明を求めます。
理事 増井重広君。

○理事（増井重広君） 認定第 9 号 令和 2 年度小山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算について、補足説明いたします。

決算書は 219 ページからとなります。

初めに、歳入の主なものについて御説明いたします。

223 ページを御覧ください。

223 ページ中段より少し上、1 款 1 項 1 目分譲収入、1 節不動産売払収入 9,400 万 4,000 円は、わさび平地区の優良田園住宅 3 区画及び宮ノ台地区 5 区画を分譲販売した不動産売払収入であります。

次に、歳出の主なものについて御説明いたします。

224 ページを御覧ください。

中段より少し下、2 款 1 項 1 目宅地造成費のうち、備考欄（2）宅地造成費 1,806 万 9,000 円の主なものは、その下、14 節造成工事 1,782 万円で、大胡田地区宅地造成事業に係る工事前払金であります。

続いて、225 ページを御覧ください。

最上段の3款1項1目元金の決算額は8,600万円で、宮ノ台地区宅地造成事業に伴う造成工事費の前払い分と用地費及び物件移転補償費として借り入れた地方債を繰上償還したものであります。

その下、3款1項2目利子の決算額は63万3,000円で、これは元金と同じ地方債に対する利子であります。

最後に、実質収支について御説明いたします。

226ページを御覧ください。

本事業特別会計の実質収支は、上段から、歳入総額1億8,898万1,000円、歳出総額1億471万2,000円で、歳入歳出差引額は8,426万9,000円となります。

そこから繰越明許費繰越額2,673万円を減じた実質収支額は、5,753万9,000円であります。

令和2年度小山町宅地造成事業特別会計決算の補足説明は以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 次に、認定第7号 土地取得特別会計の1件について補足説明を求めます。

企画総務部長 小野一彦君。

○企画総務部長（小野一彦君） 認定第7号 令和2年度小山町土地取得特別会計歳入歳出決算の補足説明を行います。

初めに、歳入の主なものについて御説明いたします。

決算書189ページをお開きください。

円単位で御説明いたします。

1款1項1目の財産貸付収入20万4,000円は、土地開発基金所有の菅沼地内の土地を、新東名の工事事業者に駐車場として貸している土地貸付料であります。

次に、2款1項1目土地開発基金繰入金4,193円は、土地開発基金が所有している普通預金において生じた預金利子であります。

原則として、当会計で歳入として受け入れる金額は、土地開発基金に積立てを行います。

次に、歳出について御説明いたします。

190ページを御覧ください。

1款1項1目土地開発基金繰出金の支出済額19万1,193円は、先ほど御説明いたしました、基金の積立て等に伴う土地開発基金繰出金18万7,000円と、預金利子4,193円の合計であります。

なお、当会計の令和2年度歳出決算では、1万4,807円の不用額を生じました。

これは、基金が保有する現金が多額であるため、多額の預金利息を生じ、基金へ積み立てるための歳出予算に不足を生じたことから、歳入として受けた金額の全額を基金に積むことができず、結果として不用額として残ったものであります。

191 ページに、実質収支額を載せてございます。

歳入歳出の差引きである実質収支額は、1 万 7,000 円となっております。

以上で、土地取得特別会計決算の補足説明を終わります。

○議長（遠藤 豪君） 次に、認定第 3 号 国民健康保険特別会計、認定第 5 号 後期高齢者医療特別会計、認定第 8 号 介護保険特別会計の 3 件について補足説明を求めます。

住民福祉部長 渡邊啓貢君。

○住民福祉部長（渡邊啓貢君） 住民福祉部関係の特別会計決算、3 会計について順次説明をいたします。

初めに、認定第 3 号 令和 2 年度小山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について御説明します。

まず、歳入の主なものについて御説明します。

決算書 138 ページをお開きください。

最上段、1 款国民健康保険税は 3 億 9,973 万 9,000 円で、全体の 20.2%を占めており、現年度分の収納率は 97.6%であります。

なお、不納欠損額が 226 万円、収入未済額が 2,273 万 3,000 円であります。

次に、140 ページをお開きください。

最下段の 5 款県支出金は 12 億 8,311 万 9,000 円で、歳入全体の 65%を占めています。

内訳としまして、141 ページ最上段の 1 項 1 目 1 節普通交付金 12 億 3,633 万 3,000 円は、平成 30 年度から県が保険者として財政運営を担うため、町が負担する療養給付費等を全額県が負担するものであります。

次に、2 節の特別交付金 4,678 万 5,000 円は、市町の経営努力の促進のための交付金や特定健診及び特定保健指導に係る定率の県負担、また、県特別交付金 2 号分は、県内市町ごとに異なる所得水準及び医療費水準を調整するものであります。

次に、下段の 7 款繰入金は、1 億 1,001 万 4,000 円で、一般会計からの繰入金であり、保険税軽減に対する国や県からの負担金、国保の持つ構造的問題に対する国保保険者への支援分及び職員給与分等を繰り入れたものであります。

次に、142 ページ中段の 8 款繰越金 1 億 6,806 万 4,000 円は、前年度繰越金であります。

次に、歳出の主なものを御説明します。

146 ページをお開きください。

1 款総務費の決算額は 3,963 万 4,000 円で、執行率は 97.9%であります。

主なものは、職員人件費や電算処理及びシステム改修費、国保連合会への負担金や国民健康保険事業の運営に関する協議会の運営費などであります。

次に、147 ページ下段の 2 款保険給付費の決算額は 12 億 4,113 万 8,000 円で、執行率は 94.2%であり、歳出全体の 67.9%を占めております。

主なものは、148 ページ最上段の 1 項 1 目、備考欄（2）一般被保険者療養給付費の 10 億 5,810 万 3,000 円と、149 ページ上段の 2 項 1 目、備考欄（2）一般被保険者高額療養費の 1 億 6,622 万 5,000 円であります。

次に、152 ページをお開きください。

上段の 3 款国民健康保険事業費納付金の決算額は 5 億 824 万 4,000 円で、執行率は 99.9%であります。

これは、財政運営の責任主体である静岡県が各市町の医療費の推移等を勘案して算定したものを納付したものであります。

次に、153 ページ最下段の 5 款保健事業費の決算額は 2,640 万 4,000 円で、執行率は 96.5%であります。

主なものは、154 ページの中段の 1 項 1 目、備考欄（2）特定健康診査等事業費の 12 節特定健康診査事業 1,830 万 4,000 円で、1,381 人が町内の医療機関において健康診査を受け、受診率の速報値は 45.8%であります。

また、健診の結果、特定保健指導の対象者 133 人を抽出し、うち 62 人の方を支援しております。利用率は、46.6%となっております。

次に、156 ページをお開きください。

8 款諸支出金の決算額は 1,134 万 8,000 円で、執行率は 96.4%であります。

主なものは、下段の 3 目、備考欄（2）償還金の 22 節保険給付費等交付金返納金 785 万 9,000 円であります。

これは、県が全額負担した保険給付費について前年度の医療費の確定を受け、精算し返納したものであります。

以上が、歳出の主なものであります。

次に、158 ページをお開きください。

国民健康保険特別会計の実質収支に関する調書の 1、歳入総額は 19 億 7,458 万 1,000 円で、歳出総額は 18 億 2,677 万 4,000 円、3 の歳入歳出差引額及び 5 の実質収支額は 1 億 4,780 万 7,000 円となりました。

国民健康保険特別会計歳入歳出決算につきましては、以上であります。

続きまして、認定第 5 号 令和 2 年度小山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について御説明いたします。

初めに、歳入の主なものについて御説明します。

170 ページをお開きください。

1 款後期高齢者医療保険料は 2 億 1,490 万円で、歳入全体の 86.2%を占めており、収納率は 99.8%であります。

なお、不納欠損額が 5 万 1,000 円、収入未済額が 42 万 7,000 円でありました。

次に、中段の2款繰入金3,137万4,000円は、低所得者等に対する保険料軽減分で、その内訳は、1項1目1節保険基盤安定繰入金の備考欄、保険料軽減分の3,110万5,000円及び社保被扶養者軽減分の26万8,000円で、一般会計からの繰入金であります。

次に、歳出について御説明します。

172ページをお開きください。

1款後期高齢者医療広域連合納付金の決算額は2億4,134万5,000円で、歳出全体の99.6%を占め、執行率は97.4%であります。

これは、歳入で受け入れた保険料を静岡県後期高齢者医療広域連合へ納付したものであります。

次に、174ページをお開きください。

小山町後期高齢者医療特別会計の実質収支に関する調書の1、歳入総額は2億4,916万8,000円で、2、歳出総額は2億4,237万7,000円で、3の歳入歳出差引額及び5の実質収支額は679万1,000円となりました。

後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算につきましては、以上であります。

次に、認定第8号 令和2年度小山町介護保険特別会計歳入歳出決算について御説明いたします。

初めに、歳入の主なものについて御説明します。

196ページをお開きください。

1款保険料は4億3,651万1,000円で、歳入全体の21.4%を占め、現年度分の収納率は99.6%であります。

なお、不納欠損額は102万円、収入未済額が273万3,000円であります。

主な内訳として、1項1目1節特別徴収保険料現年度分4億861万5,000円は、年金から保険料徴収をしている第1号被保険者5,379人分で、2節普通徴収保険料現年度分2,673万4,000円は、現金納付や口座振替による普通徴収の被保険者337人分の保険料であります。

次に、中段の2款国庫支出金は4億1,254万4,000円で、歳入全体の20.2%を占めました。

主な内訳として、1項1目1節、備考欄、介護給付費負担金3億1,777万2,000円は、施設給付分の15%と居宅介護給付分の20%に相当する額を国が負担するものであります。

次に、2項1目1節、備考欄、調整交付金6,064万円は、給付費の5%相当額であります。

また、2目1節地域支援事業交付金2,563万円は、歳出の4款の地域支援事業に対し補助される交付金であります。

次に、197ページ最上段の3目保険者機能強化推進交付金335万7,000円は、介護給付費の適正化事業などの町の取組状況に対する交付金で、その下の4目保険者努力支援交付金332万8,000円は、介護予防などの保険事業の取組状況に対する交付金であります。

下段の3款支払基金交付金4億6,936万8,000円は、歳入全体の23%を占めました。第2号被保険者の保険料分で、保険給付費の27%相当分であります。

次に、198ページの4款県支出金は2億6,655万6,000円で、歳入全体の13%を占めました。

保険給付費に対する県の負担分で、施設給付分の17.5%、居宅介護給付分の12.5%及び地域支援事業に対して補助される交付金であります。

次に、下段の6款繰入金は3億954万3,000円で、歳入全体の15.2%を占めました。

主な内訳としては、1項一般会計繰入金が2億7,954万3,000円で、199ページの最上段、1目の介護給付費繰入金2億749万円は、保険給付費に対し町が負担する12.5%分の繰入金です。

2目と3目の繰入金は、地域支援事業に対する繰入金であります。

また、中段の4目低所得者保険料軽減繰入金1,355万9,000円は保険料軽減分を、またその下、5目その他一般会計繰入金4,532万4,000円は人件費や介護認定審査会などに係る事務費を、一般会計から繰り入れるものであります。

その下、2項基金繰入金3,000万円は、第7期計画の3年度目となるため、介護給付費準備基金から繰り入れたものであります。

最後に、200ページ上段の7款繰越金は、1億4,717万4,000円を前年度から繰り越したものであります。

次に、歳出の主なものを御説明いたします。

201ページ上段の1款総務費の決算額は5,096万1,000円で、執行率は92.8%であります。

主なものは、1項1目、備考欄(1)職員人件費及び(2)一般管理費、12節の電算処理及びシステム改修に係る委託料です。また、202ページ中段の3項介護認定審査会費で、審査会や認定調査に要する費用などあります。

次に、203ページをお開きください。

2款保険給付費の決算額は17億373万4,000円で、執行率は97.1%であり、歳出全体の90.1%を占めました。

1項の介護サービス等諸費15億6,902万7,000円は、要介護認定を受けた763人が受ける介護サービスであります。

主なものは、1目居宅介護サービス給付費の4億6,486万9,000円で、訪問介護、通所介護サービスなどであり、令和3年3月の受給者数は397人であります。

また、最下段の3目地域密着型介護サービス給付費の1億9,480万4,000円は、利用が原則として町民に限定される地域に密着した小規模な介護老人福祉施設での施設サービスや通所介護、認知症対応型共同生活介護サービスであり、受給者数は98人であります。

また、204 ページ中段、5 目施設介護サービス給付費 8 億 4,510 万 9,000 円は、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院に入所して受ける施設サービスであり、受給者は 265 人であります。

また、205 ページ中段の 9 目居宅介護サービス計画給付費の 5,835 万 5,000 円は、居宅介護支援事業所のケアマネが居宅介護サービスを受けている方のケアプランの作成に対する支払いであり、対象者は毎月 350 人であります。

また、下段、2 項介護予防サービス等諸費 3,968 万 4,000 円は、要支援と認定された方に対するサービス給付費であります。

主なものは、1 目介護予防サービス給付費 2,920 万 5,000 円で、自立支援や重症化を防止することを目的に利用する予防訪問看護や予防通所リハビリテーションなどの給付費であります。

次に、208 ページをお開きください。

4 項高額介護サービス等費の 3,740 万 3,000 円は、同じ月に利用した介護保険サービスの利用者負担が上限額を超えたときに支給し、被保険者の負担軽減を図ったもので、対象者は毎月 200 名を超えております。

また、209 ページの下段、7 項特定入所者介護サービス等費の 5,336 万円は、低所得の人の施設利用が困難とならないよう、居住費や食費の負担限度額を超えた分を給付するものです。

次に、210 ページ最下段の 4 款地域支援事業費の決算額は 7,542 万 1,000 円で、執行率は 88.3%であります。

211 ページの 1 項介護予防・生活支援サービス事業費の 3,517 万 2,000 円は、要支援認定者を対象に、訪問サービスや通所サービスにより介護予防を図る事業が主なものであります。

2 項一般介護予防事業費の 368 万 3,000 円は、高齢者の生きがいと健康づくり推進事業として、ふれあいサロンやおでかけクラブなど高齢者が集う場を開催することや、介護予防普及啓発・活動支援事業として元気塾や運動教室などの委託料が主なものであります。

また、212 ページ中段の 3 項包括的支援及び任意事業費の 3,647 万 3,000 円は、1 目の総合相談事業費 2,200 万円で、地域包括支援センター業務を社会福祉法人に業務委託し、724 件の相談を受ける他、214 ページ中段の 6 目生活支援体制整備事業費の 760 万 8,000 円で、生活支援コーディネーターを町、包括支援センター、社会福祉協議会に配置し、生活支援を必要とする方と重要な地域資源である元気な高齢者等との橋渡しなどを行う体制整備を図っております。

また、215 ページの 7 目認知症総合支援事業費の 344 万 1,000 円で、認知症地域支援推進員を配置し、高齢化の進展とともに増加傾向にある認知症の方々への早期支援を開始するため、戸別訪問や電話により積極的に介入しており、認知症サポーターの養成など地域における認知症の啓発にも取り組んでおります。

次に、216 ページ中段の 5 款諸支出金の決算額は 6,050 万 6,000 円で、執行率は 97.1%であります。

1 項償還金及び還付加算金 3,381 万 2,000 円の主なものは、国庫負担金返還金で、令和元年度分の介護給付費負担金を精算により返還するものであります。

217 ページの 2 項繰出金の 2,669 万 3,000 円は、令和元年度の介護給付費や地域支援事業費、事務費に対する一般会計からの繰入金の前払金の精算に伴い町に戻す返還金であります。

最後に、218 ページをお開きください。

介護保険特別会計実質収支に関する調書の 1、歳入総額は 20 億 4,279 万 4,000 円、2、歳出総額は 18 億 9,064 万 1,000 円で、3 の歳入歳出差引額及び 5 の実質収支額は 1 億 5,215 万 3,000 円となっております。

住民福祉部関係の三つの特別会計についての決算補足説明は以上であります。

○議長（遠藤 豪君） それでは、ここで 10 分間休憩します。

午後 2 時 11 分 休憩

午後 2 時 21 分 再開

○議長（遠藤 豪君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、認定第 10 号 上野工業団地造成事業特別会計、認定第 11 号 木質バイオマス発電事業特別会計、認定第 12 号 小山 P A 周辺開発事業特別会計、認定第 13 号 温泉供給事業特別会計の 4 件について補足説明を求めます。

経済産業部長 高村良文君。

○経済産業部長（高村良文君） 経済産業部関係の特別会計 4 会計につきまして、順次御説明いたします。

初めに、認定第 10 号 令和 2 年度小山町上野工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の補足説明をいたします。

決算書は 227 ページからとなります。

初めに、歳入の主なものについて御説明いたします。

231 ページをお開きください。

1 款 1 項 1 目 1 節一般会計繰入金 5,790 万円は、本事業実施に伴う一般会計からの繰入金であります。

3 款 1 項 1 目 1 節用地取得等事業債 560 万円は、本事業実施に伴う地方債による借入金であります。

4 款 1 項 1 目 1 節立木売払金 2,940 万 3,000 円は、造成工事に伴い伐採いたしました立木の売払金であります。

次に、歳出の主なものについて御説明いたします。

233 ページをお開きください。

2款1項1目事業費の決算額は、現年度分、事故繰越分を合わせて6,482万8,000円で、執行率は60.4%であります。

備考欄（2）事業費のうち、12節委託料現年分の主なものは、事業地内の水文調査1,067万円と、次ページ、埋蔵物調査3,124万円であります。

12節委託料事故繰越費の主なものは、備考欄2行目、土木造成詳細設計564万8,000円であります。

次に、その下、備考欄、14節配水管布設工事1,727万円は、新産業集積エリアから上野工業団地の間に、上水道配水管を布設する工事を実施したものであります。

最後に、実質収支について御説明いたします。

235ページをお開きください。

本事業特別会計の実質収支は、歳入総額9,300万7,000円、歳出総額7,412万3,000円で、差引額は1,888万4,000円となります。

そこから繰越明許費繰越額1,876万円と、事故繰越し繰越額2万3,000円を減じた実質収支額は、10万1,000円となりました。

以上が、小山町上野工業団地造成事業特別会計の説明となります。

続きまして、認定第11号 令和2年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計歳入歳出決算の補足説明を行います。

決算書は236ページからとなります。

初めに、歳入の主なものについて御説明いたします。

240ページをお開きください。

1款1項1目1節売電収入1,467万2,000円は、木質バイオマス発電と、発電所の屋根を利用して実施している太陽光発電の売電収入であります。こちらは、昨年7月4日に発生いたしました火災により、発電所の稼働が停止するまでの売電収入となります。

3款1項1目1節雑入と4款1項1目1節木質バイオマス発電事業債が未収入となっておりますのは、火災に伴う木質バイオマス発電所復旧工事が令和2年度内に完了しなかったことによるものであります。

次に、歳出の主なものについて御説明いたします。

241ページをお開きください。

1款1項1目発電事業費の決算額は1,735万6,000円で、執行率は46.5%であり、執行率が低い要因といたしましては、火災に伴い発電所の稼働を停止したことによるものであります。

主なものは、備考欄（2）発電事業費のうち、10節燃料費711万円、修繕料748万円、12節発電所運營業務242万円で、発電所の管理・運営及び応急復旧修繕のために支出したものであります。

次に、2款1項1目公債費（元金）の執行率は99.9%であり、次ページ、備考欄（2）起債の償還金に係る元金876万7,000円であります。

2款1項2目利子の執行率は99.9%であり、備考欄（2）にあります、起債の償還金に係る利子286万4,000円あります。

次に、4款1項1目繰上充用金のうち、備考欄（2）、21節前年度繰上充用金1,042万1,000円は、収入に不足が生じた令和元年度の会計の歳入予算に繰上充用したものであります。

最後に、実質収支について御説明いたします。

243ページをお開きください。

本事業特別会計の実質収支は、歳入総額1,467万3,000円、歳出総額3,941万1,000円で、差引額はマイナス2,473万8,000円となり、実質収支額も同額となります。

決算書の239ページにお戻りください。

こちらにつきましては、4月臨時会でも御説明いたしましたが、令和2年度の実質収支額がマイナスとなりましたことから、令和3年度の歳入から同額を繰上充用しております。

以上が、小山町木質バイオマス発電事業特別会計の説明となります。

続きまして、認定第12号 令和2年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計歳入歳出決算の補足説明を行います。

決算書は244ページからとなります。

初めに、歳入の主なものについて御説明いたします。

248ページをお開きください。

3款1項1目1節観光その他事業債2億1,330万円は、本事業実施に伴う地方債による借入金であります。

次に、歳出の主なものについて御説明いたします。

249ページをお開きください。

1款1項1目事業費の決算額は2億2,413万9,000円で、執行率は46.3%であります。

備考欄（2）事業費のうち、12節委託料現年分の主なものは、測量・用地調査544万5,000円あります。12節委託料事故繰越費の主なものは、5行目、事業計画区域の土木造成設計業務を1,402万5,000円で実施したものであります。

次に、16節用地現年分1,439万4,000円、繰越明許分4,998万1,000円は、事業用地の取得費であります。

次に、21節物件・移転補償現年分4,729万1,000円、繰越明許分7,657万2,000円は、事業区域の建設等の移転補償費であります。

250ページをお開きください。

2款1項1目利子のうち、備考欄（2）公債費（利子）の執行率は30.3%であり、借入金に要した利子30万3,000円あります。

最後に、実質収支について御説明いたします。

251 ページをお開きください。

本事業特別会計の実質収支は、歳入総額 2 億 2,462 万 4,000 円、歳出総額 2 億 2,444 万 4,000 円で、差引額は 18 万円となります。

そこから繰越明許費繰越額 2 万 6,000 円と事故繰越し繰越額 8 万円を減じた実質収支額は、7 万 4,000 円となりました。

以上が、小山町小山 P A 周辺開発事業特別会計の説明となります。

最後に、認定第 13 号 令和 2 年度小山町温泉供給事業特別会計歳入歳出決算の補足説明を行います。

決算書は 252 ページからとなります。

256 ページをお開きください。

初めに、歳入の主なものについて御説明いたします。

1 款 1 項 1 目 1 節温泉使用料の収入済額 30 万 6,000 円は、使用量 876 立方メートルに対し 1 立方メートルにつき 350 円を乗じた温泉使用料収入であります。

次に、歳出の主なものについて御説明いたします。

257 ページをお開きください。

1 款 1 項 1 目業務費の決算額は 39 万 7,000 円で、執行率は 31.1%であります。

主なものといたしまして、備考欄（2）温泉供給施設維持管理費のうち、12 節温泉ポンプ点検業務 19 万 2,000 円は、温泉揚湯ポンプの点検業務が主なものでございます。

次に、258 ページをお開きください。

令和 2 年度小山町温泉供給事業特別会計の実質収支は、歳入総額 336 万 1,000 円、歳出総額 39 万 7,000 円、歳入歳出差引額 296 万 4,000 円となり、実質収支額は同額の 296 万 4,000 円となりました。

以上で、小山町温泉供給事業特別会計及び経済産業部関係の補足説明を終わります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 次に、認定第 6 号 下水道事業特別会計、議案第 88 号 小山町水道事業会計利益の処分及び決算の認定の 2 件について補足説明を求めます。

都市基盤部長 湯山博一君。

○都市基盤部長（湯山博一君） 都市基盤部関係の特別会計決算及び水道事業会計決算について、順次説明をさせていただきます。

初めに、認定第 6 号 令和 2 年度小山町下水道事業特別会計歳入歳出決算について補足説明をいたします。

決算書の 175 ページからが小山町下水道事業特別会計となっております。

初めに、歳入の主なものについて御説明をいたします。

決算書 179 ページを御覧ください。

1 款 1 項 1 目 1 節下水道使用料及び手数料のうち、備考欄、下水道使用料 6,997 万 2,000 円は、1 期平均 1,588 件の下水道使用料であり、その収納率は 99.1%でありました。

次に、2 節下水道使用料滞納繰越分の収入済額 104 万 9,000 円は、平成 27 年度から令和元年度までの過年度分で未納となっております使用料の収納額であります。収納率は 36.9%でありました。

なお、不納欠損額 20 万 5,000 円は、平成 27 年度分の未納額につきまして、地方自治法の規定に基づき欠損処分としたものであります。

次に、3 款 1 項 1 目下水道事業費国庫補助金、1 節社会資本整備総合交付金の収入済額 2,750 万円は、須走浄化センターの長寿命化対策施設整備事業に対する国からの補助金であります。

次に、179 ページから 180 ページにかけまして、4 款 1 項 1 目一般会計繰入金、1 節一般会計繰入金の収入済額 8,859 万 5,000 円は、下水道事業で借入れをしました起債の償還等に充てる一般会計からの繰入金であります。

次に、7 款 1 項 1 目下水道事業債、1 節下水道事業債のうち、備考欄、浄化センター長寿命化対策等事業債 2,250 万円は、先ほど説明いたしました、須走浄化センターの長寿命化対策事業に対する国庫補助金の補助残につきまして及びその下、地方公営企業法適用事業債 440 万円は、下水道事業会計の地方公営企業法適用移行に要する経費について、それぞれ地方債を借り入れたものであります。

続いて、歳出について御説明をいたします。

181 ページを御覧ください。

1 款 1 項 1 目下水道総務費の決算額は 7,081 万 6,000 円で、執行率は 98.3%であります。

備考欄（2）下水道施設維持管理費 6,521 万 5,000 円の内訳は、まず、10 節光熱水費 940 万円で、須走浄化センターの電気料、水道料金及びマンホールポンプ 14 か所分の電気料であります。

その下の修繕料 758 万 3,000 円は、マンホールポンプ及び浄化センター内にあります各種設備等の修繕に要した経費であります。

その 5 行下の 12 節須走浄化センター維持管理 3,289 万円は、須走浄化センターの運転及び施設の維持管理のための業務委託料であります。

次に、182 ページを御覧ください。

備考欄上から 8 行目の、12 節下水道事業公営企業法適用移行支援業務 440 万円は、総務省からの要請に基づきます下水道事業会計の企業会計移行のための業務委託料であります。

次に、2 項 1 目公共下水道費の決算額は 5,066 万 3,000 円で、執行率は 99.2%であります。

主なものといたしまして、備考欄（２）公共下水道費のうち、下から３行目、14 節須走浄化センター長寿命化整備事業 5,000 万円は、須走浄化センターの電気設備の整備工事費であります。

次に、183 ページを御覧ください。

２款 1 項 1 目元金の決算額は 7,852 万 4,000 円で、執行率は 99.9%であります。

須走浄化センターの建設及び管渠工事に係る平成 6 年度から平成 15 年度までの借入れ及び、須走浄化センター長寿命化対策事業として平成 26 年から平成 28 年度に借入れをしました起債の元金を償還計画に基づいて償還したものであります。

次に、1 項 2 目利子の決算額は 1,341 万 4,000 円で、執行率は 99.9%であります。

こちらも、平成 6 年度から平成 15 年度及び須走浄化センター長寿命化対策事業として、平成 26 年から令和元年度に借入れをしました起債に対する利子であります。

次に、184 ページをお開きください。

令和 2 年度小山町下水道事業特別会計の実質収支であります。

歳入総額 2 億 1,785 万 4,000 円、歳出総額 2 億 1,341 万 8,000 円で、歳入歳出差引額及び実質収支額は 443 万 6,000 円であります。

以上、下水道事業特別会計決算の補足説明であります。

続きまして、議案第 88 号 令和 2 年度小山町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、補足説明を行います。

決算書は別冊になっております。

水道事業決算報告書の金額につきましては、基本的には消費税及び地方消費税を含んでおりますことをあらかじめ御承知おきを願います。

それでは、決算書の 3 ページを御覧ください。

初めに、（１）収益的収入及び支出のうち、収入から御説明をいたします。

第 1 款第 1 項営業収益、左から 6 列目の決算額 2 億 4,929 万 8,000 円は、水道料金及び水道加入分担金が主なものであります。

前年度と比べまして 1,808 万 4,000 円の減額となりましたが、この主な要因は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で社会経済活動が抑制され水道使用量が減少したことにより、水道料金が 1,883 万円減少したこととあります。

次に、第 2 項営業外収益の決算額 7,267 万 6,000 円は、固定資産取得時に充当した補助金等について、毎年度一定割合を収益化するための長期前受金戻入 7,246 万 8,000 円が主なものであります。

続いて、支出について御説明をいたします。

第 1 項営業費用、左から 10 列目の決算額は 2 億 8,762 万 1,000 円で、執行率は 96.5%であります。

主なものは、事業の運営費、施設の維持管理費及び減価償却費等であります。

次に、第2項営業外費用の決算額は720万3,000円で、執行率は96.9%であります。

主なものは、企業債の利息であります。

続いて、第3項特別損失の決算額は2万5,000円で、執行率は4.1%であります。

これは、本年2月の地震による停電に伴い異常が生じた水道施設の応急復旧を行ったものであります。

次に、4ページを御覧ください。

(2) 資本的収入及び支出のうち、収入から御説明をいたします。

第1款第1項企業債、左から8列目の決算額7,440万円は、令和2年度から着工しました、須走低区配水場建設工事に対する借入れが主なものであります。

次に、第2項国庫補助金の決算額1億2,162万8,000円は、須走低区配水場建設工事及び小山高区配水区配水管布設替工事に対する防衛省からの補助金であります。

次に、支出であります。

第1款第1項建設改良費、左から9列目の決算額は2億6,874万7,000円で、執行率は97.9%であります。

主なものは、収入でも説明をいたしましたが、防衛補助事業であります、須走低区配水場建設工事及び小山高区配水区配水管布設替工事等であります。

欄外に記載をしております、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額8,905万8,000円につきましては、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額、並びに過年度分及び当年度分損益勘定留保資金で補填をいたしました。

続いて、5ページを御覧ください。

水道事業損益計算書であります。損益計算書の金額は、消費税等は含んでおりません。

下から4行目の当年度純利益は、1,503万5,000円となりました。

続きまして、6ページを御覧ください。

水道事業剰余金計算書であります。計算書の金額につきましても、消費税等は含んでおりません。

右から2列目の利益剰余金合計の下から5行目、当年度変動額1,503万5,000円は、先ほど損益計算書でも御説明をいたしましたけれども、当期純利益を計上したもので、これによりまして利益剰余金の合計額は1億6,615万1,000円となりました。

次に、7ページを御覧ください。

水道事業剰余金処分計算書の案についてであります。こちらの金額につきましても、消費税は含んでおりません。

当年度末の未処分利益剰余金1,503万5,000円について、建設改良積立金に全額を積み立てることで、処分することについて議決をお願いするものであります。

次に、8ページから9ページにかけては、水道事業貸借対照表であります。

これは、水道事業という企業の財務状況を表すもので、金額について消費税等は含んでおりません。

初めに、資産の部であります。

大きい1の固定資産ですが、ページ中ほどの一番右側、固定資産の合計は47億6,180万6,000円であり、その下の2の流動資産の下から2行目、流動資産の合計は2億9,202万円であり、資産の合計は50億5,382万6,000円となりました。

次に、9ページを御覧ください。

負債の部であります。

まず、3の固定負債、上から5行目一番右側の固定負債の合計は4億9,256万4,000円であり、4の流動負債、上から15行目一番右側の流動負債の合計は1億1,683万4,000円、中ほどの5の繰延収益の合計は18億6,447万円であり、負債の合計は24億7,386万9,000円でありました。

続いて、資本の部であります。

6の資本金は22億5,289万1,000円、7の剰余金のうち、資本剰余金の合計は1億6,091万3,000円であります。

ページの下から9行目の利益剰余金の合計は、先ほどの剰余金処分計算書で説明しましたとおり、1億6,615万1,000円であり、下から3行目の剰余金の合計は3億2,706万4,000円、資本合計は25億7,995万6,000円となりました。

資本合計と負債合計を足した金額が、資産の合計額と同額となっております。

次の10ページから11ページにかけての注記につきましては、地方公営企業法施行規則第35条の規定により、水道事業会計の会計処理の基準及び手続を記載したものであります。

なお、給水状況、財政状況及び工事内容等につきましては、12ページからの小山町水道事業報告書を、収入及び支出の詳細につきましては、20ページからの小山町水道事業会計決算附属明細書を御参照いただきたいと思います。

水道事業会計決算の補足説明及び都市基盤部関連の特別会計の説明は以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 次に、認定第4号 育英奨学資金特別会計について補足説明を求めます。

教育次長 長田忠典君。

○教育次長（長田忠典君） 認定第4号 令和2年度小山町育英奨学資金特別会計歳入歳出決算についての補足説明であります。

最初に、歳入の主なものについて説明いたします。

163ページをお願いいたします。

中段の3款1項1目繰越金142万8,000円は、前年度からの繰越金であります。

次に、同じページ最下段、4款1項1目貸付元金収入422万4,000円は、貸付元金償還金16人分であり、収入未済額24万3,000円は、生活困窮者など3人に係る収入未済額であります。

次に、歳出についてであります。

164ページをお願いいたします。

1款1項1目貸付事業費は216万円で、執行率は100%です。これは、大学生5人、専門学校生1人の計6人に貸付けしたものであります。

次に、同じページ中段の2款1項1目基金積立費は200万円で、執行率は99.9%、本会計の収支状況から基金に積み立てたものであります。

最後に、実質収支についてであります。

165ページをお開きください。

歳入総額は565万2,000円、歳出総額は416万円で、その差引額149万2,000円は剰余金として翌年度へ繰越したものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（遠藤 豪君） 以上で補足説明は終わりました。

次に、監査委員から決算審査意見を求めます。

監査委員 池谷 浩君。

○代表監査委員（池谷 浩君） 監査委員の池谷でございます。

ただいまより、令和3年8月13日付、小監第32号にて小山町長に提出いたしました、令和2年度小山町各会計歳入歳出決算、基金運用状況及び水道事業会計決算、財政健全化判断比率等の審査意見書の要点について御報告申し上げます。

なお、審査の結果は、池谷洋子監査委員と同意見でございますので、私が代表して御報告いたします。

審査は、7月1日より7月29日まで、会計管理者及び関係部課長等、関係職員の出席を求め、公正不偏の姿勢で実施いたしました。

審査に当たっては、小山町監査基準に準拠して実施し、決算計数は正確であるか、予算の執行は適正かつ効率的に行われたか、会計経理事務は関連法規に適合して処理されているか、財政は健全に運営されているか、財産管理は適正であるか等に重点を置き、慎重に審査を実施いたしました。

それでは、審査の結果を報告いたします。

審査の結果、財務に関する事務の執行、経営に関わる事業の管理、その他の事務の執行については、審査した範囲内において、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を上げるという地方自治法の趣旨の実現のため、おおむね適正かつ効率的に執行されておりました。

一部に改善・検討を要すると思われる点が見受けられましたので、これは口頭で指摘いたしました。改善すべき点は早めの対応をお願いいたします。

最初に、一般会計及び特別会計を一括して申し上げますと、お手元の審査意見書1ページを御覧ください。

審査に付された各会計歳入歳出決算等の書類は、関係法令の規定に沿って作成されており、決算計数は関係帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認められました。

次に、予算の執行状況及び財政運営については、予算は議決の趣旨に沿っておおむね適正に執行されており、翌年度へ繰り越された事業を除き、所期の目的を達成しているものと認められました。収入未済について、恒常的未収もあり、財源確保及び負担の公平から更なる解消に努めていただきたいと思っております。

会計経理事務については、毎月行っております例月出納検査を参考に審査を実施し、おおむね適正に処理されていると認められました。

財産の管理状況については、おおむね適正に管理しているものと認められました。

令和2年度の決算収支の内容ですが、4ページの決算収支額を御覧ください。

実質収支額は、一般会計2億6,081万円、特別会計3億4,863万6,000円、合わせて6億944万6,000円の黒字であります。一般会計の一時借入金はありません。

決算の概要は、3ページから11ページにかけて記載してございます。

6ページの令和2年度一般会計の決算収支の状況を御覧ください。

歳入歳出差引額より翌年度へ繰り越すべき財源を考慮した実質収支額は、2億6,081万円の黒字となりました。これに、前年度実質収支額、財政調整基金積立額及び財政調整基金取崩額を調整した結果、実質単年度収支額は4,877万9,000円の赤字となりました。

次に、歳入の構成、歳出の構成について、7ページから9ページにかけて記載してございます。

7ページの歳入の構成では、自主財源は前年度より39億2,613万6,000円減少しており、繰越金が増加し、町税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰入金、諸収入が減少しております。依存財源の増加19億7,082万9,000円は、国庫支出金23億7,962万8,000円の増加が主なものです。

8ページの歳出の構成では、会計年度任用職員に伴う人件費2億8,611万9,000円の増、義務的経費は経常収支比率でこのところ上昇しております。投資的経費は、普通建設事業費が減少し、災害復旧事業費が増加しております。その他の経費は、繰出金の減少と補助費等、積立金の増加が主な特徴です。

次に、財政力指数ですが、10ページを御覧ください。

令和2年度の財政力指数は0.894となり、平成22年度より11期普通交付税の交付団体となっております。

財政力の動向、財政構造の弾力性を示す各指数について、10 ページの表に記載してございます。

11 ページは、町債及び債務負担の状況を記載いたしました。

令和2年度町債残高は131億4,273万円で、令和2年度中は償還元金10億1,595万3,000円に対し、起債借入金は11億2,196万4,000円で、1億601万1,000円増加いたしました。小山PA周辺開発事業の増加が主なものでございます。

また、5ページに戻りますが、収入未済額と不納欠損額について記載いたしました。

前年度に比べ多額の収入未済額が生じており、国庫支出金及び県支出金において、事業繰越しに伴う補助金等未済額が主なものであり、国庫支出金及び県支出金以外の収入未済額においては、地方税における徴収猶予の影響によるものでございます。町民の皆様に負担をお願いしている中で公平を期するため、国庫支出金及び県支出金以外の収入未済状況及び不納欠損について、各担当者よりその対応を確認いたしました。時効期限までに計画的、継続的な収納措置を会計収納課を中心に図られるように要望いたします。

特に町営住宅家賃については、住宅使用料の収入未済額は減少しておりますが、平成30年度に見直しを行った町営住宅長寿命化計画を推進し、良好な住環境の実現に向けてより一層の効率的な維持管理、整備を進めていただくためにも、住宅使用料の滞納の累積を防ぐ措置と、新たな滞納を生まない努力をお願いいたします。

一般会計の詳細資料を15ページから41ページに、特別会計の詳細資料は45ページから54ページに記載いたしましたので、御参考にしてください。

各会計の実質収支は、57ページのとおり、昨年と同様、木質バイオマス発電事業を除き黒字でございます。

平成26年度に宅地造成事業特別会計が、平成29年度に上野工業団地造成事業特別会計及び木質バイオマス発電事業特別会計が、平成30年度に小山PA周辺開発事業特別会計及び温泉供給事業特別会計が設置されました。

これらの特別会計は、企業誘致による雇用の創出、観光拠点整備による交流人口の拡大、住宅用地整備による定住人口の増加に資する小山町の礎を担うものでありますので、事業の実施においては関係団体等のつながりを強化していくとともに、将来にわたり継続的に事業を実施していく場合、原則として公営企業会計への移行が求められていることから、経済的、効率的かつ効果的な事業の実施に取り組まれることを求めます。

財産の状況は、58ページに記載してございます。

出納整理期間中の積立額を含めない令和3年3月31日までの基金の積立では、11億9,139万1,000円の減少であります。財産の適切な管理を更に進めることをお願いいたします。

次に、地方自治法第241条第5項の規定により審査に付された小山町土地開発基金運用状況でございます。

61 ページを御覧ください。

審査の結果、本基金は公用または公共の利益のために必要な土地をあらかじめ取得する経費に充てるための基金であり、これらについて計数に誤りがなく、基金の運用は条例の趣旨に従って執行されているものと認められました。

地方公営企業法第 30 条第 2 項の規定に基づき審査に付された小山町水道事業会計決算についての審査ですが、65 ページを御覧ください。

審査は、7 月 14 日、関係部課長と関係職員の出席を求め、また、毎月の例月出納検査の結果を参考に慎重に審査を行いました。

審査の結果、水道事業の経営は、地方公営企業法の基本原則の趣旨に従って行われました。

公営企業会計は、全国統一の基準の下において経営実態が明らかになります。経営課題に適切に対処するとともに、一層の収益性の向上を図り、経常経費の合理化等により効率性を発揮し、経営の健全化を推進していくことを求めます。

大規模災害が全国で発生しております。災害に強い安心・安全な水道水の供給に努めていただくために、水道事業ビジョンに基づき、安心して強靱な持続性のある水道事業をお願いいたします。

水道料金の未収については、例月出納検査で指摘をしておりますが、引き続き滞納額削減に努力をお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症拡大により影響を受けている経済の状況を見定め、小山町上下水道審議会の答申に基づき、水道料金の値上げを実施されることを要望いたします。

次に、79 ページを御覧ください。

令和 2 年度小山町財政健全化判断比率等の審査意見について、御報告申し上げます。

審査は、7 月 29 日、関係課長と関係職員の出席を求めて、各比率の算出のための法令に基づいて資料が集められ、その算定資料に不足がないか、算定過程に誤りがないか、算定結果に客観的妥当性が認められるか等について、令和 2 年度決算及び決算統計資料等を照合し、慎重に審査いたしました。審査の結果、各比率ともに法令に準拠して算出されており、その数値は正確であると認められました。

木質バイオマス発電事業特別会計において、資金不足比率が 100.9%となり、経営健全化基準の 20%を超えたため、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の定める経営健全化計画の策定が義務づけられることになりました。

小山町木質バイオマス発電所に係る検討委員会の意見を踏まえ、急務となる資金不足解消に向けた方策を講じ、経営健全化に取り組まれることを要望いたします。

決算審査は、小山町の令和 2 年度決算について、計数の確認、予算執行、財産管理、財政運営、基金運用状況、財政健全化判断比率及び水道事業会計の決算計数について行いました。

審査意見書1ページに記載してございますが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の収束が不明な現状において、多くの事務事業が新型コロナウイルス感染症拡大防止に留意した事務事業となった一方で、住民福祉を増進するシステムの整備が図られました。

また、新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種は、新型コロナウイルス感染収束の切り札とされていることから、安心・安全の確保のため、ワクチン接種を希望する町民へのワクチン接種事業の早期実施に引き続き取り組まれることをお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、今後厳しい財政運営となることが予想されます。不用額が増加傾向にあります。効率的な予算の執行のため、予算の編成時には十分に精査するとともに、予算の執行にも適切かつ効率的に事業を実施し、進捗状況についても的確に把握し、不用額が生じる見込みがある場合には減額補正を行うなど、多額の不用額を発生させないよう留意されるとともに、事務事業の見直しを行い、経済的、効率的かつ効果的な実施を確保し、最少の経費で最大の効果を上げるとともに、住民福祉の増進を図るよう努められることをお願いいたします。

以上、令和2年度小山町各会計歳入歳出決算及び基金運用状況、水道事業会計決算、並びに財政健全化判断比率等の審査意見書の要点であります。

報告を終わります。

○議長（遠藤 豪君） これで監査報告を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回は、9月7日火曜日 午前10時開議

認定第2号から認定第13号までの令和2年度会計決算12件と、議案第88号 令和2年度小山町水道事業会計利益の処分及び決算の認定1件の計13件を一括議題として質疑を行います。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

午後3時13分 散会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

| | |
|---------|---------|
| 議 会 議 長 | 遠 藤 豪 |
| 署 名 議 員 | 小 林 千江子 |
| 署 名 議 員 | 佐 藤 省 三 |

令和3年第6回小山町議会9月定例会会議録

令和3年9月7日（第3日）

召集の場所 小山町役場議場

開 議 午前10時00分 宣告

出席議員 1番 室伏 勉君 2番 室伏 辰彦君
3番 小林千江子君 4番 佐藤 省三君
5番 岩田 治和君 6番 池谷 弘君
7番 高畑 博行君 8番 渡辺 悦郎君
9番 藺田 豊造君 10番 米山 千晴君
11番 池谷 洋子君 12番 鈴木 豊君
13番 遠藤 豪君

欠席議員 なし

説明のために出席した者

| | | | |
|----------|--------|--------------------|--------|
| 町 長 | 池谷 晴一君 | 副 町 長 | 大森 康弘君 |
| 教 育 長 | 高橋 正彦君 | 理 事 | 増井 重広君 |
| 企画総務部長 | 小野 一彦君 | 危機管理局長 | 遠藤 正樹君 |
| 住民福祉部長 | 渡邊 啓貢君 | 経済産業部長 | 高村 良文君 |
| 都市基盤部長 | 湯山 博一君 | オリンピック・パラリンピック推進課長 | 池谷 精市君 |
| 教育次長 | 長田 忠典君 | 企画政策課長 | 勝又 徳之君 |
| 地域振興課長 | 勝俣 暢哉君 | 総務課長 | 池田 馨君 |
| 税務課長 | 鈴木 辰弥君 | くらし安全課長 | 山口 幸治君 |
| 商工観光課長 | 渡邊 辰雄君 | フロンティア推進課長 | 湯山 浩二君 |
| 農林課長 | 前田 修君 | 都市整備課長 | 込山 次保君 |
| 建設課長 | 清水 良久君 | 上下水道課長 | 遠山 洋行君 |
| こども育成課長 | 大庭 和広君 | 生涯学習課長 | 平野 正紀君 |
| 人口政策推進室長 | 石田 洋丈君 | 総務課課長補佐 | 渡邊 徹君 |

職務のために出席した者

議会事務局長 後藤 喜昭君 議会事務局書記 池谷 孝幸君
会議録署名議員 3番 小林千江子君 4番 佐藤 省三君

散 会 午後2時16分

(議 事 日 程)

- 日程第 1 認定第 2 号 令和 2 年度小山町一般会計歳入歳出決算
- 日程第 2 認定第 3 号 令和 2 年度小山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- 日程第 3 認定第 4 号 令和 2 年度小山町育英奨学資金特別会計歳入歳出決算
- 日程第 4 認定第 5 号 令和 2 年度小山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- 日程第 5 認定第 6 号 令和 2 年度小山町下水道事業特別会計歳入歳出決算
- 日程第 6 認定第 7 号 令和 2 年度小山町土地取得特別会計歳入歳出決算
- 日程第 7 認定第 8 号 令和 2 年度小山町介護保険特別会計歳入歳出決算
- 日程第 8 認定第 9 号 令和 2 年度小山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算
- 日程第 9 認定第 10 号 令和 2 年度小山町上野工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算
- 日程第 10 認定第 11 号 令和 2 年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計歳入歳出決算
- 日程第 11 認定第 12 号 令和 2 年度小山町小山 P A 周辺開発事業特別会計歳入歳出決算
- 日程第 12 認定第 13 号 令和 2 年度小山町温泉供給事業特別会計歳入歳出決算
- 日程第 13 議案第 88 号 令和 2 年度小山町水道事業会計利益の処分及び決算の認定

議

事

午前 10 時 00 分 開議

○議長（遠藤 豪君） 本日は御苦労さまです。

ここで御報告します。新型コロナウイルス感染防止のため、議場内では、マスクを着用することといたします。

ただいま出席議員は 13 人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略します。

日程第 1 認定第 2 号 令和 2 年度小山町一般会計歳入歳出決算

○議長（遠藤 豪君） 日程第 1 認定第 2 号 令和 2 年度小山町一般会計歳入歳出決算を議題とします。

本議案については、8 月 25 日及び 8 月 26 日の本会議において、町長の提案説明及び部長等の補足説明は終結しております。

これから質疑を行います。

会議運営等規程により、発言の場所について、議員は最初から議員側の壇に登壇し質疑を行い、当局側は自席で答弁を行うこととしています。

また、通告に基づき、一覧のとおり順次一問一答で進めますので、よろしくお願いいたします。

質疑の事前通告の通告順により発言を許します。

最初に、12 番 鈴木 豊君。

○12 番（鈴木 豊君） おはようございます。それでは、通告しました順に従い質疑を行います。順次一問一答で行いますので、よろしくお願いいたします。

初めに、決算書 14 ページ、15 款 1 項 6 目 3 節の住宅使用料の不納欠損額 423 万 828 円ですが、ここ数年 0 円であったが、令和 2 年度突出して多額であります。どのような経緯でなったのか詳細な理由と滞納入居者への対応は厳格に行っていたのか、お伺いします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○都市整備課長（込山次保君） 鈴木議員にお答えします。

住宅使用料の不納欠損については、平成 24 年度に制定した小山町営住宅家賃管理条例にのっとり処理をしていたところですが、平成 29 年度に不納欠損を行った以降に過年度滞納分を再度精査した結果、滞納者が退去後に死亡しており所在の確認に時間を要したため、令和 2 年度において一括で欠損処分したものであります。

滞納入居者への対応につきましては、当月の家賃の納付がされていないことが判明した場合は督促状を送付し、その後も納付が確認できない場合には催告書を送付し納付を促しております。また、再三の納付催告に対しても納付されない場合は、連帯保証人にも催告書を送付し、速やかに滞納家賃を納付するよう促しております。

○12番（鈴木 豊君） 今の回答がありましたんですけど、住宅使用料については毎年滞納者が多いわけですが、今、保証人にも催促しているということですけど、この保証人という制度の中で何人ぐらいこういう制度を用いて催促しているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○都市整備課長（込山次保君） ただいまの質問にお答えします。

小山町営住宅家賃管理条例に基づき、明渡し請求等に基づいた形になりますけれども、年間数名ほどになっております。

以上です。

○12番（鈴木 豊君） 結構です。

それでは、次に決算書26ページ、19款1項5目のふるさと寄附金3億1,906万4,000円ですが、昨年度決算より4億7,000万円ほど大幅に減額になっていますが、その要因と、今後、返礼品なども考える時期に来ていると思いますが、どのように考えているのかお伺いします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○地域振興課長（勝俣暢哉君） 鈴木議員にお答えいたします。

ふるさと納税額が大幅に減額になっておりますのは、令和元年度に返礼品の9割を占めていたアイスクリームの商品券と外食産業の商品券が、返礼品を地場産品とするという基準により、令和2年度の返礼品から除外したことが大きな要因であると考えております。

今後は、ふるさと納税の本旨に従い、好評でありました小山町産の本わさびや竹之下の自然薯など、地域の商工業の振興につながる、地域の魅力ある返礼品の発掘に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○12番（鈴木 豊君） 結構です。

それでは、次の3番目、決算書31ページの22款6項1目2節、備考欄の松田町営駐車場使用料について、前年度決算121万5,000円から令和2年度56万7,000円と半額以上の減額となっているが、年間の利用人数と減額理由はいかがかお伺いします。

また、歳出の53ページの（3）の13節において、132万円松田町に払い出ししていて、半額以上赤字であります。今後どのような対策を考えているのか、お伺いします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○人口政策推進室長（石田洋丈君） 松田町営駐車場の利用人数についてでございますが、月単位の利用と1日単位での利用形態がありますが、令和2年度当初に松田町から借用した27区画

に対し、月単位の利用では、年度前半は17人であったものが、年度後半は10人の利用状況となっており、年間合計では105月分の利用となりました。また、1日単位での利用は年間計84日分であります。

利用者数減少の理由につきましては、新松田駅近くに民間コインパーキングが増えたことによって、以前から利用者が減少傾向にあったこと、それに加えて、令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止による移動自粛や大学等のリモート授業の実施などの要因で、新松田駅からの鉄道利用が大きく減少したことが利用者減少に伴う減額の理由と捉えております。

このため、半年ごとに更新する松田町からの借用区画数について、令和2年10月から10区画減らす措置を講じ、今年度は更に4区画減らした13区画でスタートしております。

今後の対策としましては、引き続き利用状況を注視しながら、実態に合わせた適正区画数を借用することによって、通勤・通学者の利便性を確保しながらも町の持ち出しが少なくなるよう努めてまいります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○12番（鈴木 豊君） 私は今の回答の中で、PRが不足していると思います。もっと広報とか情報発信も必要だと思いますが、その点の対応の考えをもう一度お伺いしたいと思います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○人口政策推進室長（石田洋丈君） 広報につきましては、現在、10月からの更新の受付を行っているところであります。その見込みですけれども、まだ区画に余裕がある状況になると見込んでおりますので、今現在、広報誌に掲載することを準備中であります。そういった形でPRの方をしていきたいと考えております。

以上であります。

○12番（鈴木 豊君） 結構です。

それでは、次に決算書39ページ、2款1項4目24節の積立金の備考欄の各基金積立金の財源は、9条交付金やふるさと寄附金などと思いますが、今後、各基金の町としての目標値と令和2年度決算における考えをお伺いしたいと思います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○総務課長（池田 馨君） 最初に、基金の目標値でございますが、財政調整基金は、総合計画前期計画のとおり、8億2,000万円を目標としております。

その他の基金については、目標値は特に定めておりませんが、適切な運用により、目的に合わせ計画的な財政運営に努めます。

次に、令和2年度決算の基金についての考えはであります。基金の繰入れに当たりましては、事業の目的、実績に基づき繰入れを行い、適切な執行に努めました。

基金の積立てに当たっては、特にふるさと寄附については、寄附をいただく方の意向に沿って、その目的に応じて基金の積立てを行いました。

財政調整基金につきましては、令和元年度の災害におきまして取崩しをいたしました。令和2年度の積立てにより、ほぼ令和元年度当初の水準に戻すことができたところであります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑、再質問はありませんか。

○12番（鈴木 豊君） 先ほど、目標値や指針を定めてないと言われましたが、本来、基金を積立てするには定めていくべきと私は思っております。その点の考えをもう一度お伺いしたいと思います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○総務課長（池田 馨君） 鈴木議員の再質問にお答えさせていただきます。

議員御指摘の基金の目標値でございますが、庁舎建設基金につきましては、起債によります後年度負担を減らすため、庁舎の方向性が決まりましたら目標値を定めて積立てを行っていく必要があると考えております。

その他の基金につきましては、それぞれの基金の目的に沿った各種事業の財源として使用するため、目標値は定めない方向で考えております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再々質問はありませんか。

○12番（鈴木 豊君） 結構です。

次に、決算書55ページ、2款7項3目の定住移住促進事業費で当初予算6,452万7,000円から、執行額が1,715万8,800円とだいぶ少なくなっていますが、その詳細な理由をお伺いしたいと思います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○人口政策推進室長（石田洋丈君） 定住移住促進事業費の当初予算額と執行額との差が大きくなった理由についてであります。当事業費予算に計上した職員人件費の他事業への振り替えにより減額補正したことが大きな要因であります。

具体的には、当初予算では、令和元年度のおやまで暮らそう課5人分と同等の職員人件費を支出する予定で予算編成を行いました。令和2年度からの機構改革によって同課が廃止となったことから、関連する職員人件費を他事業費へ振り替えたことにより、年度全体で3,845万6,000円の人件費を減額補正したものであります。

その他、結婚支援事業として実施する予定であった独身者向けセミナーや交流会などが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から開催中止を余儀なくされたため、その業務委託料の予算407万円を減額補正したことなど、コロナ禍の影響で事業実施ができなかったことも当初予算と執行額の差が広がった要因となっております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑、再質問はありませんか。

○12番（鈴木 豊君） 人件費のほかの方への移行でなったと言いますが、私は定住移住促進ということで、今後、定住移住なら定住移住の事業をやっていきたいということで一括でやっていった方が私はいいと思いますので、その点の考えをもう一度伺いたいと思います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○理事（増井重広君） 鈴木 豊議員の質問にお答えいたします。

移住定住促進の関係につきましては、今年度から理事の下に人口政策推進室を置きまして、全庁横串を刺した状態で人口政策を中心的に執り行う予定であります。

ただ、人間的にもまだちょっと少ないところもあるものですから、私達の人口政策推進室の方で持っております、結婚でありますとか、定住移住促進対策につきましては、引き続き中心にやっていきたいというふうに考えております。

説明は以上でございます。

○議長（遠藤 豪君） 再々質問はありますか。

○12番（鈴木 豊君） 結構です。

それでは、次に決算書99ページ、7款2項2目14節、備考欄の道路維持補修事業3,924万9,100円と安全施設整備料959万2,000円ですが、町内各地区の要望件数が地区ごと何件で、地区ごと何%地区の要望に応えられたのかお伺いします。また、取り残した分の対応はどのようにしていくのかお伺いしたいと思います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○建設課長（清水良久君） 令和2年度に建設課へ寄せられた要望は、390件ありました。そのうち、要望に対応した件数は、公共施設地区対応事業費で対応いたしました144件のほか、ほかの予算で対応したのも含めて全部で199件、実施率は51%となりました。

次に、各地区の内訳でございますが、成美地区は、要望137件に対し、対応した件数及び実施率は60件で44%、明倫地区は47件に対し28件、60%、足柄地区は60件に対し33件、55%、北郷地区は116件に対し57件、49%、須走地区は30件に対し21件、70%となりました。

また、実施できなかった要望につきましては、今後も各地区から提出されます新規要望及び継続要望につきまして、現地を確認し、優先度の高いものから順次予算の範囲内で対応してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑、再質問はありませんか。

○12番（鈴木 豊君） 結構です。

それでは、続きまして、主要な施策の成果の33ページで、足柄地区の山林46.63ヘクタールの森林経営計画書を策定し間伐等の森林整備計画を実施したとありますが、詳細な計画内容をお伺いしたいと思います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○農林課長（前田 修君） 足柄地区の民有林の面積は1,091ヘクタールでございます。このうち、約3分の1に当たる398ヘクタールについて森林経営計画が策定されております。

令和2年度は、5年間の計画期間を終了した小山町竹之下字姥見を中心とした46.63ヘクタールの民有林について、新たに計画を策定いたしました。

当該エリアにおきましては、これまでの5年間で実施した間伐面積は24.1ヘクタール（材積2,609立方メートル）であり、作業道整備や伐採作業に当たっては、林道事業体が国・県の補助金を活用して実施しております。

今後5年間の計画では、3.66ヘクタールの間伐や4.6ヘクタールの皆伐を予定しているところでございます。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑、再質問はありませんか。

○12番（鈴木 豊君） 結構です。

それでは、最後に、審査意見書10ページの経常収支比率において、ここ数年上昇してきていますが、75%以下が望ましい財政構造において、令和2年度は90.2%と、平成30年度より7.5ポイントも上昇しているが、その理由と原因は何か。また、県内市町の平均はどのくらいかお伺いしたいと思います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○総務課長（池田 馨君） 初めに、経常収支比率が上昇した要因についてであります。算定に使用する経常的に支出される歳出は、御殿場市・小山町広域行政組合の負担割合の変更による増や会計年度任用職員への移行による人件費の増などによりまして、全体で2億3,000万円増加しております。

一方、歳入におきましては、景気低迷による地方税の減、地方特例交付金の減によりまして、8,100万円減少したため、令和元年度に比べ5ポイント上昇いたしました。

次に、県内市町の平均ですが、令和2年度決算における数値はまだ公表されておられませんので、令和元年度決算での県内の公表数値となりますが、町の平均は88.0%、市の平均が88.8%、県平均が88.5%でありました。ちなみに、小山町は85.2%でありました。

以上でございます。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑、再質問はありませんか。

○12番（鈴木 豊君） 結構です。

それでは、以上で決算質疑を終了したいと思います。

○議長（遠藤 豪君） 次に、7番 高畑博行君。

○7番（高畑博行君） 事前に提出しました質疑の順に従って、8件の質問をさせていただきます。

まず、1点目、審査意見書3、4、5ページの収入未済額についてお伺いいたします。

3、4ページを見ると、収入の部で、収入未済額が対前年度比で10億6,276万円的大幅増となり、11億2,470万円になっています。これだけ大きな増額になった詳細は、5ページを見ますと、町税と国県支出金等が大幅な増加の原因だと思われます。そうなった理由を伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○税務課長（鈴木辰弥君） 高畑議員にお答えいたします。

まず、最初に、町税収入未済額増の理由についてございます。

昨年度、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における地方税の措置として、事業等に係る収入に相当の減少があった場合、1年間納税猶予を受けられる特例が設定されました。

この制度は、無担保かつ猶予期間中の延滞金はかからないという特例ではありますが、令和2年度は、この制度の申請をした一時的に納付困難な納税者が約30名おりました。

主な税目の内訳として、固定資産税が約3,500万円、法人町民税が約200万円ありましたが、これら徴収猶予中の件数、金額が昨年度より増えたことが町税未済額増加の主な理由でございます。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○総務課長（池田 馨君） 次に、国県支出金の収入未済額についてでございますが、補助事業の繰越によるものが主なものでございます。未収入特定財源として令和3年度へ繰越しております。

繰越明許による国県支出金の令和2年度未収入特定財源は、9億7,000万円となっております。国の補正予算により予算化され繰越により実施することになった、産地生産基盤パワーアップ事業、すがぬまこども園整備事業などが主なものでございます。

以上でございます。

○7番（高畑博行君） 再質問させていただきます。

町税の収入未済の増加の原因ですが、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における地方税の措置として、事業等に係る収入に相当の減少があった場合、1年間の納税猶予に関する特例の設定がなされたため、該当する納税者が30名あったと、こういうことでありますけれども、もしこれの方が次年度も引き続き納付困難となった場合どうなるのか、質問をさせていただきます。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○**税務課長（鈴木辰弥君）** 今回の新型コロナウイルスの影響による特例措置につきましては、令和2年の2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来した税目が対象となりますので、引き続き特例の適用をすることはできません。

今回の特例猶予期間は1年限りでありますので、2年目以降につきましては、現行の町の猶予制度、これは、担保提供とか延滞金は全額免除にならないということですが、こちらの適用が可能となります。今のところ、この申請をしている納税者はありません。

今回、特例の徴収猶予をした納税者の中で、納付困難となった場合につきましては、会計収納課において納付相談で対応することになっております。

以上でございます。

○**議長（遠藤 豪君）** 再々質問はありませんか。

○**7番（高畑博行君）** ありません。

次の質問に移ります。2点目です。

同じく、審査意見書1ページ、3ページの不用額について質問をさせていただきます。

歳出の部で、不用額が前年度に比べると3億3,693万円の大幅増加です。1ページで、監査委員も不用額が増加傾向にある点に注目しています。監査委員が指摘するように、会計途中で減額補正するなどの不用額を生まない方策はあってしかるべきだと私も思うわけですが、なぜそうしなかったのか、その点を伺います。

○**議長（遠藤 豪君）** 答弁を求めます。

○**総務課長（池田 馨君）** 不用額が増加した主な要因は、繰越事業における不用額の増が主なものであります。繰越明許及び事故繰越につきましては補正予算で調整ができないため、執行残が不用額になったものでございます。

その他、執行に当たりまして、予算編成時に見込み違いなどもありました。このようなことがないように、予算編成時には内容をしっかり精査するとともに、執行管理を厳密に行い、的確な補正により効率的な執行に努めてまいります。

以上でございます。

○**議長（遠藤 豪君）** ほかに質疑、再質問はありませんか。

○**7番（高畑博行君）** 再質問させていただきます。

ということは、年度をまたぐ大型事業があり、繰越明許や事故繰越が多ければ多いほど、補正予算での調整がつかないから不用額は増えてしまう、こういう判断でよろしいでしょうか。

○**議長（遠藤 豪君）** 答弁を求めます。

○**総務課長（池田 馨君）** 再質問にお答えいたします。

繰越事業におきましては、繰越明許においては、前年度に事業の名称等を議決いただき、6月定例会において、繰越計算書において繰越額を報告させていただいております。

この繰越額が予算に計上されますが、この金額については、地方自治法施行令第147条の会計年度経過後の予算の補正禁止より、予算の補正は年度を越えて行えません。したがって、執行額が繰越額を下回れば、それが即不用額となります。

同じく、事故繰越につきましても、繰越計算書において報告した額を予算に反映いたしませんので、やはり補正をすることができません。

以上でございます。

○議長（遠藤 豪君） 再々質問はありませんか。

○7番（高畑博行君） ありません。

次の3番目の質問です。

審査意見書の7ページ、財政の構造（自主財源と依存財源比率）についてであります。

令和2年度は、過去2年と比較しますと、自主財源が92億3,768万円で、構成比56.4%と大幅に低下した一方、依存財源は71億6,168万円で、43.6%に大きく増加しました。僅か2年余りで自主財源は89.4%から56.4%、依存財源は10.6%から43.6%と激変している理由を伺います。

平成30年度のふるさと寄附金の異常な額はさておいても、自主財源比率が各区分でここまで落ち込んでいる点は重要な問題だと考えるわけですが、当局のお考えをお伺いいたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○総務課長（池田 馨君） 令和2年度に依存財源が大幅に増加した理由でございますが、特殊な要因といたしまして、特別定額給付金事業費補助金18億円や地方創生臨時交付金1億9,000万円など、感染症対策に係る国庫支出金の増加によるものでございます。

自主財源の減少につきましては、寄附金の減及び基金繰入れの減によるものであります。

ふるさと納税に取り組む以前の平成24年、25年度の自主財源と依存財源の割合は、おおむね6対4となっており、これらを参考にしながら、特殊要因を踏まえ財政運営を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑、再質問はありませんか。

○7番（高畑博行君） ありません。

次に進みます。4番目の質問です。

審査意見書10ページ、財政力指数に関してです。令和2年度の財政力指数は0.894と、対前年度比で0.008ポイント減少です。平成22年度から11年連続で普通交付税の交付団体になっているわけです。ここ3年間を見ても、0.919、0.902、0.894と財政力の低下が連続していますが、当局の分析、見解をお伺いします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○総務課長（池田 馨君） 財政力指数が前年度から減少した理由は、基準財政需要額の伸びが基準財政収入額の伸びを上回ったことによるものでございます。

基準財政需要額が増加した主な要因といたしまして、新たに地域社会再生事業費という項目が算定上追加されました。また、幼児教育・保育の無償化により需要額が増額となったこととなります。

以上でございます。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑、再質問はありませんか。

○7番（高畑博行君） 再質問させていただきます。

新たに令和2年度に創設された地域社会再生事業費は、地方団体が地域社会の維持・再生に向けた幅広い施策に自主的・主体的に取り組むための経費だということですが、その具体的な事業の例を教えてくださいと思います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○総務課長（池田 馨君） 再質問にお答えさせていただきます。

この地域社会再生事業費でございますが、これは算定上の項目でございます。具体的な事業とかいうものは特に想定はされておりません。各市町におきまして、医師不足などの医療体制の確保や集落維持対策などの地域の維持、再生に必要となる取り組みの経費として需要額に算定するものとされております。

算定方法は、人口を測定単位といたしまして計上されるものでございまして、今年度は9,044万7,000円が需要額として新たに加わったものでございます。

以上でございます。

○議長（遠藤 豪君） 再々質問はありませんか。

○7番（高畑博行君） ございません。

次に進みます。質問5です。

審査意見書の10ページ、鈴木 豊議員も同様の質問をされており重複する部分がありますけれども、経常収支比率についてであります。

経常収支比率は、財政構造の弾力性（硬直度）を判断する指標ですが、通常70%から80%程度が妥当だと言われております。この経常収支比率も年々上がり、ついに90.2ポイントまでになっています。それだけ経常余剰財源に弾力性を欠く状態になっているわけです。その点を当局としてはどう判断されているのか伺いたいと思います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○総務課長（池田 馨君） 経常収支比率が上昇した要因につきましては、先ほど鈴木議員にお答えしたとおりであります。広域行政組合の負担割合の変更に対する小山町の財政に与える影響に大変インパクトがあったと考えております。

持続可能な財政運営のためには、今後、経常的経費の抑制に留意する必要があり、より一層の行財政改革に取り組む必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑、再質問はありませんか。

○7番（高畑博行君） ございません。

次に進みたいと思います。6番目の質問です。

これは全体を通してなんですけれども、令和2年度決算内容を見ると、総じて繰越明許・事故繰越が随所で極めて多いことに気づきます。単年度決算で処理できない大型開発事業などが目白押しなのでこうなることは分かりますけれども、当局としてはこの点をどう分析しているのか、説明を願いたいと思います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○総務課長（池田 馨君） 議員御指摘のとおり、災害復旧関連事業のほか、道路事業、すがぬまこども園の整備事業など複数年に渡る事業が多くなっておりますが、今のところ、これまで説明させていただいたとおり、繰越事業につきましては年度内に完了するものと考えております。

また、繰越事業の大半は補助事業でございまして、国・県の補正予算等により前倒しで事業化される事業につきましては、事業の発注の平準化が図れるというような効果もございまして、御理解のほどよろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑、再質問はありませんか。

○7番（高畑博行君） ございません。

次に進みます。7番目の質問です。

決算書歳出の部、58ページ、2款8項1目12節スタジオタウン小山推進事業の中で、NPO小山フィルムコミッションに小山フィルムファクトリー指定管理料900万円を支払っていますが、スタジオタウン小山の推進事業が最近ぼやけているような感じを私は受けます。小山町にもたらず経済効果等を含めて、具体的な実績を挙げていただきたいと思います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○地域振興課長（勝俣暢哉君） 高畑議員にお答えいたします。

スタジオタウン小山推進事業につきましては、100本の撮影協力を行い、約6,100万円余の経済効果がありました。

6,100万円の主な内容は、ロケ弁等の食糧費が約1,100万円、撮影施設使用料が約740万円、宿泊費が740万円、撮影補助費約640万円、その他管理費等人件費も含まれますが、約2,400万円となっております。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑、再質問はありませんか。

○7番（高畑博行君） ございません。

8番目の質問に進ませていただきます。

決算書90ページ、6款1項2目18節企業立地推進費のうち、小山町地域産業立地事業費補助金に1億5,980万2,000円は、富士山麓フロンティアパーク小山に進出した企業に対する補助金だという説明がありましたが、該当件数と額について詳細な説明をお願いします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○フロンティア推進課長（湯山浩二君） 補助額1億5,980万2,000円は、立地企業1社に対するものでございます。

内訳といたしまして、用地取得に対する補助額が1億5,630万2,000円、また、雇用につきましては、町内に居住する従業員1名に対し50万円の補助があり、7名ということで350万円となっております。

なお、補助額の2分の1に当たる7,990万1,000円は、静岡県に御負担いただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑、再質問はありませんか。

○7番（高畑博行君） 再質問させていただきます。

県が2分の1を負担ということは、実質町が出す補助金は7,998万1,000円という理解でいいんでしょうか。

また、雇用に関する補助については、その従業員が町内に居住することを認定するタイミングはいつなのか伺いたいと思います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○フロンティア推進課長（湯山浩二君） 高畑議員の再質問にお答えいたします。

初めに、補助金の関係でございますけれども、こちらは、町の支出額の2分の1は静岡県の負担となりますので、御理解のとおりでございます。

次に、雇用の関係でございますけれども、立地する企業の業務の開始日を基準日としております。ちなみに、雇用の状況につきましては、補助金交付年度の翌年度から3年間は雇用人数を維持することを条件としておりまして、年度末には報告書をいただいて確認させていただくということになっております。

以上でございます。

○議長（遠藤 豪君） 再々質問はありませんか。

○7番（高畑博行君） ございません。

以上で、私の質疑を終わりにさせていただきます。

○議長（遠藤 豪君） 次に、6番 池谷 弘君。

○6番（池谷 弘君） 本日、一般会計につきまして8件の質問をさせていただきます。

まず、1点目でございます。

決算書歳出43ページ、2款1項、8台の防犯カメラを設置したとありますが、その基準はどのようなになっているのか。また、設置後の効果があった事例はあったのかどうか。

最後に、今後の増設予定があれば伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○くらし安全課長（山口幸治君） 池谷 弘議員の御質問にお答えいたします。

防犯カメラの設置につきましては、平成30年度に各区から設置要望を募り、御殿場警察署や各区長会の意見を参考に、小山町生活安全のまちづくり推進協議会において協議を行い、設置箇所の30か所を選定して、優先順位を設け設置をしております。

設置後の効果があった事例ですが、記録した画像は警察の犯罪捜査などに活用されており、令和2年度には3件、今年度は8月末までに4件の画像提供を行いました。

今後の設置計画ですが、本年度に7か所、令和4年度には6か所を設置し、30か所全ての設置を完了する予定であります。その後の設置については、今後検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑、再質問はありませんか。

○6番（池谷 弘君） 特にありません。

それでは、2点目の質問をさせていただきます。

決算書80ページ、4款2項1目、48基の合併浄化槽の設置の中で、新規住宅建築時と既存の改修時の内訳について伺います。また、その他、単独浄化槽等の設置はされているのかどうか伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○くらし安全課長（山口幸治君） 令和2年度に補助金を交付しました合併処理浄化槽48基の内訳ではありますが、住宅の新築などに伴う新規設置が37基、既設住宅における単独処理浄化槽や汲み取り槽からの転換による設置が11基となっております。

町内の単独処理浄化槽の状況ですが、浄化槽の設置に関する事務は静岡県が行っており、毎年度ごとに算出しております生活排水の処理形態別人口によりますと、令和2年度末現在の推定で5,468人、町の人口の30.4%が単独処理浄化槽を使用している計算となります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑、再質問はありませんか。

○6番（池谷 弘君） ないです。

次に、3点目の質問をさせていただきます。

決算書 81 ページ、4 款 2 項、湯船原工業団地等の三来拠点事業が進んでおりますので、河川等水質検査箇所は増えているのか伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○くらし安全課長（山口幸治君） 湯船原地区の工業団地の造成に伴う環境への影響を監視するため、これまでの測定箇所に加え、令和 2 年度からは新たに新産業集積エリアの工業排水路及び湯船地区の地下水等 4 か所について測定を開始したところであります。

今後も継続して水質検査を実施してまいります。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑、再質問はありませんか。

○6 番（池谷 弘君） それでは、4 点目の質問をさせていただきます。

決算書 89 ページ、6 款 1 項です。現在、詐欺等が現状増えている状況でございます。消費生活センターへの相談等から、これら町民に注意してもらいたい事項等の広報をどのようにしていくのか伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○くらし安全課長（山口幸治君） 特殊詐欺被害を防止するため、不審電話の情報が警察から入り次第、即時に無線放送で注意喚起の緊急放送を行っているほか、消費生活センターなどに寄せられた相談や情報の中で特に町民への周知が必要と考えられるものにつきましては、随時、無線放送や広報誌、チラシの各戸配付などでお知らせをしております。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑、再質問はありませんか。

○6 番（池谷 弘君） 1 件だけ質問させていただきます。

随時の広報を行っているということでございますけれども、これを例えば年間全部まとめて、今年度こういうことを注意してくださいというような、今年度というか、昨年度の結果からそのようなことを町民に PR するというような文書配付等を行う考えはあるのか伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○くらし安全課長（山口幸治君） 再質問にお答えいたします。

今後も広報誌への掲載、それから各区へのチラシの配付等も、内容も精査した形で検討し、行っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（遠藤 豪君） 再々質問はありませんか。

○6 番（池谷 弘君） 特にありません。

それでは、5 番目の質問をさせていただきます。

決算書 113 ページ、8 款 1 項、避難所等の備蓄食料を交換する際に、廃棄せずに消費期限前の廃棄したいものについての有効な利用方法についてどのように考えるのか伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○危機管理局长（遠藤正樹君） 備蓄品の非常食につきましては、例年、入れ替えを行う際に町内自主防災会に配付をしてございます。昨年度からは、新型コロナウイルス感染予防対策といたしまして、台風シーズン前に配付をし、公民館等への備蓄をお願いしてございます。

また、今年度から要配慮者利用施設等福祉避難所の5施設、それから、インマヌエルへの配付を予定しております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑、再質問はありませんか。

○6番（池谷 弘君） 特にありません。

それでは、6点目の質問をさせていただきます。

決算書114ページ、8款1項、アナログ戸別受信機の修繕台数とデジタル戸別受信機への変更が進んでいるので、撤去受信機の有効活用のお考えがあるのか伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○危機管理局长（遠藤正樹君） アナログ戸別受信機の修繕台数は、200台であります。デジタル戸別受信機の各戸配付は令和7年度まで計画をしているため、その間はデジタルとアナログ両方の電波を発射してございます。

撤去したアナログ戸別受信機のうち状態のいい機器につきましては、修繕・消毒等を行って再利用をさせていただいております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑、再質問はありませんか。

○6番（池谷 弘君） 特にありません。

それでは、7点目の質問をさせていただきます。

決算書119ページ、9款2項1目、小学校でのタブレットの学校での使用状況はどのようになっているのか伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○こども育成課長（大庭和広君） タブレットについては、主に小学校1年生から3年生が使用するものを年度末に購入をいたしました。このことにより、町内の小中学校の児童生徒が1人1台のタブレットを活用できるようになりました。

本年度から、小学校1年生から3年生も、どの教科でもタブレットを活用し、操作の仕方も慣れてきております。自分の考え方を書く活動では、学習支援ソフトを使って、タッチペンで自分の考えを書き、学級の友達と画面上で共有したり、生活科や理科では、自分で写真を撮って、動植物の観察を行ったりしております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑、再質問はありませんか。

○6番(池谷 弘君) 特にありません。

それでは、最後の質問をさせていただきます。

決算書126ページ、9款4項、森村橋修景及び復原工事が終わったということで、工事後の利活用について伺います。

○議長(遠藤 豪君) 答弁を求めます。

○生涯学習課長(平野正紀君) お答えいたします。

森村橋については、富士紡績の歴史的遺産を関連づけた活用及びPRを進めていきたいと考えております。

具体的には、昨年度に引き続き、町主催の講座の開催を予定しており、加えて、観光ボランティアガイドの皆様へ資料の提供や学習する機会を設けております。

今後は、観光協会や旅行会社と連携し、富士紡績関連遺産を中心とした観光コースができるよう積極的に働きかけるなど、町内外からの誘客につながるよう努めてまいります。

また、富士紡績関連遺産を周遊できる遊歩道の設置など、来訪者のためにも施設周辺の環境整備なども検討していきたいと考えております。

以上であります。

○議長(遠藤 豪君) ほかに質疑、再質問はありませんか。

○6番(池谷 弘君) 特にありません。

以上で質問を終わります。

○議長(遠藤 豪君) それでは、ここで10分間休憩します。

午前10時53分 休憩

午前11時03分 再開

○議長(遠藤 豪君) 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、1番 室伏 勉君。

○1番(室伏 勉君) 6件ほど質疑をさせていただきます。

まず、1番目ですけれども、決算書の112ページ、8款1項4目12節、残土処分業務(繰越明許)でございます。

令和元年10月に発生しました台風19号被害に伴いまして、仮置きをしていた土砂に対しまして、令和2年2月臨時会にて、一般会計9号補正としまして、残土処分業務2,596万円を計上し繰越明許をしています。

今般、令和2年度決算により確定した残土処分業務は440万円であります。この差額2,156万円が不用額となっております。この繰越明許の補正は、10月の被害より4か月ぐらい経過している2月であります。正確な積算が可能だったと考えますけれども、この不用額が発生した理由を伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○危機管理局长（遠藤正樹君） 室伏 勉議員にお答えをいたします。

台風19号の災害により発生した残土処分につきまして、当初約4,000立方メートルの残土を沼津市の最終処分場まで運搬し、処分するための費用を令和2年2月に補正予算に計上し、御承認をいただきました。

その後、復旧工事が進む中で、各工事現場と調整した結果、残土を近接の道路工事で利用できることとなりました。したがって、最終処分場までの運搬・処分がなくなったため、事業費が安価となりました。しかしながら、繰越をした予算は補正することができないため、2,156万円は不用額となった次第であります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありますか。

○1番（室伏 勉君） 1点、近隣の道路に利用したということなんですけれども、何というんですか、2月の時点では、そこまではやはり想定できない問題なんですか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○危機管理局长（遠藤正樹君） 室伏議員の再質問にお答えします。

私はちょっとその場にはおりませんでしたけれども、想定はできなかったものというふうに引き継いでおります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再々質問はありますか。

○1番（室伏 勉君） ありません。

2番目にいきます。

決算書の115ページ、8款1項6目同報系無線設備デジタル化整備事業費（繰越明許）でございます。

令和元年度、同事業は1億6,721万8,000円を繰越明許しています。令和2年度の決算は1億1,286万4,000円であります。この差額は5,435万3,000円あります。この不用額として、6目無線設備管理費は5,463万3,000円となっています。この理由についてお伺いします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○危機管理局长（遠藤正樹君） 令和元年度に実施の同報無線デジタル化事業は、主に親局等本体設備工事についてでありました。令和2年2月27日に入札し、3月定例会の最終日、3月18日に議決をいただき、工事請負契約を締結いたしました。その時点で、5,400万円余りの入札差金が生じておりましたが、繰越前提の予算であったため、そのまま繰越をいたしました。

その後、工事に大きな増額変更が生じなかったため、議員御指摘の不用額となった次第であります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○1番（室伏 勉君） これも1点。5,400万円、入札時におきまして、これはそのときに安くできないんですかね。やはりこれは最後の最後まで分からないんでしょうか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○危機管理局长（遠藤正樹君） 室伏 勉議員の再質問にお答えをいたします。
分からなかったものと考えております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再々質問はありませんか。

○1番（室伏 勉君） ありません。

次に行きます。

118 ページ、9 款 1 項 2 目 12 節、スクールバスの運行業務 310 万 2,000 円です。現状スクールバスは、するがおやまこども園の第 1 園舎及び第 2 園舎間の送迎、するがおやまこども園に通う明倫地区居住の幼稚園児の送迎に使用されております。それぞれにかかった費用と、今後のバスの運行の見通しにつきましてお伺いします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○こども育成課長（大庭和広君） 委託契約は 1 時間当たりの単価契約となっており、1 日当たり運行準備から運行後の片づけ、清掃時間等を含め 5 時間分の委託料を支払うこととなっております。したがって、それぞれの業務にかかった費用の算出はしておりません。

今後の運行については、新しいすがぬまこども園の開園に伴い、明倫地区からの 1 号児の通園が少なくなることが予想されることから、するがおやまこども園の第 1・第 2 園舎間の移動が主になると考えております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○1番（室伏 勉君） ありません。

次に行きます。

決算書の 119 ページ、9 款 2 項 1 目 17 節と、同様に決算書の 18 ページ、16 款 2 項 7 目 1 節でございます。歳出は教育用の ICT 備品 3,830 万 9,000 円と、歳入は公立学校情報機器整備費補助金 2,186 万 2,000 円でございます。ICT 備品購入時点における小学校 1 年生から 3 年生の人員と、購入した ICT 備品の台数及び補助金の補助率についてお伺いします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○こども育成課長（大庭和広君） 購入時点における児童数は 451 人で、購入したタブレット数は 478 台です。令和元年度補正予算の補助金であることから、令和元年 5 月 1 日現在の全小中学校の児童生徒数から整備済みタブレット数を引いた数が補助対象となり、予備機も含め 478 台購入したものでございます。補助金は、1 台当たり 4 万 5,000 円が上限となっております。

また、歳入の公立学校情報機器整備費補助金には、タブレットの補助金のほか、就学援助受給世帯用モバイルルーターの補助金も含まれております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありますか。

○1番（室伏 勉君） ちなみに、モバイルルーターの補助金は、金額的にお幾らぐらいになるのでしょうか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○こども育成課長（大庭和広君） 再質問にお答えいたします。

モバイルルーターにつきましては、1台当たり8,000円が上限となっております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再々質問はありますか。

○1番（室伏 勉君） ありません。

それでは、5番目にいきます。

同じく決算書118ページ、9款2項1目11節、同様に122ページ、9款3項1目11節通信運搬費、手数料です。

小学校の管理運営費では、通信運搬費の決算が509万円、これは令和元年度決算は234万5,000円であります。プラス270万円増額となっております。同じく手数料が833万9,000円、令和元年度決算は369万1,000円で、460万円増額です。同様に、中学校管理運営費では、通信運搬費が386万円、令和元年度決算は175万7,000円で、210万円の増額。同様に手数料は、713万2,000円で、令和元年度決算は304万4,000円で、408万8,000円の増額となっております。これは、トータルで1,350万円の増額です。

これは、町税が減額となる中で学校管理にかかる費用が増加しているのではないかと考えております。快適な環境の整備やコロナ禍での教育の充実を図る大変重要な経費であることは認識しております。ただ、しかしながら、増加する維持管理費用に今後どのように対応するのか、今後の取組につきましての考えをお伺いいたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○こども育成課長（大庭和広君） 通信運搬費につきましては、タブレット用のモバイルルーターの導入など、各小中学校の通信環境を増強したことにより増額となっております。

手数料については、主に臨時休校等によりタブレットを自宅に持ち帰り使用するための設定変更を実施したものと、隔年で実施する特定建築物定期調査により一時的に増えたものとなっております。

今後も必要な教育環境の整備を行い、児童生徒が安全・安心に過ごせる環境を整えるとともに、校舎などの維持管理について中長期的な視点で修繕、改築にかかるトータルコストの縮減、予算の平準化を進めることで、増加する維持管理等に対応していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○1番（室伏 勉君） ありません。

最後になります。

決算書の128ページ、9款4項4目12節です。指定管理料でございます。令和2年度の文化会館の指定管理料は1億4,500万円です。これは令和2年度予算と同額であります。令和元年度の決算は1億3,100万円で、1,400万円増額となっております。

審査意見書の40ページ、社会教育施設の利用状況では、4月1日から5月末までコロナ禍によりまして休業をしたり、各施設の使用頻度も下がっています。指定管理料は、頻度ですとか、利用人員等考慮の上で決定するというような答弁があったかと思えますけれども、令和2年度予算は決算と同額であります。その理由を伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○生涯学習課長（平野正紀君） お答えいたします。

令和2年度の生涯学習施設指定管理業務の経理状況につきましては、コロナ禍による施設の閉館や利用頻度の低下に伴う減収など、経理状況の悪化を招かぬよう、指定管理者に常に状況を確認しながら運営してまいりました。

収支状況を申し上げますと、収入の予算の主なものとして、利用料金収入が約537万円の減額、芸術文化鑑賞事業や自主事業教室の事業収入が約458万円の減額となっております。

一方で、支出の予算の主なものとして、職員人件費が約191万円の減額、自主事業教室が実施できなかったことによる事業費が約117万円の減額、施設利用減少に伴う光熱水費や冬場の燃料費でございますが、これが628万円などの減額がございました。

そのため、コロナ禍に起因する減収相当分と、閉館や施設の利用が制限されたことにより経費が抑えられ、収支のバランスが取れたことから、結果的に予算と同額での決算となったものでございます。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○1番（室伏 勉君） 減収分と支出の収支のバランスが取れたから予算と同額という形とおっ

しゃっているんですけども、この予算は既にコロナ禍による影響を受けていると。1億4,500万円は、コロナ禍における影響を受けた最初から予算を組んでいるということでございますか。

最初、この指定管理料の値上げの話聞いたときに、今もちろんおっしゃったように、人員増ですとか、時間延長だとか、そういうことを行うために今後いろいろ、何て言ったらいいでしょうか、指定管理料を上げていくよと。それはそれでいいとして、今般減っているわけだから、僕は当然減るのかなと逆に思ったわけですけども。今の答弁だと、収入の減と支出の減の balan

スが取れているとおっしゃっているんですけども、それで同額になったということになると、最初からこの収入減と支出減を見込んだ予算だったのかなと、その点いかがでございましょう。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○生涯学習課長（平野正紀君） 再質問にお答えをいたします。

コロナ禍を見通した予算であったのではないかとということでございますが、コロナ禍で、令和2年度当初を迎える頃には確かにまだ感染が拡大しておりまして、予算については不透明な要素があったわけでございますが、一応予算の組立て、事業の組立て中では、コロナの感染が収束というか、落ち着いた状況に向かうであろうというふうな認識の中で予算組みを立てたものでございます。

その結果、閉館ですとかというような、先ほど申し上げました理由によりまして、それぞれ予算も収入支出それぞれが同様に減額になったといったような形になったものでございます。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再々質問はありませんか。

○1番（室伏 勉君） いや、よく分かんない。いや、いいです。はい、分かりました。

以上で終わります。

○議長（遠藤 豪君） それでは、ここで職員の入退室を許可します。

議員の皆様はしばらくお待ちください。

次に、2番 室伏辰彦君。

○2番（室伏辰彦君） 7点ほど質問をさせていただきます。

まず、最初に、主要な施策の成果のうち3ページ下から2行目、台風19号による災害復旧への対応もある中で厳しい財政運営となったが、事業の見直しなどによる財源の創出に努めたとあるが、コロナ関係の事業を除き、何を見直し財源を確保したのか。また、どのくらいの規模なのか伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○総務課長（池田 馨君） 年度途中の財源の確保については、例年12月補正、3月補正において、執行見込みにより不用額を減額し、新たな財源確保を行っております。

令和2年度の事業の見直しは、コロナ感染症関連が主なものでありましたが、感染症拡大の影響以外の見直しによる財源確保といたしまして、電算システムの事業を見直したことにより270万円、工事の設計見直し等によりまして1,560万円が主なものでございます。

その他、人件費、物件費などの執行見込みによる不用額を補正予算において減額し、新たな財源といたしました。

以上でございます。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○2番（室伏辰彦君） 不用額を減額して財源を確保したということでよろしいんですか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○総務課長（池田 馨君） 事業の見直しについては、執行するとか、事業の中身の方の精査をいたしまして、減額補正をいたしているものでございます。

その他の人件費とか物件費などは、執行見込みによって、これだけ予算があれば執行できるだろうというものを不用額として補正予算の新しい財源としたものでございます。

以上でございます。

○議長（遠藤 豪君） 再々質問はありませんか。

○2番（室伏辰彦君） 結構です。

それでは、次、2番目です。

主要な施策の成果のうち9ページ上から8行目で、放置され周辺環境に悪影響を及ぼす危険な状態になった空き家に対し、補助金を交付し1件解体除去を実施したとありますが、あと町内にはどのくらいこのような建物があるか把握しているのかどうか伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○人口政策推進室長（石田洋丈君） 危険な空き家の把握につきましては、個人からの相談のほか、毎年、区長会を通じて危険な状態の空き家の情報提供を受けており、現地調査した上で危険空き家としたものについて対策を講じております。

現在把握できている、解決していない危険な空き家は、空家等特別措置法に基づき、特定空家として認定した1件を含め5件ありますが、そのうち2件につきましては、近日中に所有者が解体する見込みとなっております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○2番（室伏辰彦君） ありません。

次の質問をさせていただきます。

同じく、主要な施策の成果のうち31ページ下から3行目、リバーガーデンタウンおやまでは、現地確認を行い民間参入による事業化を検討したとありますが、どのように検討したのか。また、その検討結果を教えてください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○人口政策推進室長（石田洋丈君） リバーガーデンタウンおやまについての検討内容、結果についてですが、地形及び周辺道路等の物理的な現状の把握を町長ほか職員で現地調査を実施いたしました。その結果を踏まえ、民間事業者から意見を伺うなどの検討を行っております。

検討の結果としましては、当エリアでの宅地開発事業は、県開発審査会の議を経る必要があるなど様々なハードルがありますが、その条件下であっても取り組む意欲をお持ちの民間事業者があれば、実現に向けた方法を協働で検討する形で、民間活力の導入を促していくといった方針について確認したものであります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○2番（室伏辰彦君） いえ、結構です。

次の質問をさせていただきます。

主要な施策の成果のうち32ページ上から4行目と下から4行目、地産地消、食育等を推進し、食や農の関心を高め、生産者と消費者の良好な関係づくりを進めるとありますが、学校給食へ地場農産物の導入はどのくらいの規模で行ったのかどうか。それ以外に進めたものはあるのか。また、今後増やすことを考えているのか伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○農林課長（前田 修君） 令和2年度の学校給食への地場産物導入の実績でございますが、町内産のお米に関しては286俵、キログラム換算で1万7,170キログラム。地元産の野菜等に関しましては、キャベツ1,309キログラム、タマネギ1,237キログラム、サツマイモ502キログラムをはじめ、全34品目を町内の小中学校、こども園等に納品いたしました。

また、学校給食以外の地産地消の取組でございますけれども、教育委員会とともに、学校給食の中にふるさと給食というのが各学校毎年1回ございますけれども、そこに農業生産者をお招きしながら、児童生徒とともに農業や食に関する関心を持っていただくようなお話をしていただけるような取組を実施しました。

また、町内こども園に関しましては、農業体験ということで、町の農業委員会の委員の皆さんが「畑の先生」として園児を指導しました。

また、グリーンツーリズムの一環としまして、東京都港区の小学校の児童を農業体験ということで町内に招き入れており、ここで体験や交流を通じまして、生産者と都会の消費者との関係づくりというのを進めております。

また、今後でございますけれども、引き続き生産者と消費者の良好な関係が築けるよう取組を進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○2番（室伏辰彦君） 次の質問をさせていただきます。

決算書歳入14ページ、15款1項4目1節、歳入で足柄ふれあい公園使用料146万2,305円の内訳は何なのか。

また、一方で、歳出85ページ、5款1項2目（7）12、農村公園維持管理費として621万5,000円かかっており、ふれあい公園は赤字だと思います。減らす工夫は考えているのかどうか伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○農林課長（前田 修君） 足柄ふれあい公園の使用料の内訳でございますが、パークゴルフ利用料 65 万 4,000 円、農園利用料 30 万 5,000 円、バーベキューガーデン利用料 39 万円、その他使用料 11 万 3,305 円となっております。

それから、今後の費用を減らす工夫でございますけれども、利用料収入と維持管理費等の支出を比較した場合でございますけれども、支出の方が今上回っているというのは事実でございますが、令和 2 年度から新しく委託先のある委託業者にも今いろいろ検討していただいている中で、これまで公園・農園とバーベキュー施設に関しましては別々に管理を行っていたものを、予約等も含め、今、一元管理ということで、人員管理の削減の方も図っているところでございます。

それから、今後、バーベキューガーデン等につきましても、今、認知され始めてきたところでございます。残念ながら今新型コロナウイルス感染拡大の影響から利用を中止しておりますけれども、今後ホームページなどを活用して利用拡大を図っていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○経済産業部長（高村良文君） 議長、すみません。追加で。

○議長（遠藤 豪君） 経済産業部長。

○経済産業部長（高村良文君） 追加で、すみません、補足をさせていただきたいと思います。

議員御指摘のパークゴルフ場、バーベキューガーデン、農園などの利用料、それから維持管理の支出についての御質問がございました。

パークゴルフ場、バーベキューガーデン、農園につきましては、収入のある施設という形で、こういった形で収入という形で計上できます。

ただし、農村公園につきましては、一般開放をしている一般の公園の部分もございます。ですので、こちらの維持管理というものは、やはり草刈りであるとか、杭の補修であるとか、その他日常管理しなきゃいけないという一般的な部分の管理もございますので、一概とここの支出収入というような形で、赤字であるとか黒字であるということは図れないと考えておりますので、御理解をいただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○2 番（室伏辰彦君） それでは、次の質問をさせていただきます。

決算書歳出 54 ページ、2 款 7 項 1 目（5）12、駿河小山駅周辺活性化ビジョン策定支援業務 440 万円とありますが、どこまで、どのように進んでいるのかどうか伺います。

また、公民連携による持続可能なまちづくりの観点を盛り込んで策定したとありますが、地元には説明をされないのかどうか伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○人口政策推進室長（石田洋丈君） 本業務は、駿河小山駅周辺のにぎわい空間を創出するための土地活用の考え方をまとめたものであり、土地活用に向けた課題として挙げられた周辺道路ネットワークの整備につきまして、国及び県との勉強会を実施し検討しているところであります。

周辺道路ネットワークのほか、幾つかの課題について整理が必要なことから、引き続き協議を進め、諸課題の解決の見通しを立てながら、土地所有者等関係者との調整を経た上で地元の方の意見をいただきながら、ビジョンの磨き上げなど計画を詰めていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありますか。

○2番（室伏辰彦君） 大体いつ頃目途が立つ予定があるのかどうか伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○人口政策推進室長（石田洋丈君） 時期の目途ということについてなんですけれども、様々な課題がありますので、現時点ではまだ明確な時期をお示しすることができませんことを御理解いただきたいと思います。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再々質問はありますか。

○2番（室伏辰彦君） 結構です。

最後の質問をいたします。

決算書93ページ、6款2項1目（5）18節小山町観光協会助成金250万円とありますが、その使い道の内容を教えてください。

また、何日間空けて、何人をつけて幾らで積算をしたのか伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○商工観光課長（渡邊辰雄君） 室伏議員の御質問にお答えいたします。

まず、初めに、助成金250万円の使途について御説明いたします。

使途でございますが、昨年10月31日から試行的に運用を開始しました駿河小山駅前交流センターの運営に係る助成金であります。

その内訳でございますが、まず、人件費、133万5,456円。

次に、ホームページの作成及び運営業務、58万円。

続きまして、自転車運営サポート業務、6万9,930円。こちらにつきましては、レンタサイクルの貸出しについてマニュアルを作成していただいたりした費用でございます。

次に、自転車広報動画の作成業務ということで、20万円、こちらは小山共聴テレビに依頼して、3コースの動画を撮影してございます。

続きまして、厨房の飲食準備業務に4万6,000円。こちらにつきましては、保健所の申請費用、それに伴う告知のチラシ等の作成費用になります。

次に、備品の購入費、23万4,660円。町でも備品購入はしているんですが、それ以外で、やはり急遽必要になった部分でございます。ロッカーが12個、机が2台、保管庫等でございます。こちらは後に町に帰属するという形を取ってございます。

事務費が2万3,700円、消耗品費が1万254円で、計250万円の内訳になります。

次に、何日空けて、何人々をつけて幾らで積算したのかでございますが、昨年の10月31日から運営を開始し、今年の3月31日までの年末年始の6日間を除く146日間の運営を行っております。

運営に係る人員体制でございますが、1日最大3名、延べ人数で305名の方が勤務しております。

人件費につきましては、時給910円で支給し、総額といたしまして、先ほど述べましたとおり、133万5,456円となります。

以上でございます。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○2番（室伏辰彦君） その人件費なんですけれども、133万5,456円がかかっているということなんです。オープン当時、観光協会に働いている方が何人か入っているわけです。もともと観光協会にも助成金が出ていると思うんですが、その人件費がダブっているということはないんですかね。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○商工観光課長（渡邊辰雄君） 再質問にお答えいたします。

その辺は分けて積算をしておりますので、ダブっているということはありません。

以上でございます。

○議長（遠藤 豪君） 再々質問はありませんか。

○2番（室伏辰彦君） 結構です。

以上で質問を終わりにいたします。

○議長（遠藤 豪君） 次に、4番 佐藤省三君。

○4番（佐藤省三君） 私は、決算書歳出について6点伺います。

まず、53ページ、2款7項1目（3）18節企画渉外総務費のうち、備考欄（3）18節自主運行バス負担金8,296万2,028円の詳細について伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画政策課長（勝又徳之君） 佐藤議員にお答えをいたします。

自主運行バスにつきましては、昨年度に定時定路線の運行経路や時間、デマンドバスの導入をするなど、大幅な見直しを行っております。

この自主運行バス負担金の詳細につきましては、運送経費 6,913 万 7,000 円が主なもので、このほか、デマンドシステム利用料、オペレーター利用料、車両リース料などがあります。運行経費などの総額から、運賃収入等約 321 万円と国庫補助金 793 万 9,000 円を差し引いた金額に消費税を加えたものが、自主運行バスの負担金となっております。

以上でございます。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○4 番（佐藤省三君） 結構です。

続いて、同じく決算書で 55 ページ、2 款 7 項 3 目、喫緊の課題の定住移住促進事業費、これについては 4,234 万 1,000 円の減額補正がされ、1,715 万 8,800 円の支出済額となっておりますが、なお 502 万 7,200 円の不用額が計上されております。この不用とされた事業内容と不用とされた理由は何か伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○人口政策推進室長（石田洋丈君） 定住移住促進事業費の不用額に計上された事業内容、理由についてであります。18 節負担金補助及び交付金に関しましては、主に個人住宅取得資金利子補給金と移住・就業支援金について、年度末までに申請がなかったために不用額となったものが約 260 万円であります。

また、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から開催できなかった結婚支援事業の委託業務につきましては減額補正いたしました。移住定住プロモーションや婚活イベントに関しては、感染収束の状況によっては町直営で実施することも考慮し確保しておりましたが、感染拡大状況が改善することなく事業が実施できなかったため、チラシ印刷や集客広告費、ホームページ更新委託料、イベント出展料等について、最終的に不用額となったものであります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○4 番（佐藤省三君） 今、不用とされた事業が幾つか挙げられたわけですが、不用とされると次の年度にはこれは計上できないと考えてよろしいのでしょうか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○人口政策推進室長（石田洋丈君） 不用額になったものにつきましては、次年度予算のところに入っておりませんが、こちらの事業の目的を引き続き達成するような事業を今年度も組みまして、事業の遂行をしていきたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再々質問はありませんか。

○4 番（佐藤省三君） 結構です。

3 番目に移ります。

同じく決算書歳出 82 ページ、5 款 1 項、当初予算 2 億 8,978 万 6,000 円に補正予算の 4 億 7,815 万円、予備費支出及び流用増減 99 万円を加えた合計 7 億 6,892 万 6,000 円、これは農業費だと思いますが、その中で 2 億 9,605 万 4,915 円の支出済額であります。翌年度への繰越明許費が 4 億 5,519 万 6,000 円及び事故繰越が 684 万 6,000 円とされておりますが、不用額が 1,082 万 8,685 円と計上されております。このときの不用とされた事業内容と不用とされた理由を伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○農林課長（前田 修君） 不用額が大きくなった主なものについて御説明いたします。

最初に、5 款 1 項 2 目農業振興費、不用額 566 万 9,476 円でございますが、これにつきましては、12 月の補正予算として産地パワーアップ事業補助金ということで、トマトハウスの施設造成費用でございますけれども、こちらについて 4 億 5,883 万 6,000 円を要求しておりましたが、年度末の段階で県の方から提示された最終決定金額が 4 億 5,519 万 6,000 円となりました。この差額が 364 万 6,000 円となりましたが、こちらが減額補正の期限に間に合わなかったということで、これがそのまま不用額となっております。

また、もう 1 件ございます。5 款 1 項 3 目、これは次の 86 ページでございますけれども、土地改良事業費の中で農業振興費の負担金及び交付金として、当初予算に東富士演習場周辺土地改良事業費負担金 226 万円を計上しておりましたが、こちらは富士裾野東部土地改良区が実施する防衛補助事業でありまして、用沢地区で実施予定であった用水路の測量設計業務の用地交渉が難航したことによりまして、土地改良区の方で年度内の事業着手を断念しました。これに伴う土地改良区から町への負担金請求額が 0 円となる連絡が、これも減額補正の期限内に間に合わなかったということで、こちらについても不用額として対応しておるところでございます。

主なものは、以上でございます。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○4 番（佐藤省三君） 次に移ります。

4 番目です。同じく決算書歳出 94 ページ、6 款 2 項 1 目（6）の 18、観光費、備考欄（6）の 18 節山のスタンプラリー導入負担金 212 万 3,000 円の中身、詳細を伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○商工観光課長（渡邊辰雄君） 山のスタンプラリー導入負担金の詳細について御説明いたします。

当事業は、地方創生臨時交付金を活用し、コロナ禍の影響により富士山観光ができない状況の中、登る富士山から見る富士山への転換を促したものであります。それに伴い、富士箱根トレイルの周知、活用を図ったものであります。

事業の詳細でございますけれども、YAMASUTA基本設定というところで、スタンプラリーの設定作業代、デジタルスタンプ制作費、システム料、あと現地検証、現地踏査という形になりますが、その辺を基本的な部分で見ていただいております。

次に、オリジナルピンズ制作ということで、100個制作してございます。

次に、缶バッジ制作で2,000個、認定証の作成がございます。

次に、販促ツールの作成ということで、ポスターの制作費が100枚、パンフレット制作費が3,000枚、YAMASUTAのホームページへの掲載として、その部分の制作費という形になります。あとは、事務局の運営費というふうになります。

合わせて、212万3,000円という内訳というふうになります。

以上でございます。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありますか。

○4番（佐藤省三君） 今回の回答の中で、デジタルスタンプという言葉がありましたけれども、我々はスタンプというと、そこら辺に置いてあったのをぼんぼんと印鑑を押していくというようなイメージがあるわけですが、このデジタルスタンプというのはどのような方法で行われるのか教えてください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○商工観光課長（渡邊辰雄君） デジタルスタンプというのは、富士箱根トレイルのルート上に10か所設けまして、その位置に行ったらスタンプを携帯で、スマホで落とせるようになります。それを10か所全部クリアしたら記念品がもらえるというような仕組みにしておりました。

以上でございます。

○議長（遠藤 豪君） 再々質問はありますか。

○4番（佐藤省三君） 結構です。

それでは、5番目に移ります。

同じく決算書歳出で99ページ、7款2項3目（2）町道整備事業費、備考欄（2）町道整備事業費1億1,522万2,560円の執行率は63.8%ということのようでございますが、この目には委託料や公有財産購入費、補償補填及び賠償金など多くの不用額が計上されております。町道整備にはまだまだ多くの未整備の箇所があるかと考えておりますが、これをどう進めるのか伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○建設課長（清水良久君） 令和2年度は、一部の道路用地について売買契約締結に至らなかったことや、道路改良事業に伴う移転対象物件の進捗に伴い不用額が生じたものであります。

今後の町道整備事業につきましては、地元要望や交通量、狹隘箇所の危険度を考慮した優先順位に基づき、効果的かつ計画的な道路網整備を進めてまいりたいと考えておりますが、用地

取得の御協力が得られるということが、事業促進、進捗を図る上での大きな要因となっており、

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○4番（佐藤省三君） 不用額の対象の事業というのは、今後どのような扱いになるんですか伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○建設課長（清水良久君） 再質問にお答えします。

不用額に計上している事業につきましては、補助事業等でありましたら翌年度もう一度用地取得等を継続することもありますし、町単独事業等でありましたら、先ほどもありましたけれども、優先順位等を考慮した上でほかの進捗が図れるような路線に振り替えていくというようなことで、適宜その辺は柔軟に考えてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（遠藤 豪君） 再々質問はありませんか。

○4番（佐藤省三君） そうすると、不用額対象の事業であっても、次年度は可能だというふう

に理解してよろしいわけですね。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○建設課長（清水良久君） 再々質問にお答えします。

不用額に計上した費目の事業でありましても、必要なものであれば、また翌年度に計上して事業の実施を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○4番（佐藤省三君） 最後の質問に移ります。

決算書歳出で129ページ、10款災害復旧費合計8億6,394万5,440円のうち、支出済額5億5,105万778円で、繰越明許費が3,586万9,000円、事故繰越が1億7,057万6,880円であり、不用額が1億644万8,782円と計上されております。未着工の箇所はまだ多いと思いますが、どんな事業が不用とされたのか、またその理由を伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○農林課長（前田 修君） 10款災害復旧費のうち、1項農林水産施設災害復旧費について御説明いたします。

事故繰越案件につきましては、7月31日までに既に工事を完了しております。また、未着工の箇所はございません。

不用額6,841万306円が発生した理由としましては、災害直後の被害は概算被害額で計上しておりまして、その後、発注に向けて精査した中で、実際の金額の方が安価となったこと、また、

被災箇所を地区ごとにまとめて発注したこと等によりまして、工事契約時の諸経費等も削減されたことが主な理由として考えられます。

以上でございます。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○建設課長（清水良久君） 建設課では、令和元年度災害復旧事業費のうち、町道 2214 号線道路災害復旧事業が未執行となっております。

理由といたしましては、当該町道にアクセスします県道御殿場大井線も同様に被災してございまして、県道の災害復旧工事が完了するまで工事発注ができなかったということでございます。改めて県道の復旧工事の完了後、工事発注する予定であります。

以上でございます。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○4 番（佐藤省三君） 結構です。

以上で質問を終わります。

○議長（遠藤 豪君） それでは、ここで午後 1 時まで休憩します。

午前 11 時 55 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

○議長（遠藤 豪君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、3 番 小林千江子君。

○3 番（小林千江子君） 通告に従い 6 件ほど決算質疑を行わせていただきます。

まず 1 点目に、26 ページ、19 款 1 項 5 目ふるさと寄附金についてお伺いさせていただきます。

3 億 1,900 万円とありますが、お申込み件数は 1,651 件のお取引があり、協力事業者数は 40 事業所、返礼品の数は 352 品目と御報告をいただいておりますが、前年度と比較をし、どのような商品に人気が集まったのか。先ほど鈴木 豊議員も質問されており重複する部分もございまして、本わさびでしたり、自然薯のような地場産品にも人気が集まったとお伺いしておりますが、その他新しく取り入れた商品がどのような結果になったのかなど、町の分析報告をお伺いしたいと思います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○地域振興課長（勝俣暢哉君） 小林議員にお答えいたします。

ふるさと納税寄附金は、前年度の 7 億 8,900 万円から 4 億 7,000 万円の減額となりました。これは、令和元年度に返礼品の 9 割を占めていたアイスクリームの商品券と外食産業の商品券が、返礼品を地場産品とするという基準により、令和 2 年度の返礼品から除外したことが大きな要因であると考えております。

次に、人気がありました返礼品はゴルフ場の利用券で、上位 10 品目のうち 9 品目がゴルフ場の利用券です。5 番目にトマトの返礼品が入っております。

次に、新しく取り入れた商品では、先ほどもお話ししたように、小山町産の本わさびや、11 月中旬から 2 か月間の期間限定ではございましたが、竹之下の自然薯が好評でした。

今後も、ふるさと納税の本旨に従い、地元の商工業の振興につながる、地域の魅力ある返礼品の発掘に努めてまいります。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○3 番（小林千江子君） 先ほどの御回答のように、返礼品の割合を 9 割以上持っていた外食産業やアイスクリームが除外となってしまったとの御回答をいただいておりますが、こちらのそれら外食産業に関して、企業との調整で改善が可能な部分もあるとお伺いしております。町は今後これについてどのような対応をされていくお考えなのか。

といたしますのも、様々な企業様が新産業集積エリアを皮切りに参入してくださっておりますが、そちらの企業様が製造されている外食産業をふるさと納税に組み込めなくなってしまうということも今後、懸念事項として上がってくるかと思われまます。コロナ禍で飲食産業の需要は更に高まるかと思われまますので、町が今後どのような御高察をその点においてお持ちなのか、お伺いさせていただきます。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○地域振興課長（勝俣暢哉君） 小林議員の再質問にお答えさせていただきます。

アイスクリーム工場や外食産業の商品券は駄目だったんですけれども、それぞれの商品を返礼品に加えることにつきましては、今二つの企業にお願いをしている段階で、まだあまりいい返事はいただけませんが、そういう段階でございます。

議員がおっしゃったように、これから新産業エリアにそういう企業も進出すると思われまますので、それらにつきましても返礼品として出していただけるよう努力してまいりたいと思われまます。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 再々質問はありますか。

○3 番（小林千江子君） いえ、次に進ませさせていただきます。

では、次に、地域まちづくり事業費補助金に関してお伺いさせていただきます。

43 ページ、2 款 1 項 6 目、小山町地域まちづくり事業費補助金交付要綱に基づき地域自らが地域課題または地域活性化に取り組む事業を実施する 4 団体、須走まちづくり推進協議会、明倫地域まちづくり協議会、北郷地区区長会、おやまるおやまに対し、それぞれの補助金額と事業内容を教えてください。また、助成金の交付に際して、どのような規定や基準が設けられているのかも教えてください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○**地域振興課長（勝俣暢哉君）** 須走まちづくり推進協議会への補助金は25万円で、事業内容は、新たな須走地区まちづくり計画を策定し、須走グランドデザイン案を須走各戸に配付いたしました。また、国道138号のガードレールを塗装する修景事業を実施いたしました。

次に、明倫地区まちづくり推進協議会への補助金は15万円で、事業内容は、ジャンボカボチャを栽培し町内施設へ配付したり、体験型イベントとして芋掘り体験、水菜の摘み取り体験を実施いたしました。また、計画しておりました谷戸山ハイキングが中止となったため、明倫地区散策マップを作成し、明倫地区各戸へ配付いたしました。

次に、北郷地区区長会への補助金は23万9,000円で、事業内容は、オリンピック・パラリンピック推進局と協働で、オリンピック・パラリンピックのコースとなる棚頭地区の町道沿い約2,000平米にマリーゴールドを植栽いたしました。

最後に、おやまるおやまへの補助金は25万円で、事業内容は、小中学校の全校一斉休校期間に「おやまでラジオ体操」の実施や9月に都市部の講師を遠隔映像（Zoom）で依頼しての「創作ボードゲームの作成」、10月に豊門公園で「スウェーデンのパパたち写真展」を開催いたしました。

補助金の交付に際しては、現在、小山町地域まちづくり事業費補助金交付要綱がございます。交付要綱の中で補助団体については、町内に活動拠点を有し、かつ町内において主な活動をしていること。団体として1年以上の活動実績を有すること。5人以上、これは18歳以上の者に限るんですが、の者によって組織され、当該団体の構成員の過半数が町内に住所を有する者、または町内に勤務する者であること等となっております。

補助対象事業は、公益性のある事業であること、町内で実施される事業であること、地域課題の解決を図り、または地域の活性化が図られる事業であること等がございます。

以上です。

○**議長（遠藤 豪君）** 再質問はありますか。

○**3番（小林千江子君）** この補助金を交付する4団体以外に補助金申請をされた団体もあったかと思うんですけども、何団体、どれくらいの団体の方達がこちらに申請をされたのか。また、どのような審査が行われ、残念ながら交付に至らなかった団体がいるのかどうか。また、申請事案の主な理由、交付に至らなかった理由というのがありましたらお伺いさせていただきます。

○**議長（遠藤 豪君）** 答弁を求めます。

○**地域振興課長（勝俣暢哉君）** 書類の申請書としては残っておりませんが、三つの団体から電話相談を受けたと聞いております。それぞれこの要綱に照らし合わせたんですけども、やはり合致しない部分がありましたので、今回、令和2年度は御遠慮いただいたという経緯を聞いております。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 再々質問はありますか。

○3番（小林千江子君） すみません、合致しなかった理由というのを先ほどお伺いしたんですけども、そこがもしお分かりになりましたらお答えいただければと思います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○地域振興課長（勝俣暢哉君） 三つのうち一つなんですけれども、私が聞いている話ですと、物販をすることを予定されている団体がございまして、物販は公共性のある事業であることに当たらないのではないかとということでお断りしたものと、あと、もう一つが、フードバンクの利用の団体がございまして、そちらは社会福祉協議会でそのような事業を行っておりますので、そちらにお話を伝え、つなげていただいたということを聞いております。

以上です。

○3番（小林千江子君） では、次の質問に移らせていただきます。

53 ページ、投資及び出資金ですが、不用額に1億円が計上されております。令和元年の決算には、この1億円が繰越明許費に同じく計上されておりました。今年度は不用額に計上されておりますが、不用額に計上された理由を御説明願います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○フロンティア推進課長（湯山浩二君） 投資及び出資金1億円につきましては、創業支援ファンドの仕組みによって、町内での起業や事業承継等を行う事業者を支援するために予算化したものでございます。

コロナ禍によりまして大きくさま変わりした社会情勢において、感染拡大防止対策と経済活動を両立させることが必要であると考え、適時、適切にスタートが切れるよう準備を進めてまいりましたが、感染状況が深刻化し、起業者を支援、育成するための組合の設立には至らなかったため、予算の繰り越しが困難となり不用額に計上したものでございます。

以上でございます。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○3番（小林千江子君） 事業を行わなかったために予算の繰り越しが困難となり不用額に計上されたという御回答になりますが、今後、この創業支援ファンドは、どのように行われるというか、どのような御高察をお持ちでいらっしゃるのか、そちらをお伺いさせていただきます。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○経済産業部長（高村良文君） 小林議員のファンドの今後についての考えでございます。

先ほどの答弁もございましたけれども、コロナ禍により、小山町が、国内も含めて社会情勢は大きく変化してございます。それらを相当見極めながら、導入の時期、それから組合設立の手法、方法につきましても再度検討いたしまして、持続可能な地域経済の再生の方策につきまして、改めて議会の皆様にも協議いただきながら進めてまいりたいと、そういうふうを考えております。

以上でございます。

○議長（遠藤 豪君） 再々質問はありませんか。

○3番（小林千江子君） 見極めのタイミングなど、どうしてもコロナの情勢下では難しかった部分もあるかと思うんですけれども、再度見直しやタイミングを見計らうのであれば、本腰を入れて対応されるべきだと思ふ案件だと思ふんですね。事業の内容としても、フロンティア推進課というよりも、人口政策推進室などで本腰を入れて取り扱うべき事業なのではないのかなと私個人的には思ふんですけれども、町の見解をお伺いさせていただきます。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（小野一彦君） 小林議員の再々質問にお答えいたします。

今ファンドのことで経済産業部長から再度改めて検討するというので、それについての再々質問をいただきましたが、現時点では、今回繰り越したものがちょっと予算上はなくなった形になっておりますが、これは改めて仕切り直しということで今スタート地点に戻ったのではないかというふうに考えておりますので、今ちょっと具体的に人口政策推進室への御指摘もいただきましたが、その辺も含めて、また町は改めて考え直すということで進めたいと思います。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 次をお願いします。

○3番（小林千江子君） では、次に進ませていただきます。

58 ページ、2 款 8 項 1 目、ポータルサイトの利用料についてお伺いさせていただきます。

こちらのポータルサイトの利用料ですけれども、ポータルサイトはどちらを利用されているのか、お伺いさせていただきます。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○地域振興課長（勝俣暢哉君） 小林議員にお答えいたします。

利用しております主なポータルサイトは、四つでございます。

一つ目は、ふるなびで、利用料は寄附金の 10%、約 1,870 万円になります。

二つ目は、ふるさとチョイスで、利用料は寄附金の 5%、約 522 万円になります。

三つ目は、さとふるで、利用料は寄附金の 12%、約 323 万円の利用料です。

四つ目は、ふるさとプレミアムで、利用料は寄附金の 10%、約 284 万円になります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○3番（小林千江子君） 四つほどのポータルサイトを利用しているということですが、市場的に更に大きくシェアを広げている他企業のポータルサイトなどを町は今後利用する予定はあるのかどうか、お伺いさせていただきます。また、利用しないのであれば、その理由などがあればお答えください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○地域振興課長（勝俣暢哉君） 小林議員の再質問にお答えいたします。

現在、ふるさと納税を再開しまして1年度まだたっておりませんので、1年度たちまして、その実績、今の当初の予算で4億円の寄附を予定しておりますが、その様子を見まして、必要であれば、小林議員がおっしゃるように、ポータルサイトを増やす等対策を講じてまいります。

以上です。

○3番（小林千江子君） では、次の質問に移らせていただきます。

93 ページ、6 款 2 項 1 目モータースポーツ協力会負担金 87 万円ですが、昨年を見ますと、200 万円が計上されておりました。こちらの負担金の詳細をお答えください。

また、昨年は、フジ・ゾンコラン・ヒルクライム負担金も同じく 200 万円が計上されておりましたが、今年度は残念ながら実施には至りませんでした。コロナの状況によるといったこともあるかと思われませんが、今後の大会実施の有無を含めた今後の方針をどのように考えていらっしゃるのか、お伺いさせていただきます。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○商工観光課長（渡邊辰雄君） 小林議員の御質問にお答えいたします。

まず、初めに、モータースポーツ協力会負担金 87 万円の詳細でございますが、例年 6 月実施の富士スーパーテック 24 時間レース及び 10 月実施の W E C 富士 6 時間耐久レースの 2 大会の集客力のあるレースを活用し、来場者の町内での周遊性を高め、町の活性化に資することを目的としておりますが、残念ながら昨年度はコロナ禍の影響により、富士スーパーテック 24 時間レースのみが 9 月にずらして実施を行ったところ です。

減額の主な要因は、2 大会のうち 1 大会のみの開催によるものであります。

負担金の詳細でございますけれども、収入の部につきましては、町が 87 万円、富士スピードウェイが 87 万円、それぞれが負担してございます。その収入の総額ですが、前年度の繰越を合わせまして、187 万 4,167 円となっております。

続きまして、支出の部の総額でございますが、176 万 8,820 円。

この主な使途でございますけれども、消耗品という部分では、のぼり旗が 100 本、フラッグを 75 基作成しております。委託料の部分で、横断幕の 2 枚の掲出、のぼり旗、フラッグの掲出委託料。使用料で、富士スピードウェイ場内でのテントブースの出展料、あと花火費としまして、打ち上げ花火の協賛金。食糧費としまして、自衛隊の装備品展示がありますので、こちら自衛隊員へのお弁当の弁当代というふうになってございます。

次に、フジ・ゾンコラン・ヒルクライムの今後の大会実施について御説明いたします。

同大会は、静岡県とイタリアのフリウリ・ヴェネチア・ジュリア州との趣意書の締結に基づいて実施されてまいりました。同趣意書は、令和 2 年 12 月 31 日に有効期限を迎えており、趣意書

の更新について、ジュリア州からは、イタリアにおける新型コロナウイルス感染症が収束するまで対応が困難との回答を受けているということで県から報告がございました。

今後でございますが、静岡県のお考えとしましては、事業転換をして、富士チャレンジライドにフジ・ゾンコランを冠して実施したいとの意向も伺っておりますが、現状では趣意書の更新がなされていないことから、大会実施についても不透明な状況であります。

以上でございます。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありますか。

○3番（小林千江子君） いえ、結構です。

では、最後に1点質問させていただきます。

94ページ、6款2項1目、こちらのハイキングコース維持・管理業務に関してお伺いさせていただきます。

こちらですが、昨年は171万円が計上されております。今年度887万円と大きく増加しております。その増加の理由と内訳をお伺いさせてください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○商工観光課長（渡邊辰雄君） 小林議員の御質問にお答えいたします。

まず、大きな増額の要因でございますけれども、昨年の7月に豪雨により被災しました金時山足柄ルートへの復旧に向けた基本設計及び詳細設計の測量設計業務委託が、その主な要因でございます。その金額でございますけれども、718万800円の委託料となっております。

その内訳でございますが、測量業務が約332万円、設計業務が320万円となっております。こちらに消費税を掛けたものが、718万800円というふうになります。

残りの部分につきましては、例年行っております町内のハイキングコース、10コースございますけれども、町内の8団体に委託管理をお願いしているものでございまして、その金額が169万1,170円というふうになってございます。

こちらにつきましては、以上でございます。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありますか。

○3番（小林千江子君） 残りの169万円を10コース、8団体に委託をしたということですが、どのような修繕がこちらは行われていたのか、もし詳細がお分かりのようでしたらお答えいただければと思います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○商工観光課長（渡邊辰雄君） 小林議員の再質問にお答えいたします。

こちらは、修繕というか、年1回以上コースの見回りと、あと何かあったときにはこちらから要請をしてコースを確認していただくというような、そういう業務を主に行っていただいております。あと、簡単な修繕等も併せて依頼をしているところです。

以上でございます。

○議長（遠藤 豪君） 再々質問はありませんか。

○3番（小林千江子君） 足柄古道なんですけれども、こちらは大雨が続いたせいではあると思うんですが、路面に亀裂が走るぐらいの大きな被害も見受けられます。一部のハイキングコースでそのような状況になっているにもかかわらず、まだ町の方にその8団体の方から報告が上がっていないようであれば、きちんとした対応をしていただけるよう、さらに町の方からの働きかけも今後必要になってくるのかなとも思われますが、いかがでしょうか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○商工観光課長（渡邊辰雄君） 小林議員の再々質問にお答えいたします。

先日、小林議員の方からもそのような指摘がございましたので、そこを管理していただいている足柄史跡を守る会の方に依頼をして、現地の確認をしていただきました。簡単な修繕等、できる範囲については、現時点では行っていただいている状況でございます。

以上です。

○3番（小林千江子君） 以上で、私からの決算質疑を終わりにしたいと思います。

○議長（遠藤 豪君） 次に、8番 渡辺悦郎君。

○8番（渡辺悦郎君） 本日は、主要な施策の成果から3点、決算書の方から2点、質問させていただきます。

まず、最初に、主要な施策の成果25ページ、心豊かな生涯学習の推進において、上から11行目、各種事業の開催に当たっては、新型コロナウイルス感染症対策を万全に講じて実施したとあります。しかしながら、中止した事業が多い中でございますけれども、中止した事業、実施した事業を全てお示しいただきたいと思えます。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○生涯学習課長（平野正紀君） 初めに、生涯学習課主催及び体育協会や文化連盟と連携して行う事業で、中止した事業についてお答えいたします。

母の日プレゼント作り、読み聞かせ講座、町民スポーツ祭、親子のプログラミングの教室のための父の日イベント、わくわく科学教室、これは2回でございます。富士山と世界遺産の現状を学ぶ町民講座、図書館選書ツアー、森村橋について学ぶふるさと発見講座、町民体育大会、町民文化祭、小山町レクスポ祭、山形県上市市との文化団体交流、しずおかスポーツフェスティバル、駿東地区レクスポ大会、杉山祥子杯バレーボール大会、富士マラソンフェスタ、町内一周及び周回コース駅伝大会、わくわくクッキングでございます。

次に、実施をした事業についてであります。

ブックスタート6回分でございます。ふるさと金太郎博士事業の企業見学2回です。役場と総合文化会館の見学を行いました。楽しい子育て講座、年間8回開催をしました。新東名について学ぶふるさと発見講座、駿河路のつどい、おやま秋のアートビレッジ、生涯学習推進講演会、成人式、セカンドブックプレゼント、スポーツ少年団交流大会、「富士紡績関連遺産を訪ねて」森

村橋・豊門会館を会場とした町民講座、規模を縮小して開催しました生涯学習フェスティバル、以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○8番（渡辺悦郎君） ただいまありましたけれども、中止した事業というのは18件ですか、20件に近い。開催した事業というのが、10件ぐらいだった。

では、その中止した事業というのは、ここにありましたように、今度開催した事業とのガイドラインとの考え方というのがちょっと理解できないんですね。中止した事業が多い中で開催された事業というのは、感染症対策を万全に講じて実施したということですので。じゃあ、この中止した事業の中で、同じような感じで開催できた事業もあるんじゃないかなと、こういうふうを考えるんですけども、どういうふうにお考えでしょうか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○生涯学習課長（平野正紀君） 再質問にお答えします。

事業の中止の判断の基準で、大きく2点考えております。

まずは、不特定多数の来場が予想されるものにつきましては、基本的には実施ができないと考えております。

それから、国の緊急事態宣言ですとか、県が独自に定めますふじのくに行動制限、基準がございますので、これらの基準にのっとって判断をするといったこととございます。その他、近隣のコロナの感染状況ですとか、総合的に判断をして、中止をするか実施をするか判断をするというふうな形になります。

以上です。

○8番（渡辺悦郎君） ただいま答弁がございましたけれども、不特定多数と言われても、ほとんどが不特定多数が来場されるような事業なんですよ。やはりしっかりとしたガイドラインを用いて規制をしていただきたいなと思います。これは答弁の必要はございません。

二つ目の質問でございます。

同じく主要な施策の成果25ページ、心豊かな生涯学習の推進において、上から13行目、ユーチューブやテレビ、ラジオを活用したとありますが、具体的なものをお示しいただきたいと思っております。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○生涯学習課長（平野正紀君） お答えいたします。

まず、ユーチューブを活用した事業についてでございますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、生涯学習施設の来場者が減少したことから、施設案内やイベントなどの動画コンテンツを配信するためのチャンネルを6月に指定管理者が開設しました。

翌7月には、文化会館ホワイエにおけるストリートピアノの動画配信を行い、9月には、小山町出身の芸人、いけや賢二さんによる料理教室を配信し、741回の御視聴がございました。

そして、9月から12月にかけて撮影した「OYAMA MUSIC FESTIVAL」の動画配信を12月15日から1月31日まで行い、5,955回の視聴がございました。

次に、テレビを活用した事業についてでございますが、小山町をPRするための特番を企画しまして、小山高校出身の芸人トータルテンボスさんの案内により、小山町パークゴルフ場や道の駅「ふじおやま」、奈良橋のフィッシングパークなどを紹介する内容で撮影を行い、テレビ静岡で放映されました。

ラジオを活用した事業につきましても、小山町をPRするための特番としまして、トータルテンボスやいけや賢二さんが小山町の魅力を紹介する内容で、SBS静岡放送局で放送をされました。

以上でございます。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○8番（渡辺悦郎君） ございません。次の質問に参ります。

主要な施策の成果25ページ、心豊かな生涯学習の推進において、下から8行目、アンサンブルコンサート、オペラコンサート等を町内公的施設を有効活用し感染症対策を万全に講じて実施したとあります。この経緯とガイドラインが適切であったのかお答えください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○生涯学習課長（平野正紀君） お答えいたします。

新型コロナの影響により、町内では、昨年3月以降、施設の利用制限等により文化活動が思うようにできない状況が続き、町民文化祭をはじめとする各種イベントが中止や延期を余儀なくされ、経済的影響や閉塞感が感じられている中、町民から文化芸術に触れる機会を願う声が多数寄せられておりました。

そこで、文化芸術に触れる機会を提供し、町民の元気を創出するとともに、小山町を全国に発信するため、11月の1か月間、おやま秋のアートビレッジを企画し実施をしたところでございます。

ガイドラインにつきましては、国や県から情報提供されたものを基に作成しているため必要な事項は網羅されており、イベントごとの内容等に応じた項目で作成をしております。イベント後の健康被害等の報告例はございませんで、ガイドライン及び感染症対策は適切であったと考えております。

以上であります。

○8番（渡辺悦郎君） 感染症対策を万全に講じて実施したというふうに自負されているわけですが、西洋館におけるアンサンブルコンサートは、あの狭いところに30人の人間が入っているわけなんですよ。ソーシャルディスタンスというのを保っていたかどうかというのは、甚だ疑問でございます。

また、文化会館ホワイエの方でコンサートがございました。長田さんの前にあったのは、畳1枚ぐらいのビニールのシートでした。

今、答弁にございましたけれども、このときに県は、県をあまりまたぐなというふうに出していたわけなんですよ。甚だこれはいまだ疑問でございます。本当にそれでよかったのかどうか、再度お伺いします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○生涯学習課長（平野正紀君） 再質問にお答えいたします。

まず、西洋館のアンサンブルコンサートでございますが、狭い空間でございますので、入場の制限を当然設けました。マックス25名というところで、実際に事前に職員が行って、メジャーで寸法を測って、最低1メートル以上のソーシャルディスタンスを確保した席の配置等も十分考慮しながら実施をしたものでございます。

それから、文化会館のオペラコンサートでございますが、前にパーティションを引かせていただきましたが、その大きさですとか、また歌手とパーティションの距離、それから客席との距離、これらもしっかりと計測をして、私ども施す側としてしっかりと対策、考えをして実施をしたことでございます。

コンサートにおきましても、特に西洋館のアンサンブルコンサートにおきましては、町民を優先する、7割以上が町民の御参加ということで、県をまたぐような、いわゆる県外の方につきましては御遠慮いただいたといったような形でございます。

また、健康チェックシート等も必ず取り、万が一あったときもしっかりできるような形で対策を取って実施をいたしました。

あと、換気ですね。西洋館につきましても、オペラコンサート、文化会館につきましても、全て会場の窓を常時開放した状況で対策を講じましたので、その辺りにつきましても講じられていたというふうに考えております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再々質問はありませんか。

○8番（渡辺悦郎君） 質問はございません。ただ、西洋館のあそこの場所を見たら分かるかというふうなことは、甚だ疑問であります。

次の質問に移らせていただきます。

決算書歳入の26ページ、20款1項1目1節介護保険特別会計繰入金2,669万3,000円に関して、予算が2万円しか計上していないので、決算としては予算より2,667万3,000円多くなっております。

監査委員からも不用額の減額補正の指摘がございましたが、収入が明確なものを計上しないことも同じであると考えますが、なぜ予算計上をしなかったのか伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○総務課長（池田 馨君） 介護保険特別会計の一般会計への繰出金につきましては、令和元年度繰入金の精算による返還金として、令和2年12月定例会におきまして、介護保険特別会計補正予算（第2号）において、議決をいただいております。

本来であれば、繰出金の受け側であります一般会計において、繰入金、歳入の補正予算を編成し受けるべきところではございましたが、失念をしております、予算額と決算額に大きな差異を発生させてしまいました。

せっかくの財源を有効に執行できない状況となってしまいました。今後このようなことを起こさないように、補正予算の編成や執行管理に十分注意をしております。

以上でございます。

○議長（遠藤 豪君） ほかに再質問はありませんか。

○8番（渡辺悦郎君） ございません。

最後の質問でございます。

決算書126ページ、9款4項2目12、13節でございます。芸術文化振興事業85万630円の内訳をお示してください。

13のアートビレッジピアノ借上げ47万3,000円の内訳をお示してください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○生涯学習課長（平野正紀君） 初めに、文化芸術振興事業についての内訳でございます。

豊門公園西洋館において開催いたしましたシエナウィンドオーケストラのアンサンブルコンサート公演委託料が57万2,000円、足柄駅前交流センターと西洋館のストリートピアノ会場での会場整理員管理委託料が14万6,630円、そして、ストリートピアノ会場へ展示しました町公認インスタグラマーの写真展示委託料が13万2,000円でございます。

次に、ピアノ借上げでございますが、1か月間設置しましたストリートピアノ2台分の借上料になります。

まず、駿河小山駅前交流センターへ設置しましたアップライトピアノ1台の借上料が11万6,600円です。

次に、足柄駅前交流センターに設置しました、株式会社ヤマハミュージックジャパン提供のLove Pianoの2週間分の借上げと、アップライトピアノの2週間分の借上げを合わせて35万6,400円であります。

この経費は、ピアノの調律、運搬及び設置にかかる費用と、万一のトラブルに備えた動産保険がセットされているものでございます。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○8番（渡辺悦郎君） 一つだけお尋ねします。

ピアノ借上げの方で、Love Pianoの方を2週間ほど足柄駅の交流センターの方であったんですけども、弦が切れましたよね、すぐに。これに対して、例えば金額はそのままだったのか、それとも減額しているのか、お答え願います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○生涯学習課長（平野正紀君） 再質問にお答えいたします。

先ほどの説明の最後に申し上げましたが、万一のトラブルに備えた動産保険がございましたので、これにより対応いたしました。

以上でございます。町の負担はございません。

○8番（渡辺悦郎君） 以上で終わります。

○議長（遠藤 豪君） 次に、5番 岩田治和君。

○5番（岩田治和君） 審査意見書の関係で数点お伺いします。

まず、審査意見書の5ページ、(3)収入未済額の表から、収入未済額が令和2年度は令和元年度に比べ大幅に増加しています。この要因は何かということで、先ほど高畑議員の方からこの点について説明がありましたので、私の理解している範囲では、コロナ禍により納税が1年間猶予されるということで減額になったというふうに理解していますが、今後の見通しとしてはどのように考えているのか、お答えください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○総務課長（池田 馨君） まず、先ほど高畑議員にもお答えさせていただきましたけど、増額の要因につきましては、今、議員が言われたとおり、町税の納税猶予と補助事業への繰越しが主なものとなっております、未収入特定財源につきましては令和3年度へ繰り越しております。

また、特別会計におきましては、木質バイオマス発電事業特別会計におきまして、森の金太郎発電所の火災による建物災害共済金が未収となっておりますが、これも令和3年度の施設復旧、整備事業を繰り越したことによるものでございます。

今後の見通しということですが、収入未済はなるべく、なるべくというか、ない方がいいということで、執行につきましては十分注意して、留意していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○5番（岩田治和君） 次に行きます。次の質問に進めます。

同じく審査意見書の11ページになります。

(2)町債の状況の表から、令和2年度町債は131億円強の現在高があり、年々増加傾向にあります。増加の要因は何であるのか。また、これも今後の見通しをどのように考えているのか、お伺いします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○総務課長（池田 馨君） まず、最初に、特別会計の方の町債が増加している理由から述べさせていただきます。

上野工業団地造成事業特別会計及び小山PA周辺開発事業特別会計における借入れの増でございますが、いずれの事業につきましても、前にございました新産業集積エリア造成事業と同様に、事業完成時に一括償還をすることとしております。その起債であります。

次に、一般会計につきましては、集中的に投資的事業を展開してきておりまして、令和2年度までに完成した事業が多く、借入額が増加している状況でございます。

起債に当たりまして、交付税措置というものが採用されております。受けられることになっておりますので、そちらの方を最大活用してまいります。その結果といたしまして、適債性のある事業につきましては、実質的に町の負担を減らすこととなります。

今後の伸びと見込み、見通しですが、今後も起債額と償還額のバランスを見ながら財政運営を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○5番（岩田治和君） いわゆる町の借金ですから、減らす方向は常に考えていただきたいとは思いますが、特に131億円もの借金があるということで、慎重に考えていただければと思いますので、よろしくをお願いします。答弁は必要ございません。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております認定第2号 令和2年度小山町一般会計歳入歳出決算は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会、文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 異議なしと認めます。したがって、認定第2号は、所管の総務建設委員会、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

-
- | | | |
|------|--------|------------------------------|
| 日程第2 | 認定第3号 | 令和2年度小山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算 |
| 日程第3 | 認定第4号 | 令和2年度小山町育英奨学資金特別会計歳入歳出決算 |
| 日程第4 | 認定第5号 | 令和2年度小山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算 |
| 日程第5 | 認定第6号 | 令和2年度小山町下水道事業特別会計歳入歳出決算 |
| 日程第6 | 認定第7号 | 令和2年度小山町土地取得特別会計歳入歳出決算 |
| 日程第7 | 認定第8号 | 令和2年度小山町介護保険特別会計歳入歳出決算 |
| 日程第8 | 認定第9号 | 令和2年度小山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算 |
| 日程第9 | 認定第10号 | 令和2年度小山町上野工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算 |

日程第 10 認定第 11 号 令和 2 年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計歳入歳出決算

日程第 11 認定第 12 号 令和 2 年度小山町小山 P A 周辺開発事業特別会計歳入歳出決算

日程第 12 認定第 13 号 令和 2 年度小山町温泉供給事業特別会計歳入歳出決算

日程第 13 議案第 88 号 令和 2 年度小山町水道事業会計利益の処分及び決算の認定

○議長（遠藤 豪君） お諮りします。日程第 2 認定第 3 号から日程第 12 認定第 13 号までの令和 2 年度特別会計決算 11 件及び日程第 13 議案第 88 号 令和 2 年度小山町水道事業会計利益の処分及び決算の認定 1 件の計 12 件については、一括質疑とすることにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 異議なしと認めます。したがって、認定第 3 号から議案第 88 号までを一括議題とします。

本議案については、8 月 25 日及び 8 月 26 日の本会議において、町長の提案説明及び部長等の補足説明は終結しております。

これから質疑を行います。

会計ごとに順次発言を許します。

初めに、木質バイオマス発電事業特別会計について、質疑の事前通告の通告順により発言を許します。

7 番 高畑博行君。

○7 番（高畑博行君） 木質バイオマス発電事業は、歳入総額 1,467 万 3,000 円、歳出総額 3,941 万 1,000 円で、差引残高 2,473 万 8,000 円の赤字です。資金不足比率も 100.9 と経営健全化基準の 20.00 を大幅に上回り、法律の定めによって経営健全化計画の策定が義務づけられることとなりました。今後も資金不足分は繰上充用でしのぎながら進むんでしょうけれども、これは民間企業では簡単に通らない手法だと思います。

火災被害後、ハード・ソフト面の対応策を施した上で 8 月から暫定稼働という説明を受けてきました。検討委員会は早急に結論を出すべきではなく、状況を見定める必要性を述べています。しかしながら、稼働率 87% 程度が安定して継続可能なのか、大きなメンテナンス・オーバーホールが資金運営上支障になりはしないのか、根本的に打開すべき買熱先が本当にあり得るのかなど、問題だらけの事業です。これらの点を踏まえ、木質バイオマス発電所の現状説明を求めます。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○フロンティア推進課長（湯山浩二君） 高畑議員にお答えいたします。

木質バイオマス発電所につきましては、検討委員会での結果に基づき、火災保険対応による施設の現状復旧及び起債を財源とした安全性の向上を図る工事を進めているところでございます。

しかし、世界的なウッドショックにより、梁などの木材確保に時間を要しており、4 月臨時会で

お示ししました10月頃からの暫定再稼働という工程に若干遅れが生じているところでございます。

維持管理費等を踏まえた事業収支につきましては、試験運転中の機械と燃料の調整により、稼働率87%を確保できるように調整し、令和5年度から売熱を行うことで、令和9年度には赤字が解消できる見込みとなっておりますが、熱供給を含めた林業エリア内での具体的な計画につきましては、農林課が主体となって、民間事業者との連携など最適な方法を現在検討しているところでございます。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありますか。

○7番（高畑博行君） 再質問させていただきます。

令和5年度から売熱予定ということですが、発電所開設から今に至るまで買熱先が見つからないのに、残る2年程度で売熱開始は現実的に無理ではないのでしょうか。熱を送るためのパイプ等の設置を考えた場合、遠く離れたところへの熱供給は厳しいです。熱供給先の具体的な計画があるならば、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○経済産業部長（高村良文君） 高畑議員の再質問にお答えいたします。

再質問ですが、買熱先が令和5年の予定を今組んでいる中で見つかっていくのかという御質問でございましたけれども、町は、やはり林業エリアにつきましては、平成22年の台風災害を機に林業の安定した山の管理、そういったものをしていかなければならないという決意の下、循環型林業の構築に向けてこのエリアを選定しているわけでございます。実際、原木流通センター、それから発電所という形で、現在2事業が行われているところでございます。

私達としましては、町がここを開発とかそういったものではなくて、やはり民間の連携を経て事業を行っていかなければ、この先成り立っていかないという考えの下、やはり町の中でもその手法について、森林整備の推進及び森林資源の効率的な活用を図る事業であることとか、小山町産材の木材を主として町内の素材生産者と連携を図っていくことが必要であるとか、また、近接する、今言いました発電所の、この熱量が一番大事である、近々に行っていかなきゃいけないということをちゃんと踏まえて、民間連携という形で事業者の募集というようなことを進めてまいりたいと考えております。

ですので、議員御指摘のことも、期限はございますけれども、何とかこういった企業とマッチングできるよう私達も頑張っていきたいと考えております。

以上でございます。

○7番（高畑博行君） 循環型エネルギーの構築をするんだという大原則は、十分理解できます。しかしながら、売熱ができなければ、この木質バイオマス発電所は維持できないということがはっきりしているわけですから、その見通しを町民、並びに私達議員にも早く示すべき

だ。そうしなければ判断ができない、私達は。ですから、質問じゃなくて要望ですけども、一刻も早くその見通しを私達に持たせてほしいということを申し述べて質問といたしたいと思えます。

○議長（遠藤 豪君） 次に、温泉供給事業特別会計について、質疑の事前通告の通告順により発言を許します。

7番 高畑博行君。

○7番（高畑博行君） この事業は、昨年度決算の温泉使用料30万6,600円の歳入に対して、維持管理費合計は39万7,077円かかっており、僅かな額ですが赤字事業です。繰越金305万4,222円を歳入に入れているために帳簿上は比較的ゆとりの黒字になっていますが、僅かな額であっても赤字はやっぱり好ましくありません。コロナ禍の中、ホテルの集客数も減少する厳しい状況ですが、ホテル側との温泉供給量や単価での話し合いは進んだのか、お聞きしたいと思います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○商工観光課長（渡邊辰雄君） ホテル側との温泉供給量や単価での話し合いが進んでいるのかという御質問でございますが、議員御指摘については承知をしているところでございます。

現在、供給先でありますホテルジャストワン富士小山に対しましては、小山町温泉使用条例第3条第1項の規定により、温泉の供給許可をしているところであります。この許可では、供給量の上限を1日15立方メートルとして許可をしており、下限の定めはございません。また、この許可での有効期限を平成30年5月31日から令和5年5月30日までとしておりますので、この更新時期に合わせましてホテル側と協議をしていきたいと、現在のところ考えております。できれば、ここでそのように考えてございますので、御理解をいただければというふうに思います。

なおでございますけれども、今年度において、総務省のアドバイザー制度を活用して、公共施設のマネジメントについてアドバイスをいただくこととしておりますので、今後の運営に活かしていければというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○7番（高畑博行君） 今後、施設設備のメンテナンスや改修工事が必要になることも当然考えられます。そうした場合、現状のままの収支では厳しい状況にならざるを得ないと私は思いますが、その点はどうお考えでしょうか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○商工観光課長（渡邊辰雄君） 高畑議員の再質問にお答えいたします。

メンテナンスや改修工事は、当然、今後発生するというふうには考えてございます。それにつきましては、今現在、入湯税、目的税でございますけれども、こちらについても当ホテルからはいただいております、実績から申し上げますと、平成30年については33万8,700円、令和元

年度については633万3,600円、令和2年度、コロナ禍でありましたけれども、192万6,600円と、合計で3年間合わせまして859万8,900円という入湯税をいただいております。

ですので、考え方としまして、まだ決まっているわけではないんですが、この目的税を改修等に充てていくという考え方も今後あるのかなというふうには思っております。その辺も含めて、今年度総務省の、先ほど申し上げました、アドバイザーの方からもそういう考え方はいかがなものかというふうに今問いかけをしているところではございます。

以上でございます。

○議長（遠藤 豪君） 再々質問はありませんか。

○7番（高畑博行君） 結構です。

以上で終わります。

○議長（遠藤 豪君） 次に、水道事業会計について、質疑の事前通告の通告順により発言を許します。

12番 鈴木 豊君。

○12番（鈴木 豊君） それでは、水道事業会計について質疑させていただきます。

審査意見書66ページの事業の概要において、給水状況で、給水人口は1万7,609人で、平成30年度より498人も大幅な減少となっております。水道会計にも給水人口の減は影響が出てきます。減少の要因は何が考えられるのか、お伺いします。

また、湯船原の工業団地の水道施設の利用も検討すべきですので、その考えもお伺いしたいと思います。

また、69ページの水道料金で、未済額が694万6,650円ありますが、この滞納額の要因と滞納の削減に対してどのような対応をしているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○上下水道課長（遠山洋行君） 鈴木議員にお答えいたします。

初めに、給水人口が減少した主な要因ですが、行政区域内人口の減少に起因したものでございます。

次に、湯船原工業団地の水道の利用についてですが、1日最大給水量2,500立方メートルを有効活用していただくよう、企業誘致の中でフロンティア推進課を通じて調整をお願いしているところであります。

次に、水道料金の収入未済額の694万6,650円の要因についてですが、主に、年度末の3月調定分料金のコンビニ納付分が、手続上4月にならないと入ってこないということと、納期限が年度末直近であるため、支払い忘れなどにより年度末を迎えてしまい、未収金が増加する要因となっております。

また、滞納額の削減につきましては、対応済みのコンビニ収納に加えて、昨年9月からPay PayやLINE Payといったスマホ決済を新たに導入し、納付機会の拡大を図るとともに、

一定期間以上の滞納者に対しては、給水停止の措置を実行しまして、滞納額の削減に努めているところであります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○12番（鈴木 豊君） 2点ほどお伺いしたいと思います。

水道料金、給水人口の中で、大口の給水人口はどのぐらいあるのか。

先ほど申しました企業誘致の段階で、この工業団地の水道利用を検討している、誘致をしていくということで、誘致の中で利用を推進していくということですが、今現在どのぐらい利用する予定があるか、目測をしているのか、ちょっとお聞きしたいと思いますのでよろしくお願いします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○上下水道課長（遠山洋行君） 再質問にお答えいたします。

1点目の、大口の給水人口の人数ということなんですが、一応事業所等につきましては、給水人口の人口の中には含んでおりませんので、あくまでも人口は住んでいらっしゃる人口というような形になってきます。

2点目になります。企業誘致の中で今後、有効利用を図っていくということですが、現在の状況と今後の目標なんですが、現時点の状況でいきますと、直近の1年間ぐらいの平均になるんですが、1日当たり今現在ですと約20立米程度の利用ということになっています。

こちらにつきましては、まだ操業されている企業が実際3件ほどです。あと、こども園が1件と、あとは工事用の利用が3件ということになりまして、まだまだ操業中であるということが一番大きな要因かと考えております。

今後の目標といたしましては、当然、最大給水量が2,500立方メートルありますので、それに近い利用をしていただければ一番いいかと思いますが、まずは操業企業がだんだん増えていって、目標に徐々に近づいていくというような形で御利用いただければありがたいかなと思っております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再々質問はありませんか。

○12番（鈴木 豊君） 一応、企業誘致の関係で目標数があると思いますけど、この2,500立方メートルが埋まる予定というのは、今現在はしてもらいたいということだと思いますけど、そこら辺の考え方をもう1回お聞きしたいと思います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○上下水道課長（遠山洋行君） 再々質問にお答えします。

計画給水量の2,500立方メートルが給水可能な限度になるんですが、実際こちらの使用料は、各企業の最大使用量といったような形になるかと思っております。各企業とも、最大使用量を毎日使う

ということ、同時に使うということはなかなか難しいところもあると思いますので、一応2,500立方メートルの中で、今、例えば料金算定なんかの今後の経営見通しの中では、一応手数料の賦課率ですとか、有収率とかを考慮して、1,060立米の使用がなされるというようなことで計算を行っていますので、まずはそこを目標にしていきたいと考えております。

以上であります。

○12番（鈴木 豊君） それでは、以上で質疑を終わりにします。

○議長（遠藤 豪君） これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております認定第3号 令和2年度小山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 異議なしと認めます。したがって、認定第3号は所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

次に、認定第4号 令和2年度小山町育英奨学資金特別会計歳入歳出決算は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 異議なしと認めます。したがって、認定第4号は所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

次に、認定第5号 令和2年度小山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 異議なしと認めます。したがって、認定第5号は所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

次に、認定第6号 令和2年度小山町下水道事業特別会計歳入歳出決算は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 異議なしと認めます。したがって、認定第6号は所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

次に、認定第7号 令和2年度小山町土地取得特別会計歳入歳出決算は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(遠藤 豪君) 異議なしと認めます。したがって、認定第7号は所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

次に、認定第8号 令和2年度小山町介護保険特別会計歳入歳出決算は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(遠藤 豪君) 異議なしと認めます。したがって、認定第8号は所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

次に、認定第9号 令和2年度小山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(遠藤 豪君) 異議なしと認めます。したがって、認定第9号は所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

次に、認定第10号 令和2年度小山町上野工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(遠藤 豪君) 異議なしと認めます。したがって、認定第10号は所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

次に、認定第11号 令和2年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計歳入歳出決算は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(遠藤 豪君) 異議なしと認めます。したがって、認定第11号は所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

次に、認定第12号 令和2年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計歳入歳出決算は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(遠藤 豪君) 異議なしと認めます。したがって、認定第12号は所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

次に、認定第 13 号 令和 2 年度小山町温泉供給事業特別会計歳入歳出決算は、会議規則第 39 条第 1 項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(遠藤 豪君) 異議なしと認めます。したがって、認定第 13 号は所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第 88 号 令和 2 年度小山町水道事業会計利益の処分及び決算の認定は、会議規則第 39 条第 1 項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(遠藤 豪君) 異議なしと認めます。したがって、議案第 88 号は所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回は、9月9日木曜日 午前 10 時開議

通告による一般質問を行います。

本日はこれで散会します。

午後 2 時 16 分 散会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 議 長 遠 藤 豪

署 名 議 員 小 林 千江子

署 名 議 員 佐 藤 省 三

令和3年第6回小山町議会9月定例会会議録

令和3年9月9日（第4日）

召集の場所 小山町役場議場
開 議 午前10時00分 宣告
出席議員 1番 室伏 勉君 2番 室伏 辰彦君
3番 小林千江子君 4番 佐藤 省三君
5番 岩田 治和君 7番 高畑 博行君
8番 渡辺 悦郎君 9番 藪田 豊造君
10番 米山 千晴君 11番 池谷 洋子君
12番 鈴木 豊君 13番 遠藤 豪君
欠席議員 6番 池谷 弘君
説明のために出席した者
町 長 池谷 晴一君 副 町 長 大森 康弘君
教 育 長 高橋 正彦君 理 事 増井 重広君
企画総務部長 小野 一彦君 危機管理局長 遠藤 正樹君
住民福祉部長 渡邊 啓貢君 経済産業部長 高村 良文君
都市基盤部長 湯山 博一君 オリンピック・パラリンピック推進課長 池谷 精市君
教育次長 長田 忠典君 企画政策課長 勝又 徳之君
総務課長 池田 馨君 健康増進課長 小野 正彦君
フロンティア推進課長 湯山 浩二君 都市整備課長 込山 次保君
こども育成課長 大庭 和広君 生涯学習課長 平野 正紀君
人口政策推進室長 石田 洋丈君 総務課課長補佐 渡邊 徹君
職務のために出席した者
議会事務局長 後藤 喜昭君 議会事務局書記 池谷 孝幸君
会議録署名議員 3番 小林千江子君 4番 佐藤 省三君
散 会 午後1時33分

(議 事 日 程)

日程第1 一般質問

(代表質問)

1番 室伏 勉君

1. 本町の財政運営について
2. 本町の学校施設整備事業について

4番 佐藤省三君

1. 令和2年度決算報告に関連しての繰越について
2. 定住人口拡大の方策について
3. 新型コロナウイルス感染症拡大の支援策、防止対策について

(個人質問)

12番 鈴木 豊君

1. 公共施設等管理計画の実行性への取り組みについて

7番 高畑博行君

1. 豊門会館、西洋館等の利活用を

議

事

午前10時00分 開議

○議長（遠藤 豪君） 本日は御苦労さまです。

ここで御報告します。池谷 弘君は、本日の会議を欠席する旨、届けがござっておりますので、御報告します。

また、新型コロナウイルス感染症防止のため、議場内では、マスクを着用することといたします。

また、議員の発言時間は、8月10日開催の議員懇談会で申し合せのとおり、再質問等を含めて、15分以内とします。

ただいま出席議員は12人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略します。

議員の質問場所については、一括質問一括答弁方式の場合は、最初は執行機関側の壇にて質問し、再質問からは議員側の壇で、一問一答方式の場合は、最初から議員側の壇で質問を行います。

当局側の答弁場所については、一括質問一括答弁方式の場合は、登壇にて答弁し、一問一答方式の場合は、大項目の最初の答弁は登壇にて答弁し、次の質問からは自席にて答弁を行うことといたします。再質問については、全て自席で答弁を行うこととしますので、御協力をお願いいたします。

日程第1

一般質問

○議長（遠藤 豪君） 日程第1 これより一般質問を行います。

それでは、まず代表質問を行います。

最初に、1番 室伏 勉君。

○1番（室伏 勉君） 質問に先立ちまして、新型コロナウイルス感染症対策に従事する医療・福祉関係の皆様への献身的な努力に心より敬意を表しますとともに、感染が長期化する中、御苦労されながら地域経済を支えてくださっている事業者の皆様へ心から感謝申し上げます。

それでは、会派新生会を代表して、代表質問をいたします。

まず1件目ですが、本町の財政運営についてであります。

令和2年度当初予算は、歳入は町税の増収が見込まれる中、総額では減額であり、歳出は、老朽化が進む公共施設・インフラの長寿命化、新施設の稼働に伴うランニングコストの増、会計年度任用職員制度による人件費の増加が見込まれ、厳しい財政状況での予算編成でありました。

また、昨年度より猛威を振るっている新型コロナウイルスは、東京オリンピックを延期させ、町内においては、個人・事業者への給付、各種行事の延期及び中止など、町政そして町民に多大な影響を与えた1年でありました。

このような状況下、本年3月に令和3年度当初予算が編成されましたが、町税をはじめとした歳入の減額を見込む中、令和2年度同様、公共施設・インフラの維持、長寿命化対策、人件費の増を勘案した予算となり、現在に至っております。

これらの点を踏まえ、当局の考えをお聞きします。

最初に、緊急事態宣言の下、各コロナ対策の実施と対応に追われた令和2年度決算の「便利で快適なまち」「安心安全なまち」「いきいきとしたまち」「計画の推進のために」の四つの目標についての町長の評価と今後の課題について伺います。

次に、令和3年度予算は、交流人口の拡大、人口減少対策、進出企業への補助金対応など、財政調整基金、総合計画推進基金からの繰入を見込み、基金残高に不安を残しています。このため、町長は財政状況を精査するチームを立ち上げる考えを示したと認識していますが、本年度予算執行における、このチームの活動状況と成果、今後の財政調整基金及び総合計画推進基金の推移予定を伺います。

最後に、令和3年3月作成の小山町中期財政計画です。

平成28年から令和2年は見込みですけれども、令和2年度までの5年間の一般会計の歳入と歳出の差額の平均値はプラス10億円です。これに対し、令和3年から同7年の5年間の同様の平均値は、マイナス0.8億円、マイナス8,000万円の厳しい計画です。

改めて、令和2年度決算が確定したことによる、令和3年から同7年の財政計画についての見直しと変更点について伺います。

次に、2件目です。

本町の学校施設整備事業についてです。

本町の五つの小学校は、その校区が行政の単位区分として古くより町民の生活に密着しており、スポーツ、文化の中心として、指定避難場所などの住民の生活を守る場所として、多くの方々より愛されてきました。

この小学校は、主に校舎、体育館等の設備から構成されておりますが、施設の老朽化が進み、雨漏りなどが大きな問題となっております。

第5次小山町総合計画では、生きる力を育む学校教育の充実において、信頼のある安心な学びの場の整備の推進として、雨漏りなど緊急対応が必要な施設の整備と、老朽化した施設の計画的な整備の推進がうたわれています。

これらの点を踏まえ、当局の考えをお聞きします。

最初に、令和2年3月に策定された小山町立学校施設など長寿命化計画には、各学校の建物及び施設の修繕、老朽化の状況と、それに伴う長寿命化計画が明記されています。各学校の進捗状況と今後の予定を伺います。

次に、人口減少の進む旧小山地区にて児童数の減少している成美小学校の老朽化対策は、現在の校舎の長寿命化による継続使用ではなく、実情に即した形での建て替えも考慮すべきです。計画の弾力的運用についての考えを伺います。

最後に、成美小学校は、体育館、50メートルプールを併設し、小山中学校、豊門会館、豊門公園が隣接しています。これら学校施設をリニューアルし、公園と一体化させ、更に駐車場を広く設けることで、平時には緑豊かな公園を持つ文教地区として、災害時には機能の行き届いた防災施設として、若い世代の移住定住につながる施設を構築すべきと考えます。当局の考えを伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 室伏 勉議員にお答えをさせていただきます。

初めに、本町の財政運営についてのうち、令和2年度決算の四つの目標についての町長の評価と今後の課題についてであります。

議員御指摘のとおり、令和2年度は、インバウンド需要の減少や国内の経済社会活動の抑制等が日本経済に甚大な影響をもたらし、町財政においても、新型コロナウイルス感染症等の影響による企業収益の落ち込み、及び税制改正により町民税法人税割が減少し、歳入の根幹である町税が減少に転じました。

このような中ではありましたが、令和元年の台風19号による災害復旧事業の早期完成を目指して事業を実施し、新型コロナウイルス感染症対策や、プレミアム商品券事業などの経済対策の実施、そしてアフターコロナを見据え、町道・上下水道などの都市基盤の整備、介護予防などの健康・福祉の充実、そして延期となったオリンピック・パラリンピックの開催に向けた事業などの施策を確実に実施したところであります。

令和2年度事業の評価につきましては、各所属のヒアリングを実施し、来年度以降の総合計画実施計画策定に合わせ、これまでの事業の評価と課題の抽出を進めておりますが、おおむね着実に事業を実施できたものと考えております。

今後の課題といたしましては、短期的には、感染症対策の強化及び近年多発する自然災害への対応が必要となります。また、中長期的には、人口減少を踏まえたインフラ管理等の各種施策の展開など、持続的かつ安定的な財政運営の取組が求められるものと考えております。

次に、財政状況を精査するチームの活動状況についてであります。現在、現況と課題を整理する作業を進めているほか、本年度、東海財務局静岡財務事務所による財務状況の診断を受けることとなっております。この診断結果と、中長期の財政計画に大きな影響を与える公共施設等総

合管理計画、総合計画実施計画を基に、今後の財政状況を精査し、総合的に検討してまいります。

次に、今後の財政調整基金と総合計画推進基金の推移についてであります。財政調整基金につきましては、本年度末に7億2,000万円の残高を見込んでおります。本町の財政調整基金の規模の考え方につきましては、全国の市町の平均的水準であると考えられる標準財政規模15%程度としており、8億2,000万円を目安としております。

今後も、大規模災害の発生や大幅な税収減における財源として活用できるよう、積み増しを進めていきたいと考えております。

総合計画推進基金につきましては、本年度末に20億900万円程度の残高を見込んでおります。令和6年度までに予想される総合計画推進基金の主な繰入れは、本町への進出企業に対する地域産業立地事業費補助金の町負担分の財源として、およそ13億円の繰入を見込んでおります。

一方、ふるさと寄附金による積立てを毎年度1億円程度と見込んでおりますが、第5次総合計画に基づいた主要な施策の実現に向け、活用してまいりたいと考えております。

次に、令和2年度決算が確定したことによる財政計画の見直しについてであります。中期財政計画は、毎年度見直しを行い、毎年3月に策定をしているところであります。

令和2年度決算につきましては、ほぼ見込みどおりとなり、企業立地により堅調な伸びが期待された町税が、感染症拡大の影響などにより、前年度に比べ減少いたしました。また、集中的に実施してまいりました投資的事業に充てるため、25億円余の基金の繰入を行いました。

一方、経常収支比率は90%を超えるなど、年々余裕度がなくなっている状況にあります。

本年3月に策定した中期財政計画における令和3年度以降の見込みは、町税の増加と人口減による地方交付税の減、高齢化による扶助費の増などを見込み策定したところであります。

地方交付税のうち普通交付税については、結果として、当初見込みより大幅に増加となりました。

また、新型コロナウイルス感染症の影響が想定以上に長期化しており、これら財政に与える要因を改めて分析し、来年3月の策定に反映をいたします。

今後も、持続可能な財政基盤を確立し、新型コロナウイルス感染症による影響を確実に乗り切るため、健全な財政運営を堅持し、限られた財源の有効的な運用を図りたいと考えております。

その他の質問につきましては、教育長から答弁をいたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○教育長（高橋正彦君） 次に、本町の学校施設整備事業についてのうち、初めに、小山町立学校施設等長寿命化計画による修繕等、各学校の進捗状況及び今後の予定についてであります。

本町の小学校施設は、昭和 50 年代から 60 年代前半にかけて建築された建物が多い状況であり、今後、施設の更新時期が集中し、施設修繕や建て替えに多額の費用が必要になると考えられます。

このことから、計画的、効率的に学校施設の整備や維持管理を行い、施設の長寿命化等を進め、将来の負担の軽減を図ることを目的として、学校の施設長寿命化計画を策定しました。

本町の財政状況の下では、施設の老朽化に伴い、従来の改築などのように多額の工事費が短期的に必要なことには対応できないと考えられます。

この計画では、中長期的な維持管理等にかかるトータルコストの縮減、予算の平準化を図るため、改築よりも工事単価が安価で廃棄物や二酸化炭素の排出量の少ない長寿命化改修を行うことを前提としています。

更に、学校施設を建築後 80 年まで使用することを目的に、大規模改造周期を 20 年、長寿命化改修周期を 40 年で実施することも前提に、概算のコスト単価に建物面積を乗じて算定しています。

各学校の工事について、平成 24 年度の北郷小学校北校舎耐震工事以降、大きな改修工事はありませんが、平成 25 年度から 30 年度にかけてトイレ改修工事、平成 30 年度から令和元年度までに空調設備設置工事を実施いたしました。

本長寿命化計画に基づき、本年度は、建築 40 年を経過した北郷小学校校舎の長寿命化改修に向けた基本計画等を策定し、来年度以降、実施設計を行い、改修へと進めていく予定であります。

今後は、長寿命化計画を基本としながらも、現状や今後の整備方針などを考慮しながら、劣化の進んでいる建物から順番に長寿命化改修を進めていきたいと考えております。

次に、成美小学校校舎の老朽化対策についてと、成美小学校と隣接した豊門公園等と一体化した学校施設整備について併せてお答えいたします。

成美小学校の校舎は建築後 37 年が経過しており、3 年後には長寿命化改修周期を迎えます。長寿命化改修を検討する上では、今後の児童生徒数の減少により、現在の施設規模が過大となる場合や、財政状況を勘案した上で、教育環境の改善や社会的ニーズへの対応を図った複合施設としての改築も併せて検討することとしております。

また、議員御提案のとおり、児童数の減少している成美小学校の老朽化対策を考える上で、近隣施設と連携した文教エリアとしての整備を検討することは必要であると考えております。

したがって、今後、教育委員会では、よりよい教育環境の実現を推進するために、学識経験者や学校関係者などで組織している会議において協議・検討をしていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○1番（室伏 勉君） 1件目の本町の財政運営についてと、2件目の本町の学校施設整備事業についてに対して、再質問をさせていただきます。

まず、本町の財政運営についてです。

令和2年度、町長の推進した四つの目標に対する評価ですが、現状、各所属のヒアリングを実施し、来年度以降の総合計画実施計画策定に合わせ、事業評価と課題の抽出を進めており、おおむね事業実施できたとの答弁であります。

町の総合計画実施計画ですが、冒頭計画の推進に当たっては、毎年、PDCAサイクル、すなわちプラン（計画）、ドゥ（実行）、チェック（評価）、アクション（改善）を活用して、事業の見直しを行うと明記されております。

私がお聞きしたいのは、町長の約束した四つの目標に対する、町長御自身のPDCA、令和2年度決算確定に伴うチェック（評価）と、次に向けたアクション（改善）であり、職員に対するヒアリング結果ではございません。

令和3年度は既に半分終了しており、この秋以降は令和4年度の予算策定に入ります。猛威を振るっているコロナ対策などは即決即断が迫られる案件であります。職員の評価ではなく、町長御自身の令和2年度決算のコロナ対策を含めたチェック（評価）とアクション（改善）をお聞かせください。

次に、令和2年度決算確定による令和3年度以降の中期財政計画の見直し及び変更点についてですが、コロナなど財政に与える影響を分析し、来年3月の策定に反映させるとの答弁であります。

御説明のとおり、令和2年度の決算は、中期財政計画の見込みと比較すると、収支は6億1,700万円上振れをしています。私は、財政状況を精査するチームによる早急な中期財政計画の令和3年度前半の結果と後半の見込みを加味した、言わば下半期に向けての収支の見込額の修正と、令和7年度までの計画の修正を行うべきと考えます。

まずは町の、そして何より町長の最重要な事業を織り込んだ中期財政目標を明示して、その数値（収支）をターゲットとして、財源に裏づけされた迅速な対応と実行、そして管理評価をすべきと考えます。町長の考えを伺います。

次に、本町の学校施設整備事業についてです。

児童数の減少している成美小学校の老朽化対策を考える上で、近隣施設と連携した文教エリアとしての整備の検討は必要であり、今後、学識経験者、学校関係者などで組織している会議で協議・検討するとの非常に前向きな答弁であります。

私は、この検討をする上で、するがおやまこども園も議題の一つとしていただきたいと思いますと考えます。

このこども園をどうするかは議論の分かれるところかと思いますが、私は、成美小学校建て替え時に同地に移転すべきと考えます。これにより、同地区は、こども園、小学校、中学校が集ま

る一体型の文教エリアとなり、更に、現在、分離型で運営しているするがおやまこども園の様々な問題点の解決も期待できます。

また、このエリアは、国道 246 号線、中島インターからの道路が狭く、大型バスなどは進入できません。ましてや成美小学校の体育館へのアプローチは、大雨のときほど、年配の方、お体の不自由な方には相当厳しい立地です。これらの問題点の解消には、国道 246 号線から都市計画決定されている道路の整備をすることが最も有効なのではないでしょうか。

全てを整備することはできませんが、小学校付近までは、この道路計画を利用し、現在の豊門公園まで延伸、接続することで、大雨や災害時の避難場所として指定されている体育館へのアクセスも格段に向上いたします。

また、子ども達の通学路の安全性の確保にも大きく寄与できるとともに、宮ノ台の分譲地、落合の集合住宅とのシナジー効果により、文教エリアとして、役場周辺の更なる価値と魅力の増大につながり、若者の移住定住に大きく貢献できるものと考えます。

この成美小学校の建て替えなどに伴う、するがおやまこども園の同地への移転による文教エリアの更なる充実と、同小学校周辺の都市計画道路の整備につきまして、町長の考えを伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 室伏 勉議員の再質問にお答えをさせていただきます。

初めに、令和 2 年度決算のコロナ対策を含めたチェック（評価）とアクション（改善）についてであります。

令和 2 年度はコロナ対策に追われた 1 年であったというふうに思います。医療機関、介護事業所や福祉施設などに対する感染防止対策事業支援、あるいは事業者に対する経済支援の実施などによりまして、一定の成果はあったものと考えております。

次に、四つの主要な施策に対する私自身の評価であります。

その主なものについて申し上げますと、「便利で快適なまち」では、利用者の予約に応じて運行するデマンドバスの導入によりまして、新たな公共交通の仕組みを構築し、町民の移動の足を確保できたものと考えております。また、今年度からは、須走地区及び御殿場市内の病院までデマンドバスの対象に追加するなど、利便性の向上を図っておりまして、今後も、公共交通の仕組みを改善してまいります。

道路網におきましては、新東名高速道路関連の町道や都市計画道路大胡田用沢線の整備を実施し、新たな交通の流れの創出につながったものと考えております。

「安心安全なまち」では、社会福祉協議会と地域包括支援センターに地域福祉コーディネーター兼相談支援包括化推進員を配置し、属性を問わない相談・支援体制を新たに構築したことに加えまして、高齢者のフレイル予防を目的とした高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施につきまして、県下でも早期のスタートにこぎ着け、いつまでも暮らしたい町の実現に近づけたものと考えております。

また、防犯カメラの設置も計画的に進めておりまして、町民が安心安全を感じられているのではというふうに考えているところでございます。

「いきいきとしたまち」では、コロナ禍の中ではありましたが、文化芸術に触れる機会として、おやま秋のアートビレッジを開催し、また、1年延期となりましたオリンピック・パラリンピックの機運醸成イベントも開催をいたしました。

アートビレッジにつきましては、今年度も計画しております。オリンピック・パラリンピックにつきましては、無事に終了し、町民の皆様も、ボランティアやテレビ観戦など、それぞれの立ち位置から、開催の意義を感じられたものと考えております。オリンピック・パラリンピックにつきましては、開催して終わりではなく、今後、レガシーを残すための施策を検討し、実施してまいります。

「計画推進のために」では、第5次小山町総合計画及び第7次定員適正化計画を策定することによりまして、今後の小山町の進む方向を定め、それを実現するための各種施策や庁内体制等を構築する方針を定めました。

一方、人口減少・少子高齢化の進展による人口政策や老朽化施設への対応については、十分とは言えなかったのではないかと考えております。

そんな中、今年度から、新たに理事を招き、人口政策推進室を設置し、町の実施する各種施策を横断的に取りまとめることといたしました。また、公共施設マネジメント委員会を設置し、公共施設の適切な在り方などの検討を開始したところでございます。どちらも今年度以降、継続的に検討を進め、計画的に取り組んでいく必要があると考えております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（小野一彦君） 次に、中期財政計画の見直しについてであります。毎年、総合計画実施計画に基づき策定することとしておりますことは、先ほど町長から答弁いたしましたとおりであります。

次年度以降の総合計画実施計画は、令和2年度決算及び施策の成果に加え、令和3年度の状況を考慮した上で、総合計画を実現するために策定いたします。その実施計画を踏まえ、令和4年度からの中期財政計画も策定することとしております。令和4年度当初予算の編成に当たり、この実施計画に基づき示す予算編成方針により各課は予算を要求するところであります。

なお、財政状況の精査につきましては、中長期的な視点で持続可能な財政運営について検討するものであり、人口減少時代に即したまちづくり、老朽化する町有施設の長寿命化や更新及び新たな施策の推進のための財源確保などについて精査を進めるものであります。

令和3年度の下半期の財政運営は、感染症の影響の長期化により景気回復の遅れが見込まれ、現状では、歳入見込みなど大変不透明な状況にあります。令和3年度の収支見込みは例年どおり

12月以降の補正予算に向けて精査をし、国県の補正予算の状況や予算の繰越なども活用し、場合によっては事業の前倒しなども含めた中で、重要施策を推進してまいります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○教育次長（長田忠典君） 次に、成美小学校の老朽化対策に伴うするがおよまこども園の移転の検討についてであります。

本町の町立こども園は、令和2年度から全園幼保連携型認定こども園として、幼稚園、保育園を統合し、保護者の多様なニーズに対応することや、就労に関係なく全てのこども園で共通の教育、保育が受けられる体制を取っているところであります。

するがおよまこども園については、0歳児から2歳児と、3歳児から5歳児の園舎を分け、分離型のよさも活かした教育、保育を実施しているところであります。

また、町の教育委員会といたしましては、本町の入園の対象となる子どもの数の今後の減少については、認識しているところであります。

議員御提案の、成美小学校への移転につきましては、するがおよまこども園の今後の入園児数や、町内全体の園児数の推移を見ながら、先ほど教育長が申し上げたとおり、今後検討していく上での一つの提案として改めて認識させていただきたいと考えております。

また、文教エリアとして、災害、定住移住等の課題や効果につきましても、関連する部署と検討していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○都市基盤部長（湯山博一君） 議員御指摘の都市計画道路につきましては、都市計画決定から、もう約50年が経過しております。移転対象建築物や野沢川を渡るなど、実際に整備することは非常に困難ではないかと考えております。

しかし、成美小学校や豊門公園等公共施設があることから、役場から成美小学校につながりまず、通称和田坂の先の足柄三保線につきまして、歩道整備など、安全性の確保等を目指して取り組んでいきたいと考えています。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 再々質問はありませんか。

室伏 勉君に申し上げます。発言時間が残り3分を切っておりますので、お願いをいたします。

○1番（室伏 勉君） 再々質問をいたします。

私は、町内でも一番成美地区の人口減少を、何をもって食い止めるかを考えたときに、真っ先に頭に浮かんだのが駿河小山駅と豊門会館でした。このうち豊門会館は、私が富士紡出身だから

言うわけではありませんが、ここは富士紡創業の地であります菅沼地区と駿河小山駅周辺を一望できる唯一の場所であります。

この小山の中心に、整備された豊門会館、豊門公園を核として、こども園、小学校、中学校、防災設備の整った体育館、そこに至る広い道路、これらを整備し、周辺に分譲地を巻き込んで成美地区のまちづくりを進めたらどうかと思うようになりました。

この是非は別といたしまして、どのようにまちづくりをするにしても、今回の私の質問においてさえ、教育施設、防災、道路などの様々な視点、個別の計画が必要であります。これら個別の計画を一体化し、縦割りを排して、全体の計画として決定推進できるのは町長しかおりません。町長の考え方一つで決まると認識しています。

改めて、町長のまちづくり、都市計画に対する姿勢、意気込みをお聞かせください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 室伏 勉議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

私も成美出身でございます。成美地区の活性化を図るということは、大変重要な施策であるというふうに考えております。そんな中、ちょうど豊門公園も整備されて、西洋館、豊門会館も大変きれいに復原できたということでもあります。そしてまた、成美小学校、小山中学校もあるということで、大変そういう点では文教地区じゃないかなというふうに私も思っているところでございます。

そんな中、議員から提案がありました様々なことにつきましては、横断的に考えながら、一体的な活性化策といえますか、まちづくりですね、成美地区のまちづくりとして捉えて、推進してまいりたいというふうに考えますので、御理解よろしくお願い申し上げます。

○1番（室伏 勉君） 以上で終わります。

○議長（遠藤 豪君） 代表質問を続けます。

次に、4番 佐藤省三君。

○4番（佐藤省三君） 会派令明を代表し、第5次小山町総合計画に関連し、町長に伺います。

池谷町長は、令和元年5月1日に御就任以来、既に2年4か月を過ぎ、本定例会に臨まれております。町長の仕事は多種多様にわたり、東奔西走、さぞお忙しい毎日をお過ごしのことと拝察します。

昨年当初以来、新型コロナウイルス感染症の数波にわたる感染拡大が町内外、全国各地で断続し、神経をすり減らす毎日のことと存じます。また、7月の後半から東京オリンピック及びパラリンピックの自転車ロードレース及びタイムトライアルが小山町内を会場として開催され、開催地としての重大な責任を負うことになり、御心労も甚だしいものがあつたのではないかと存じます。

ただでさえ多忙な自治体業務に二つの出来事、事業が重なり、業務遂行にも、財政的にも大変な毎日をお過ごしのことと存じますが、ここを乗り越えることは、今後の小山町の行く末にも大き

な影響を与えることと存じます。オール小山で乗り切っていくよう、お互いに頑張りたいものがございます。

それでは、第5次小山町総合計画に関連し、以下3点について伺います。

まず、最初の質問です。

令和2年度の決算に関連して伺います。

第5次小山町総合計画の「第7章 計画を推進するために（町政運営・協働）」の「7-4 持続可能な財政運営」の「現状と課題」の11行目に「安定した歳入の確保、適切かつ無駄のない歳出の見直しに取り組む（以下略）」とあります。

この「適切かつ無駄のない歳出」とありますが、定例会等において、当局から、かなりの事業数の繰越明許や事故繰越が報告されました。その際にも、複数の議員から、理由、原因について質問が出されました。

8月10日の議員懇談会において、事業の進捗状況が報告されましたが、改めてこれらの繰越について、原因、理由についての町長の分析及び今後の方針についてお考えを伺いたいと存じます。

本来、自治体の予算案は、当該住民へのサービスを自治体自身が担保するものであり、赤字にすることは厳に慎まねばなりません。予算を使い切ることによって予算案の正当性が証明され、住民サービスが予定どおりできたということになるのではないのでしょうか。

繰越分の金額は、年度内に住民に約束したサービスが果たされずに終わってしまうということになりかねません。こんなことは皆さんには釈迦に説法でありましょうが、また逆に、決算が黒字になればよいということでもありません。黒字になるということは、不用額が生じるなど、予算を立てる際の予測が不十分であったということになりかねません。また、かつては、年度内に使い切るために無理やり事業を設定したところもあるということも聞きました。町民に約束したサービスをその年度内に果たしていくことが当局に求められておると私は考えます。

改めて、事故繰越の原因、理由を、無駄のない歳出の観点から、どのように分析されているのか伺います。

続いて、2番目の質問です。

定住人口の拡大の方策について伺います。

町長は、第5次小山町総合計画において「育てたい、暮らしたい、帰りたいまち 小山町」の実現を、多くの町民の意見の集約された目指すべき将来像として掲げておられます。これは、小山町が魅力と活気があふれる町になってほしいという小山町民の願いがこもっていると、この実現のために、静岡県東の玄関口として首都圏に隣接し、かつ富士を臨む雄大な景観と、豊かな自然環境や清らかで豊かな水資源に恵まれている地域特性を存分に活かした各種施策を実現することが大切としておられます。

一方、この総合計画には、少子高齢化の進行が顕著であり、特に生産年齢層の減少による税収の減少及び高齢者の医療費の増大が町の財政に大きな暗い影を落としているという現実が示されています。

この対策として、定住人口の拡大が叫ばれ、湯船原や上野などの工業団地の造成が行われ、たくさん企業を誘致しようとしております。この工業団地には多くの進出企業が決まり、既に操業を始めた工場もあります。今後、更に多くの工場の操業が見込まれていますが、そこで働く人々の居住地は他県や他市町の方が多いと聞きます。

小山町の定住移住人口を増やすためには、そこで働く方々の住む場所の提供が急務と考えますが、このためにどんな方策をお考えになっているか伺います。

また、観光資源の整備を進め、ワーケーションやサテライトオフィスの誘致などが定住移住人口や関係人口の拡大に寄与するのではないかと考えられますが、具体的な方策をお考えでしょうか、伺います。

静岡県の東の玄関口として首都圏に隣接し、かつ富士山を臨む雄大な景観と、豊かな自然環境や清らかで豊かな水資源に恵まれている地域特性を活かした各種施策とは、定住移住施策と絡めてどんな施策となるのでしょうか。改めて町長のお考えを伺います。

次に、3番目の質問です。

新型コロナウイルス感染症拡大の支援策及び防止対策について、当局のお考えを伺います。

東京都などの感染拡大が止まらず、緊急事態宣言が延長され、更には首都圏や大阪、沖縄などに宣言が再発令されるなど、全国で感染者が一時1日2万人を超えるなど、最悪の状況が続いております。

また、宣言発令以外の各県等にもまん延防止等重点措置が指定され、静岡県もその一つとなり、更には緊急事態宣言の適用が8月12日よりなされ、昨日、延長がほぼ決まった模様でございます。

静岡県では感染者が一時600人を超える日もあるなど、特に東部地域におきまして大変な感染状況となっております。医療逼迫が現実のものとなりつつあります。

小山町でも、7月末には感染者がついに累積40人に達し、1か月後の9月2日には113人となっております。この実数は他市町と比べて比較的少なく感じますが、実際には1週間10万人当たりの割合は、近隣の市町より高い値を出しております。本町内にもまん延防止等重点措置が発令され、更には緊急事態宣言も適用されました。

その結果、夜8時までの時短営業や酒類の提供禁止などの要請が8月8日から9月12日まで続いております。飲食店や宿泊施設等へは、感染を恐れ客足が遠のいている状況は、もう既に1年以上となっております。更に追い打ちをかけられることとなりました。

第5次小山町総合計画の(2)感染症対策の③迅速な経済支援には、「町独自の施策として、資金繰り支援や給付金の交付、相談窓口の開設など、柔軟かつ迅速な経済支援を行い、町民が生活困窮に陥らないように対応します。」とあります。

昨年からの自粛協力金や特別融資等、国や県、更には町の支援策が様々出されてまいりましたが、これらによる町民への支援状況はどうだったか御説明いただきたいと存じます。

新型コロナウイルス感染症拡大による町民への経済的な圧迫が日に日に強まっております。国や県による助成もありがたいものですが、速やかに対応するためには、町独自の経済支援策を推し進める必要があるのではないかと考えます。

商工会でも、プレミアム商品券の再発行をお考えになっているとのこと、このことについて、町や国による強力な支援が行われることが、8月10日の全員協議会で提案されました。ぜひ、これを推し進めていただきたいと存じます。

しかし、この感染症に対する各種の自粛は、各町民の忍耐を限度まで追いやってきております。もっともっと町独自の支援も必要と考えますが、支援策の内容など、どんなことが考えられますか、いかがでしょうか。

新型コロナウイルス感染症に対するワクチン接種について伺います。

小山町では、御殿場市医師会の町内の先生方や看護師等医療関係の皆様、保健委員、ボランティアの皆さん等の献身的な活動により、順調に接種が進んでいるようで、誠に心強い限りです。

そこで、これまでの年代別の人数、割合、回数など接種状況をお示してください。

しかし、一方で、新型コロナウイルス感染症陽性者数の拡大は全国に及び、特にワクチン未接種の若年層での拡大が止まらないようです。これへの対策をどのようにお考えですか、伺います。

次に、感染者についての同報無線や町によるLINEのお知らせについて伺います。

このお知らせは、これまで全て同じ形式でありました。高齢者や、高齢でない成人男性あるいは女性、未成年者が何人などと聞いても、人数は分かりますが、それをどうやって感染予防の資料にするか、まるで雲をつかむようであります。更には、毎回町長名で感染対策や誹謗中傷を心配するコメントが出されておりますが、毎回同じ内容です。

聞く者が自分なりの対策を準備できるようなお知らせが欲しいと考えますが、いかがでしょうか。

また、先ほど申し上げましたが、まん延防止等重点措置を格上げした緊急事態宣言の指定地域に、小山町も入りました。大変な事態に踏み入ったということではありますが、町長御自身の声で、まん延防止等重点措置についての説明が同報無線にて8月7日夜行われました。大変なことと存じますが、町民にこの措置に至った経緯や、感染状況などの詳しい説明、自粛要請の遵守の呼びかけや、町としての支援策などの周知をもっともっとされる必要はありませんか。伺います。

更には、緊急事態宣言の内容とともに、支援策についても、力強くお話しいただきたいと考えますが、お考えを伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 佐藤議員にお答えをさせていただきます。

まず、私に対しまして温かいお言葉をいただきまして、大変ありがとうございます。

初めに、令和2年度決算報告に関連しての繰越についてであります。

議員も御案内のとおり、繰越明許費は、事業の性質上または予算成立後の事由により年度内に支出が終わらない見込みのものについて、予算で限度額を定めることにより、翌年度に限り繰り越して支出できる経費であります。

繰越明許費の設定をさせていただく場合には、その都度理由を御説明し、議決をいただいております。また、繰越額の確定した後の令和3年6月議会では、明許繰越件数18件、繰越総額は17億9,857万5,920円を報告したところであります。

主な繰越事由であります。コロナウイルス感染症の影響による製品の納期に時間を要することや、国や県の補正予算等により執行時期が令和3年度となるもの、業務委託・工事においては、他事業との工程調整、地元調整に不測の時間を要したなどです。

次に、事故繰越であります。年度内に支出負担行為を行い、避け難い事由のため、年度内に支出が完了しなかったものを翌年度に繰り越して執行するものであります。

令和3年度への事故繰越は11件、繰越額は3億2,823万8,120円です。

事故繰越の事由としては、測量解析では、近年にない少雨により写真撮影ができなかった。また、道路整備事業においては、家屋移転対象者の移転先の建築が進まず、補償物件の収去ができなかった。災害復旧においては、他事業との関連で進入路の確保ができなかった、現場での工法変更の検討などに時間を要したなどです。

今後の方針についてであります。予算の繰越は会計年度独立の例外であることを認識することを徹底いたします。また、事業化に当たり、工程の管理などを徹底し、真にやむを得ない理由により年度内に完了しない見込みの事業については、繰越明許費として議決を受け、事故繰越にならないよう努めてまいります。

更に、事業量を精査し、担当課の人事配置数なども含め、計画的な事業執行ができるよう検討を進めてまいります。

次に、「定住人口拡大の方策について」のうち、初めに、進出企業の従業員の住む場所を町内に提供することが急務であるとの御指摘についてであります。工業団地の土地購入に対する地域産業立地事業費補助金につきましては、町民の新規雇用に対する補助金の加算を設けまして町民雇用を促しているほか、企業からの従業員向け居住物件の紹介依頼につきましては、町内の新築アパートや貸家とのマッチングを行い、できるだけ町内居住者が増えるよう努めております。

なお、湯船原地区に進出し、既に操業を開始した企業の従業員については、現地採用された方の約4割が町内居住者であり、その他は近隣自治体から通勤されていると承知しておりまして、定住の場として本町を選んでいただけるよう、引き続き宅地分譲情報のほか、本町で暮らすことの魅力をお知らせするなど情報の提供に努めてまいります。

次に、ワーケーションやサテライトオフィス誘致の具体策についてであります。ワーケーションにつきましては、今年度に入り、具体的に事業を進めるため、町内宿泊施設に対し当事業に取り組む事業者の募集を行ったところ、4事業所から応募があり、既に静岡県から補助率2分の1に当たる470万円の交付内示をいただいております。

また、サテライトオフィス誘致につきましては、制度創設したサテライトオフィス設置事業費助成金交付要綱の町ホームページでの情報発信のほか、町内企業の関連会社や下請け会社などに要綱の説明を行うなどの誘致活動を実施しております。

次に、地域特性を活かした各種施策についてであります。首都圏にアクセスしやすい場所でありながら、富士山や箱根など有数の観光地に囲まれ、身近に四季折々の自然を感じられるという地理的特性のほかにも、正規従業員数割合や、就業者に占める若者の割合の高さなど、「地域の働く力」が高いことが挙げられます。

更に、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会自転車競技ロードが開催をされたことによりまして、地域ブランド力の強化が図られました。

これらに加え、例えば地価が安い、空家・空地が増加しているといった特性も、若年層でも宅地を求めやすい地域であるというPRに活用が可能であると考えております。

こういった地域特性をビジネスチャンスと捉え、地方創生事業として活躍する起業家が全国各地で誕生していることに鑑み、本町の持つ地域特性を積極的に情報発信するとともに、民間主導・行政応援で取り組む施策を検討してまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症拡大の支援策、防止対策についてのうち、支援の状況と、町独自の支援策についてであります。

昨年度につきましては、町では、国の補助を受けた特別定額給付金や、子育て世帯生活支援特別給付金などの生活支援に加え、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した主な支援策として、経済対策であるプレミアム商品券の発行や、感染症の拡大防止策として、小・中学校におけるオンライン体制の強化、感染症対応のための資機材の購入や、医療機関・福祉施設・介護事業所の感染防止対策への支援など、様々な分野において取り組んできたところであります。

今年度は、引き続き臨時交付金を活用し、感染拡大防止策として、富士山の山小屋の感染症対策に対する100万円を上限とした補助金の交付や、経済対策として、昨年と同規模でのプレミアム商品券の発行などについて、補正予算の承認をいただき、進めていくところであります。

また、事業者支援として、こちらも臨時交付金を活用した、昨年度末からの継続事業ではありますが、町内の中小企業者等を対象として、前年同月の売上高の減少率に応じて最大 30 万円を地域振興臨時給付金として支給をいたしました。

今後は、コロナ感染症拡大の状況に対応する国・県の支援策の内容を注視し、緊急事態宣言下における町の経済状況を踏まえ、町として何らかの支援策を検討していきたいと考えております。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種の状況についてであります。

9月1日現在の新型コロナウイルスワクチン接種の状況は、本町に住所を有する人のうち、65歳以上5,539人に対して、1回目の接種を終了した方が5,056人、率にして91.3%、2回目の接種を終了した方が4,935人、率にして89.1%となっております。

また、本町の接種対象者全体1万8,083人に対して、1回目の接種を終了した方は1万429人、57.7%、2回目の接種を終了した方が7,162人、39.6%となっております。

ワクチン未接種の若年層の対応につきましては、年齢ごとに随時予約受付をしており、9月6日からは20歳以上の方の予約受付を行っております。

予約受付時には、医療機関での個別接種と集団会場での集団接種を選択できるようにしております。個別接種は9月13日から開始し、夕方や土曜日に接種時間を設けることにより、若年層が接種しやすい時間を設定をしております。

また、9月25日土曜日と10月16日土曜日の集団接種を新たに追加して、若年層の接種機会と、接種の加速化に努めていきたいと考えております。

13日からは、12歳以上の方の予約受付を開始いたしますが、18歳以下の接種につきましては、御殿場市医師会と協議した結果、保護者同伴での接種としているところであります。

また、ワクチン接種を希望される妊婦の方及び夫、パートナーにつきましては、重症化防止、不安解消の観点から、先月23日から優先して、集団接種会場での接種を実施しております。

次に、感染者についての同報無線や町のLINE等によるお知らせについてであります。

現在、小山町民の感染情報は、静岡県による本町の感染者情報の発表があった当日に、同報無線とホームページ及び公式LINEによりお知らせをしております。

新型コロナウイルスの感染者につきましては、感染症法の規定に基づき、感染症予防のため、一部の情報が公開されますが、一方で、個人情報の保護に十分な留意が必要となっております。

感染症の予防につきましては、昨年度から広報誌や各戸配布の注意喚起のチラシ、テレビ放送等により、繰り返しお願いをしており、私自身によるメッセージの発出、無線放送での呼びかけについても、過去に重大な局面を迎えた際には、何度か行っております。先月の緊急事態宣言の発出時にも、私が自ら無線放送により町民の皆様への呼びかけを行ったところであります。

また、議員御指摘のとおり、町ホームページの新規陽性者の情報も、県の情報と照会ができるなど、分かりやすく改善に努めてまいります。

今後も、感染症予防を徹底するため、町民の皆様への情報提供、注意喚起を迅速に行ってまいります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありますか。

佐藤省三君に申し上げます。発言時間が残り3分を切っておりますので、御了承いただきたいと思います。

○4番（佐藤省三君） 分かりました。以下4点、再質問させてください。

1点目、令和2年度決算報告の繰越の件ですが、「事業量の優先順位をつける、人事配置数も含めて計画的な事業執行を進める」とのことですが、繰り越された事業と、当該年度に進めなければならない事業が重なって、基本、今般問題になっています職員の働き方改革も十分進められず、ひいては住民サービスの低下につながるのではないかと心配しますが、上記の対策で十分でしょうか、お考えを伺います。

2点目、定住人口拡大の1点目について。

移住希望者の居住可能なアパートや貸家は何件ぐらい把握しているのでしょうか。アパートなどは、海外からの工場従業者で埋まっていると聞いております。

また、原向の町営住宅跡地や町有地などで利活用が進めてられてない、塩漬けになっている土地もあるということですが、それらの活用はどのように考えておられますか。

3点目、定住人口拡大の2点目。

サテライトオフィス設置事業費助成金には、応募者はどのぐらいあるのでしょうか。

4点目、定住人口拡大の3点目について。

オリンピック・パラリンピック競技大会自転車競技ロードが開催され、地域ブランド力が強化されたとあります。このことのレガシーの構築が印象の薄れる前に必要と考えます。しかるに、例えば川野将虎さんの世界6位の顕彰垂れ幕が9月3日の新聞で紹介されましたが、やや時間的に遅かったんじゃないかと感じました。自転車競技のレガシーも、すぐにでも構築しないと、せっかくの印象が薄らいでしまうと考えますが、いかがでしょうか。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（小野一彦君） 佐藤議員の再質問の1問目と、2問目の後段についてお答えをさせていただきます。

初めに、令和2年度決算報告に関連しての繰越についてであります。

総合計画に掲載されている事業につきましては、実施計画等により、複数年の事業量を精査し、優先順位をつけるとともに、その事務量に合った人事配置、予算配分を実施することで、予算に対する総量に見合った年度バランスを取り、平準化を図ってまいります。

議員御質問の働き方改革についてであります。ポイントとなるワークライフバランスの重要性は十分に認識しているところであります。繰越事業の発生により、ワークライフバランスが崩れ、この結果、働き方改革を止めてしまうことのないよう、適正な人事管理とメリハリのある勤務体制を構築して徹底してまいりたいと考えております。

それから、2点目の後段ですが、原向団地の跡地につきましては、現在、新東名の工事業者に、本年10月31日までの期間で貸付けをしております。現時点では、その後の活用計画を決定しておりません。貸付け終了後において、町としての活用が見込めない場合は、売却及び、または民間資本の導入を見据えて検討を進めたいと考えております。

それから、次の、塩漬けの町有地との御指摘がございましたが、明倫小学校付近の土地のことと考えますが、当該地は、町道足柄三保線の改良計画を見据え、土地開発基金において先行取得した土地であります。

町道足柄三保改良の事業化に合わせ、一般会計で買い戻しをした上で活用することとしておりますが、現在計画が中断しておりますので、当面の間は、土地開発基金において所有し、維持管理をしております。

今年度、当該地の一部において、学校教育の一環として稲作を実施しておりますが、今後も可能な限りの有効活用を検討してまいります。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○理事（増井重広君） 次に、定住人口拡大の方策についての再質問の1点目のうち、移住希望者の居住可能なアパートや貸家は何件ぐらい把握しているかについてであります。

町内の賃貸住宅につきましては、以前から入居率の高い状態が続いておまして、不動産事業者へのヒアリングによりますと、新東名高速道路の建設に伴って工事関係者の入居も相まって、新築はもとより建築から年数が経過しているアパートに関してもほとんど埋まっている状況である一方で、須走地区の貸家については空きがあるということでもございました。

また、外国人居住者の増加につきましては、製造業の誘致をしている自治体では外国人労働者の居住が増加する傾向にありますけれども、本町においても同様に、外国人労働者の町内居住希望が増えていくものと考えております。

新しく進出した企業の従業員の居住先につきましては、これまでも随時相談に応じておりますけれども、引き続き民間と連携して対応してまいりたいと考えております。

なお、ライフスタイルの転換を伴う移住については、戸建て物件を求める相談が多い傾向にありますけれども、町内では戸建ての売却や賃貸の物件が少ない状況にあります。

一方、町内には利活用可能と思われる空家が散見されますので、建物所有者への意識啓発を図って、空家の利活用を促進することで、本町への移住希望者の居住ニーズに応えていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○経済産業部長（高村良文君） 佐藤議員の再質問のうち、サテライトオフィス設置事業費助成金への応募者状況でございますが、現在、幾つかのお問合せをいただいている状況でございます。

引き続き、町のホームページ等でのPRを図るとともに、進出企業への働きかけや、首都圏で企業誘致を行っております静岡県東京事務所との連携を図りながら、より多くの事業者に活用していただくよう努めてまいります。

以上でございます。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○オリンピック・パラリンピック推進局長（池谷精市君） 佐藤議員の再質問のうち、レガシー構築についてお答えいたします。

小山町が東京2020オリンピック・パラリンピック自転車競技ロードの開催会場として大会を支えたことは、中継映像や報道を通じて国内外に広く発信されました。これは何物にも代え難い地域ブランド力の強化につながりました。今後は、この記憶や経験をレガシーとして次世代が承継していく取組が必要だと考えています。

町では、既にこの記憶を刻むために、会場となった富士スピードウェイ内に記念モニュメントの設置、及び、コースとなった沿道への記念碑の設置について準備を進めています。

また、町の歴史として後世に伝えるために、記念誌の発行、記録映像の編集を年内に完成させる予定です。

更に、コースサポーターとして活動したボランティア全員を対象に、サンクスイベントを開催し、ボランティアのネットワーク化も計画しています。

東京2020大会は、本町出身の川野選手が50キロメートル競歩に出場し、不屈の精神で健闘した姿は、多くの方に感動を与えました。

また、学校連携観戦プログラムに参加した町内の小中学校の児童生徒は、会場の中でオリンピック競技を観戦し、貴重な体験をすることができました。

更に、パラリンピック競技では、日本人選手の金メダル獲得に日本中が喜び、選手ができる能力を最大限に生かして競い合う姿に大きな感動を覚えました。

これらは、町民にとって、心のレガシーとなって長く残るものだと思っています。大会を開催したことは、小山町にとって大きな財産となりました。

今後は、町民や関係団体の皆様の意見等を聞きながら、ハード、ソフトの両面で、小山町のレガシー構築に取り組み、町民のロードレースへの理解を深めながら、交流人口はもとより、関係人口の拡大に努めてまいります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再々質問はありませんか。

○4番（佐藤省三君） ありません。以上で終わります。

○議長（遠藤 豪君） それでは、ここで10分間休憩します。

午前11時13分 休憩

午前11時23分 再開

○議長（遠藤 豪君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、個人質問を行います。

通告順により、順次発言を許します。

12番 鈴木 豊君。

○12番（鈴木 豊君） まず、今回通告しました公共施設等総合管理計画の実行性への取組について、一括質問をいたします。

私は、昨年3月議会において、公共施設等の将来の見通しについて質問しまして、当局は、公民連携担当などの参事職を置いて、個別施設計画や単体の計画等の進捗管理などの策定や促進を担い、公共施設等総合管理計画を実行性のあるものにしていきたい旨回答がありました。

現在、平成29年3月に作成しました小山町公共施設等総合管理計画の40年計画がありますが、内容は絵に描いた餅のようで、実行性が見受けられません。

私は、町の公共建築物全体で、築30年以上の割合が半数以上であり、しかも、特に公営住宅や行政施設、社会教育施設などは、9割以上が築30年以上のようであります。今後、将来において、非常に安心・安全面においても危険な状態にあると思っております。やはり実行性のある将来計画をすぐにでも設定していく必要があると思えます。

そこで、昨年3月における質問から1年半ほどたちますので、実行性への取組状況や見通しはどうかをお伺いしたいと思います。

次の4点ほどを質問させていただきます。

まず、1点目としまして、昨年より、公共施設担当参事を置いて、事務の遂行をしていると思いますが、1年半ほど過ぎますが、総合管理計画の個別施設計画などの実行性への方向性の考えは定まっているのか、また、現在までどのような取組をしてきたのか、進捗状況をお伺いしたいと思います。

次に、2点目としまして、役場本庁舎について、建設が38年たち、今回のような空調設備の故障や雨漏りなど、ひどい状態の建物でもあります。また、災害への安全面も危惧されている建物でもあります。

庁舎建設基金が2億円ほど積み立っていますが、私は、早急に本庁舎の建て替え計画や移転計画などの将来展望を考える時期に来ていると思えますが、町長はどのような視点に立って考えているのか、お伺いします。

3点目としまして、以前にも総務課で積極的に行っていましたが、町有地を賃貸している土地などの売却を積極的に、今後、財政のためにも考えていってもよいと思いますが、その考えをお伺いします。

では、最後に、今後、将来、公共施設等の修繕計画や建て替えには莫大な予算がかかりますので、公共施設等の基金条例を制定し、基金の積立てをしていったらどうか、提案しますが、その考えをお伺いします。

以上4点質問いたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 鈴木議員にお答えをさせていただきます。

初めに、公共施設等管理計画の実効性への取組についてのうち、本庁舎の建て替え計画や移転計画をどのような視点に立って考えているのかについてであります。

役場本庁舎の現在の状況は、老朽化から、屋上回りの防水の劣化が進み、雨漏りの原因となっているとともに、各所にクラックが発生をしております。更に、先日、空調設備の不具合から冷房が長期にわたり稼働できない状況も発生をしておりました。各種機器類の交換や配管の全面改修も早急に実施する必要があると考えます。

いずれにいたしましても、本庁舎の在り方につきましては、町民の皆様から御意見を伺いながら検討してまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、企画総務部長から答弁をさせていただきます。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（小野一彦君） 次に、総合管理計画の個別施設計画などの実行性への方向性は、また、現在までの取組、進捗状況についてであります。

まず、小山町公共施設等管理計画につきましては、総務省の指針を受け、本年度に改訂を行います。

計画の実行性ですが、本年6月から7月にかけて、各所管課に対し、公共施設の維持や管理について、今後の在り方の意向調査を行いました。この調査結果を基に、今年度新たに立ち上げました公共施設等マネジメント委員会の中で、現在、町が管理しています各公共施設のうち、本庁舎をはじめとした様々な施設について、個別計画の策定を推進し、施設の今後の方向性を協議してまいります。

次に、現在までの取組、進捗状況についてであります。まず、公共施設等マネジメント委員会立ち上げのための準備や要綱の作成、町が所有する各公共施設についての詳細を把握するため、固定資産台帳と公有財産台帳との突合等を行っております。

今後、マネジメント委員会で早急に議論をし、結論をまとめ、実行性のある総合管理計画の策定へとつなげたいと考えております。

次に、町有貸付地の積極的な売却についての考えについてであります。

現在、貸付けを行っている土地のうち、公共用に供する土地を除いた、個人に貸付けをしている土地は、宅地で17件あります。また、山林は18の山野組合に貸付けをしております。

貸付地の売却については、従来から、貸付先に土地の購入について働きかけを行っており、合意に至った土地は速やかに売却を進めております。

また、賃貸借契約の終了により返還された土地や、公共施設の用途廃止により普通財産となった土地につきましては、現地の状況や後利用を調査した上で有効活用を図ります。

更に、町として利用しなくなった町有地につきましては、公平公正に処分し、土地の維持や管理に要する経費の削減を図り、町有資産の適正管理に努めてまいります。

一方、公共施設の敷地について、現時点で賃借をしている箇所もございます。この賃借料も財政を圧迫する原因となりますので、今後の施設の在り方について検討し、長期にわたって必要と判断した用地につきましては、売却をお願いする方向で進めていきたいと考えます。

次に、公共施設等の基金条例を設定し、基金の積立ての提案についてであります。

二つ目の御質問で議員御指摘のとおり、小山町役場庁舎建設基金については、現在、2億円余りの積立てがあります。この基金は、役場庁舎の建設または改築等を目的とする基金であり、他の公共施設等への充当はできません。

今後、町が所有する公共施設等の建て替えや大規模修繕は不可欠であり、本庁舎に限らず、各公共施設の建て替えや大規模修繕にも対応できる基金の創設について、前向きに検討してまいります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○12番（鈴木 豊君） それでは、4点ほど再質問させていただきます。

まず最初に、町長の回答で、本庁舎の件について、池谷町長は、本庁舎の在り方について町民の皆様から意見を伺いながら検討していきたいと簡単な回答されていますが、現在に何も検討している様子が見えないので質問しているわけで、本気度が私どもには見えてきません。

老朽化している本庁舎建設は小山町にとっても一大事業であることを認識して、基金を平成29年度から積立てして5年になろうとしているのです。基金の2億円では解体費用にもなりません。

基金ももっと積極的に積立てして、早急にでも町民の意見や説明会など、やる気を見せてほしいと思いますが、町長の考えを再度お伺いします。

次に、各公共施設の所管課の意向調査を実施したと言われましたが、どのような意見が出されたのか。また、今後、マネジメント委員会を立ち上げていくと申しますが、昨年4月から1年半過ぎようとしているのに、遅過ぎると思いますが、どのように考えているのかお伺いします。

3点目としまして、公共施設等の基金条例の制定については、前向きに検討していきたいとの回答がありまして、大変結構であります。回答にもありましたが、本庁舎基金とは別にしての独自の基金条例としまして、早期に制定してほしいと思います。

例えば、先ほど質問しましたが、町有の貸付地や建物などを売却し、新たなこの基金に積立てもよいと私は考えますが、いかがでしょうか。

また、いずれにしましても、将来の財政的な面からも一助となると思いますので、早急に条例制定をしてほしいと思いますので、もう一度積極的な考えをお伺いしたいと思います。

4番目で最後ですが、町が賃借している敷地について、財政を圧迫する原因となり、長期にわたって必要と判断した用地につき、売却をお願いする方向で進めたいとありましたが、まさしく北郷中学校の土地借り上げであります。毎年1,466万円を支払っています。10年もすると1億5,000万円にもなります。これこそ財政の圧迫になります。

私も以前から申してきましたが、本当に早期に買収するべきだと思いますが、その考えをお伺いします。

以上、再質問をします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 鈴木議員の再質問にお答えをさせていただきます。

初めに、基金の積立額の増額と説明会の開催などについてであります。

基金の積立額の増につきましては、財政状況や他の基金との関係もありますし、事業化したときの財源として基金と起債の組合せもございますので、それらも含め、目標額や積立額を検討してまいります。

老朽化した本庁舎をはじめ各公共施設の在り方につきましては、企画総務部長を委員長とした公共施設等マネジメント委員会を発足させ、検討を始めたところであります。

今の時代におきましては、集約した一つの本庁舎にこだわらず、分散型や他の施設との共有等様々な方法も考えられます。まずは、この委員会の中で検討を重ね、町の方針を打ち出し、時期を捉えまして、町民や各種団体代表、そして有識者を交えた、仮称庁舎建設委員会などを組織をいたしまして、建設場所、規模、あるいは機能の在り方、財源等々を含めまして、更に検討、整理を進めてまいります。

その後、町民に対する説明会等を開催しまして、町民の意見を聞き、段階を踏みながら最終的な方向を決定してまいりたいと考えます。

その他の質問につきましては、企画総務部長から回答させていただきます。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（小野一彦君） 二つ目の再質問の、各公共施設の所管課の意向調査では、どのような意見が出されたのかについてであります。

最初に、今回実施した調査について、どのような意見があったかにつきましては、各課が所管する公共施設に対して、現状を維持したい、施設を修繕しながら使い続けたい、将来的には建て替えや大規模修繕をしたいという、現状の施設を維持し続けたいという意見が大半を占めておりました。

次に、公共施設マネジメント委員会につきましては、本年5月に委員会及び幹事会のメンバーを決定しました。その後、6月から7月にかけて、各幹事に対して施設の在り方調査、そして8月下旬に第1回目の委員会を開催し、施設の在り方調査についての報告や、本庁舎をはじめとする公共施設の今後の在り方について等の検討を始めました。

先ほどの答弁のとおり、公共施設の在り方につきましては重要な問題であります。今後、人口減少が進む中で、施設の縮小、削減は必然のことと考えているところですが、施設の管理者や利用者にとっては現状維持が当然という考えもあり、その乖離を埋めるべく、持続的かつ慎重に検討を重ね、適切な施設管理につなげたいと考えております。

三つ目の、独自の基金についての考えはについてであります。

これ仮称ですが、公共施設等の管理基金の制定につきましては、さきに答弁をさせていただいたとおり、庁舎建設基金とは別に制定していきたいと考えております。

その財源については、議員御提案の、町有地の貸付地の貸付料や売却料を積み立てるのも一つの方法かと考えます。また、各施設の使用料や利用料を財源とすることも一つの方法であると考えております。

いずれにいたしましても、今後の町政運営に不可欠な基金であると認識し、制定に向け様々な検討を加えてまいります。

次に、四つ目ですが、北郷中学校の借り上げ地の土地を早期に買収についてでございます。

中学校の土地借上費1,466万円につきましては、北郷中学校及び須走中学校の2校の用地として借り上げを行っているものであります。

議員御意見の借り上げ地の早期買収につきましては、土地所有者の御意向もあり、なかなか協議が進まず、買収に至っていないのが現状であります。

このような状況ではありますが、本年度は、須走中学校の賃借地のうち、2,219平方メートルの購入を予定しております。

今後も、町の財政状況も勘案しながら、購入を進めていければと考えております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再々質問はありませんか。

○12番（鈴木 豊君） 1点だけ再々質問をさせていただきます。

町長にお伺いしますが、本庁舎の建て替えや移転などについて、町長に再度、本腹の思いを伺いたいと思います。

私は現に、先ほどにも言いましたが、雨漏りや空調設備など、その他の不良、また庁舎横の護岸も台風で流されたり、安心安全には程遠い危険であるので、すぐにもこの場所での建て替えか移転するか、方向性を考えていただきたいと思います。

そこで、池谷町長は、ふるさと小山町の庁舎、役場について、また首長として、自分の中ではこのような方向性の考えがあるという思いを、もう一度伺いたいと思います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 鈴木議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

私の本腹ということでもありますけれども、本腹は、早く建て替え、あるいは移転とか、そういう形に持っていかなければならないというふうに考えております。議員御指摘、十分御存じのとおり、この庁舎は水害の危険性が高いエリアということでございます。もし大きな水害に遭ったときに、職員の皆様とか、いろんな来庁者に危険が及ぶということでもありますし、何よりも町政が滞ってしまうということもございます。

そういう視点からは、早めに庁舎の建築、建て替えあるいは移転ということを考えていきたいんですけども、非常に各自治体で、庁舎の移転ということについては、大変な議論になっているというような状況もありまして、政治も動かすというようなことになっております。

そういう状況もある中ではありますが、積極的に、先ほどの答弁のとおり、考えて、町民の御意見を伺いながら考えてまいりたいというのが本心でございます。よろしく願いいたします。

以上です。

○12番（鈴木 豊君） 以上で終わります。

○議長（遠藤 豪君） それでは、ここで午後1時まで休憩します。

午前11時43分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（遠藤 豪君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、7番 高畑博行君。

○7番（高畑博行君） 私は、通告に従い、豊門会館、西洋館等の利活用について、一問一答方式で質問させていただきます。

8月3日に、私達議員は、町内視察研修で、近年町が整備した施設などの状況を見て回り、担当課職員から説明を受けました。

その中で、改めてこの現状でいいのかと疑問を持ったのが、富士紡の産業遺産として整備した豊門会館、西洋館、豊門公園、森村橋です。

改修整備にかかった経費は、それぞれの設計費まで含むと、豊門会館が1億9,067万円、西洋館が2億9,643万円、豊門公園が1期工事、2期工事合わせて2億2,796万円、森村橋が4億2,661万円で、その合計額は11億4,167万円に上ります。これは本町の一般会計当初予算の約

10分の1に迫る巨額なお金です。この11億円を超える経費のほとんどは、ふるさと寄附金から9億2,583万円、静岡県観光施設整備費補助金から2億円使われています。

しかしながら、これだけの巨額の経費をかけて改修したにもかかわらず、今に至っても日常的な公開はおろか、目立った活用がほとんどされていません。

昨年秋、アートビレッジでの活用がされ、私も見学させていただきました。また、民間の活用も単発ではありましたが、期間限定の僅かな日数です。

新型コロナウイルスという想定外の事態を迎え、これらの施設を開放し、多くの方々に見学・活用してもらえなくなったことは分かりますが、これだけの膨大な費用を使って整備した施設が、十分な活用がされていない状態が長く続いていることは好ましくありません。

そこで、これらの施設を今後どう活用していくのか、質問いたします。

まず、町長に伺います。

小山町の一般会計の当初予算の約10分の1に迫る大金を投じて整備したこれらの諸施設が、十分活用されていない現状をどう考えるのか。また、今後、おやまアートビレッジなどの単発的なイベント使用だけでなく、日常的な積極活用、公開に向けた展望をお持ちか、町長にお伺いします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 高畑議員にお答えをさせていただきます。

町は、豊門会館、西洋館を含めた豊門公園の管理を、民間活力の導入により管理運営していくことで方針を立てておりますが、民間運営を行うためのサウンディングの準備を進めているときに、新型コロナウイルス感染症の流行が始まり、業務が止まっているという状況でございます。

豊門会館、西洋館を含めた豊門公園の管理は民間に任せるという町の方針は変わっていないことにつきましては、本年3月定例会の総務建設委員会で説明したところでございます。

また、民間活力の導入が滞っていることから、言わば暫定的に豊門会館、西洋館を含めた豊門公園の管理条例を制定し、本年4月1日に施行したところであります。

更に、本年6月から、都市整備課職員により、個別の見学希望者については個別に対応することとし、施設の周知、利活用に努めており、更に、当該施設を理解している任意団体に案内等を委託し、2か月に1度の一般開放を始めたところであります。

引き続き、コロナウイルスの感染状況などを見計らいながら、建物の保存と有効活用、地域活性化に資する運営を条件とする、民間活用によるサウンディングを行い、豊門公園及び西洋館の利活用の推進に努めてまいります。

以上であります。

○7番（高畑博行君） それでは、具体的な質問させていただきます。

小山町で、このところ比較的が多いのが、「物はつくったがその活用は後回し」ということです。これでは納得できません。こういう疑問を、私だけでなく、同様の疑問を抱く町民の方は多いです。

先日も、小山町出身の方が豊門公園を訪れ、入ってみたかった豊門会館や西洋館が閉じられたままなのでがっかりしておられました。更に、これだけの公園と建物がありながら、もったいないと語っておられました。

せっかく改修した施設なのだから、豊門会館や西洋館は常時公開はできないのか、伺います。もし、常時公開に支障になる点があるのなら、具体的に示してほしいと思います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○都市基盤部長（湯山博一君） 常時公開につきまして、支障となる点は基本的にはございません。積極的に公開できればと考えております。

先ほどの町長の答弁にもありましたけれども、民間に任せる方針があるということから暫定的な対応に終始をしてきましたけれども、新型コロナウイルス感染症拡大の収束が見通せないことから、常時公開につきましても早急に対応しようと考えているところであります。

以上です。

○7番（高畑博行君） ただいまの答弁に対してお聞きします。

3点お聞きします。

1点目は、民間に任せる方針とは、具体的に、指定管理なのか、町が直接管理し民間に貸し付ける方法なのか、または他の方法なのか、お聞きします。

2点目は、常時公開についても早急に対応することですが、場合によっては補正予算を組んで、人件費や光熱費などの捻出が必要になるでしょう。その点に関して、いま一つ踏み込んだお考えがあるのなら伺いたいと思います。

3点目は、入館料の問題です。入館料の有料、無料をどうするのかも、常時公開となったときどうするのか。

以上3点お伺いします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○都市基盤部長（湯山博一君） 高畑議員にお答えします。

まず、民間に任せるときの方法なんですけれども、指定管理者というのは公の施設ですので、それは当たりません。

国内のいろんな例を見てみますと、普通財産にまずして、それを民間に賃貸借契約で、ある期間を区切って貸し出すということが一般的な方法で、豊門会館、西洋館もそれらの方法が一番自然ではないかと考えております。

次に、補正予算等の対応なんですけれども、3点目の入館料との話とちょっと同時に答弁しますが、まず、予算につきましては、12月補正で要求をしたいと考えております。それから、入

館料も含めて、条例改正がどうしても必要になってきますので、12月の議会に上程に向けて事務を進めていこうと考えております。その際に、入館料についても、議会等にも相談をしながら決めていこうと考えております。

以上です。

○7番（高畑博行君） 次の質問です。

施設の公開や利活用をする上で、国の登録有形文化財であることの縛りはあるのでしょうか。もし、登録有形文化財であることによって利用上の制限があるのであれば教えていただきたいと思えます。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○教育次長（長田忠典君） 国の登録有形文化財の建物につきましては、外観を大きく変えずに、外観の範囲の4分の1を超えなければ、届出を行うことで内部の改装等を自由に改修を行うことができることとなっております。

利用上の制限についてであります。法律上も特にはなく、文化財を保護しながら、地域の資産として利活用することを勧めております。

以上です。

○7番（高畑博行君） ただいまの答弁についてお聞きします。

ということは、例えば西洋館でカフェを開設する場合、パントリーの部分だけでは狭過ぎるので、裏の倉庫の部分を厨房に改修して活用することも、カフェの案内板を入り口付近に設置することも、特に問題ないということでしょうか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○教育次長（長田忠典君） 再質問にお答えいたします。

現在、あまり利用されていないことから分かりづらいかもしれませんが、御指摘の部屋といいますが、キッチンのある隣の部屋も含めて、既に調理ができるような厨房等の整備はされていると聞いております。

内部の改修等については、特に制限はなく、可能であると考えております。

また、案内板の設置につきましても、建物の外観に係るものでなければ、先ほどの4分の1以内というようなことに引っかからなければ、特に制限等はありません。

以上であります。

○7番（高畑博行君） 次の質問です。

西洋館のラウンジの活用も、期待されていたにもかかわらず、全く進んでいません。改修設計の段階では、60席を超えるフレンチレストランの開業までぶち上げ、その後、カフェ開設に変更する案まで示されました。しかし、今も全く活用はされていません。

レストランやカフェ開設に向けて、昨年1月には現地見学会まで行われたわけですが、その後、全く話が聞こえてきません。レストランやカフェ開設の話はどこへ行ってしまったんでしょうか、伺います。

また、ここでやってみたいという方もおられると聞きます。どんどんそういう方と話し合いを進めていくべきではないのでしょうか。その点も併せてお伺いします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○都市基盤部長（湯山博一君） 先ほどの町長の答弁にもありましたけれども、町が豊門会館、西洋館を含めた豊門公園の管理を、民間活力の導入により管理運営していくことは変わっておりません。

民間管理までの間のラウンジの活用につきましては、いろいろ工夫をしながら積極的に取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○7番（高畑博行君） ただいまの答弁に対してお聞きします。

民間管理までの間のラウンジの活用については、工夫をし、積極的に取り組んでいくという答弁ですけれども、何をどう工夫して取り組むのか、具体的に展望をお示してください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○都市基盤部長（湯山博一君） 都市公園法に基づいて、都市公園というのは運営していくんですけれども、公園管理者以外の利用というのも、いわゆる条例に決めてある利用許可以外に方法があります。

ただ、今の条例では、その具体的な様式であるとか、一番肝心の金額であるとか、そこら辺が具体的に決まっておきませんので、これにつきましても、12月に向けて条例を改正する中で、都市公園法第5条の、使用に係る料金設定をしていく必要があるのかなと考えております。

ただ、今の状況でも、そのような使い方をしたいよということであれば、条例上は町長が定める額というふうに決まっていますけれども、法令上それが不可能なわけではないものですから、そういうお話があれば、いろいろ調整をしていきたいと考えています。

以上です。

○7番（高畑博行君） 次の質問です。

昨年1月10日と1月24日に、豊門公園、豊門会館、西洋館の現地見学会と個別相談会が開かれました。そのときの来訪者や相談内容について、許せる範囲内でいいですので、御紹介いただきたいと思えます。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○経済産業部長（高村良文君） 町内外の企業や個人事業主13組に参加をしていただきました。

相談内容につきましては、市場調査を実施したところ、経済合理性を確保しつつ、地域活性化に貢献する活用が、その場ではできるという回答を、参加者の8割の方々からいただいたところでございます。

このため、先ほど都市基盤部長も答弁しましたが、民間裁量が発揮できます民間貸付方式を取り入れるという方針に決定したものでございます。

以上でございます。

○7番（高畑博行君） ただいまの答弁に対してお聞きします。

2点お伺いします。

1点目は、好反応だったその8割の企業や個人事業主と、これまでの約1年半の間、詰めの話合いは持たれたのでしょうか。更に、いまだに決まっていない理由は何でしょうか。

2点目は、民間貸付方式を取り入れるとのことですが、カフェ運営と入館者の対応等は別の業務です。カフェ運営と館内見学受入れ、清掃作業等は別物ですので、民間貸付方式は、カフェ運営に限ったものなのか、そうではないのか、お伺いしたいと思います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○フロンティア推進課長（湯山浩二君） 再質問にお答えいたします。

初めに、1点目の、事業者との協議結果でございますけれども、昨年1月に実施いたしました市場調査を兼ねた現地見学会以降、意欲を示していただいた事業者とは、コロナ禍における運営についてどうなんだということで、何度か情報交換を行っております。

試験的に活用していただくお試し利用といったことも検討してまいりましたが、やはりコロナ禍により事業収支が見込めず、今は新規事業に参入するのは難しいとの複数者の見解でございましたので、現在、ここには踏み切れていないという状況でございます。

2点目につきまして、民間貸付けの範囲でございますけれども、市場調査を兼ねた現地見学会の参加者の意見を参考に、豊門会館と西洋館の両施設の貸付け、そして建物の活用との相乗効果による公園の魅力向上を図りたいと考えているところでございます。

ですので、施設内でのカフェの運営は当然想定しておりますけれども、できるだけ町が用途を限定せず、民間事業者の目線で、広く提案を募ってまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○7番（高畑博行君） 次の質問です。

西洋館の2階のギャラリーは、2部屋とも富士紡の歴史などに関する展示物を展示していますが、それを1部屋に集約し、一部を豊門会館に移したりすることで、空いた1部屋は、町民や町内児童生徒の作品展示場として活用できないのか伺います。

町民の作品が展示されるとなれば、人の出入りは多くなるはずですが、その点のお考えを伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○都市基盤部長（湯山博一君） 現状の配置でも、ボード等の配置をして展示することは不可能ではないと考えています。作品展示につきまして、そういう御希望があれば、その方と調整をしていきたいと考えています。

また、豊門会館につきましては、板張り、畳敷きの空間が多いため、パネルなどの展示物を置くには適当ではないと考えております。西洋館の展示物を移すことは、今のところは考えておりません。

以上です。

○7番（高畑博行君） ただいまの答弁に対してお聞きします。

豊門会館内は展示物を置くスペースはないという答弁ですが、鴨居からつるす等の工夫によってはパネル展示は十分可能だと思います。また、西洋館2階は、町民や児童生徒の作品があれば、必ず親子で出向きます。小中学校8校、町立こども園4園が1か月単位で展示する方法だっております。また、文化連盟にお力をお借りし、町民の作品展示も考えていいと思います。その点でのお考えを伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○都市基盤部長（湯山博一君） 先ほどの、西洋館の展示物を移すことは考えてないという答弁は、今ある常時展示のものを移すつもりは、今のところありません。

今、高畑議員がおっしゃられたような、何というんでしょう、イベントというか、期間を区切って展示をするということであれば、今でも豊門会館でもそういうことをやっておりますので、例えばそういう、子ども達とか、文化連盟とか、展示の申出があれば、それについては、できる範囲で対応しようと考えています。

以上です。

○7番（高畑博行君） 次の質問に移ります。

豊門会館、西洋館、豊門公園、森村橋などの全ての施設を、富士紡の産業遺産とだけ位置づけて捉えていると、そこから先に進みません。産業遺産という縛りを解いて、もっと緩く考えて、明治・大正・昭和初期に建築した建物という捉え方で、必要以上に富士紡の産業遺産にこだわらない考えはできないのか、伺いたいと思います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○都市基盤部長（湯山博一君） 豊門会館、西洋館及び豊門公園につきましては、富士紡績と切っても切れぬ関係があると考えています。富士紡績の遺産という位置づけは揺らぐことができないと捉えています。

活用が進んでいないと捉えられていることは、先ほど来の答弁のとおり、やむを得ないということでもありますけれども、新型コロナウイルス感染症の収束が見えないことから、民間運営に移る前の対応として、先ほど答弁しましたとおり、常時公開も含めて活用をしていきたいと考えています。

以上です。

○7番（高畑博行君） 次の質問です。

施設の中で、約4億2,000万円という、一番お金をかけた森村橋は、一番誘客が難しい対象だと私は思います。確かに、鉄の橋100選に選ばれているとは言いながら、わざわざこの橋を見に来る人が何人おられるでしょうか。

この橋こそ、逆に富士紡の産業遺産という視点で関連づけないと難しいのではないのでしょうか。その点はどうお考えでしょうか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○教育次長（長田忠典君） 森村橋の復原工事は、豊門会館、西洋館及び豊門公園の工事と併せて、平成27年度に、小山町殖産興業遺産活性化プロジェクト事業として位置づけ、翌年度から設計等の事業を開始し、それぞれの工事を実施してまいりました。

これは、富士紡績の歴史と文化的価値の高い建築物及び構築物などを、後世まで実際に残していくとともに、文化観光施設として利活用を行い、本町の活性化につなげるものであります。

したがって、森村橋についても、富士紡績の歴史的遺産を関連づけた活用及びPRを進めてまいります。

以上です。

○7番（高畑博行君） ただいまの答弁に対してお聞きします。

富士紡の歴史を語る上で、旧1、2工場と3、4、5工場を結ぶトロッコ電車があったわけですが、森村橋の上か、たもとに、復元できないのでしょうか。伺いたいと思います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○教育次長（長田忠典君） 森村橋の復原の検討段階している当時ですけれども、実はトロッコレールの設置を検討しておりましたが、レールを敷設することで雨水がたまりやすくなり、橋体、橋自身が劣化される見込みが大きいということで、採用いたしませんでした。

また、歩行面にペイントで再現することも検討いたしましたが、塗装の剥離によって橋体の劣化が進行しているように見えてしまうことから、こちらも採用を見送ったところであります。

今後、富士紡績の産業遺産との関連づけを行う上で、富士紡績関連遺産を周遊できる遊歩道の設置など、施設周辺環境整備について検討していく予定であります。

併せて、違う形で再現ができるかどうか検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○7番（高畑博行君） 次の質問です。

静岡県からも、豊門会館改修に5,000万円、豊門公園改修に5,000万円、森村橋改修に1億円、合計2億円の観光施設整備補助金としていただいている以上、観光振興に結びつけた取組もしていかななくてはならないはずで。

今までも、豊門会館、西洋館、森村橋は、本町の有効な観光資源と、何回となく当局は言ってきましたし、先ほどの教育次長の答弁でも、「文化観光施設として利活用を行う」と言われました。

しかし、ここに至るまで一向に進んでいません。いつになったらやるのか伺いたいと思います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○都市基盤部長（湯山博一君） 豊門会館、西洋館につきましては、先ほどの答弁のとおり、常時公開の際に、いろんな形でアピールをしていきたいと考えております。

森村橋も含めまして、一連の富士紡績の歴史的遺産として、商工観光課、教育委員会などと連携をして、これらの施設を回遊するコースの設定や、イベントの開催などを行っていければと考えております。

以上です。

○7番（高畑博行君） ただいまの答弁に対してお聞きします。

常時公開の際にアピールすることも大事ですが、JRや富士急、各旅行会社や観光協会などとタイアップし、誘客を図ることも重要だと考えるわけです。

小山町観光振興計画及びアクションプランにも、豊門公園等の活用は明示されているわけで、町の組織内だけの枠を飛び越えて、思い切って外部へのアクション、特に民間組織へのアクションを図ってほしいわけですが、その点でのお考えがあったらお聞かせ願います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○経済産業部長（高村良文君） 高畑議員の再質問、外部へのアクションにつきまして、観光を担当する部署といたしまして、やはり、こちらの施設の部分は、町に訪れていただくよう、観光という形で紹介をしているところでございます。

ですので、全く外部にアクションをかけていないかということではなくて、かけてはいるんですけども、今この状況で、人が訪れないということも考えております。

その必要性につきましては、十分アピールすることということで、観光プランの中にも、この施設につきましてはアピールしていこうということで、いろいろな計画も入れていかなければならないと考えております。

対外的にも十分アピールしながら、今後、この施設に来訪者が訪れるよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（遠藤 豪君） 高畑博行に申し上げます。発言時間が残り3分を切っておりますので、お願いしたいと思います。

○7番（高畑博行君） はい。次の質問です。

これらの施設に関わる担当課は、都市整備課、生涯学習課、商工観光課、公民連携担当などですが、各々の課が自らの任務以外には関与しないという、縦割り行政の弊害があるように思います。

施設の管理や整備も重要ながら、これらの施設の常時公開や利活用の拡大こそが今問題になっています。各課横断的に利活用の推進体制はできないのか、伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（小野一彦君） 高畑議員にお答えいたします。

それぞれの課は、それぞれの役割を持って、それぞれの業務に取り組んでおります。また、必要があれば、各課連携をしまして事業を推進しているところでもあります。

近年では、庁議、それから部局長連絡会に加えて調整会議、こういった仕組みを取り入れたり、また、プロジェクトチーム、こういったものも設置をする場合もございます。ですから、縦割りの行政の弊害は少なくなってきたと言えると考えております。

しかし、それぞれの担当課の職員一人一人の意識が重要となりますので、更なる全庁的な連携が可能となるように、これは組織として取り組んでまいりたいと考えております。

以上であります。

○7番（高畑博行君） ただいまの答弁に対してお聞きします。

庁議や調整会議、またプロジェクトチームの設置などにより、縦割り行政の弊害は少なくなっているということでしたが、まさに富士紡の産業遺産施設の利活用こそ、プロジェクトチームを設置し、各課横断的に強力な取組を推進のする必要性があると考えます。

そこで、富士紡産業遺産施設利活用プロジェクトチームの設置のお考えはあるかどうか、お伺いします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（小野一彦君） 今、御指摘をいただきましたプロジェクトチームの活用ですが、この辺は、まずは役場の中で情報共有しながら、今回この対応につきましてもそれぞれ連携をしております。それを踏まえまして、プロジェクトチームの設置等も考えていきたいと考えております。

以上です。

○7番（高畑博行君） いずれにしても、大金を投じて整備改修した豊門会館、西洋館、豊門公園、森村橋の現状を見ると、今のままでいいと考える町民は誰一人いないと思います。

早急に打開策を練って、せつかく整備した建物は、いつでも見学できる、もっともっと公園を活用してもらおう、そういった方針づくりを構築していただきたいことを申し述べて、私の一般質問を終わります。

○議長（遠藤 豪君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回は、9月13日月曜日 午前10時開議

通告による一般質問を行います。

本日はこれで散会します。

午後1時33分 散会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 議 長 遠 藤 豪

署 名 議 員 小 林 千江子

署 名 議 員 佐 藤 省 三

令和3年第6回小山町議会9月定例会会議録

令和3年9月13日（第5日）

召集の場所 小山町役場議場

開 議 午前10時00分 宣告

出席議員 1番 室伏 勉君 2番 室伏 辰彦君
3番 小林千江子君 4番 佐藤 省三君
5番 岩田 治和君 6番 池谷 弘君
7番 高畑 博行君 8番 渡辺 悦郎君
9番 藪田 豊造君 10番 米山 千晴君
11番 池谷 洋子君 12番 鈴木 豊君
13番 遠藤 豪君

欠席議員 なし

説明のために出席した者

| | | | |
|----------|--------|--------------------|--------|
| 町 長 | 池谷 晴一君 | 副 町 長 | 大森 康弘君 |
| 教 育 長 | 高橋 正彦君 | 理 事 | 増井 重広君 |
| 企画総務部長 | 小野 一彦君 | 危機管理局長 | 遠藤 正樹君 |
| 住民福祉部長 | 渡邊 啓貢君 | 経済産業部長 | 高村 良文君 |
| 都市基盤部長 | 湯山 博一君 | オリンピック・パラリンピック推進課長 | 池谷 精市君 |
| 教育次長 | 長田 忠典君 | 企画政策課長 | 勝又 徳之君 |
| 総務課長 | 池田 馨君 | くらし安全課長 | 山口 幸治君 |
| 商工観光課長 | 渡邊 辰雄君 | フロンティア推進課長 | 湯山 浩二君 |
| 農林課長 | 前田 修君 | 都市整備課長 | 込山 次保君 |
| 建設課長 | 清水 良久君 | 上下水道課長 | 遠山 洋行君 |
| こども育成課長 | 大庭 和広君 | 生涯学習課長 | 平野 正紀君 |
| 人口政策推進室長 | 石田 洋丈君 | 総務課課長補佐 | 渡邊 徹君 |

職務のために出席した者

議会事務局長 後藤 喜昭君 議会事務局書記 池谷 孝幸君

会議録署名議員 3番 小林千江子君 4番 佐藤 省三君

散 会 午後0時04分

(議 事 日 程)

日程第1 一般質問

(個人質問)

5番 岩田治和君

1. 町職員数の削減について

6番 池谷 弘君

1. 都市計画道路大胡田用沢線信号機設置及び周辺地域の用途変更について
2. ナラ枯れの対応、環境保全について
3. 湯船原地区の工業団地での町水道利用について

2番 室伏辰彦君

1. 子ども・子育て支援の充実について

3番 小林千江子君

1. 新たに建設・改築された町内施設の更なる有効的な活用ならびに、今後の観光施設整備について

議

事

午前 10 時 00 分 開議

○議長（遠藤 豪君） 本日は御苦労さまです。

ここで御報告します。新型コロナウイルス感染防止のため、議場内ではマスクを着用することとします。

また、議員の発言時間は 8 月 10 日開催の議員懇談会で申し合わせたとおり、再質問等を含めて 15 分以内とします。

ただいま出席議員は 13 人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略します。

議員の質問場所については、一括質問一括答弁方式の場合は、最初は執行機関側の壇にて質問し、再質問からは議員側の壇で質問を行います。

当局の答弁場所については、一括質問一括答弁方式の場合は最初は登壇にて答弁を行い、再質問については自席で答弁を行うこととしますので、御協力をお願いします。

日程第 1 一般質問

○議長（遠藤 豪君） 日程第 1 これより一般質問を行います。通告順により順次発言を許します。

最初に、5 番 岩田治和君。

○5 番（岩田治和君） 通告に基づきまして、町職員数の削減について質問いたします。

国、地方を通じた厳しい財政状況の中、ますます増大する自治体に対する行政需要や住民サービスを的確に対応するためには、行財政能力の向上、効率的な行政体制の整備確立が重要な課題であります。

さらに、景気低迷による長期的な税収不足から、多くの自治体が財政的に余裕が持てず、これまで築いてきた基金等も取崩しを行わざるを得ず、仕方なく公債発行を実施するのが現状であり、大きな改革が必要な時期と考えます。

本町における行財政改革としては、令和 2 年から令和 6 年までの 5 年計画として、第 10 次小山町行政改革大綱が制定されています。この中では、組織改革と人材育成として、定員の適正化計画を着実に実施し、定員管理の適正化を図ると宣言しています。

しかし、本町の職員数の現状を見ますと、人口 1,000 人当たりの比較では、近隣の市町では 5、6 人程度であるのに対し、本町は 12 人と倍以上もの職員数であります。さらに、県内 35 市町の平均 8.4 人を大幅に上回る状況となっています。

このようなことから、令和2年度第10次行政改革大綱に係る取組として、組織の見直し、適性、人件費等についての検証を行っていますが、その評価としては、いずれも実施または一部実施の評価結果として、職員の数も近隣市町や県平均を大幅に上回り、悪い点については判断していない状況であります。

また、従来の大綱にも示されています男女共同参画、指定管理者制度の活用、広域行政の推進等は積極的な検討を進めてない状況と考えます。

このようなことから、町長に次の点について答弁を求めます。

1、本町の職員数は適正と考えているのか。また、今後の行財政改革の方向性をどのように考えているのかお伺いいたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 岩田議員にお答えをさせていただきます。

まず、職員数についてであります。町では、令和2年度に策定した第10次行政改革大綱による第7次定員適正化計画に基づき、職員数の適正な定員管理を行っております。議員お示しの数値は、令和2年度の普通会計職員数である219人が基となっておりますが、令和3年度の普通会計職員数は214人であり、人口1,000人当たり11.8人となります。

町の定員管理計画では、普通会計職員と公営企業等会計部門職員を合算した数を指標としており、第6次計画期間の令和2年度は、適正配置数242人に対して実績234人、第7次計画期間の令和3年度は、適正配置数243人に対して229人となっております。差分の要因といたしましては、保育教諭の確保難ということをございました。

引き続き、計画に基づき人件費の増加抑制を行いつつも、一定数の職員の確保と将来の町政の担い手となる職員の定期採用を続けられるよう定員管理を進めてまいります。

次に、行財政改革の方向性については、第10次行政改革大綱に基づき、事務事業の選択と集中、内部統制の充実、組織改革と人材育成、働き方改革といった組織マネジメントによる行政運営の強化や行政のデジタル化、次世代ICTの実装・利活用といったICT活用によるスマート自治体の推進、また、計画的な施設維持管理・運営、民間活力の活用といった公共施設マネジメントによる財政運営の強化により、自治体経営の質や生産性の向上並びに利便性の高い行政サービスの提供を目指しているところであります。

今後も安定した歳入の確保、適切かつ無駄のない歳出の見直し及び財政情報の公表等により、将来を見据えた持続可能な財政運営を行ってまいります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありますか。

○5番（岩田治和君） 答弁の中で、令和3年は人口1,000人当たり11.8人ということで回答がありましたけど、行政改革はほとんど進んでないというふうに私は判断すべきじゃないとい

う、現在の12人に対して11.8人では全く進んでないというような判断がするわけですけど、やはり清水町、長泉町と比較すべきじゃないかと思われまます。

私の方も細かい数値を見ますと、県の資料、人口1,000人当たりの職員数は、隣の御殿場市が人口1,000人当たり6.8人、同じく裾野市が6.3人、本町よりも人口の多い清水町では、逆に職員数が196人と本町の219人を大幅に下回る状況です。

さらに、人口が本町の倍以上であります長泉町では、本町と同じように226人で、本町とほとんど同じというような数値が県の方から発表されています。

やはり行政改革を進めているというような答弁がありましたけど、私はそういうようには思われません。再度、この行政改革について、職員数の削減について、町長はどのように考えているのかお伺いいたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（小野一彦君） 岩田議員の再質問にお答えいたします。

行政改革が進んでいないのではないかという御指摘であります。今、近隣の市町の職員の数、これを参考に岩田議員の方で御提示いただきましたが、直接、小山町と比較するのはなかなか適切ではないのではないかとこのころでございます。

長泉町の人口が倍ということですが、町域の広さであるとか、それから支所の存在、それから各出先機関、小中学校をはじめ、こども園、こういったところを踏まえますと、小山町のこの数は、現在の第7次の定員適正化計画においても、まだそれを満たしておらないという状況でありますので。これは多ければいいというものではございませんが、適正な数として定めた計画、これを目指して職員の採用等を進めていきたいと思ひます。

同時に職員の働き方であるとか、公共施設のマネジメント、こういったことも同時に進めなければいけないということで、それら全てを同時に進めるものが行財政改革というふうに捉えておりますので、御理解をいただきたいと思ひます。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再々質問はありますか。

○5番（岩田治和君） 再々質問をいたします。

ほかの市町とは町域の広さといろいろ違いがあるからというような答弁ですけど、御殿場市、また裾野市なんか、例えば御殿場市ですと印野から滝ヶ原の方まで、小山町よりは広い状況です。さらに、裾野市ですと、十里木から別荘地の上までが管理するほどの市域になりますけど、実際に清水町、長泉町とは比較できなくても、先ほど言われましたように、町域の広さが違うからというようなことは、ちょっと私は当てにならないというような判断であります。

参考までに、私、平成25年度版の県の資料を持ってきたんですけど、逆に小山町は1,000人当たりの職員数は10.2人で、かなり今よりも低い状態だったんです。今の方は12.0人ですか

ら、それよりも多くなっております。ですから、行政改革がほとんど行われてないというふうに私は判断すべきです。

さらに、もう一つちょっと訴えたいことが、財政力指数がここ3年見てみますと、0.9から0.8まで、3年間も下降水準に行っています。

既に裾野市では、つい最近の新聞に出ていましたように、行財政改革を進めるために市の三役は減給だということで進められています。やはり町のトップが行財政改革を積極的に進めるというアピールが更に必要だと思いますし、特にこの人件費の問題は町だけではなくて、民間でも特に人件費率はすごく重要視している内容なものですから、私は、更に行財政改革を進める上で、この点をもっと細かく、細部にわたって行う必要があると思います。

私、文章中に示しておきましたように、例えば、指定管理者制度の推進ということも従来の大綱には示されておりますが、第10次にはこれは入っておりません。ですけれど、ここを見ますと、いこいの家あしがら温泉とか、駿河小山駅の交流センターも指定管理者制度を進めるという方向ではなくて、逆に町で管理するような方向に逆行しているように私は受けられます。

さらに、御殿場市と今やっています広域行政にしても、新しい方向性が見えないまま、十分な検討はされてないというような方向にあります。これも、更に行政改革を進めて、やはり適正な人材、職員の確保ということが必要になってきます。

以上の点について町長に再度、今後の行財政改革についての考え方を伺いたいと思います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 岩田議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

まず、行財政改革が重要だということにつきましては議員と同じ考え方であります。

他市町と比較をされておりますけれども、例えば、幼稚園、保育園が民営化されているのかどうかということもございます。直営でやっておれば、当然ながら保育園、幼稚園の教諭、保母さん、こういう方々の人数は当然ながら多くなっていく。そこを増やさないと、適正な教育ができない、あるいは保育ができないということになっていくということは、ぜひ御理解いただきたいというふうに思います。

そして、職員を単純に減らすということについては、私はそうではないというふうに思っております。単純に減らしますと、これは職員のワークライフバランスが崩れていくということにもつながります。時間外労働は極力抑えていこうということが今の職員に求められていることでもありますし、私も度々、会議で申し上げているところでございます。

したがいまして、適正な職員数ということで、もう既に先ほどの答弁でも申し上げましたけれども、定員適正化計画という計画をつくって、それに基づいて採用をしているという状況であります。このバランスが崩れますと行政経営にも支障が出るということでもありますので、財政計

画と行政経営、これの調整を図りながら、人事、採用等々をこれからも行っていきたいというふうに考えております。

以上であります。

○5番（岩田治和君） 以上、終わります。

○議長（遠藤 豪君） 次に、6番 池谷 弘君。

○6番（池谷 弘君） 本日、3件の質問をさせていただきます。

まず1件目は、都市計画道路大胡田用沢線信号機設置及び周辺地域の用途変更についてであります。

都市計画道路大胡田用沢線が完了し、そこから霊園参道までの道路も工事が進んでおり、もうすぐ出来上がる予定となっております。富士霊園から旧国道246号線まで直結し、北郷地区の基幹道路として、開通後は交通量の激増が予想されます。

しかし、小中学校の通学路である北郷小学校の北側で、見通しの悪い交差点であり、子ども達の通学の安全性を確保することや車の運転手による安全確保の必要性が地元でも上がっております。

そこで、以下の質問をいたします。

1点目、霊園参道入り口からの道路の完了時期はいつ頃なのか。

2点目といたしまして、町道一色中日向線との交差点に信号機設置の計画はあるのか。また、進捗状況は。

3点目といたしまして、北郷小学校周辺の既存信号機も現状のまま残す必要があると思いますが、当局のお考えを伺います。

また、このため、道幅も広い大胡田用沢線の開通により、この沿線が北郷地域での活気あるまちづくりの場となります。これに関しまして、以下の質問をさせていただきます。

1点目、大胡田用沢線周辺のまちづくりについての当局のお考えは。

2点目、用途変更と、その進捗状況について伺います。

2件目は、ナラ枯れの対応及び環境保全についてであります。

令和3年もカシノナガキクイムシによるナラ枯れが町内の各地で発生しており、町内の被害が広がって、新たに明倫地区にも発生した場所もあると聞いております。

町では、昨年度よりナラ枯れ助成を行っておりますが、伐採以外の有効な対策があまりなく、対応に苦慮しているのが現状かと思えます。

しかし、道路周辺や人家近くなどは、倒木によるナラ枯れによる重大な被害も予想されます。このため、小山町の自然環境を守るためにも適切な対応が求められております。

そこで、以下の質問をさせていただきます。

1点目、町内のナラ枯れ状況について。また、昨年と違いはあるのかどうか。

2点目、昨年からのナラ枯れ助成の申請状況はどのようなものであるのか。また、申請者等からの何か要望があったのかどうか伺います。

また、今、ナラ枯れや土砂崩れ等により町内の自然環境が悪化しております。ナラ枯れは大径木に発生しやすく、幼木への転換も必要なこととなっております。また、土砂崩れ防止の山地強靱化のためにも、森林環境整備が求められております。

そのため、自然環境を守るためにも植林や環境教育等で自然を体験してもらうことが今後ますます重要となってきております。

そこで、以下2点の質問をさせていただきます。

1点目、町民を対象とした植林や自然体験活動のお考えがあるのかどうか。

2点目、交流を通じて小山町の自然を守っていくため、広く町民以外に参加してもらう活動の考えはあるのかどうか。

最後、3件目は、湯船原地区の工業団地での町水道利用についてであります。

現在、湯船原地区の工業団地では数社企業が立地、操業し始め、また、今後立地される企業も決まり、15社余りの企業が予定されております。また、上野工業団地造成も現在、進んでおります。

そのために、町ではこれら企業のために井戸を採掘し、上水道を整備してきました。しかしながら、せっかく準備してきた上水道の利用が十分になされておられません。

町では、令和10年度までに小山町水道ビジョンにおいて、33億円余りの水道事業を計画しており、今後も町内の水道施設の維持整備事業に多額の費用が必要となっており、水道料金の値上げも本年6月定例会で上程されたところでございます。

このような中で、既に湯船原工業団地に投資した水道施設の利用料を確保することは、喫緊の課題でもあります。

そこで、以下の質問をいたします。

1点目、湯船原地区での町水道利用と利用しない企業の状況について伺います。

2点目として、町水道を利用しなかった理由について伺います。

3点目、町水道を利用しない企業での地下水の取水量などの規制はあるのかどうか。

最後4点目、今後、立地する企業への町水道利用について、当局の対応について伺います。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 池谷 弘議員にお答えをさせていただきます。

初めに、湯船原地区の工業団地での町水道利用についてのうち、湯船原地区での町水道利用と利用しない企業の状況はについてであります。

湯船原地区の富士山麓フロンティアパーク小山では、進出する企業10社全てが町水道を利用することとなっております。また、新産業集積エリアでは、現在5区画中2区画の建設工事を行

っており、残り3区画も含め、完成後には町水道を利用することになります。上野工業団地については、令和4年度末に造成工事の完了予定としており、今後、町水道を利用することとなっております。

次に、町水道を利用しなかった理由についてですが、本町では豊富な水資源をセールスポイントの一つとして企業誘致を行っており、操業に必要な水道水の安定供給を行うため、1日当たりの使用水量の上限を定めており、条件が合えば井戸の設置も可能としているところがあります。今年度、富士山麓フロンティアパーク小山で4社が町水道を利用することとなりますが、今後進出する企業を含め、本格稼働に至っていない企業もあることから、町水道の利用実績が上がらない状況となっております。

次に、地下水の取水量などの規制につきましては、工場立地協定書で地下水採取について制限を設けております。工場用地内において、井戸を掘削し地下水を採取する場合は、町の土地利用事業の適正化に関する指導要綱に規定する承認を受けるものとしております。

次に、今後立地する企業への町水道利用について当局の対応はについてですが、既に建設した湯船原配水場を最大限に活用できるよう企業誘致を進めるとともに、町水道利用について企業に働きかけてまいります。

その他の御質問につきましては、関係部長から答弁をいたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○都市基盤部長（湯山博一君） 私からは、都市計画道路大胡田用沢線信号機設置及び周辺地域の用途変更についてのうち、都市計画道路大胡田用沢線から霊園参道入り口までの完了時期についてお答えいたします。

現在、用沢寺から正間田灌漑用水地付近にかけての工区につきましては、令和2年度予算からの繰越し事業により改良舗装工事を実施しているところであります。

それから先、全体計画の終点となります霊園参道入り口までの用沢大御神線道路改良舗装工事につきましては、令和3年度当初予算に計上し、発注は本年12月頃を予定しておりますが、工事の完了時期につきましては、令和4年度にまたがるものと考えております。

次に、大胡田用沢線周辺のまちづくりについての当局の考えと用途変更、その進捗状況についてであります。

町は、大胡田用沢線の沿線地域のまちづくりとして、住宅地を整備し、商業施設を誘導することを計画しており、その手段は、民間活力を利用した一体的な開発により、住宅地の整備だけではなく、周辺住民の生活に資するような、ある程度の規模の店舗の進出も求めたいと考えております。

そのため、本年3月議会定例会で答弁をいたしましたとおり、本年度から用途地域の変更を検討する基礎調査業務に着手しております。

なお、現在、変更が認められる用途と区域の案として3案ほど作成をしておりますが、都市計画決定に向けて関係機関との協議を行い、町民の皆様からも御意見を伺い、御理解を得ながら作業を進めてまいります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○住民福祉部長（渡邊啓貢君） 都市計画道路大胡田用沢線信号機設置及び周辺地域の用途変更についてのうち、町道一色中日向線の交差点に信号機設置の計画があるかについてであります。信号機を設置し管理する静岡県公安委員会からは、町道一色中日向線の交差点改良後に信号機を設置すると示されております。

次に、既存信号機の在り方についてであります。

御殿場警察署の考え方は、交差点間の距離が短く信号機設置基準が満たされないため、諏訪ノ前交差点信号機を廃止し、移設する形で町道大胡田用沢線の新交差点に設置する。この際、諏訪ノ前交差点の信号機を廃止するに当たり、国道246号の佐野川橋北交差点の信号機も廃止して、中央分離帯で塞ぎ、きたごうこども園前の通過車両の削減を図り、円滑な交通と安全を確保するというものであります。

一方、地元からは、町道大胡田用沢線の新交差点への信号機早期設置と既存信号機の存続を望む声が上がっております。このため、御殿場警察署と北郷地区への信号機の設置等に係る説明会を開催し、地域の方々とともに安全なまちづくりを進めてまいります。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○経済産業部長（高村良文君） 私からはナラ枯れの対応、環境保全についてのうち、初めに、町内のナラ枯れ状況についてであります。

今年も昨年同様、梅雨明け以降に町内全域で赤褐色に変色しました落葉樹が確認され、同時にナラ枯れに関する相談も多く寄せられているところでございます。

次に、ナラ枯れ助成の申請状況であります。昨年度は、個人及び法人合わせて16件の申請があり、259万4,000円を助成いたしました。今年度は8月31日時点ではございますが、16件の申請があり、239万円を助成しております。引き続き、町民の皆様や森林関係団体から寄せられる情報等の収集に努めるとともに、第三者への被害防止に努めてまいります。

次に、町内の森林環境教育への取組についてのうち、町民を対象にした植林や自然体験活動の考えについてであります。

植林体験などの森林環境教育を通じて、森林や林業への関心を高めていくことは、地域全体で森林を持続的に保全しつつ利用していくための一つの手段であります。森林の持続的な保全は、世界共通の目標でありますSDGsの目標達成に寄与しており、本町の第5次小山町総合計画に関連した取組でもあります。

町では、町内NPO法人が環境保全の一環として実施いたします町内の小学生を対象とした植林体験や山林所有団体を対象とした山地強靱化の作業体験等に対して、活動場所の提供や支援などを行ってまいりました。このような自然体験活動の取組を引き続き推進してまいります。

次に、交流を通じて小山町の自然を守っていくため、広く町民以外の方々に参加してもらう活動の考えについてであります。

都市部と山村部が連携して、森林体験などを通じて交流を図ることで、社会全体としても森林の役割、関心などの機運が高まり、小山町の自然環境の保全につながっていくと考えております。

町では、平成29年2月にサントリーホールディングス株式会社、丸善食品工業株式会社、小山町の三者で森林整備に関する協定を締結いたしました。これに基づき、関連企業の方々をはじめ、町民以外の方々に広く森林整備などの活動へ参加を呼びかけているところであり、昨年度は植樹イベント等を予定しておりましたが、残念なことながらコロナ禍ということで中止となってしまいました。

このような活動を通じ、町民以外の皆様小山町に来ていただくこと、宿泊していただくことは、町の産業の活性化にもつながることから、町外の方々にも参加していただく自然体験活動に関する支援等についても検討してまいります。

私からは以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありますか。

○6番（池谷 弘君） 3件、10点ほど再質問をさせていただきます。

まず1件目、湯船原地区の工業団地での町水道利用についてであります。

ここの件につきましては、4点ほどお伺いさせていただきます。

まず1点目、湯船原地区の全ての進出企業は、町水道を利用するとの答弁がありましたが、井戸を採掘し、井戸水を使用せずに町水道だけで企業活動をする理解してよいのかどうか伺います。

2点目、また今後、湯船原地区の上水道の使用料金はどの程度を見込んで、投資金額回収は何年ぐらいと考えているのか、伺います。

3点目、井戸を採掘し、上水道として利用を希望している会社は何社ぐらいあるのか伺います。

最後、4点目といたしまして、地下水を取水する場合の制限は湯船原地区全体で考えているのか、個別の企業ごとで考えているのか、伺います。

次に2件目、都市計画道路大胡田用沢線信号機設置及び周辺地域の用途変更についてであります。

2点再質問させていただきます。

1点目、既存信号の存続を望む声が強くあります。諏訪ノ前交差点信号機撤去ですが、町でも御存じのとおり、諏訪ノ前交差点は下から西進するときに、左側はブロック塀で非常に見通しが悪く、また、きたごうこども園の送迎のメイン道路でもあり、都市計画道路開通後は交通量増加も予想されます。信号機設置が望ましいのですが、安全な通行を確保するための方法、例えば点滅式信号等を含め、今後も検討していく考えがあるかどうか伺います。

2点目といたしまして、周辺地域の用途変更についてで、協議等を行うという答弁がありましたが、今後の進捗計画がありましたら伺います。

最後に3点目、ナラ枯れの対応、環境保全についてであります。

4点伺わせていただきます。

1点目、ナラ枯れのより詳しい被害状況について伺います。

2点目、ナラ枯れ申請の内容について伺います。

3点目といたしまして、ナラ枯れ助成を今後も継続していく考えはあるのかどうか伺います。

4点目、町民との交流を深めながら、町民以外にも小山町の自然環境の保全に協力してもらうことも大切なことと考えております。令和元年度より始まった環境譲与税等を活用した活動は考えられないかどうか、伺います。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○経済産業部長（高村良文君） 池谷議員の再質問のうち、湯船原地区の工業団地の町水道利用についての3点、ナラ枯れについての4点についてお答えいたします。

初めに、湯船原地区進出企業の町水道、井戸水の利用についてであります。

敷地内に井戸を掘削している企業につきましては、製品の製造工程において、工場での井戸水の使用を主としており、町水道は事務所等で生活用に使用しますので、町水道のみで企業活動するものではありません。

次に、井戸を採掘し、上水道として利用を希望している会社数であります。進出企業とは、工場立地協定の締結時に上水道の利用につきましては取決めを交わしており、井戸水につきましては、各企業が利用形態を決めることとなります。

次に、湯船原地区での地下水を取水する場合の制限についてであります。地下水を採取する場合の制限は、周辺地域の地下水への影響を考慮する必要があることから、湯船原地区全体で考えております。

次に、ナラ枯れ、環境保全についてであります。

最初に、ナラ枯れの被害状況についてであります。令和2年8月に小山町上空を撮影した衛星画像を基に、今年夏の被害状況を確認した結果、昨年の被害木の周辺に新たに赤褐色の範囲が点在している状況を確認していることから、昨年と同程度の被害は発生しているものと考えております。

次に、ナラ枯れ対策の申請内容であります。

昨年度に引き続き、今年度も申請を受け付けているところではありますが、被害木を伐倒した後、薫蒸処理、チップ化、焼却などの感染拡大防止対策を実施していただいております。昨年度は450本、今年度は8月31日時点で98本の被害木に対応しております。

次に、ナラ枯れの助成を今後も継続していくかについてでございます。

一般的に、ナラ枯れは3年から5年で終息すると言われております。現在、被害発生から2年目であり、終息まで数年かかることが想定されます。したがって、次年度以降も経過観測しながら助成を継続してまいります。

次に、森林環境譲与税等を活用した活動の考えはあるかについてでございます。

町では現在、森林環境譲与税を活用し、手入れが行われておりません私有林の整備を進めていくこととなっております。ほかの市町につきましては、木材の活用や環境教育などの森林整備の普及啓発に森林環境譲与税が活用された事例もあります。町といたしましても、町の森林を活用した体験イベントの提案など、町民以外の皆様に対しましても普及啓発の場といたしまして、受け入れができるよう検討を進めてまいります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○都市基盤部長（湯山博一君） 私からは、湯船原地区の2点目、今後の上水道使用料金の見込みについて、まずお答えいたします。

水道料金改定検討の際に上下水道審議会にも提示をさせていただきましたが、今後の経営状況の試算をしております。そのときには、1日最大給水量約2,500立方メートルのうち、1,060立方メートルの使用と想定をして計算をしました。これの水道料金の概算額でございますけれども、税抜きで年間約3,000万円という数字を見込んでおります。

投資金額の回収でありますけれども、湯船原地区単体で投資金額の回収という考え方は持っておりませんが、湯船原配水場等の整備費用の合計金額は約7億2,000万円です。県からの補助金1億3,800万円余りを差し引きますと、約5億8,000万円を町が負担したということになっております。

続きまして、大胡田用沢線の用途変更の件についてであります。

この区域では、既に民間開発の相談も来ております。その案に沿って協議を進める予定でありますけれども、民間開発の計画が大きく変わらないのであれば、遅くとも来年度、令和4年度中には都市計画決定を行いたいと考えております。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○住民福祉部長（渡邊啓貢君） 都市計画道路大胡田用沢線信号機設置及び周辺地域の用途変更についてのうち、諏訪ノ前交差点の安全な交通を確保するための方法についてであります。

安全の確保は、地域の状況や交通形態により様々な方法が考えられるものと理解しております。

信号機の設置等は、最終的には静岡県公安委員会が決定しますが、町として協議に努めてまいります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再々質問はありませんか。

○6番（池谷 弘君） それでは、再々質問を2点ほどさせていただきます。

湯船原地区の町水道の利用についてでございます。

1点目は、湯船原地区の工業団地の町水道の利用を更に増やしていくための進め方そのものを再度、当局の方に伺います。

2点目といたしまして、湯船原地区工業団地の地下水取水により、湯船原地区より下にありません町水道の湧水量等の影響について伺います。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○フロンティア推進課長（湯山浩二君） 池谷議員の再々質問にお答えいたします。

まず、1点目でございますけれども、水道使用量を増やしていくにはどうしたらいいかというところでございますが、今後、順次、企業の方も操業をされましたり、また、2期拡張計画を計画している企業様も複数社ございますので、その辺りで当然、水道の使用料を増加することが見込まれるわけでございますが、我々としては、やはり企業活動の中で上水道を利用する部分については、やはり計画に近い形で使っていただきたいということで、有効に活用していただくよう働きかけてまいりたいと考えております。

そして、次に2点目、下流域等への影響でございますけれども、湯船原地区における工業団地の開発に伴いまして、地下水採取に当たっての可能性調査、または地下水の水量等の調査をあらかじめ実施しているところでございます。現在、定期的に湧水などの流量ですとか、井戸の地下水位を観測し、周辺施設への影響がないようモニタリング等を行っているところでございますが、継続して注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○6番（池谷 弘君） 以上で質問を終わらせていただきます。

○議長（遠藤 豪君） それでは、ここで10分間休憩します。

午前10時50分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（遠藤 豪君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、2番 室伏辰彦君。

○2番（室伏辰彦君） 通告に従い、一般質問を行います。

件名は、子ども・子育て支援の充実についてであります。

第5次総合計画前期基本計画の子ども・子育て支援の充実の施策の方向（主な取組）の中から伺います。

3点ほど伺います。

まず1点目、子育て世帯の定住の促進についてですが、子育て世帯・新婚世帯が入居できるグランファミリア落合は好評で満室となったと聞いております。今年度からの前期計画で、子育て家庭に配慮した住まいの確保や住宅の取得に関する経済的支援などを行い、子育て世帯の定住を促進するとうたっておりますが、具体的に今後どのようなことを考え、進めていくのか伺います。

2点目、子育て支援センターの充実のうち、きんたろうひろばの利用状況について伺います。

きんたろうひろばは、日曜日が定休日となっております。平成29年12月6日の文教厚生委員会の議事録には、日曜日を定休日とした理由について、平成29年10月にぺんぎんランドを利用された方々にアンケートを取った結果からと記載されており、また、日曜日は家族一緒に過ごしてもらいたいと記載されております。アンケートを取った時点から約4年間経過しております。利用する保護者も変わってきているはずですが、こども園に通園している家庭もきんたろうひろばを利用しております。

現在、きんたろうひろばを利用されている方及びこども園に通園している家庭からもアンケートを取ることが望ましいと考えます。また、現在の働き方は多様化しており、もはや日曜日に仕事が両親そろって休みだという考え方は通用しなくなっていると思います。

直近3か月の曜日別利用状況を伺います。日曜日に開いてほしいという声も寄せられております。直接そのような声は、今まで役場やきんたろうひろばに寄せられているのか伺います。また、その対応はどうされているのか伺います。

3番、きんたろうひろば以外の子育て支援センターは、具体的にどのような点を充実させていくのか伺います。

4番目、現在の働き方は多様化していると先ほど述べましたが、児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当の申請手続は平日時間内にありますが、今後、申請方法の多様化が必要と思いますが、どのようにお考えか伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 室伏辰彦議員にお答えをさせていただきます。

初めに、子ども・子育て支援の充実についてのうち、子育て家庭に配慮した住まいの確保や住宅の取得に関する経済的支援などについて、どのようなことを考えているのかについてであります。

子育て家庭に配慮した住まいの確保の面では、町が初めてPFI事業として公民連携で取り組み、整備した地域優良賃貸住宅、グランファミリア落合が議員御案内のように全40戸が入居済みであります。本事業は30年間にわたって民間事業者が維持管理、運営を行いますので、今後は民間ノウハウの活用による優良なサービスを公民連携で提供し、子育て世帯の方々が安心して生活し続けられるよう努めてまいります。

また、町内に移住・定住を希望される方については、現在、造成中の大胡田分譲地の分譲価格を比較的安価に抑えることが可能であると試算しており、分譲受付の際に同区画に複数の申込みがあった場合には、子育て世帯を優先することを考えております。

また、増加が見込まれます空家や空地の利活用ができれば、土地購入から新築まで行う経費に比べ、安価に住まいの確保が可能となりますので、空家・空地の所有者に向けた利活用促進の意識啓発を行うとともに、町内事業者と連携しながら、空家・空地のマッチングを図る情報発信を行ってまいります。

その他、住宅の取得に関する経済的支援の面では、結婚新生活支援事業として、低所得の年齢が若い新婚世帯に対し、新居の購入や賃貸の経費及び引っ越し費用について、30万円を上限に補助しております。なお、今年度から対象要件を見直し、夫婦の所得制限と年齢制限をそれぞれ引上げ、対象者の拡大を図ったところであります。

今後も子ども・子育て支援策の総合的な検証を行い、効果的な施策を検討してまいります。

その他の質問につきましては、教育次長から答弁をいたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○教育次長（長田忠典君） 私からは初めに、きんたろうひろばの直近3か月の曜日別利用状況について説明いたします。

5月から7月までの曜日別の利用状況となりますが、月曜日が12日で315人、火曜日が13日で316人、水曜日が13日で386人、木曜日が13日で309人、金曜日が13日で386人、土曜日が14日で453人となっております。

なお、昨年度から新型コロナウイルス感染症対策として、一度に利用できる親子の数を20人程度に制限し、開館しているところであります。

次に、日曜日に開いてほしいという声が寄せられているかについてであります。開設当初、日曜日を休館とした理由は、先ほど議員がおっしゃったとおり、当時の利用者アンケートの結果からニーズが少なかったこともありますが、日曜日は学校も園も休みであることから、家族一緒、御家庭などで過ごしてほしい日として考えたからであります。

日曜日に開いてほしいという要望については、今後もアンケートを実施していくなど、利用者のニーズの把握に努めてまいりたいと考えております。

次に、きんたろうひろば以外の子育て支援センターの充実についてであります。子育て支援センターは、町内のこども園全てに設置しております。町立こども園では、月2回、ぺんぎんラン

ドを開いており、各園で工夫を凝らし、子どもが楽しめる場の提供をしております。また、私立のこども園では、看護師による健康相談や様々なイベントを取り入れ、乳幼児や保護者の交流の場所の提供や子育てについての相談、情報の提供、助言を行っております。今後も各園ごと、工夫を凝らした事業を実施し、子育て支援センターの充実に努めてまいります。

次に、児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当の申請手続についてであります。まず初めに、児童手当につきましては、窓口での申請受付のほか、郵送による申請、マイナポータルを利用した電子申請で受け付けており、24時間いつでも申請できる状況となっております。また、これらの申請方法は、現況届の提出依頼時に対象者に案内をしているところであります。

次に、児童扶養手当につきましては、国からの指導により、特段の理由がない限り、本人持参により対面による手続を行うこととされております。仕事の都合等で閉庁時間内に来られない方につきましては、閉庁後の時間でも対応するように努めているところであります。

最後に、特別児童扶養手当につきましては、窓口での申請受付のほか、郵送による申請受付を行っております。今後も、現況届などの提出依頼時に各種申請方法などについて詳しく案内していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○2番（室伏辰彦君） 再質問をさせていただきます。

6点ほど再質問させていただきます。

1点目、グランファミリアは現在満室となっておりますが、入居者が安心して生活を続けられるよう見守るのは当然のことだと思います。大胡田の分譲地も買主が決まれば、それで終わりになります。今後の住まいの確保や定住の促進の計画はどのようなことを考えているのか、伺います。

2点目、空地・空家の所有者に向けた利用促進の意識啓発は、結果が出るような方法で行う必要があります。どのように取り組んでいくのか伺います。

3点目、結婚新生活支援事業の対象要件を見直したとのことですが、夫婦の合計所得金額が400万円未満であり、まだ利用要件が厳しいと思います。令和3年度には支援制度を利用された方がおられるのか伺います。

4点目、日曜日にきんたろうひろばを開いてほしいという声が、この4年間弱で届いているのかという質問に対して回答が得られておりませんが、どうなのでしょう。近隣では、御殿場市は子ども家庭センターがふじざくらにあり、第1、第3月曜日が定休日となっており、清水町では子育て総合支援センターが、水曜日の定休日となっております。日曜日は家庭で過ごすという考え方は見直してもよいのではないのでしょうか、伺います。

5点目、公立のこども園では月に2回、ぺんぎんランドを開いているとのことですが、現状は分かりましたが、今後どのような点を充実させていくのか伺います。充実させていくに当たり、月2回という回数はよいのでしょうか、伺います。

6点目、児童手当等の申請方法について、窓口での申請者数、郵送での申請者数、マイナポータルを利用しての電子申請者数の内訳を教えてください。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○理事（増井重広君） 室伏辰彦議員の再質問にお答えいたします。

初めに、1点目の今後の住まいの確保や定住の促進の計画はどのように考えているかについてであります。

住まいの確保の面では、町の宅地造成事業や空家・空地の利活用促進等に取り組んでおりますが、行政の限られた予算やノウハウだけでは多様化するニーズの全てに対応することは困難であるため、住環境の整備についての民間参入を促進することが不可欠であると考えております。その意味では、定住促進につながる民間事業を行政が応援する手段の一つとして、町が開発許可をした民間による宅地開発事業のうち、事業者から掲載申出があったものを町ホームページで情報発信する取組を開始いたしました。今後も民間との連携を強化し、子育て世代の多様なニーズに応えられる施策について検討してまいりたいと考えております。

次に、2点目の空地・空家の所有者に向けた利用促進の意識啓発をどのように取り組んでいくのかについてであります。

空家や空地の利活用を促すための意識啓発については、広報紙の活用による町民への啓発のほか、毎年4月に発送している固定資産税の納入通知書に、空家・空地の利活用を促すチラシを同封することを準備しており、町民だけでなく、町外の不動産所有者にも広く利活用を呼びかけたいと考えております。なお、利活用に至るまでの過程では、専門家の助言やマッチングのための情報発信等も必要となりますので、移住・定住及び空家等対策の促進に関する協定を締結している公益社団法人静岡県宅地建物取引業協会の御協力をいただくなど、民間と連携して進めていくことで、利活用事例を増やしてまいりたいと考えております。

次に、3点目の結婚新生活支援事業の所得制限の要件と令和3年度の活用についてであります。

結婚新生活支援事業は、低所得の年齢が若い新婚世帯を支援するため、国が示す基準の下で、静岡県が実施する地域少子化対策重点推進交付金事業として、県内18市町が補助率3分の2の交付金を受けて実施しております。そのため、町独自で所得金額の基準を変えることはできませんが、今後の制度見直しに向けて、新婚世帯の反応や実態に関する情報を県に伝えてまいりたいと考えております。

令和3年度の支給状況につきましては、現時点ではまだ支給実績はありませんが、結婚を予定している方からの相談を2件受けております。今後も必要な方に必要な情報が届くようPRに努め、制度活用の促進を図ってまいります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○教育次長（長田忠典君） 初めに、4点目のきんたろうひろばについてお答えいたします。

日曜日に開いてほしいという声につきましては、今まで特に教育委員会には寄せられていないところであります。また、日曜日は学校も園も休みであることから、先ほど申し上げましたとおり、家族一緒、御家庭などで過ごす日としてほしいと考えたことについては、今後、議員御指摘のありましたアンケートの実施などによりまして利用者ニーズを把握し、きんたろうひろばの運営、具体的には職員の配置体制なども考慮しながら検討していきたいと考えております。

次に、5点目のぺんぎんランドの充実についてであります。

ぺんぎんランドは、子育て親子の交流の場の提供や交流の促進を図るため、身近なこども園を利用した事業となっております。各園の地域性や特色を活かし、季節に応じた制作活動や園生活につながるような遊びの提案など、各園で工夫を凝らした事業を提供して行っております。

イベントとしては、公立では月2回のぺんぎんランドの開催となっておりますが、各こども園では支援センター機能を有しておりますので、こども園の開設時間中は、各園において相談等を受けることができます。また、日曜日を除く毎日、きんたろうひろばが利用できることであつたり、私立こども園でも同様の事業を実施していることから、ぺんぎんランドの開催は2回の開催が妥当であると現在のところ考えているところであります。

次に、6点目の児童手当等の申請についてであります。

児童手当の受給申請は、本年度の実績では、8月末までで69件の申請があり、郵送によるものがそのうち3件、窓口によるものが66件であります。同じく現況届につきましては900件の届出で、マイナポータルによる届出が37件、郵送によるものが30件、残りの833件が窓口によるものという状況でございます。

児童扶養手当の受給申請につきましては8件、現況届は82件で、両方とも窓口による申請となっております。

特別児童扶養手当については、新規の申請が4件で、全て窓口によるものであります。また、所得状況届は、現在、受付期間中になりますが、34件の受付を全て窓口でしている状態です。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再々質問はありませんか。

○2番（室伏辰彦君） 再々質問をさせていただきます。

まず一つ目、民間との連携を強化し、子育て世帯の多様なニーズに応える施策について、検討していきたいと考えているとのことですが、民間事業者との具体的な連携はどのようなものになるのでしょうか、伺います。

二つ目、来年の固定資産税の納入通知書にチラシを同封するというのを準備しているとのことですが、発送は来年4月になります。それまでは呼びかけないということですか。今年度は呼びかけるチラシ等を送付する予定はないのか伺います。

三つ目、ぺんぎんランドですが、週2回が妥当であるとのことですが、ぺんぎんランドの利用実績について伺います。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○人口政策推進室長（石田洋丈君） 室伏辰彦議員の再々質問にお答えします。

初めに、1点目の住まいの確保に向けた民間事業者との具体的な連携についてであります。具体的な検討はこれからとなりますが、例えば、再質問でお答えした公益社団法人静岡県宅地建物取引業協会の御協力をいただき、広域的な情報発信の連携を強化するとともに、町内の物件を扱う不動産会社から御意見をいただく場を設け、現在のコロナ禍の状況ですとリモートになるかもしれませんが、実際に現場で子育て世代の方に接する機会の多い方々からの御意見を踏まえて、施策を検討してまいりたいと考えております。

次に、2点目の空家等の利活用に向けた意識啓発のためのチラシの送付についてであります。毎年4月に一斉送付する固定資産税の納入通知書に空家・空地の利活用を検討いただくチラシを同封することの意義といたしましては、実際の納入税額を認識していただくタイミングの方が具体的な利活用の検討に入りやすいのではないかと考えたからであります。

しかしながら、議員御指摘のとおり、4月までは期間がありますので、その間は町のホームページや広報誌に掲載するなど、利活用の呼びかけを進めていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○教育次長（長田忠典君） ペんぎんランドにつきましては、各園で月2回、実施をしております。時間は1時間程度を行っております。0歳から2歳の未就園児の親子が来ていただいております。詳しい数字はございませんが、おおむね、きたごう、すばしりこども園においては、10組程度が毎回利用いただいております。また、するがおやまこども園、すがぬまこども園については、5組程度の今、言いました親子が利用をいただいているという状況でございます。

以上であります。

○2番（室伏辰彦君） 以上で終わりにいたします。

○議長（遠藤 豪君） 次に、3番 小林千江子君。

○3番（小林千江子君） 町内に新たに建設・改築された施設のさらなる有効的な活用並びに今後の観光施設整備について、通告に従い、一括質問一括答弁方式にて質問させていただきます。

平成29年の金時公園を筆頭に、あしがら温泉、足柄駅舎、豊門公園（西洋館・豊門会館）、誓いの丘、駿河小山駅前交流センターFuji Cycle Gate、そして森村橋など、町内には様々な観光施設が改修整備され、美しく生まれ変わりました。

多額の予算を投じたこれら観光施設ですが、コロナ禍ということもありますが、なかなか思うような利活用がされていないように見受けられます。

町は、これら観光施設利活用の現状をどのように分析し、また、どのような事柄を課題とされ、それらに対し施策を講じようとしているのか。そして、これら観光施設の利活用をどのように計画されているのか、その構想をお伺いいたします。

次に、町民の認知度や使用頻度、町外からの観光人口・交流人口を含め、どのような課題があると町は考えているのか、それぞれの施設に対しての今後の課題をお伺いいたします。

三つ目に、豊門公園についてお伺いいたします。

先日行われた一般質問において、高畑議員も質疑されておりましたが、豊門公園にある町の有形登録文化財でもある西洋館並びに豊門会館は、現在、常時開放がされておられません。撮影やイベントなどの臨時的な貸出しやオリンピック競技において、聖火リレーのオープニングセレモニー会場として利用がされるなど、全く使われていないというわけではありませんが、常時開放がされていないことから、町内外の方々が訪れた際に施錠されていたり、内覧を希望したくても役場へわざわざ依頼をしなければ見学もできない状況を鑑みますと、施設の十分な利活用ができていないと言わざるを得ません。

コロナ前は民間企業などにも働きかけを行い、一部企業からは豊門公園の施設運営を含む利用に関して、色よい御返事をいただけたようでもあると伺っております。

しかしながら、コロナが世界を席卷し、様々に先行きが不透明になる中で、豊門公園も同様に、当初見込んでいた民間企業への誘致や運営も厳しい状況に置かれ、今後も借手市場は更に難しい状況にならざるを得ないと推測できます。

民間企業により運営を実施していただくことは確かに最良であると考えられますが、社会的情勢を鑑みるに、今、慌てて民間企業へ働きかけたところで、町にとっても、また民間にとっても、最良の運営を豊門公園で行うことはなかなか難しいかと思われまます。

だからといって、ただ手をこまねき、現状のまま建物に鍵をかけたままであることも最善であるとは言えません。私はこのコロナが明けて、民間との最良な結びが行われるまでの間、町が豊門公園を町のサテライトオフィスとして使用し、常時開放させる働きかけも一つの案であると感じております。

折しも現在、町は新しい理事をお迎えし、人口政策推進室を立ち上げ、サテライトオフィスやワーケーションなど、関係人口の創出を含めた取組を働きかけておられます。役場のサテライトオフィスとして豊門公園を利活用し、豊門公園に職員が常任することで、施設が常時開放できるよう調整することも十分検討できるかと思われます。

また、町がこのような取組をすることはあまり前例のない事柄ですから、話題性にも富んでおりますし、大変に先進的な動きであると言えます。サテライトオフィスを誘致する側が身をもって実践することで、利点や改善点などにも気づき、民間企業側への働きかけの際には、これを優位に使うことも可能となると思われます。

町のサテライトオフィスとして豊門公園を利用しながら、常時開放させることは一石二鳥、いえ三鳥にもなれるかと思われますが、町の考察をお伺いいたします。

四つ目に、駿河小山駅前交流センターF u j i C y c l e G a t eについてお伺いいたします。

本施設は、東京オリンピック・パラリンピック自転車競技の開催を契機に、小山町を「だれもが気軽に楽しめる、サイクルタウンの実現」を目指し、サイクルスポーツの振興による健康づくりの実現、サイクルツーリズムの推進による観光立町の実現を掲げ、施設のリニューアルが施されました。

現在は、令和3年4月より観光協会へ委託し、試行期間として運営を実施しております。

確かにリニューアルは施され、駿河小山駅前交流センターは人を迎え入れるにふさわしい空間に修景整備されました。しかしながら、この事業がスタートされる際のコンセプトにもあるようなサイクルツーリズムの拠点機能は、まだまだ改善の余地があるように見受けられます。事実、サイクルツーリズムは町が従来、観光拠点としていた富士箱根トレイルやゴルフ、トレッキングなどと比較すれば、まだまだ認知度も低く、電動アシスト付きバイクの利用や自転車目的の施設利用者は少ないかもしれません。

ニーズの観点から調査を行えば、従来利用されていた方々のニーズが調査として反映されることは明白であり、本来の目的であったコンセプトから離れていってしまうことも危惧されます。

駅前の観光としての位置づけも町として求められる設備かと思われますが、一度、F u j i C y c l e G a t eとして、サイクルツーリズムを中心とした試行も行ってみるべきではないかと思われます。

また、この施行期間を経て、今後どのような施設として本施設の運用を図ろうとされているのか、指定管理をどのように公募される御予定なのか、町の考察をお伺いいたします。

五つ目に、金時公園、誓いの丘など、周辺に飲食店がない施設へのキッチンカーの導入に関してお伺いいたします。

金時公園や誓いの丘ですが、コロナ禍ではありますが、連日たくさんの来館・来訪をいただいております。親子連れの楽しそうな遊ぶ姿を見るにつけ、リニューアルの成功を感じておりま

す。そんな中、そこから聞こえてくる声として、周囲に飲食店がないことから、お昼になると小腹をすかせた親御さんから、ちょっとしたものが購入できたらうれしいのだけれどというお声も見受けられました。

パンやお菓子などを取り扱う自動販売機などの導入も考えられますが、バラエティーの面からいえば、キッチンカーなどを有効的に取り入れることも検討できるのではないかと考えられます。

これら周囲に飲食が望めない場所にある町の観光施設におけるキッチンカーの誘致を行うことは、町にとって大変有効であると考えますが、町の考察をお伺いいたします。

六つ目に、これら改修、建設された観光施設や公共施設のほかに、今後、町は新たな観光施設整備を何か計画されているのか、お伺いいたします。

最後に、誓いの丘のモニュメントや足柄駅舎設計にも携われ、国立競技場の設計者でもある隈研吾氏により、道の駅すばしりの改装設計が完了しており、あとは実施するのみとお伺いしておりますが、町は今後どのような調整を行い、どのような設計計画をお持ちなのかお伺いいたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 小林議員の御質問にお答えをさせていただきます。

観光施設利活用の現状分析、課題や施策、利活用計画に係る考察であります。

議員御指摘のとおり、文化財として整備した豊門公園や森村橋、地域の皆様の公園として活用する金時公園、観光交流拠点と位置づけている両駅前交流センターなど、物理的な整備は完了したものの、活用計画が明確になっておらず、十分な整備効果を発揮していないという側面もあると認識をしているところであります。

一方で、これらの施設は拙速に単独展開するのではなく、それぞれの性質や特徴とともに施設を訪れるユーザー特性や地理的条件等をつぶさに見極め、以後、総合的な戦略を構築し、活用していくということが真に町に求められている施策であると考えており、これら全てを観光的な活用としてということではなく、求められる役割に沿った利活用を図っていくべきものと考えております。

こうした認識の上で各施設について、まとめて経済産業部長から答弁をさせていただきます。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○経済産業部長（高村良文君） 各施設の評価・分析から答弁させていただきます。

初めに、町民いこいの家あしがら温泉ですが、施設の改修目的は、老朽化や故障等に対応するものであり、コロナ禍において、利用者が減少している時期に実施することで、利用者への影響を最小限にとどめつつ、長寿命化を図ったものであります。なお、現状では指定管理者制度導入のメリットを十分に活かせる状況とは考えられないことから、いましばらくは町営にて管理を行

うことと考えておりますが、一方で、利用者の75%以上が町外者である状況を鑑みるに、公費の投入と施設の採算性も厳しく見極めていく必要があると考えております。

次に、足柄駅前交流センターですが、施設の利用状況といたしましては、地元小山高校生の自主学習に大きく寄与し、空きスペースがあるかとの問合せがあるほど活用されているほか、地元住民の休憩、情報交換、足柄エリアや金時山ハイカーの休憩利用、ビジネスマンの利用、施設の美しさに起因するインスタグラムへの掲載など、限られたスペースであるものの、十分な利活用が図られていると考えます。また、昨年のアートビレッジ開催時のラブピアノの設置による利用者も多数ございました。

次に、駿河小山駅前交流センターですが、試行的運用の中で、整備計画時点で示されていた「自転車活用の拠点」としては、いまだ周知不足の面は否めないものの、レンタサイクルの認知度は少しずつではありますが上がってきております。また、従来から駿河小山駅を利用しているゴルフ場利用客、富士霊園の墓参者等のニーズに応える運用が確立されつつあり、小規模な物販や飲食提供にもかかわらず好評を得ていること、切り花や土産品などに一定のニーズがあること、地元住民のリピーター利用があることなどが明確になってまいりましたので、今後のフェーズでは、これらを活かした具体的な活用計画を立てられるものと考えております。

次に、金時公園は主に芝生及び金太郎テラスを整備し、集落支援員や地域の方々の草取り、清掃作業により、良好な公園環境が維持できております。また、常駐職員1名及び地域の方々の地域活動により、休日を問わず、日中常時開放できているため、地域子ども達や町民のみならず、町外の方々が公園施設をよく利用している姿が見受けられますので、利用者にある程度の満足を得られていると考えております。

次に、豊門会館、西洋館を含めた豊門公園は、公園自体を改修し、こちらも集落支援員や地域の方々の草取り、清掃作業により良好な公園環境、文化財施設が維持されており、町民のみならず、町外の方々の利用が見受けられ、利用者にある程度の満足を得られていると考えております。

次に、誓いの丘公園は、主にあずまや、トイレ、駐車場を整備し、地域の方々の草取り、清掃作業により良好な公園環境が維持できております。また、町内でも有数の富士山と、その周辺の眺望を拝めることから、他県ナンバーの車やバイクが多く見受けられ、さらに、トイレの使用を1回100円といたしましたが、令和3年度は7月までの4か月で14万4,000円の使用料収入があり、その使用状況を踏まえると、利用者にある程度の満足を得られていると考えております。

次に、森村橋は、復原工事により明治39年に架橋された当時の橋梁に生まれ変わりました。橋名板や欄干など、失われていた意匠、デザインにつきましては、架橋当時に復原し、誘客及び文化財を身近に感じていただくことを目的に、橋詰広場の整備と橋体のライトアップ設備を設置いたしました。これらの復原及び整備により、富士紡績創業時の遺構を再現することができ、併

せて小山町が誕生する端緒、始まりとなった富士紡績の歴史を改めて学習することのできる貴重な文化財となり得たと考えております。

次に、各施設の評価と今後の課題であります。各施設単体での評価はそれぞれ先ほどお答えしたとおりではあります。町が整備する公共施設にはそれぞれ明確な整備目的や存在意義がありまして、これに沿った運営が必然と考えております。

こうしたことを担当課のみならず、町内横断的に議論し、それぞれが目的を果たしつつ、相乗的な効果を生み出せるような連携と流動性を持たせられることが施設運営の鍵となると考えておりますので、総務課に配置されております公共施設計画担当を中心に、町内の施設全体の管理、活用について検討していくべきあると考えております。

豊門公園の指定管理者等々の公募につきましては、高畑議員の御質問のとおりでございますので、説明を省かせていただきます。

次に、豊門公園を役場サテライトオフィスとして活用し、常時開設できるよう検討できないかについてであります。

豊門公園は、今後、民間活力の導入により管理運営していく方針ですので、役場のサテライトオフィスとしての利用は考えておりません。

次に、駿河小山駅前交流センターの試行期間中の分析と今後の運用をどのように図ろうとしているのかについてでございます。

試行期間の実績評価は、先ほどお答えしたとおり、JRにより町内施設へ来場される都市住民の利用や地域住民の物販利用が一定以上あることの結果が明確になりましたが、統計はコロナ禍におけるものであることから、今後、いましばらく継続してデータを見極める必要があると考えます。

次に、今後の運用ですが、施設整備時点での計画にのっとりつつも、これらにとらわれることなく、利用者のニーズに合った柔軟な施設運営を考えてまいります。

次に、指定管理者の導入でございますが、コロナ禍により、現時点でのデータのみで判断すべきでないと考えますので、いましばらく試行運用を継続しながら、的確な時期に導入を図ってまいりたいと考えます。

次に、自転車に特化した試行的運用ですが、議員御指摘のとおり、東京2020大会のレガシーとしても、町の自転車活用推進計画の拠点施設の充実は重要であります。サイクルツーリズムの浸透を図るには、単独施設での取組ではなく、総合的な施設の充実が不可欠であります。

具体的には、今年度からコースを変更して実施いたしましたツアーオブジャパンのさらなるブラッシュアップや子ども達への教育、自転車競技の魅力発信、町民の自転車利活用に関する意識啓発等、様々なソフト施策を充実させつつ、駅前交流センターがそれらに対してどのような役割を果たすべきかをしっかりと議論し、必要かつ十分な事業を行ってまいります。

次に、金時公園、誓いの丘など周辺に飲食店がない施設へのキッチンカーや地元の飲食店の誘致についてであります。平成29年の都市公園法等の改正により、公園に販売のための建築物を造りやすくなりましたが、現状の公園に新たな施設を整備する、または誘致する考えはございませんが、西洋館につきましては、改修したラウンジ、厨房を利用した飲食提供が可能になるよう工夫してまいりたいと考えております。

また、キッチンカー等による販売行為は、公園の構造等により制約はございますが、条例の定めに従って利用することができます。

次に、新たな観光施設整備の計画についてであります。

新たな施設を増やすだけでなく、既存施設への流動性や認知度を高める施設整備を計画しております。

具体的には、富士山5合目小富士遊歩道整備、まぼろしの滝案内看板の設置、このほど開通した国道138号線への施設案内看板の設置など、世界文化遺産である富士山周辺の整備を重点的に行ってまいります。

また、環境省の事業ではございますが、富士山5合目インフォメーションセンターの建設も今後行われます。

最後に、道の駅すばしりの改修工事でございます。

こちらは令和元年度に町の財政事情とプライオリティから、当該施設の改修工事を見送ったところであります。まず、現状施設において、利用者からの声にもありますが、物販やレストランの充実により集客の増加を図り、その後にニーズに合わせた施設整備を実現していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありますか。

○3番（小林千江子君） 7点ほどお伺いいたします。

まず一つ目に、町民いこいの家あしがら温泉に関してお伺いいたします。

現状では、指定管理者制度導入のメリットを十分に活かせる状況は考えられないとのことから、いましばらくは直営による管理を行うことが適当と考えているとのことですが、それでは、町の考える導入可能と思う状況がどのような状況であるのか、具体的な数値を入れ、御説明ください。

次に、駿河小山駅前交流センターに関してお伺いいたします。

今後のフェーズでは、これらを活かした具体的な活用計画を立てられるものと考えておりますとのことですが、従来、駿河小山駅を利用してくださっているお客様には切り花やお土産などのニーズがあることは、今回実施した試行的運用の中で明確となり、収益を出されているようで大変喜ばしく思いますと同時に、このサイクルゲートへどのようにサイクルツーリズムやオリン

ピック・パラリンピックを開催した町として、新しい風を吹かせ、従来とは違う新規の客層を呼び込むのか、その点をどのようにお考えなのかお伺いいたします。

金時公園並びに誓いの丘に関してもお伺いいたします。

金時公園に関して、利用者にある程度の満足を得られていると考えておりますとの御回答でしたが、利用者からは飲食の販売があるとうれしいのだけれどという声も上がっておりますし、さらなる満足度を目指されることも視野に入れてみるのはいかがでしょうか。

このキッチンカーですが、主として食品の調理を目的とした設備を備える車両であり、昨今ですと、様々なバラエティに富んだ食事の提供が可能となってきております。また、このキッチンカーで注目したいのは、これらキッチンカーがそれぞれの情報発信を駆使し、収益を自ら行ってくれることにあります。集客をしていただけるということは、町の関係人口や交流人口の拡大にもつながると考えられます。

また、キッチンカーは移動式であり、常駐でないことから、町が特に追加で施設を開設する必要もなく、町の持ち出しは一切ございません。誓いの丘に関しても同様の事柄が言えると思っております。トイレの使用料収入から単純に計算したとしても、月 360 人ほどの来訪者がいてくださるという状況は、交通の便が悪い中にもかかわらず、それを凌駕する魅力が今の誓いの丘にあると捉えられます。大変に喜ばしく思うのと同時に、キッチンカーなどを導入し、富士山を一望する絶景においしいコーヒーやフードがあいまいれば、満足度も更に高まるのではないのでしょうか。金時公園や誓いの丘など、飲食店の少ないエリアにある観光施設へのキッチンカー導入は、町にとっても大変有益であると考えます。再度、導入に対しての町の考察をお伺いいたします。

○議長（遠藤 豪君） 3 番 小林千江子君に申し上げます。発言時間が残り 3 分を切りましたので、御承知おきください。

○3 番（小林千江子君） はい、頑張ります。

次に、森村橋に関してお伺いいたします。森村橋はその先進的な復原方法から、土木学会において令和 2 年度、栄えある田中賞を受賞いたしました。この土木学会田中賞は、昭和 41 年度より橋梁・構造工学に関する優秀な業績に対して授与されている学会賞です。業績部門、論文部門、作品部門の三つの部門があり、森村橋はその中の作品部門において、復旧などの特色を有する優れた作品として賞を受賞いたしました。

行政において田中賞を受賞したのは静岡市に次いで小山町が 2 番目であり、これは大変な名誉です。にもかかわらず、受賞後、2 回ほどタイミングがあったにもかかわらず、町は広報おやまでも一度も取り上げておりません。富士紡績創業者の遺構を再現することができ、併せて小山町が誕生する端緒となった富士紡績の歴史を改めて学習することのできる貴重な文化財となり得たとおっしゃられつつも、広報おやまにも掲載せず、町民に報告をしないことは甚だ疑問です。町民に対して周知が全く足りておりません。様々に広報ツールがある中で、なぜ森村橋の PR をしな

いのでしょうか。観光への誘致はもちろんです。まずは町内への周知をしっかりと行い、郷土学習などに取り入れるなど、積極的に働きかけるべきかと思われま。

次に、豊門公園のサテライトオフィスの利用に関して伺います。

常時開設されていないことに対しては、先日行われた高畑議員の一般質問において、当局側も問題であると感じられたからこそ、12月の補正予算に上程したいという大変前向きな回答をいただけたのだと推測いたします。入館料を含め、どのように進められるのかは執行部側の調整事項となりますが、民間企業の導入までの間を町のサテライトオフィスとして活用することも大変有効であると考えております。

先日の一般質問においても、鈴木豊議員からの本庁舎建て替え計画に関する質疑がされた際に、町長自ら、現代は分散型や他の施設を共有することも視野に入れ、機能の在り方を検討、整理したいとの発言もありました。サテライトオフィスとしての利活用は考えていないとの御回答でしたが、検討の余地は十分にあると考えております。いま一度、町の考察をお伺いいたします。

次に、道の駅すばしり観光交流センターに関して伺います。

道の駅すばしりは平成3年にオープンし、約10年が経過しております。令和2年度の利用は22万7,531人、月平均にいたしますと1万8,961人と、コロナ禍にありながら、にぎわいを見せておりました。

○議長（遠藤 豪君） 3番 小林千江子君に申し上げます。発言時間15分を経過しましたので、6番目の質問は最終的に何を聞きたいのか、その部分だけお答え願いたく、修飾の発言はお控えいただきたいと思ひます。

○3番（小林千江子君） 端的に申し上げますと、国道138号線の新たな開通によりストロー現象も起きてしまっており、コロナ禍による観光客の減少も加え、以前よりも更に観光客が減少している中、やはり、例えば隈研吾氏による改装・改築など、何か大きな魅力を創出する必要が道の駅すばしりにあるのではないかと感じているということをおし上げたかった次第でございます。

また、道の駅すばしりにおける改修工事が湯船原におけるごみ処理の財源確保のために予算が凍結されていたのであれば、財政面での難しさがあるのであれば、県の観光施設整備事業補助金などを利用されたり、企業版ふるさと納税を、地方創生の一環で創設された国の事業ですけれども、こちらを利用することも必要であると感じております。よろしいですか。

○議長（遠藤 豪君） 時間が過ぎておりますので、先ほどおし上げましたように、6番目の質問については道の駅すばしりの改修の関係ですか、ここまでとさせていただきます。

○3番（小林千江子君） 分かりました。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○商工観光課長（渡邊辰雄君） 1番目、2番目、6番目になりますかね、商工観光課でお答えいたします。

まず、いこいの家ですが、この状況で町としましては、来年度も直営で行うというような考えを現在持っております。

その大きな理由としましては、やはりコロナの収束があつて、安心して指定管理者が町から引き継げるような状況をつくっていききたいというのが大きな理由でございます。特に数字的なものはございません。

こちらにつきましては以上です。

次に、2番目でございますが、駿河小山駅前交流センターでございますけれど、サイクルゲートという名称も使っているとおり、当初についてもサイクルツーリズムというものの拠点として活用していくというものもありましたが、それに加えて、カフェや物販というものも当初から組み込んだコンセプトであるというものでございますので、何かに特化すると。一つに特化して行うというよりも、やはり小山町の現在の立地状況から申し上げますと、なかなか一つで運営が成り立つものではございませんので、やはり複合的に現在把握しているニーズを活かしながら運用をするべきというふうに考えてございます。

六つ目の道の駅すばしりでございますけれど、こちらにつきましては、先ほども答弁いたしましたとおり、当時、令和元年の財政的な状況も踏まえまして、先送りにしたというものでありまして、今後につきましては、まずはソフトの部分を充実していただいて、その後、今の指定管理者とも協議をしながら、どのような施設改修が必要なのかというところを進めていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○都市基盤部長（湯山博一君） 私からは、3点目と5点目についてお答えをいたします。

まず、金時公園、誓いの丘公園のキッチンカーに関しましては、議員御指摘のとおり、近くに飲食店がないということで不便を感じているということでありますので、そういう申入れがあれば、条例に従って、ぜひ営業していただければありがたいと思っております。

ちなみに、誓いの丘公園につきましては、キッチンカースペースということで2台分設けてありまして、そこにコンセントも設けてありますので、いろんな活用ができるんじゃないかなと考えております。御指摘のように誘致というところまではやっておりますでしたけれども、ぜひそういうお話があれば、前向きにといたしますか、ぜひ利用していただければと思っております。

それから、5点目のサテライトオフィスの件なんですけれども、これは高畑議員への答弁と若干重なりますけれども、常時公開をすることになれば、当然そこには会計年度任用職員になろうかと思いますが、職員が常駐すると、イコール事務室なものを必ず設けなければいけないの

で、それがサテライトオフィスと呼べるかどうかは別としまして、何らかの形で役場の仕事とい
いますか、そういうものをできるようになればいいなと思っております。

あと、入館料に関しましては、これも高畑議員の答弁で申し上げましたように、12月の議会
に向けて条例改正の検討を始めておりますので、その際に入館料も明確に決めていきたいと考
えております。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○生涯学習課長（平野正紀君） 私からは、4点目の森村橋のPRについてお答えをいたしま
す。

まず、5月の定例記者会見におきまして、森村橋の田中賞の受賞について報告をさせていただ
きました。新聞等で報道されたところでございます。しかしながら、議員御指摘のとおり、十分
な周知、PRがされたとまではいかないというふうに考えますので、様々な情報ツールを活用い
たしまして、文化財としての富士紡績の産業遺産であることに加えまして、土木分野での輝かし
い功績についても、多くの方に知ってもらえるよう努めてまいりたいと考えます。

まずは、広報おやまに本件を掲載いたしまして、分かりやすく解説をしてまいりたいというふ
うに考えております。

また、田中賞の受賞に当たりまして、記念のエンブレムを授与されましたので、橋のたもとに
設置をするための準備を現在行っているところでございます。

以上であります。

○3番（小林千江子君） 以上で私の質問を終わりにします。

○議長（遠藤 豪君） これで一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回は、9月27日月曜日 午前10時開議

議案第70号から議案第88号までの議案31議案を順次議題とし、委員長報告、質疑、討論、
表決を行います。さらに、議員の派遣について採決を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後0時04分 散会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

| | |
|---------|---------|
| 議 会 議 長 | 遠 藤 豪 |
| 署 名 議 員 | 小 林 千江子 |
| 署 名 議 員 | 佐 藤 省 三 |

令和3年第6回小山町議会9月定例会会議録

令和3年9月27日（第6日）

召集の場所 小山町役場議場

開 議 午前10時00分 宣告

出席議員 1番 室伏 勉君 2番 室伏 辰彦君
3番 小林千江子君 4番 佐藤 省三君
5番 岩田 治和君 6番 池谷 弘君
7番 高畑 博行君 8番 渡辺 悦郎君
9番 藺田 豊造君 10番 米山 千晴君
11番 池谷 洋子君 12番 鈴木 豊君
13番 遠藤 豪君

欠席議員 なし

説明のために出席した者

| | | | |
|--------|--------|--------------------|--------|
| 町 長 | 池谷 晴一君 | 副 町 長 | 大森 康弘君 |
| 教 育 長 | 高橋 正彦君 | 理 事 | 増井 重広君 |
| 企画総務部長 | 小野 一彦君 | 危機管理局長 | 遠藤 正樹君 |
| 住民福祉部長 | 渡邊 啓貢君 | 経済産業部長 | 高村 良文君 |
| 都市基盤部長 | 湯山 博一君 | オリンピック・パラリンピック推進課長 | 池谷 精市君 |
| 教育次長 | 長田 忠典君 | 企画政策課長 | 勝又 徳之君 |
| 総務課長 | 池田 馨君 | 都市整備課長 | 込山 次保君 |
| 上下水道課長 | 遠山 洋行君 | 総務課課長補佐 | 渡邊 徹君 |

職務のために出席した者

| | | | |
|---------|-----------|-----------|--------|
| 議会事務局長 | 後藤 喜昭君 | 議会事務局書記 | 池谷 孝幸君 |
| 会議録署名議員 | 3番 小林千江子君 | 4番 佐藤 省三君 | |

閉 会 午後0時09分

(議 事 日 程)

- 日程第 1 議案第 70 号 町道路線の認定について
- 日程第 2 議案第 71 号 町道路線の変更について
- 日程第 3 議案第 72 号 字の区域の変更について
- 日程第 4 議案第 73 号 字の区域の変更について
- 日程第 5 議案第 74 号 財産を支払手段として使用することについて (変更)
(小山町上野工業団地造成工事)
- 日程第 6 議案第 75 号 小山町中小企業・小規模企業振興基本条例の制定について
- 日程第 7 議案第 76 号 小山町手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 77 号 令和 3 年度小山町一般会計補正予算 (第 5 号)
- 日程第 9 議案第 78 号 令和 3 年度小山町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 10 議案第 79 号 令和 3 年度小山町育英奨学資金特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 11 議案第 80 号 令和 3 年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 12 議案第 81 号 令和 3 年度小山町下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 13 議案第 82 号 令和 3 年度小山町土地取得特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 14 議案第 83 号 令和 3 年度小山町介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 15 議案第 84 号 令和 3 年度小山町宅地造成事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 16 議案第 85 号 令和 3 年度小山町上野工業団地造成事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 17 議案第 86 号 令和 3 年度小山町小山 P A 周辺開発事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 18 議案第 87 号 令和 3 年度小山町温泉供給事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 19 認定第 2 号 令和 2 年度小山町一般会計歳入歳出決算
- 日程第 19-1 発議第 3 号 認定第 2 号 令和 2 年度小山町一般会計歳入歳出決算に対する附帯
決議
- 日程第 20 認定第 3 号 令和 2 年度小山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- 日程第 21 認定第 4 号 令和 2 年度小山町育英奨学資金特別会計歳入歳出決算
- 日程第 22 認定第 5 号 令和 2 年度小山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- 日程第 23 認定第 6 号 令和 2 年度小山町下水道事業特別会計歳入歳出決算
- 日程第 24 認定第 7 号 令和 2 年度小山町土地取得特別会計歳入歳出決算
- 日程第 25 認定第 8 号 令和 2 年度小山町介護保険特別会計歳入歳出決算
- 日程第 26 認定第 9 号 令和 2 年度小山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算
- 日程第 27 認定第 10 号 令和 2 年度小山町上野工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算
- 日程第 28 認定第 11 号 令和 2 年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計歳入歳出決算
- 日程第 29 認定第 12 号 令和 2 年度小山町小山 P A 周辺開発事業特別会計歳入歳出決算

- 日程第 30 認定第 13 号 令和 2 年度小山町温泉供給事業特別会計歳入歳出決算
日程第 31 議案第 88 号 令和 2 年度小山町水道事業会計利益の処分及び決算の認定
日程第 32 議員の派遣について

(追 加 日 程)

- 追加日程第 1 町長提案説明
追加日程第 2 議案第 89 号 令和 3 年度小山町一般会計補正予算 (第 6 号)
追加日程第 3 議案第 90 号 令和 3 年度小山町水道事業会計補正予算 (第 1 号)
追加日程第 4 発議第 4 号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書

議

事

午前 10 時 00 分 開議

○議長（遠藤 豪君） 本日は御苦労さまです。

ここで御報告します。新型コロナウイルス感染防止のため、議場内ではマスクを着用することとします。

ただいま出席議員は 13 人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略します。

-
- 日程第 1 議案第 70 号 町道路線の認定について
 - 日程第 2 議案第 71 号 町道路線の変更について
 - 日程第 3 議案第 72 号 字の区域の変更について
 - 日程第 4 議案第 73 号 字の区域の変更について
 - 日程第 5 議案第 74 号 財産を支払手段として使用することについて（変更）
(小山町上野工業団地造成工事)
 - 日程第 6 議案第 75 号 小山町中小企業・小規模企業振興基本条例の制定について
 - 日程第 7 議案第 76 号 小山町手数料条例の一部を改正する条例について
 - 日程第 8 議案第 77 号 令和 3 年度小山町一般会計補正予算（第 5 号）
 - 日程第 9 議案第 78 号 令和 3 年度小山町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
 - 日程第 10 議案第 79 号 令和 3 年度小山町育英奨学資金特別会計補正予算（第 1 号）
 - 日程第 11 議案第 80 号 令和 3 年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
 - 日程第 12 議案第 81 号 令和 3 年度小山町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
 - 日程第 13 議案第 82 号 令和 3 年度小山町土地取得特別会計補正予算（第 1 号）
 - 日程第 14 議案第 83 号 令和 3 年度小山町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
 - 日程第 15 議案第 84 号 令和 3 年度小山町宅地造成事業特別会計補正予算（第 1 号）
 - 日程第 16 議案第 85 号 令和 3 年度小山町上野工業団地造成事業特別会計補正予算（第 1 号）
 - 日程第 17 議案第 86 号 令和 3 年度小山町小山 P A 周辺開発事業特別会計補正予算（第 1 号）
 - 日程第 18 議案第 87 号 令和 3 年度小山町温泉供給事業特別会計補正予算（第 1 号）

○議長（遠藤 豪君） 日程第 1 議案第 70 号から日程第 18 議案第 87 号までの議案 18 件を一括議題とします。

それでは、8 月 25 日に各常任委員会に付託した議案につき、会議規則第 41 条第 1 項の規定により、各常任委員長から、委員会における審査の経過並びに結果について報告を求めます。

初めに、総務建設委員長 室伏 勉君。

○総務建設委員長（室伏 勉君） ただいまから、8月25日、総務建設委員会に付託された13議案について、審査の経過と結果を御報告します。

9月14日、午前10時から、会議室において、当局から副町長、関係部課長など、議会から委員全員が出席し、審査を行いました。

初めに、議案第70号 町道路線の認定についてを報告します。

委員から、この町道は大胡田の分譲地内の道路か。との質疑に。

そのとおりです。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第70号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第71号 町道路線の変更については、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第72号 字の区域の変更についてを報告します。

委員から、それぞれの小字に繰り入れる面積は。との質疑に。

小字古屋舗へ637平米、小字舟久保へ4平米、小字小丸へ400平米、小字二枚畑へ421平米、小字只水へ9,353平米、小字大丸へ9,576平米、小字箒畑へ5平米をそれぞれ繰り入れするものです。との答弁がありました。

委員から、この変更により租税措置の変更はあるか。との質疑に。

農地の評価をする際は、標準的な単価を使用しているため来年の税額は上がりません。との答弁がありました。

委員から、一色工区のほ場整備はこれで終わりか。との質疑に。

一色地区については、まだ整備の行き届いていない箇所があるので、今後整備を進めていく予定です。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第72号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第73号 字の区域の変更については、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第74号 財産を支払手段として使用することについて（変更）（小山町上野工業団地造成工事）を報告します。

委員から、今回の変更に伴い、残りの土地はどうなるのか。との質疑に。

町と大和ハウス工業の協定により、事業区域49万193平米のうち、代物弁済として工事費に充てる部分が26万406平米、残りの土地については、用地取得費、補償費、調査費などの町が起債を財源に支出する分の償還金に充て、一部は公共用地になります。町が支出した分は全てこの土地を売り渡した際にいただきます。町の負担はありません。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第 74 号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 75 号 小山町中小企業・小規模企業振興基本条例の制定についてを報告します。

委員から、町の責務や基本理念の記述はあるが、企業が事業などを外部に委託する際、行政指導などにより、町内の企業を多く使うような方向性をつけることはできないか。との質疑に。

明確な文言はありませんが、マッチングという形で動くのではないかと考えています。との答弁がありました。

委員から、ローカルファーストということだが、小山町の特産品である水菜やワサビなどを特化し、特別に支援するなどの具体策はあるか。との質疑に。

町の特産品を扱っていただくように、地元の中小企業にもマッチングさせて販売拡大につなげていただきたいと考えています。具体的な手法については、今後、会議体を設けて推進していきます。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第 75 号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 77 号 令和 3 年度小山町一般会計補正予算（第 5 号）を報告します。

委員から、農村活性化センター管理費の修繕費 500 万円の詳細は。との質疑に。

農村活性化センターの厨房及びベーカリー工房の 2 か所の排水管で、油脂による詰まりなどが生じていることから、グリストラップという装置を交換することが主なものです。との答弁がありました。

委員から、駿河小山駅前交流センター試行的運営助成金の内容は。との質疑に。

駅前交流センターの運営については、引き続き観光協会に依頼するもので、主なものは人件費です。との答弁がありました。

委員から、足柄サービスエリア周辺地区開発道路整備事業について、実際には開発事業者のための事業ではないか。なぜ公共事業として道路法第 24 条を適用しないのか。との質疑に。

この区間は、行く行くは道路整備を行う重点道路であると考えていました。そこに、開発のために道路幅員が必要なことや、その公共性も高いことなどから、受託事業として開発事業の中で道路整備事業を進めるものです。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第 77 号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 81 号 令和 3 年度小山町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）、議案第 82 号 令和 3 年度小山町土地取得特別会計補正予算（第 1 号）、議案第 84 号 令和 3 年度小山町宅地造成事業特別会計補正予算（第 1 号）、議案第 85 号 令和 3 年度小山町上野工業団地造成事業特別会計補正予算（第 1 号）、議案第 86 号 令和 3 年度小山町小山 P A 周辺開発事業特別会計補正予

算（第1号）は、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第87号 令和3年度小山町温泉供給事業特別会計補正予算（第1号）を報告します。

委員から、山中湖村では温泉水として販売していますが、町では検討していないのか。との質疑に。

可能であれば検討していきたいと考えます。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第87号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務建設委員会に付託された13議案の審査の経過と結果についての委員長報告とします。

なお、委員会終了後、町道5054号線及び3343号線についての町道路線の認定・変更箇所、道の駅「ふじおやま」及び「すばしり」の施設改修予定箇所について、現地確認と視察を実施しましたことも併せて御報告します。

○議長（遠藤 豪君） 次に、文教厚生委員長 室伏辰彦君。

○文教厚生委員長（室伏辰彦君） ただいまから、8月25日、文教厚生委員会に付託された6議案について、審査の経過と結果を御報告します。

9月16日、午前10時から、会議室において、当局から副町長、教育長、関係部課長等、議会から委員全員が出席し、審査を行いました。

初めに、議案第76号 小山町手数料条例の一部を改正する条例についてを報告します。

委員から、マイナンバーカードの再交付件数、交付率、近隣市町との比較は。との質疑に。

昨年度の再交付件数は46件でした。交付率は、今年9月5日現在で42.66%であり、県全体では約30%余りですので、小山町は高い方だと認識しています。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第76号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第77号 令和3年度小山町一般会計補正予算（第5号）を報告します。

委員から、おやまベースボールフェスティバル実行委員会交付金は、足柄の鈴木大地選手の寄附を充てたものだと思うが、フェスティバルの内容は。との質疑に。

事業内容は主に四つで、少年野球の交流大会の開催、鈴木大地選手本人による子ども達との野球教室の開催、小山中学校生徒を対象とした講演会の開催、町内スポーツ少年団8団体への活動支援などを予定しています。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第77号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 78 号 令和 3 年度小山町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）、議案第 79 号 令和 3 年度小山町育英奨学資金特別会計補正予算（第 1 号）、議案第 80 号 令和 3 年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）、議案第 83 号 令和 3 年度小山町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）は、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、文教厚生委員会に付託された 6 議案の審査の経過と結果についての委員長報告とします。

なお、委員会終了後、小山消防署新庁舎建設検討会用地作業部会に提示した 3 か所の候補地についての現地確認と視察を実施しましたことを併せて御報告します。

○議長（遠藤 豪君） 以上で、各常任委員長の報告は終わりました。

これから順次、質疑、討論、採決を行います。

日程第 1 議案第 70 号 町道路線の認定について、総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 起立全員です。したがって、議案第 70 号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 2 議案第 71 号 町道路線の変更について、総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 起立全員です。したがって、議案第 71 号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第3 議案第72号 字の区域の変更について、総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、議案第72号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4 議案第73号 字の区域の変更について、総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、議案第73号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第74号 財産を支払手段として使用することについて(変更)(小山町上野工業団地造成工事)について、総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、議案第74号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6 議案第75号 小山町中小企業・小規模企業振興基本条例の制定について、総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、議案第75号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7 議案第76号 小山町手数料条例の一部を改正する条例について、文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、議案第76号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8 議案第77号 令和3年度小山町一般会計補正予算(第5号)について、各常任委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する各委員長の報告は可決です。本案は、各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、議案第77号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第9 議案第78号 令和3年度小山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 起立全員です。したがって、議案第78号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第10 議案第79号 令和3年度小山町育英奨学資金特別会計補正予算（第1号）について、文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 起立全員です。したがって、議案第79号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第11 議案第80号 令和3年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 起立全員です。したがって、議案第80号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 12 議案第 81 号 令和 3 年度小山町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について、総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 起立全員です。したがって、議案第 81 号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 13 議案第 82 号 令和 3 年度小山町土地取得特別会計補正予算（第 1 号）について、総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 起立全員です。したがって、議案第 82 号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 14 議案第 83 号 令和 3 年度小山町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について、文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 起立全員です。したがって、議案第 83 号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 15 議案第 84 号 令和 3 年度小山町宅地造成事業特別会計補正予算（第 1 号）について、総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 起立全員です。したがって、議案第 84 号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 16 議案第 85 号 令和 3 年度小山町上野工業団地造成事業特別会計補正予算（第 1 号）について、総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 起立全員です。したがって、議案第 85 号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 17 議案第 86 号 令和 3 年度小山町小山 P A 周辺開発事業特別会計補正予算（第 1 号）について、総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 起立全員です。したがって、議案第 86 号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 18 議案第 87 号 令和 3 年度小山町温泉供給事業特別会計補正予算（第 1 号）について、総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 起立全員です。したがって、議案第 87 号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 19 認定第 2 号 令和 2 年度小山町一般会計歳入歳出決算

日程第 20 認定第 3 号 令和 2 年度小山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算

日程第 21 認定第 4 号 令和 2 年度小山町育英奨学資金特別会計歳入歳出決算

日程第 22 認定第 5 号 令和 2 年度小山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

日程第 23 認定第 6 号 令和 2 年度小山町下水道事業特別会計歳入歳出決算

日程第 24 認定第 7 号 令和 2 年度小山町土地取得特別会計歳入歳出決算

日程第 25 認定第 8 号 令和 2 年度小山町介護保険特別会計歳入歳出決算

日程第 26 認定第 9 号 令和 2 年度小山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算

日程第 27 認定第 10 号 令和 2 年度小山町上野工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算

日程第 28 認定第 11 号 令和 2 年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計歳入歳出決算

日程第 29 認定第 12 号 令和 2 年度小山町小山 P A 周辺開発事業特別会計歳入歳出決算

日程第 30 認定第 13 号 令和 2 年度小山町温泉供給事業特別会計歳入歳出決算

日程第 31 議案第 88 号 令和 2 年度小山町水道事業会計利益の処分及び決算の認定

○議長（遠藤 豪君） 次に、日程第 19 認定第 2 号から日程第 30 認定第 13 号までの令和 2 年度決算 12 件と、日程第 31 議案第 88 号 令和 2 年度小山町水道事業会計利益の処分及び決算の認定 1 件の合計 13 件を一括議題とします。

それでは、9 月 7 日、各常任委員会に付託した認定等につき、会議規則第 41 条第 1 項の規定により、各常任委員長から、委員会における審査の経過並びに結果について報告を求めます。

初めに、総務建設委員長 室伏 勉君。

○総務建設委員長（室伏 勉君） 9 月 7 日、総務建設委員会に付託された令和 2 年度決算関係の委員会での審査の経過と結果を御報告します。

委員会は、先ほど報告しました議案の審査に引き続き、決算関係 9 件の審査を行いました。

初めに、認定第2号 令和2年度小山町一般会計歳入歳出決算を報告します。

委員から、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金の主な使い道は。との質疑に。
全部で54事業あり、主なものは、プレミアム商品券発行事業、小学校タブレット購入事業、あしがら温泉の指定管理者への支援などです。との答弁がありました。

委員から、駿河小山駅前交流センターは町直営だが、物品を売り上げた収入はどこに計上されているのか。との質疑に。

交流センターは観光協会に管理をしていますが、その契約の中で、町は売上についていただかないことになっています。との答弁がありました。

委員から、空き家対策について、その情報の入手方法は。との質疑に。

直接相談に来られる方もいますが、主に区長さんから、毎年、区内の危険空家の情報を教えていただくことにより、情報の収集をしています。との答弁がありました。

委員から、駿河小山駅前再開発まちづくり検討支援において、駅周辺から白岩交差点までの道路交通網調査から、町道白岩線改良にどのように反映されたか。また、国道246号線生土交差点改良の進捗は。との質疑に。

駿河小山駅前の活性化ビジョンを作成し、国交省・静岡県・小山町の三者による勉強会を開催しています。この中で、3月議会で認定していただいた町道を含め、国道246号線交差点やそれに付随する県道や町道の工事方法について、具体的に検討を進めていこうと考えています。との答弁がありました。

委員から、松田町営駐車場について、駅前には利便性の高い民間の駐車場が多くあるが、その活用は考えられないか。との質疑に。

今までの実績を踏まえ、今後の検討をしていく上で、民間のサービスで足りるのであれば、それをうまく活用し、町民の利便性につなげていきたいと考えています。との答弁がありました。

委員から、富士箱根トレイル等維持管理の負担金について、登る富士山から見る富士山にとのことで始めた事業のようだが、利用者はどのくらいあったのか。との質疑に。

山のスタンプラリーは855人、足柄峠のハイキングバスは88人、明神峠と足柄峠のハイキングタクシーは41人の利用者がありました。山のスタンプラリーは、今年度も継続して実施しています。との答弁がありました。

委員から、ナラ枯れ対策事業補助金について、町道の沿線にもナラ枯れが増えており非常に危惧している。道路管理者への指導はどうされているのか。との質疑に。

基本的に、その底地が個人所有者であるものは、その方にお知らせする必要があります。通行の問題もあることから、建設課とも情報共有しながら、通行に対して安全確保できるように進めていきます。との答弁がありました。

委員から、年度内の資金収支の状況を見ると、四半期ごとの各期末残高において10億円以上の資金残高があるが、資金運用の考え方を伺う。との質疑に。

毎月、各課から提出される収支の資金計画に基づき、比較的、歳計現金に余裕がある期間、金融機関へ定期預金として預け入れをしています。令和2年度については、歳計現金に不足が生じる可能性がある時期があったため、資金運用は行いませんでした。令和3年度についても、今のところ予定はありません。との答弁がありました。

私から、道路橋梁費受託事業収入の予算額7億7,800万円余とかなり多額だが、収入済額・収入未済額はともに0円です。この理由は。との質疑に。

受託事業として実施している足柄の開発道路整備事業費に対する収入です。町と開発事業者で、道路の整備がここまで終わったら納めていただくというような協定を結んでいます。これに基づいて事務を進めている中で、予算に対して収入がないという状況になっています。との答弁がありました。

その答弁に対し、足柄サービスエリア周辺地区開発道路整備事業について、平成29年度から令和2年度までの歳入歳出の状況を調査した。その結果、歳出合計が6億3,300万円に対し、国費及び事業者からの受託費としての歳入合計は2億6,100万円、その差の3億7,000万円余は受託事業者から収入されるべきではないか。また、収入されなかったのであれば、決算書に収入未済金として計上しなければならないのではないか。この件については、明らかに町の説明不足であり、議会に説明すべきではないか。副町長の考えは。との質疑に。

副町長から、このケースで細かいことは承知していませんが、一般的なことで申し上げますと、町が発注する工事の場合は、どの段階で工事費を支払うかということは契約書に記載しています。受託にしても委託にしても、当然きちんとやっていただくとの約束の下で進めるのであって、町でも同じですが、完成払いということは当然あることですので、一時的に入金されなくて仕事を前倒して行うということは通常あり得ることだと思います。タイムラグが生じて入金のタイミングが年度をまたがってしまうことはよくある話なのではと思います。ただ、その辺りにつきましても、どの段階でお金を入れるとか、入れないかということは、契約上の話だと思いますので、今回のケースにおける契約の形を確認した上での処理ということで進められていると認識しています。との答弁がありました。

その答弁に対し、問題にしているのは、この3億7,000万円余が決算書のどこにも記載がないから問題にしているのであって、3億7,000万円余が入っていないということが明示された上でこれを認定すると、何もどこにもなくて、誰も知らなくて、それを認定するのでは訳が違う。との質疑に。

今回、御説明が足りなかったことにつきましては、反省しております。当然、開発事業者とは協定に基づいてお支払いいただくこととなっていますので、そのことは守っていただきます。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、認定第2号は、賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第6号 令和2年度小山町下水道事業特別会計歳入歳出決算、認定第7号 令和2年度小山町土地取得特別会計歳入歳出決算は、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第9号 令和2年度小山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算を報告します。

委員から、宮ノ台地区の販売状況は。との質疑に。

全13区画中、売却済みが7区画、売買契約済みが1区画、申込み済みが1画で、残りは4区画です。との答弁がありました。

委員から、大胡田地区の後に開発の予定はあるのか。予定がないなら、この特別会計はいつ頃終了するのか。との質疑に。

今後の宅地分譲は、今回の大胡田を最後に事業は終了する予定です。この後、全ての分譲が完了し歳入歳出が確定した後に、この特別会計を廃止します。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、認定第9号は、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第10号 令和2年度小山町上野工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算は、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第11号 令和2年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計歳入歳出決算を報告します。

委員から、まだまだこの会計は赤字が続くわけだが、この施設を企業に売却することは考えていないのか。との質疑に。

新聞紙上では、大手企業などが脱炭素による企業イメージ向上の一環として運営、との記事を拝見しますが、電力会社への相談結果も含め、施設を使いたいなどの具体的な話はありません。今後の運営状況などにより、最善策を選択することになります。との答弁がありました。

委員から、この事業の出発地点は、平成22年の台風9号による山地崩壊から始まった。それに未利用材の使用と次世代施設園芸と組み合わせて小山町の未来を創ろうというのが基本だと思う。もう一度、原点に立ち戻ってやっていった方がいいと思うが。との質疑に。

現在は、民間と連携して事業を展開していかなければ何もできないという世の中ですので、民間連携を視野に入れ、検討していきたいと考えています。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、認定第11号は、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第12号 令和2年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計歳入歳出決算、認定第13号 令和2年度小山町温泉供給事業特別会計歳入歳出決算、議案第88号 令和2年度小山町水道事業会計利益の処分及び決算の認定は、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上で、総務建設委員会に付託された、令和2年度決算関係9議案の審査の経過と結果についての委員長報告とします。

○議長（遠藤 豪君） 次に、文教厚生委員長 室伏辰彦君。

○文教厚生委員長（室伏辰彦君） 9月7日、文教厚生委員会に付託された令和2年度決算関係の委員会での審査の経過と結果を御報告します。

委員会は、先ほど報告しました議案の審査に引き続き、決算関係5件の審査を行いました。

初めに、認定第2号 令和2年度小山町一般会計歳入歳出決算を報告します。

委員から、2市1町共通利用券の利用率を伺う。また、新型コロナウイルスの関係や緊急工事等で休館が多かったことから、利用率を上げるためにも券の利用期間を延長する考えはなかったのか。との質疑に。

利用率は31.1%でした。利用期間については、この券は、外出の機会を創出することを主な目的として、毎年9月1日から翌年8月31日まで利用できることから、今年度新たに配付する利用券を使っただけだと考えています。との答弁がありました。

委員から、こども園費の人員費の関係で、正規職員が56名、パートタイム会計年度任用職員が43名、フルタイム会計年度任用職員が17名との説明があつたが、正規職員数と会計年度任用職員数が同じくらいの職員数だが、この現状をどのように考えているのか。また、現在、保育士等は充足し、保育への支障はきたしていないか。待機児童はいるのか。との質疑に。

こども園は、朝7時から夜6時まで開園していることから、正規職員の1日の勤務時間だけでは足りないために、会計年度任用職員を任用する必要が生じます。職員数はぎりぎりの状況ですが、今後も適正な会計年度任用職員の採用を図り、こども園の運営を行っていきます。なお、待機児童はおりません。との答弁がありました。

委員から、不妊・不育治療費助成金の内容及び成果は。との質疑に。

体外受精及び顕微授精等に対する不妊治療助成が12件、人工授精等に対する不育治療助成が3件の合計15件に対する助成金です。不妊治療された方のうち、妊娠された方が5件ありました。なお、来年4月からは、不妊治療の保険適用が始まる予定であることから、広報等で周知を図っていきたいと考えています。との答弁がありました。

委員から、現在、森村橋は普通財産か、イベント等で団体等が借りる場合に問題ないか。との質疑に。

森村橋は、国の重要文化財であることから、文化財として位置づけており、生涯学習課が所管する行政財産です。イベント等の開催については、申請内容に応じて対応していきます。管理条例の制定については、検討していきたいと考えています。との答弁がありました。

委員から、放課後学習室について、受講料として歳入が73万1,000円、歳出が2,150万円である。この事業の実態は塾に当たると思うが、公教育の機会均等の理念から考えたとき、行政がこの事業を実施することが妥当なのか疑問である。この事業の歳入歳出の内訳は。との質疑に。

放課後学習室は、学力向上施策の一環として、補習授業を実施して生徒の学力向上と学習内容の補完の場を提供すること、また、本町の子育て環境を充実させるとともに、保護者の負担を軽減し、将来の小山町を担う人材の育成を図ることを目的として実施しています。歳入は、対象となる町内3中学校の3年生、延べ301か月分の受講料と教材費です。歳出は、講師の人件費約420万円、職員派遣で約300万円、映像教材費が約570万円、一般管理費として約200万円などが主なものです。との答弁がありました。

委員から、防犯カメラの設置について、町内には何台の防犯カメラが設置されたことになるのか。また、事件事故等で解決できた事案があったか。との質疑に。

令和2年度末で17か所設置しています。防犯カメラの映像は、警察へデータ提供しており、自損事故等で映像確認を行った事例がありました。その他、犯罪捜査等にも活用されているようですが、詳細は不明です。との答弁がありました。

委員から、放課後児童クラブの利用者数と指導員数は。との質疑に。

成美小学校が利用者20人に対して、支援員等は常勤が1人、非常勤が4人、明倫小学校が利用者46人に対し、支援員等は常勤が2人、非常勤が5人、足柄小学校が利用者24人に対し、支援員等は常勤が2人、非常勤が4人、北郷小学校が利用者85人に対して、支援員等は常勤が5人、非常勤が8人、須走小学校が利用者28人に対して、支援員等は常勤が4人、非常勤が2人となっています。との答弁がありました。

委員から、医療機関院内感染防止対策整備費補助金について、三つの医療機関が実施した整備内容は。との質疑に。

足柄地区町有診療所ではPCR検査施設としてプレハブを設置、明倫地区町有診療所では施設の増築、富士小山病院では人工呼吸器の購入、透析室レイアウト変更、職員の誘導線変更の改修等となっています。との答弁がありました。

委員から、新型コロナウイルス感染症対策事業に関して、他の自治体では自宅療養者に食料の支援やパルスオキシメーターの配付をされたり、地域のお医者さんが健康観察や往診をされたりしている。自宅療養中に重症となり亡くなる方もいる。町では自宅療養者を把握しているのか。の質疑に。

自宅療養者は県で管理することになっていますので、町としては把握していません。との答弁がありました。

委員から、自主防災対策事業について、各地区の自主防災会に女性リーダーがいるか。避難所の運営等で女性がいることで心強い面もあると思うが。との質疑に。

女性リーダーは、全部で25人いらっしゃいます。町では、以前から男女共同参画の考え方に基づいて、女性の防災リーダー養成のための講座や研修を行っており、今後も力を入れていきたいと考えています。との答弁がありました。

委員から、生活排水処理基本計画作成業務について、その計画内容は。との質疑に。

限りある水資源の循環及び効率的な生活排水処理施設の整備を推進することを目的に、小山町生活排水処理基本計画を見直し、改正したもので、地域の将来計画、整備課題、個別設置の浄化槽、公共浄化槽の検討等を行ったものです。との答弁がありました。

委員から、小中学校の学校管理費において、需用費の不用額が、小学校では566万円、中学校では574万円計上されているが、その理由は。との質疑に。

主な原因は、新型コロナウイルス感染症対策として、消毒液等を購入するために予算を確保しましたが、在庫不足で予定どおりに購入できなかったものと、電気代・水道代が3月の請求があるまで金額が確定できなかったことによるものです。今後も引き続き決算見込額を算定し、不用額の減少に努めます。との答弁がありました。

委員から、こども相談事業費に関して、何人で構成されており、どのような相談が寄せられているのか。との質疑に。

この事業費では、こども相談員2人で各学校・園を巡回し、保護者等の相談を受け対応しています。相談の内容は、子どもの就学や、園や学校生活の不安の話などです。との答弁がありました。

委員から、教育用ICT備品に関して、小学1年生から3年生のタブレットを購入し、これで全ての小中学生が1人1台のタブレットを保有していることになった。緊急事態宣言やコロナ対応として、自宅への持ち帰りやオンライン授業が今後重要になってくるかと思うが、その対応状況は。との質疑に。

自宅での学習については、低学年は一人でタブレットを操作することは難しいと思いますので、タブレット学習をメインにしようとは考えていません。4年生以上は持ち帰って使えるように順次進めており、試験的に2校では学習や朝の会に使っています。中学生は、昨年度、朝の会・帰りの会でタブレットを使用しました。いずれにしても、タブレットは先生方と子ども達の学習やコミュニケーションを取るための一つのツールとして考えており、オンライン授業が全てとは考えていません。との答弁がありました。

委員から、男女共同参画推進事業費について、この事業の目的とそれに対する実績や成果は。との質疑に。

男女の人権尊重、女性の活躍できる社会づくり、誰もがいきいきと安心して暮らせる環境づくりの三つを目的として事業を実施しました。具体的には、男女共同参画推進協議会を1回開催し、講師を招いて講習会を実施しました。コロナ禍での開催でしたので大々的なPRはできませんでしたが、主に連合婦人会の皆様を中心に参加していただき実施しました。これにより男女共同参画に関しての理解促進が図られたと感じています。との答弁がありました。

委員から、御殿場小山ファミリーサポートセンター事業に関して、受託会員24人、委託会員65人となっており、会員数のバランスが取れていないように思うが。との質疑に。

受託と委託の会員数のバランスは取れていない状況ですので、この制度について更に周知し、受託会員が増えるように努力していきます。との答弁がありました。

委員から、体育施設管理費の修繕料 569 万 2,000 円の内容は。との質疑に。

弓道場の安土の修繕が 385 万円、小山道場の畳修繕 129 万 8,000 円、小山球場のトイレの浄化槽の蓋枠修繕 54 万 4,000 円の 3 件です。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、認定第 2 号は、全員賛成で原案のとおり認定するものと決しました。

次に、認定第 3 号 令和 2 年度小山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を報告します。

委員から、健康診断の受診率が若干下がっている。御殿場市内の病院でも受診できるようにしたらどうか。との質疑に。

受診率は県内上位ということではありますが、通知手法を見直し、受診率の向上に努めていきます。御殿場市内の病院での受診については、医師会との調整の中で、健診だけの問題ではなく、地域医療全体をトータル的に判断した中で決着したものです。との答弁がありました。

委員から、国保の短期被保険者証と資格証明証の発行件数と、コロナ禍における医療費の支払い困難事例はあったか。との質疑に。

短期被保険者証は 6 世帯、資格証明証は 8 世帯に交付しました。支払い困難事例は特にありませんでした。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、認定第 3 号は、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第 4 号 令和 2 年度小山町育英奨学資金特別会計歳入歳出決算、認定第 5 号 令和 2 年度小山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第 8 号 令和 2 年度小山町介護保険特別会計歳入歳出決算を報告します。

委員から、認知症総合支援事業について、認知症高齢者の見守りについて現在の取組状況と、位置情報提供サービスの利用状況について伺う。との質疑に。

高齢者がいなくなったときなど、見守りネットワークによる情報の共有を図っています。また、放浪癖のある高齢者には、地域包括支援センターを通じてネットワークの台帳に登録した上で、センターの連絡先が書かれたオレンジ色のシールを配付し、その方の靴等に貼っていただいています。位置情報提供サービスを利用している方はいません。との答弁がありました。

委員から、要介護認定者 945 人の内訳は。との質疑に。

要支援 1 が 80 人、要支援 2 が 116 人、要介護 1 が 216 人、要介護 2 が 150 人、要介護 3 が 135 人、要介護 4 が 154 人、要介護 5 が 94 人です。との答弁がありました。

委員から、実質収支額と介護給付費準備基金残高について、3 年前の決算額と比較すると約 8,000 万円増えているが、その要因は。との質疑に。

第7期計画による保険給付費・地域支援事業費について、計画よりも実際のサービス利用による支出が少なかったことが理由です。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、認定第8号は、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上で、文教厚生委員会に付託された、令和2年度決算関係5議案の審査の経過と結果についての委員長報告とします。

○議長（遠藤 豪君） 以上で、各常任委員長の報告は終わりました。

これから順次、質疑、討論、採決を行います。

それでは、ここで10分間休憩します。

午前11時10分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（遠藤 豪君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第19 認定第2号 令和2年度小山町一般会計歳入歳出決算について。

各常任委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

通告に従い、討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。5番 岩田治和君。

○5番（岩田治和君） 認定第2号 令和2年度小山町一般会計歳入歳出決算について、反対意見を申し上げます。

まず、この中の足柄サービスエリア周辺地区開発道路整備事業について申し上げます。

3点ほど意見を申し上げますが、まず、先ほど委員長報告の中で詳細な説明がありましたように、決算書の中に3億5,000万円強の巨額な未収入額が決算書に計上されていないということが、まず1点目あります。

次に、第2点目は、令和元年度道路整備事業として145万円ほどが一般財源から充当されています。これは、この事業自体が国の社会資本整備総合交付金と開発事業者からの受託事業収入を充当するということではありますが、一切補正予算もありませんし、議会の承認もなしで、このような金額が受託金として一般財源から充当されていることは、私は認められない疑問点です。

3点目としましては、民間事業者から町が受託して事業を行うということで事業を進めておりますが、私の観点からすると、地方自治法及び公務員法に抵触する可能性があるのではないかとというような疑問点があります。

それ以外の歳入歳出決算についてはおおむね了承しますが、この3点がどうしても私の疑問点として了承できない点です。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する各委員長の報告は認定であります。本案は、各委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 起立多数です。したがって、認定第2号は、認定することに決定しました。

それでは、ここで暫時休憩します。

ただいまから会議室において議会運営委員会を開催しますので、関係者の皆様は御参集願います。

午前11時25分 休憩

午前11時32分 再開

○議長（遠藤 豪君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま議員から、発議第3号 認定第2号 令和2年度小山町一般会計歳入歳出決算に対する附帯決議が提出されました。

この発議は、所定の賛成者がありますので、成立いたしました。

お諮りします。日程の順序を変更し、日程第19-1として発議第3号を追加し、直ちに議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 異議なしと認めます。したがって、日程第19-1として発議第3号を追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

議案及び変更後の議事日程を配付します。

（議案等配付）

日程第19-1 発議第3号 認定第2号 令和2年度小山町一般会計歳入歳出決算に対する附帯決議

○議長（遠藤 豪君） 日程第19-1 発議第3号 認定第2号 令和2年度小山町一般会計歳入歳出決算に対する附帯決議を議題とします。

提出者の説明を求めます。6番 池谷 弘君。

○6番(池谷 弘君) ただいま議題となりました発議第3号 認定第2号 令和2年度小山町一般会計歳入歳出決算に対する附帯決議について、提出者を代表し、提案理由の説明を申し上げます。

提案理由につきましては、当局に対し、足柄SA周辺地区開発道路整備事業費について、その収支などに関する事務手続を改善し、事業の進捗に対する透明性を確保することを求めるものです。

決議第1号。

認定第2号 令和2年度小山町一般会計歳入歳出決算に対する附帯決議。

足柄SA周辺地区開発道路整備事業費に関して、道路橋梁費受託事業として、開発事業者より費用を受入れ工事を行うという説明で、平成29年度から事業が行われてきた。

今回の決算においては、工事が4億2,900万円に対して受託事業収入は0円で、総務建設委員会における決算質疑で質疑がなされるまで、その件に対する議会への説明は一切なかった。

以上のことにより、下記に掲げる項目に特に配慮されるよう強く求める。

- 1、事業計画及び事業進捗の詳細な説明に努めること。
- 2、適正な事業計画及び予算の計上、並びに決算の正確かつ漏れのない報告に努めること。
- 3、足柄SA周辺地区開発道路整備事業費の受託事業収入に関して、確実な入金に努めること。

以上、附帯決議する。

令和3年9月27日、静岡県駿東郡小山町議会。

以上、会議規則第14条の規定に基づき、決議書を提出します。

提出者、池谷 弘。賛成者、渡辺悦郎、菌田豊造、米山千晴、室伏 勉。

よろしく御審議のほど御承認を賜りたくお願い申し上げます。

○議長(遠藤 豪君) 提出者の説明は終わりました。

これから質疑を行います。

提出者の説明に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

池谷 弘君提出の発議第3号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、町長から発言を求められておりますので、発言を許します。町長。

○町長（池谷晴一君） ただいま採決、決定をされました発議第3号 認定第2号 令和2年度小山町一般会計歳入歳出決算にかかります附帯決議、足柄SA周辺地区開発道路整備事業費についてであります。

令和2年度決算におきまして、開発事業者からの道路橋梁費受託事業収入についての説明が議会に対しまして十分でなかったことにつきまして、いただきました御指摘を真摯に受け止め、今後は、議会に対しまして、事業に関する詳細な経過説明と予算計上等に係ります報告等を行ってまいります。また、開発事業者からの受託事業収入につきましては、確実な入金に努めてまいります。

以上であります。よろしくお願いたします。

○議長（遠藤 豪君） それでは、これで発議第3号を終了とします。

お諮りします。日程第20 認定第3号から日程第30 認定第13号までの令和2年度特別会計決算11件及び日程第31 議案第88号 令和2年度小山町水道事業会計利益の処分及び決算の認定1件の合計12件については、一括質疑とすることにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 異議なしと認めます。したがって、認定第3号から認定第13号及び議案第88号を一括質疑とします。

それでは、認定第3号から議案第88号までについて、各常任委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第20 認定第3号 令和2年度小山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 起立全員です。したがって、認定第3号は、認定することに決定しました。

日程第21 認定第4号 令和2年度小山町育英奨学資金特別会計歳入歳出決算について。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、認定第4号は、認定することに決定しました。

日程第22 認定第5号 令和2年度小山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、認定第5号は、認定することに決定しました。

日程第23 認定第6号 令和2年度小山町下水道事業特別会計歳入歳出決算について。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、認定第6号は、認定することに決定しました。

日程第24 認定第7号 令和2年度小山町土地取得特別会計歳入歳出決算について。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、認定第7号は、認定することに決定しました。

日程第25 認定第8号 令和2年度小山町介護保険特別会計歳入歳出決算について。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、認定第8号は、認定することに決定しました。

日程第26 認定第9号 令和2年度小山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算について。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、認定第9号は、認定することに決定しました。

日程第27 認定第10号 令和2年度小山町上野工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算について。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、認定第10号は、認定することに決定しました。

日程第28 認定第11号 令和2年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計歳入歳出決算について。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（遠藤 豪君） 起立多数です。したがって、認定第 11 号は、認定することに決定しました。

日程第 29 認定第 12 号 令和 2 年度小山町小山 P A 周辺開発事業特別会計歳入歳出決算について。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 起立全員です。したがって、認定第 12 号は、認定することに決定しました。

日程第 30 認定第 13 号 令和 2 年度小山町温泉供給事業特別会計歳入歳出決算について。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 起立多数です。したがって、認定第 13 号は、認定することに決定しました。

日程第 31 議案第 88 号 令和 2 年度小山町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決及び認定であります。本案は、委員長の報告のとおり可決及び認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 起立全員です。したがって、議案第 88 号は、可決及び認定することに決定しました。

日程第 32 議員の派遣について

○議長（遠藤 豪君） 日程第 32 議員の派遣についてを議題とします。

議員の派遣については、お手元に配付しましたとおり、11月2日に三島市で開催されます東部地区6市4町議会議長連絡会に副議長を、11月5日に裾野市で開催されます2市1町議員研修会に全議員を派遣することについて、会議規則第130条の規定により、これから採決します。

議員の派遣について、これを行うことに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、議員の派遣については、これを行うことに決定しました。

お諮りします。ただいま決定した議員派遣について変更を要するときは、議長に一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(遠藤 豪君) 異議なしと認めます。したがって、決定した議員派遣について、変更を要するときは、議長一任で変更できることに決定しました。

ここで職員の入室を許可します。

議員の皆様はしばらくお待ちください。

お諮りします。ただいま町長から、議案第89号 令和3年度小山町一般会計補正予算(第6号)、議案第90号 令和3年度小山町水道事業会計補正予算(第1号)、また議会から、発議第4号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の合計3件の追加議案が提出されました。

発議1件は、所定の賛成者がありますので、成立しました。

これらを日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(遠藤 豪君) 異議なしと認めます。したがって、町長提出の議案第89号、議案第90号、並びに議会提出の発議第4号の合計3件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

議案は既に配付されておりますので、よろしくお願いをいたします。

追加日程第1

町長提案説明

○議長(遠藤 豪君) 追加日程第1 町長提案説明を議題とします。

町長から、議案第89号及び議案第90号について提案説明を求めます。町長 池谷晴一君。

○町長(池谷晴一君) 今回追加提案いたしましたのは、補正予算2件であります。

初めに、議案第89号 令和3年度小山町一般会計補正予算(第6号)についてであります。

本案は、本庁舎の空調機器の老朽化に伴う改修事業に係るもので、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ1億8,900万円を追加し、歳入歳出総額を123億5,598万1,000円とするとともに、繰越明許費を設定するものであります。

次に、議案第 90 号 令和 3 年度小山町水道事業会計補正予算（第 1 号）についてであります。

本案は、収益的支出を 656 万円増額し、予算総額を 3 億 2,396 万 5,000 円に、また、資本的支出を 220 万円増額し、予算総額を 4 億 384 万 7,000 円にするものであります。

なお、議案の審議に際し、関係部長からそれぞれ補足説明をいたしますので、よろしく願いいたします。

以上であります。

追加日程第 2 議案第 89 号 令和 3 年度小山町一般会計補正予算（第 6 号）

○議長（遠藤 豪君） 追加日程第 2 議案第 89 号 令和 3 年度小山町一般会計補正予算（第 6 号）を議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長 小野一彦君。

○企画総務部長（小野一彦君） 議案第 89 号 令和 3 年度小山町一般会計補正予算（第 6 号）についてであります。

今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ 1 億 8,900 万円を追加し、歳入歳出総額を 123 億 5,598 万 1,000 円とするものであります。

初めに、5 ページの繰越明許費の補正であります。

総務費、総務管理費の庁舎空調改修事業は、本庁舎の空調設備をリニューアルするものでありますが、年度内の完了が見込めないため、繰越明許費の設定を追加するものであります。

次に、歳入について御説明申し上げます。

7 ページをお開きください。

20 款 2 項 4 目総合計画推進基金繰入金を 1 億 8,900 万円増額いたしますのは、庁舎空調改修事業の財源として繰り入れるものであります。

次に、歳出について御説明申し上げます。

8 ページをお開きください。

2 款 1 項 4 目財産管理費、説明欄（4）庁舎管理費を 1 億 8,900 万円増額しますのは、本庁舎の空調機器老朽化に伴う改修工事を実施するものであります。

改修工事の概要は、庁舎空調機器の全面的なリニューアルを実施するもので、庁舎建築時に設置され、特定フロンを使用している水冷ヒートポンプ式ターボ冷凍機及びファンコイルの運用を取りやめ、空冷式ヒートポンプエアコンに更新するものであります。

改修工事は、事務への支障が最小限となるようフロアごとに行い、また新たに専用の受電設備を設置するもので、令和 4 年 5 月末までの完了を予定するものであります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第 89 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 起立全員です。したがって、議案第 89 号は、原案のとおり可決されました。

追加日程第 3 議案第 90 号 令和 3 年度小山町水道事業会計補正予算（第 1 号）

○議長（遠藤 豪君） 追加日程第 3 議案第 90 号 令和 3 年度小山町水道事業会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

補足説明を求めます。都市基盤部長 湯山博一君。

○都市基盤部長（湯山博一君） 議案第 90 号 令和 3 年度小山町水道事業会計補正予算（第 1 号）についてであります。

補正予算書の 2 ページを御覧ください。

今回の補正は、既定の予算総額に収益的支出を 656 万円増額し、予算総額を 3 億 2,396 万 5,000 円に、また、資本的支出を 220 万円増額し、予算総額を 4 億 384 万 7,000 円にするとともに、これに伴う議会の議決を得なければ流用することができない経費の補正を行うものであります。

それでは、予算書の 3 ページを御覧ください。

初めに、収益的支出についてであります。

1 款 3 項 2 目、備考欄 47 節、災害による損失を 656 万円増額いたしますのは、8 月 15 日の豪雨により発生した濁水への対応に要した職員の時間外勤務手当 16 万円及び被災をした奈良橋第 1 水源の応急復旧業務の委託料 640 万円で、小山町建設業協会と締結をしております災害時における応急対策業務に関する協定に基づき実施をしたものであります。

次に、資本的支出について御説明をいたします。

3 ページの下段を御覧ください。

1 款 1 項 1 目、備考欄 41 節、工事請負費を 220 万円増額いたしますのは、先ほど説明いたしました奈良橋第 1 水源の本復旧工事として、倒壊したフェンスの復旧を行うものであります。

説明は以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第90号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 起立全員です。したがって、議案第90号は、原案のとおり可決されました。

追加日程第4 発議第4号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める
意見書

○議長（遠藤 豪君） 追加日程第4 発議第4号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書を議題とします。

提出者の説明を求めます。8番 渡辺悦郎君。

○8番（渡辺悦郎君） ただいま議題となりました発議第4号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について、提案理由の説明を申し上げます。

今回提案の意見書につきましては、静岡県町村議会議長会会長から小山町議会へ意見書の採択を求める依頼が提出され、8月18日の議会運営委員会において慎重審議・協議していただき、本会議に提案をすることに委員全員の賛成を得ました。

それでは、以下、意見書の朗読により提案理由の説明とさせていただきますので、お手元の意見書を御覧ください。

意見書第1号。

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書。

新型コロナウイルスの感染拡大は変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的・社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いています。

この中で、地方財政は、来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。

地方自治体においては、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、雇用対策、防災・減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに財政需要の増嵩が見込まれる社会保障等への対応に迫られており、このためには地方税財源の充実が不可欠である。

よって、国においては、令和4年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記の事項を確実に実現されるよう強く要望する。

1、令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、経済財政運営と改革の基本方針2021において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう十分な総額を確保すること。

2、固定資産税は市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行わないこと。また、生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた固定資産税等に係る特別措置は、本来、国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

3、令和3年度税制改正により講じられた土地に係る固定資産税の課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとする事。

4、令和3年度税制改革により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、さらなる延長は断じて行わないこと。

5、炭素に係る税を創設または拡充する場合には、その一部を地方税または地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月27日、静岡県駿東郡小山町議会。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、経済再生担当大臣。

以上のとおり提出するものです。

提出者、渡辺悦郎。賛成者、室伏 勉、室伏辰彦、小林千江子、高畑博行、鈴木 豊。

よろしく御審議のほど、御承認を賜りたくお願い申し上げます。

○議長（遠藤 豪君） 提出者の説明は終わりました。

これから質疑を行います。

提出者の説明に対し質疑を許します。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありますか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありますか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

渡辺悦郎君提出の発議第4号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤豪君) 起立全員です。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

以上で、本定例会に提出されました議案、その他の議事は全部終了しました。

これで会議を閉じ、令和3年第6回小山町議会9月定例会を閉会します。

午後0時09分 閉会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議会議長 遠藤 豪

署名議員 小林 千江子

署名議員 佐藤 省三